

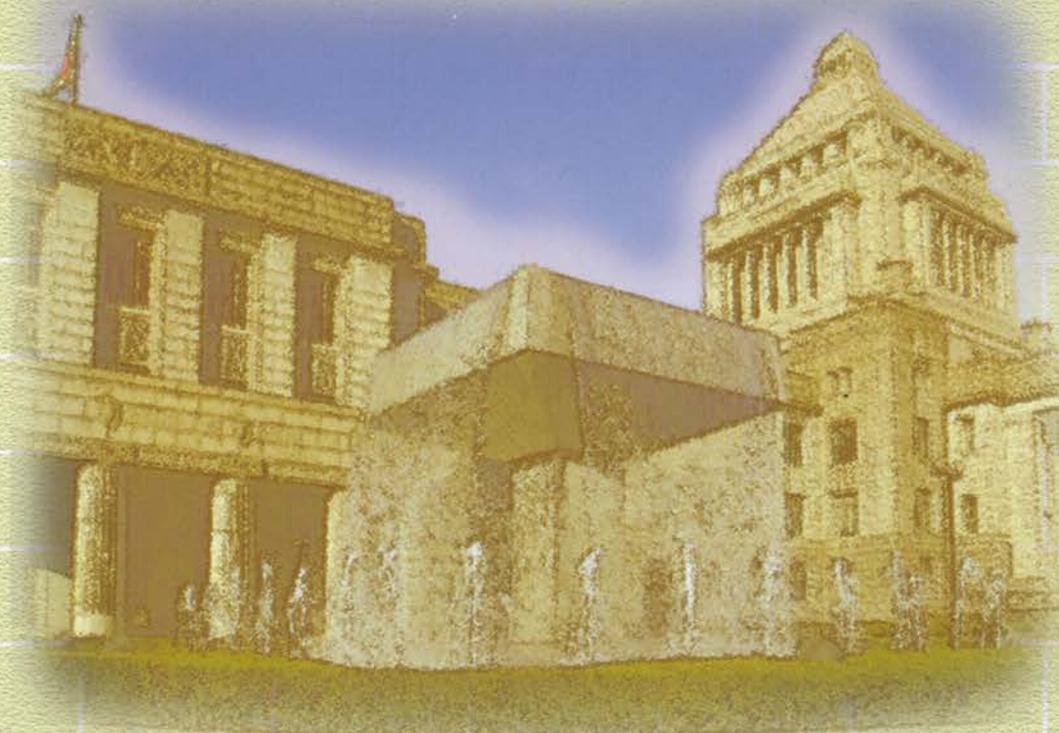
平成17年

衆議院の動き

第13号

第162回国会(常会)

第163回国会(特別会)



衆議院事務局

平成17年

衆議院の動き

第13号

第162回国会(常会)

(平成17.1.21~8.8 200日間)

第163回国会(特別会)

(平成17.9.21~11.1 42日間)

衆議院事務局

国民に開かれた、わかりやすい国会をめざして



衆議院議長

河野 洋平

総選挙を経て、昨年9月に召集された第163回特別国会において、各会派のご推挙をいただき、第72代衆議院議長として再度重責を担うことになりました。国及び国民の将来に係わる重要な懸案が山積している折、職責の重大さを痛感しております。私は、衆議院が国民の信託に応えるために議会の原則である十分な審議を尽くすとともに、これまで取り組んできた国会改革を更に進めるため、誠心誠意努めて参ります。

平成17年は、衆議院の解散、総選挙により、院の構成が大きく変わったのでありますが、国内問題では、郵政民営化、三位一体改革、社会保障制度改革等の諸改革をはじめ、BSE、アスベスト、鳥インフルエンザ等国民生活に直結した重要で喫緊な問題について、また、国際的な問題では、イラクの人道復興支援、北朝鮮、地球温暖化等世界の平和と繁栄のために国際社会の一員としてわが国が果たさなければならない役割について、常会、特別会を通じて真剣な議論が展開されました。

「衆議院の動き」は、こうした衆議院の活動の客観的で忠実な情報を積極的に発信するとともに、審議状況をわかりやすく説明することにより、国民の皆様から正確なご理解を得ることが、国政を遂行する上で極めて重要であるとの考えから刊行しているものであり、本誌にはこの一年の国会の動き、本会議・委員会の概況、衆議院改革の動き、請願及び予備的調査等についての活動がまとめてあります。本誌が、国民の皆様の幅広いご理解とご支援を頂くための一助となることを期待しております。

なお、この他にもインターネット上で、衆議院ホームページ、衆議院審議中継、国会会議録検索システムが提供されておりますので、併せてご利用いただくことにより、衆議院に対する理解を一層深めていただくことができるものと存じます。

今後とも、開かれた、わかりやすい国会をめざして努力して参りますので、皆様から忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いです。

目 次

国民に開かれた、わかりやすい国会をめざして…… 衆議院議長 河野洋平

第1 平成17年の国会の動き

1 国会の召集及び会期	1
2 国会の主な動き	1
(1) 概況	1
(2) 定率減税の縮減関係	8
(3) 三位一体改革（国と地方の税財政改革）関係	10
(4) 介護保険関係	13
(5) 郵政民営化関係	15
(6) 会社法制関係	18
(7) 地球温暖化対策関係	22
3 国政選挙結果	26
(1) 平成17年4月統一補欠選挙	26
(2) 第44回衆議院議員総選挙	26
(3) 平成17年10月統一補欠選挙	27

第2 本会議の概況

【第162回国会】

1 国務大臣の演説及び質疑	29
(1) 小泉内閣総理大臣の施政方針演説	29
(2) 町村外務大臣の外交演説	36
(3) 谷垣財務大臣の財政演説	39
(4) 竹中経済財政政策担当大臣の経済演説	42
(5) 国務大臣の演説に対する質疑要旨	44
2 主な議案等の審議	50
3 決議	58

【第163回国会】

1 国務大臣の演説及び質疑	61
(1) 小泉内閣総理大臣の所信表明演説	61
(2) 国務大臣の演説に対する質疑要旨	63
2 主な議案等の審議	68

第3 委員会の概況

- ・委員名簿
- ・議案審査等
- ・国政調査
- ・閉会中審査
- ・決議
- ・小委員会
- ・分科会
- ・公聴会
- ・連合審査会
- ・合同審査会
- ・公述人
- ・参考人
- ・意見陳述者
- ・委員派遣
- ・視察
- ・議員海外派遣

1	内閣委員会	71
2	総務委員会	78
3	法務委員会	94
4	外務委員会	106
5	財務金融委員会	115
6	文部科学委員会	126
7	厚生労働委員会	133
8	農林水産委員会	151
9	経済産業委員会	162
10	国土交通委員会	173
11	環境委員会	187
12	安全保障委員会	195
13	国家基本政策委員会	200
14	予算委員会	206
15	決算行政監視委員会	221
16	議院運営委員会	232
17	懲罰委員会	241
18	災害対策特別委員会	243
19	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	248
20	沖縄及び北方問題に関する特別委員会	255
21	青少年問題に関する特別委員会	258
22	武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会	262
23	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びに イラク人道復興支援活動等に関する特別委員会	264
24	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会	269
25	郵政民営化に関する特別委員会	272
26	日本国憲法に関する調査特別委員会	286
第4	憲法調査会	289
	・委員名簿 ・調査の経過 ・調査会の議論の内容	
第5	年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議	309
	・設置の経緯 ・名簿 ・議論の概要	
第6	衆議院改革の動き	
1	議会制度協議会	315
2	国会議員の互助年金等に関する問題	315

第7 請願等

- 1 請願審議の概況等…………… 317
- 2 採択された請願の概要…………… 319

第8 予備的調査

- 1 予備的調査制度の概要…………… 321
- 2 実施された予備的調査…………… 321

国会関係資料

- 1 各会派所属議員数及び役員一覧…………… 325
- 2 内閣閣僚一覧…………… 329
- 3 議案経過一覧…………… 332
- 4 委員会に付託されるに至らなかった議案一覧…………… 334
- 5 質問主意書一覧…………… 337
- 6 議員海外派遣一覧…………… 344
- 7 国際会議及び出席議員一覧…………… 346
- 8 国賓・公賓等の国会訪問及び行事…………… 348
- 9 正式招待による訪日外国国会議員団…………… 350
- 10 各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談…………… 351
- 11 本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等…………… 352
- 12 傍聴人数…………… 354
- 13 参観者数…………… 356

[参考]

- 1 国会議員定数の変遷…………… 358
- 2 国会議員会派別議員数の推移（召集日ベース）…………… 359
- 3 会期等…………… 361

国会案内…………… 363

国会年表…………… 383

※ 会派名の略称（順不同）

（衆議院）

自民	自由民主党
民主	民主党・無所属クラブ
公明	公明党
共産	日本共産党
社民	社会民主党・市民連合
国民	国民新党・日本・無所属の会
無	無所属

（参議院）

自民	自由民主党
民主	民主党・新緑風会
公明	公明党
共産	日本共産党
社民	社会民主党・護憲連合
国日	国民新党・新党日本の会
無	各派に属しない議員

第1

平成17年の国会の動き

第1 平成17年の国会の動き

1 国会の召集及び会期

平成17年には、第162回国会（常会）及び第163回国会（特別会）が召集された。

第162回国会は、平成17年1月21日に召集された。会期は、6月19日までの150日間であったが、55日間延長され、8月13日ま

での205日間（8月8日に衆議院が解散され、200日間。）となった。

第163回国会は、9月21日に召集され、会期は11月1日までの42日間であった。

2 国会の主な動き

(1) 概況

【第162回国会（常会）】

第162回国会は、平成17年1月21日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定を行った後、災害対策特別委員会外6特別委員会を設置した。

この国会においては、郵政民営化関連法案の審議が大きな焦点となったのをはじめ、税制改革、国と地方の税財政改革である三位一体改革、介護保険制度改革、会社に関する各種制度の見直し、地球温暖化対策の推進などが主な論点となり、議論が行われた。【これらの動きについては、(2)～(7)を参照】

このほか、政治資金問題、社会保障制度改革、経済・外交問題についても集中的に議論が行われた。

施政方針演説及び代表質問

召集日の1月21日、衆参両院の本会議において、小泉内閣総理大臣の施政方針演説、町村外務大臣の外交演説、谷垣財務大臣の財政演説及び竹中経済財政政策担当大臣の経済演説の政府4演説が行われた。

小泉内閣総理大臣はこの中で、「民間にできることは民間に、地方にできることは地方にとの改革を進める一方、国民の安全と安心を

確保することこそ国家の重要な役割」との考えを示し、「内外の困難な課題が山積する今」、「恐れず、ひるまず、とらわれずの姿勢を貫いて改革を断行することは、まさに私の本懐とするところであります」との決意を表明した。

まず、平成16年に多発した豪雨や台風、新潟県中越地震及びインドネシア・スマトラ島沖での大地震と津波の被災者に対し、お見舞いを述べた。国内の被害に対しては、迅速に復旧事業に取り組めるよう補正予算を編成し、災害に強い国づくりを一層進める一方、インド洋沿岸各国の被害に対しては、医療や消防関係者、自衛隊などを国際緊急援助隊として派遣するとともに、援助物資や資金を5億ドル無償で供与し、アジアの一員としてできる限りの復興支援をし、関係国や国連との協力を積極的に進める方針を示した。

次に、少子高齢化が進むことから、経済活力を維持しつつ、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、与野党が立場を越えて、公的年金制度の一元化を含め、社会保障の一体的見直しに早急に取り組まなければならないと述べ、また、介護保険制度の安定に向け、制度全般を見直すと

の方針を示した。

郵政民営化については、「改革の本丸」、「まさに小さな政府を実現するために欠かせない行財政改革の断行そのもの」と強調し、郵政公社を民営化する法律案を本国会に提出し、成立を期すとの意欲を示した。持ち株会社のもとに、窓口サービス、郵便、郵貯、簡保の機能ごとに4つの事業会社を設立するとともに、郵便貯金会社と郵便保険会社については、他の事業会社の経営状況に左右されないよう株式を売却して民有民営を実現すると述べた。

また、「改革なくして成長なし」の方針のもと、デフレの克服と経済の活性化を目指し、金融、税制、規制、歳出の改革を実行してきており、バブル崩壊後の負の遺産の整理のめどがついた今、構造改革の取組をさらに加速し、2010年代初頭には、政策的な支出を新たな借金に頼らない財政構造改革を進めるとの方針を示した。加えて、平成11年度導入の定率減税は平成18年から半減し、三位一体の改革や社会保障制度の見直しと併せ、税制の抜本的改革の具体化に向けた取組を進めると述べた。

次に、美しい地球を次世代に引き継ぐことは我々の責務であるとして、平成17年愛知県で開催される21世紀最初の国際博覧会「愛・地球博」では、人間と自然が共生していく未来への道を提示すると述べた。また、地球温暖化防止のための京都議定書の発効を受け、温室効果ガスの削減に意欲を示した。

さらに、我が国は、戦後、世界第2位の経済大国となったが、平和主義を貫き、資金面、人的貢献の面で、世界の平和と繁栄に積極的な役割を果たしてきたと述べ、我が国の国際貢献の実績は国連安保理の常任理事国にふさわしいものであり、国連改革の機運が高まる中、その一員となるよう外交に一層の力を注ぐとの考えを明らかにした。イラクに対しては、平成16年12月、自衛隊の派遣期間を1年延長し、人道復興支援活動を継続するとした。北朝鮮に対しては、対話と圧力の考え方に立ち、米国、韓国、中国、ロシアと連携しつつ粘り強く交渉し、拉致、核、ミサイルの問題を包括的に解決し、両国関係の正常化を

目指す考えを示した。また、中国とは、日中首脳会談において、未来志向の日中関係を構築する方針で一致したことを述べ、個々の分野で意見の相違があっても、大局的な観点から幅広い分野における協力を強化していく考えを明らかにした。

そして、戦後60年を迎える中、新しい時代の憲法の在り方について、大いに議論を深める時期であり、また、皇位継承を安定的に維持する制度の在り方について検討すると述べた。

これに対する本会議の代表質問は、1月24日及び25日の両日行われ、郵政民営化、社会保障制度改革、災害対策、少子化対策、外交問題などについて論議が展開された。

参議院においては、同月25日及び26日に代表質問が行われた。

平成16年度補正予算及び平成17年度総予算審議

会期当初においては、平成16年の大型台風や新潟県中越地震の災害対策費を講ずるための平成16年度補正予算及び平成17年度総予算の審議が緊急の課題であった。

平成16年度補正予算は、予算委員会において、1月26日に提案理由の説明を聴取した後、同月27日及び28日の2日間質疑が行われ、28日全会一致で可決すべきものと議決され、同日の本会議において可決された。

参議院においては、2月1日の本会議で可決され、補正予算は成立した。

一方、平成17年度総予算は、予算委員会において、1月28日に提案理由の説明を聴取し、2月2日、3日及び4日に内閣総理大臣と全閣僚が出席する基本的質疑が行われた後、一般的質疑、政治資金等、外交・経済、社会保障及び三位一体その他内政問題についての集中審議、公聴会、分科会が行われ、3月2日の締めくくり質疑をもって質疑を終局した。

質疑終局後、総予算は賛成多数で可決すべきものと議決され、同日の本会議において、記名投票の結果、可決された。

参議院においては、3月23日の本会議で可決され、総予算は成立した。【予算審議につい

ては、「第3 委員会の概況 14 予算委員会」参照】

年金問題

年金制度改正については、本国会においても予算委員会で社会保障について集中審議が行われるなど議論が行われた。

社会保障制度の見直しをめぐっては、平成16年5月の自民、民主、公明の3党による制度全般の見直しを行うための与野党の協議機関の設置などで合意以来、具体的な動きがなかった。平成17年3月25日、自民、民主、公明、共産、社民の5党は、年金・社会保障制度の抜本改革を議論するため両院合同会議を設置することで合意し、4月1日の衆参両院の本会議において、新たに全会派参加による「両院合同会議」の設置を内容とする「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議案」が自民、民主、公明、社民の4党の賛成多数で可決された。

両院合同会議は、国会法に基づく委員会運営に準じたものとされ、年金制度改革について各党が論点・目指すべき姿・施策について提起して議論を進め、平成17年秋までに改革の方向づけを行い、骨格の成案をまとめることとし、4月8日に初会議が開かれた。これまで、年金をはじめとする社会保障についての考え方、年金制度の現状認識及び将来の見通し、国民年金の位置づけ、国民皆年金の意義、国民年金と生活保護の関係などについて各党から意見が述べられ、議論が行われた。

【両院合同会議については、「第5 年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議」参照】

なお、国会議員互助年金の見直し問題について、1月20日、衆参両院議長の諮問機関である「国会議員の互助年金等に関する調査会」から両院議長に対し答申が行われ、議会制度協議会において検討が進められた。【国会議員の互助年金等に関する調査会については「第6 衆議院改革の動き 2 国会議員の互助年金等に関する問題」参照】

憲法調査会の報告

憲法調査会（中山太郎会長）は、4月15日、平成12年1月に同調査会設置以来、5年余にわたる調査の経過及び結果をとりまとめた報告書案を自民、民主、公明の3党の賛成多数で議決し、衆議院憲法調査会規程第2条第1項に基づき、同日、議長に提出した。同月26日には、本会議において、中山会長から憲法調査会報告書について提出の経緯並びに概要の報告が行われた。【憲法調査会については、「第4 憲法調査会」参照】

なお、参議院憲法調査会は、同月20日、「日本国憲法に関する調査報告書」を参議院議長に提出した。

郵政民営化関連法案の参議院での否決

後半国会の大きな焦点となった郵政民営化関連6法案は、4月27日に提出された。

5月20日の本会議において、これらの法律案を審査するため郵政民営化に関する特別委員会が設置された（民主、社民欠席）。

6法律案は、同月26日の本会議で趣旨説明の聴取及び質疑を行った（民主、社民欠席）後、同日の特別委員会において提案理由の説明を聴取（民主、社民欠席）し、翌27日に質疑入りした。

同委員会においては、参考人からの意見聴取、地方公聴会を含む審査が行われた。

6月29日、郵政民営化法案など4法律案に対し、自民、公明の共同提案による修正案が提出され、7月4日採決を行ったところ、4法律案とも賛成多数で修正議決すべきものと議決され、郵便事業株式会社法案など2法律案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。

翌5日の本会議においては、自民党内に法律案に反対する者もあったが、記名投票の結果、僅差をもって委員長報告のとおり議決され、参議院に送付された。

参議院においては、8月5日の委員会で賛成多数で可決すべきものと議決されたが、同月8日の本会議においては自民党内に法律案に反対する者もあって、記名投票の結果、賛成少数で否決され、郵政民営化関連6法案は

本院に返付された。【郵政民営化関係については、(5)及び「第3委員会の概況 25 郵政民営化に関する特別委員会」参照】

解散

小泉内閣総理大臣は、8月8日、参議院での郵政民営化関連6法案の否決を受け、郵政民営化の是非について国民に信を問う意向を表明し、同日の臨時閣議で衆議院の解散を決定した。同日の本会議において、民主が提出した小泉内閣不信任決議案の議題宣告の直後に議長に解散詔書が伝達され、衆議院は解散された。

成立した主な法律案等

第162回国会において成立した法律案の主なものは、内閣提出法律案では、税制改正関連法案、三位一体改革関連法案、介護保険法等改正法案、地球温暖化対策の推進に関する法律改正法案、会社法案、独占禁止法改正法案、防衛庁設置法等改正法案、旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等法律改正法案、農業経営基盤強化促進法等改正法案、刑法等改正法案、証券取引法改正法案、刑事施設及び受刑者の処遇等法律案などである。

議員提出の法律案では、国民の祝日に関する法律改正法案、食育基本法案、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等法律案、

【第163回国会（特別会）】

第163回国会は、平成17年9月21日に召集された。

この国会は、先の第162回国会で衆議院が解散され、9月11日に第44回衆議院議員総選挙が行われたのを受けて召集された特別国会であり、召集日の本会議において正副議長の選挙が行われた。議長の選挙の結果、河野洋平君 478、無効1で河野洋平君が当選した。続いて副議長の選挙の結果、横路孝弘君 479で横路孝弘君が当選した。

次いで議席の指定を行い、会期を11月1日までの42日間と議決した後、議長は議院運営

文字・活字文化振興法案などである。

条約では、石綿の使用における安全に関する条約などが承認された。

また、本国会においては、スマトラ沖大地震・大津波災害に際し国際的支援活動において我が国が果たすべき役割に関する決議案、京都議定書発効に伴う地球温暖化対策推進の強化に関する決議案、国連創設及びわが国の終戦・被爆60周年に当たり、更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案など5件が可決された。

第163回国会召集前

前国会において郵政民営化関連6法案に反対した前自民党議員を中心に「国民新党」及び「新党日本」が結成され、9月20日、両党を中心に衆議院での統一会派として「国民新党・日本・無所属の会」が結成された。

また、9月11日に行われた総選挙では、自由民主党は大幅に議席を伸ばし、公明党と合わせた連立与党の議席は、総定数の3分の2を超す圧勝となった。翌12日、自由民主党小泉純一郎総裁と公明党神崎武法代表は連立政権合意文書に署名し、両党による連立政権体制が成立した。

同月17日、選挙前の議席を大幅に減らした民主党は、両院議員総会で岡田克也党首の後任として前原誠司議員を新たに党首に選出した。

委員を指名し、議院運営委員長を選挙の手續を省略して指名した。

引き続き、内閣総理大臣の指名の投票が行われ、記名投票の結果、小泉純一郎君 340、前原誠司君 114、志位和夫君 9、福島みずほ君 7、綿貫民輔君 6、徳田毅君 1、無効2で小泉純一郎君が内閣総理大臣に指名された。

また、参議院においても、同日、小泉純一郎君が内閣総理大臣に指名された。

翌22日、議長は議院運営委員を除く各常任委員を指名し、議院運営委員長を除く各常任委員長を選挙の手續を省略して指名した。

また、政治倫理審査会委員を指名した。

特別委員会については、前国会で設置された災害対策特別委員会など7特別委員会のほか新たに日本国憲法に関する調査特別委員会を設置した。

この国会においては、前国会において参議院で否決され再提出された郵政民営化関連法案の審議が焦点となったのをはじめ、年金制度改革、三位一体改革、税制改革、公務員制度改革、政策金融機関の統廃合問題、政治資金問題、アスベスト（石綿）問題などが議論となった。

議案としては、郵政民営化関連6法案のほか、テロ対策特別措置法改正法案、障害者自立支援法案などが重要な議題となった。

前国会で設置された年金・社会保障制度の抜本改革を議論する両院合同会議は開催されなかった。

国会議員互助年金の見直しについては、10月26日、議会制度協議会において、与野党は、平成18年3月末で制度を廃止することで合意し、次期通常国会に新制度などの関連法案を提出することとなった。

9月21日、第3次小泉内閣の組閣が行われ、第2次小泉改造内閣の閣僚（平成17年8月11日岩永峯一農相任命）全員が再任された。

所信表明演説及び代表質問

9月26日、衆参両院の本会議において、小泉内閣総理大臣の**所信表明演説**が行われた。

小泉内閣総理大臣は、「改革なくして成長なし、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にとの方針のもと、自由民主党及び公明党による連立政権の安定した基盤に立って、引き続き構造改革を断行する」との決意を表明した。

まず、郵政民営化は、まさに行政、財政、経済、金融など、あらゆる分野の構造改革につながる「改革の本丸」とであると強調した。第162回国会において、郵政民営化関連法案は否決されたが、総選挙において、郵政民営化に賛成する自由民主党及び公明党が多くの国民の信任を得たことを受け、改めて本法律案を提出し、成立を期すと述べた。また、資

金の入口の郵政民営化だけでなく、出口の政府系金融機関の改革に取り組むとの方針を示した。

次に、4兆円程度の補助金改革、3兆円規模を目指した税源移譲、地方交付税の見直しの三位一体の改革については、地方の意見を真摯に受けとめ、平成18年度までに確実に実現すると述べた。また、2010年代初頭には、政策的な支出を新たな借金に頼らずにその年度の税収等で賄えるよう、財政構造改革に全力で取り組む姿勢を示し、さらに、国家公務員については、給与体系を見直すとともに、定員の純減目標を設定し、総人件費を削減する方針を明らかにした。

そして、年金、医療、介護を柱とする社会保障制度は、国民生活を支える基盤であると述べ、とりわけ年金制度は、長期的な視野に立って改革を進める必要があり、与野党が協議を行い、意見の相違を埋める努力をすることが不可欠との認識を示した。また、今後被害の拡大が懸念されるアスベスト問題に対処するため、被害者救済対策やアスベストの早期かつ安全な除去などに政府を挙げて取り組む方針を示した。

さらに、国際社会は今、途上国の開発や貧困の克服、地球環境の保全、大量破壊兵器の拡散防止など、複雑かつ困難な課題に直面していることから、こうした諸問題に対し、効果的に機能する国連が必要であることを先の国連総会で訴えたと述べ、安全保障理事会の改革など国連の強化に向けて全力を尽くす考えを明らかにした。また、テロの防止、根絶に対しては、テロ対策特別措置法の期限の延長を図り、国際社会と協力して取り組むと述べ、イラクでの自衛隊による人道復興支援活動については、イラク国民の要望や国際情勢を踏まえつつ、現地の状況をよく見きわめた上で判断するとした。そして、中国や韓国を始めとする近隣諸国とは、幅広い分野における協力を強化し、相互理解と信頼に基づいた未来志向の友好関係を構築していくと述べ、北朝鮮との間では、拉致、核、ミサイルの問題を包括的に解決して国交正常化を目指すとの方針を示した。

これに対する本会議の代表質問は、9月28日に行われ、郵政民営化、税制改革、道路特定財源の見直し、アスベスト問題、憲法改正、アジア外交、イラクの自衛隊派遣などについて論議が展開された。

参議院においては、同月29日に代表質問が行われた。

郵政民営化関連法案の再提出

9月26日、政府から民営化開始時期を半年遅らせるなど若干の修正を加えたほかは前国会において参議院で否決された法律案と同一内容の郵政民営化関連6法案が提出された。

また、民主から10月3日、対案として郵便貯金の規模縮小などを内容とする郵政改革法案が提出され、同月6日の本会議において各法律案に対する趣旨説明の聴取及び質疑を行った後、同日の郵政民営化特別委員会において、それぞれ提案理由の説明を聴取し、翌7日に質疑入りした。同月11日、民主提出の郵政改革法案は否決すべきものと議決され、郵政民営化関連6法案はいずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。同日の本会議において郵政民営化関連6法案は記名投票の結果、賛成338、反対138で可決された。

参議院においては、10月14日の本会議で可決され、成立した。【郵政民営化関係については、(5)及び「第3委員会の概況 25 郵政民営化に関する特別委員会」参照】

テロ対策特別措置法改正法案

10月4日、テロ対策特別措置法の期限を1年間延長するための改正法案が提出され、同月11日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑を行った後、同日のイラク支援特別委員会において提案理由の説明を聴取した。同月17日質疑に入り、翌18日、自民、公明の賛成多数により原案のとおり可決すべきものと議決され、同日の本会議で可決された。

参議院においては、10月26日の本会議で可決され、成立した。【テロ対策特別措置法改正法案については、「第3委員会の概況 23 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援

活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会」参照】

障害者自立支援法案

9月30日、政府から障害者への福祉サービスの一元化や利用者負担の導入などを内容とする障害者自立支援法案が提出された。本法律案は衆議院解散により前国会参議院で審査未了となったもので、本国会においては参議院先議となり、10月14日、参議院本会議において可決し、本院に送付された。

同月18日、本会議において本法律案及び本国会に民主から対案として提出された障害者自立支援及び社会参加促進のための身体障害者福祉法等改正法案の両法律案について趣旨説明の聴取及び質疑を行った。翌19日、厚生労働委員会においてそれぞれ提案理由の説明を聴取し、同月21日から質疑に入り、同月25日には参考人から意見を聴取した。同月28日、民主提出の法律案は否決すべきものと議決され、障害者自立支援法案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。同月31日の本会議において本法律案は可決、成立した。【障害者自立支援法案については、「第3委員会の概況 7 厚生労働委員会」参照】

政治資金規正法改正法案

自民、公明の与党から10月11日、政治団体間の献金の上限を年間5,000万円に規制することなどを内容とする政治資金規正法改正法案が提出された。

また、民主から翌12日、迂回献金を禁止し、献金の上限を3,000万円に規制することなどを内容とする政治資金規正法等改正法案が提出された。10月14日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、両法律案について、それぞれ提案理由の説明を聴取し、質疑を行った。同日、民主提出の法律案は否決すべきものと議決され、与党提出の法律案は原案のとおり可決すべきものと議決された。同月18日の本会議において与党提出の法律案は可決された。

また、10月14日の同特別委員会において、政党支部の解散手続を党本部が行えるように

する政治資金規正法改正法案の成案を決定・提出し、同月 18 日の本会議で可決された。両改正法案は、10 月 26 日の参議院本会議で可決、成立した。【政治資金規正法改正法案については、「第 3 委員会の概況 19 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」参照】

アスベスト問題

企業の従業員、工場周辺住民等に発生しているアスベストによる健康被害問題で、被害者の救済策等について厚生労働委員会での集中審議をはじめ、関係委員会等において議論が行われた。

なお、10 月 25 日、民主から石綿対策の総合的推進に関する法律案が提出されたが継続審査となった。

会期末

会期最終日の 11 月 1 日、本会議において議院運営委員長外 5 常任委員長を選挙の手續を省略して指名するとともに閉会中審査の手續や請願採択などが行われ、第 163 回国会は終了した。

また、同日、民主、共産及び社民の野党 3 会派の衆議院議員 128 名から小泉内閣総理大臣あての臨時国会召集要求書が提出された。

なお、同日、参議院においても同様の臨時国会召集要求書が提出された。

10 月 31 日、小泉内閣総理大臣は内閣改造

を行い、第 3 次小泉改造内閣が発足した。

成立した主な法律案等

第 163 回国会において成立した法律案のうち、前記以外の主なものは、内閣提出法律案では、電波法及び放送法改正法案、労働安全衛生法等改正法案、銀行法等改正法案などである。また、議員提出の法律案では、国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等法律改正法案、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等法律案、会計検査院法改正法案などである。

第 163 回国会閉会后

11 月 17 日、国土交通省が建築設計事務所による建築物の構造計算書偽造問題を発表、当該建築物の耐震性に大きな問題がある可能性を指摘した。11 月 29 日、国土交通委員会において、問題が指摘された物件の視察が行われるとともに、同日以降数回にわたって閉会中審査が行われた。特に建築物の構造計算書偽装問題について、11 月 29 日、12 月 7 日に参考人に対する質疑、同月 14 日に証人喚問が行われた。

このほか、日朝政府間協議及び第 5 回六者会合、在日米軍再編問題、子どもの安全対策、イラク人道復興支援特別措置法に基づく対応措置に関する基本計画の変更などについて関係委員会においてそれぞれ閉会中審査が行われた。

(2) 定率減税の縮減関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 定率減税導入の経緯

平成9年秋以来、アジアの経済危機や金融システムの動揺、雇用不安等を背景に経済情勢が急速に悪化し、歳出面、金融面を含め総合的な施策が講じられる中、税制面でも、平成10年(度)分の所得税及び個人住民税について、合わせて2兆円の特別(定額)減税が実施された。さらに平成10年4月に策定された総合経済対策において、2兆円の特別(定額)減税を追加実施することとされ、平成10年には当初分、追加分を合わせて4兆円の特別(定額)減税が実施された。

平成10年8月、小淵総理(当時)は所信表明演説で「税制については、我が国の将来を見据えたより望ましい制度の構築に向け、抜本的な見直しを展望しつつ、景気に最大配慮して、6兆円を相当程度上回る恒久的な減税を実施する。個人所得課税については、国民の意欲を引き出せるような税制を目指し、所得税と住民税を合わせた税率の最高水準を50%に引き下げ、減税規模は4兆円を目途とする。法人課税については、我が国企業が国際社会の中で十分競争力が発揮できるよう、総合的な検討を行い、実効税率を40%程度に引き下げる。これらの減税を平成11年以降に実施する」旨を表明した。

さらに、その後の国会審議の際に①これらの減税は1年限りの特別減税と異なり、期限の定めのない「恒久的」なものとすること②個人所得課税の減税は、最高税率の引下げに中堅所得者層に配慮した定率減税を組み合わせで行うことなどが明らかにされた。

そして、平成11年度の税制改正で、経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに、当時の著しく停滞した経済活動の回復に資するよう、個人所得課税及び法人課税の抜本的な見直しを行うまでの間の措置として、個人所得課税の最高税率の引下げ(所得税:50%→37%、個人住民税:15%→13%)及び法人課税の基本税率の引下げ(法人税:34.5%→30%、法人事業税:11%→9.6%)な

どとともに、定率減税(平年度減収見込額:所得税2兆6,460億円、個人住民税8,848億円)が実施された。

なお、これらの措置は特例法としての「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」(以下「所得税等負担軽減措置法」という。)及び「地方税法」に基づいている。所得税等負担軽減措置法は第1条(趣旨)で「この法律は、近年における我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに現下の著しく停滞した経済活動の回復に資する個人及び法人の所得課税の制度を構築することが国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で緊要な課題であることにかんがみ、その一環として、これらの事態に対応して早急に実施すべき所得税及び法人税の負担軽減措置を講ずるため、個人及び法人の所得課税の在り方について、税負担の公平の確保、税制の経済に対する中立性の保持及び税制の簡素化の必要性等を踏まえ、この法律が施行された後の我が国経済の状況等を見極めつつ抜本的な見直しを行うまでの間、所得税法及び法人税法の特例を定めるものとする。」と規定した上で、所得税の最高税率の引下げ、定率減税、法人税の基本税率の引下げ等が措置された。

(イ) 今般の改正に至る経緯

政府税制調査会は、平成14年6月の「あるべき税制の構築に向けた基本方針」及び平成15年6月の「少子・高齢社会における税制のあり方」において、定率減税は、経済情勢を見極めつつ、廃止していく必要があるとし「平成17年度の税制改正に関する答申」は、経済状況が平成11年当時と比べ著しく好転してきていることから、定率減税を平成18年度までに段階的に廃止すべきであるとの提言を行った。これを受け、平成17年1月に閣議決定された「平成17年度税制改正の要綱」は、所得税の定率減税を2分の1に縮減することとした。

また、与党の「平成 17 年度税制改正大綱」（以下「17 年度与党大綱」という。）も「（定率減税）導入当時に比べ不良債権処理と経済状況に改善が見られている現在、平成 16 年度与党税制改正大綱の考え方に沿って、平成 17 年度税制改正において、定率減税を 2 分の 1 に縮減する。なお、今後の景気動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、その見直しを含め、その時々々の経済状況に機動的・弾力的に対応する。」としている。

イ 関連議案の概要

（ア）今般の改正内容

a 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

所得税については、控除率を 20% から 10% に、控除限度額を 25 万円から 12.5 万円に引き下げる（平年度増収見込額 1 兆 2,520 億円、初年度同見込額 1,850 億円）ものである。

この改正は、平成 18 年分以後の所得税について適用される。即ち、給与所得など源泉徴収の対象となる所得については、平成 18 年 1 月 1 日以後に受け取る給与又は公的年金等が、定率減税の縮減を織り込んで計算した源泉徴収税額を差し引いたものとなる。また、事業所得など申告を要する所得については、原則、平成 19 年以後の確定申告において定率減税を縮減した上で計算した所得を申告することになる。

b 地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

個人住民税については、控除率を 15% から 7.5% に、控除限度額を 4 万円から 2 万円に引き下げ（平年度増収見込額 3,880 億円、初年度同見込額ゼロ）、平成 18 年 6 月徴収分から実施するとしている。

（イ）定率減税の縮減による増収分の使途

定率減税の縮減・廃止による増収分の使途については、与党の「平成 16 年度税制改正大綱」（以下「16 年度与党大綱」という。）が「恒久的減税（定率減税）の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人

所得課税の抜本的見直しを行う。これにより、平成 17 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。」としていた。

今回の縮減による平成 17 年度の増収分（1,850 億円）については、自由民主党・公明党間の合意に基づき、平成 17 年度の予算措置として、地方交付税交付金（592 億円）及び無年金障害者給付金等（157 億円）に充てられる分を除いた額が、基礎年金国庫負担金の上乘せ（1,101 億円）に充てられている。

平成 18 年度予算以降の増収分の取扱いについては、同合意では、平成 18 年度以降の税制改正の検討結果などを踏まえ、平成 18 年度以降の予算編成過程において検討するとしている。

（ウ）三位一体改革・税源移譲との関係

「16 年度与党大綱」は「平成 17 年度及び平成 18 年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税（定率減税）の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。」としていた。

「17 年度与党大綱」は「税源移譲については、平成 16 年度与党税制改正大綱、三位一体の改革に関する政府・与党協議会の合意等に基づき、平成 18 年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現する。この税源移譲は、平成 16 年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね 3 兆円規模を目指す。平成 17 年度においては、暫定的措置として、所得譲与税により、1 兆 1,159 億円の税源移譲を行う。また、この税源移譲は、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。」としている。

ウ 審議経過

所得税法等の一部を改正する法律案は、平成 17 年 2 月 4 日に提出された。同月 15 日に本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、財務金融委員会に付託された。同委員会においては、同月 22 日、提案理由の

説明を聴取し、翌 23 日から質疑に入った。

同月 25 日には、定率減税縮減に関する規定の削除等を内容とする修正案が民主から提出され、趣旨の説明を聴取した後、原案と一括して質疑が行われた。3 月 2 日には、小泉内閣総理大臣に対する質疑が行われ、質疑は終局した。

同日、民主提出の修正案について内閣の意見を聴取した後、同修正案は否決され、原案は賛成多数で可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対して附帯決議が付された。

同日の本会議において、本法律案は可決された。

参議院においては、同月 30 日の本会議で可決され、成立した。

地方税法等の一部を改正する法律案は、平成 17 年 2 月 8 日に提出された。同月 15 日に本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、総務委員会に付託された。同委員会においては、3 月 2 日、提案理由の説明を聴取し、小泉内閣総理大臣に対する質疑が行われ、同月 8 日、質疑は終局した。

同日、本法律案は賛成多数で可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対して附帯決議が付された。

同日の本会議において、本法律案は可決された。

参議院においては、同月 18 日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、①定率減税縮減により法人に比べ個人消費者の税負担が増えることに対する財務大臣の見解、②橋本内閣の経済政策に対する財務大臣の評価、③定率減税縮減が基礎的財政収支均衡見通しに与える影響、④所得税の最高税率見直しの必要性、⑤景気後退局面における定率減税縮減実施の是非、⑥歳出削減努力の必要性、⑦定率減税縮減・廃止による家計の負担増、⑧定率減税縮減が経済に与える影響を政府が試算する必要性、⑨定率減税縮減・廃止による可処分所得の減少額及びその使途、⑩定率減税縮減による子育て世代への影響等であった。

(3) 三位一体改革（国と地方の税財政改革）関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

国庫補助負担金、地方交付税及び地方への税源移譲を含む税源配分の在り方を一体的に改革しようとする三位一体の改革は、「骨太の方針」（平成 13 年 6 月 26 日閣議決定）に端を發し、「骨太の方針 2002」（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）を経て、「骨太の方針 2003」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）で、改革の方針とスケジュールの大枠が示された。すなわち、①改革と展望の期間中（平成 18 年度まで）に、概ね 4 兆円程度を目途とした国庫補助負担金の廃止、縮減等の改革、②地方交付税の財源保障機能全般の見直し、縮小の改革、③廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものの税源移譲（基幹税の充実を基本に行い、義務的な事業については全額、その他は 8 割程度を目安として移譲）を行うこととされた。

その後、平成 15 年 11 月の経済財政諮問会議において、小泉内閣総理大臣から「16 年度予算で 1 兆円の補助金削減・縮減を目指す」、「税源移譲も行う」との指示があり、各省はその実行を迫られることとなり、12 月 18 日に平成 16 年度地方財政対策が決定し、平成 16 年度予算における三位一体の改革の姿が明らかになった。

a 国庫補助負担金の改革

…………… 1 兆 300 億円程度

(a) 国庫補助負担金の恒久的一般財源化

……………2,440 億円

(b) 義務教育費国庫負担金（退職手当・児童手当分）の暫定的な一般財源化

……………2,309 億円

(c) 公共事業関係国庫補助負担金等の削減等

……………5,500 億円程度

b 税源移譲

……………6,558 億円

(a) 所得税の一部の所得譲与税としての移譲（平成 15・16 年度の国庫補助負担金の一般財源化に対応） ……………4, 249 億円

(b) 税源移譲予定特例交付金を一般財源として交付（義務教育教職員の各年度の退職手当・児童手当の支給に必要な額） ……………2, 309 億円

c 地方歳出の抑制により、地方交付税総額を対前年度 1.2 兆円、6.5%減に抑制

これに対しては、地方自治体から交付税及び臨時財政対策債の総額の削減が大きかったことに対する批判が上がった。「骨太の方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）においては、これを踏まえ、①三位一体改革の全体像を年内に決定し、その際、地方の意見に十分耳を傾ける、②全体像には、平成 17 年度及び 18 年度に行う 3 兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む、③税源移譲は概ね 3 兆円規模を目指し、その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請、これを踏まえて検討すること等が示された。これを受け、政府から国庫補助負担金改革の統一的な具体案の策定を要請された地方 6 団体は、義務教育費や公共事業費の取扱いなど大きく意見が分かれる場面もあったが、意見をまとめ、8 月 24 日に小泉内閣総理大臣に提出した。その内容は、①国と地方の協議機関の設置、②平成 18 年度までの改革だけでなく、その後（19 年度から 21 年度）も含め、9 兆円程度の国庫補助負担金の見直し及び 8 兆円程度の税源移譲を全体像とすること、③平成 17 年度及び 18 年度には、そのうち 3.2 兆円の補助金（義務教育費国庫負担金（中学校教職員給与等分）0.8 兆円、経常的国庫補助金 0.6 兆円、経常的国庫負担金 0.6 兆円、施設整備国庫補助負担金 0.6 兆円、公共事業等投資的国庫補助負担金 0.6 兆円）の廃止、3 兆円程度の税源移譲、④国による関与・規制の見直し、等である。

これを受け、国と地方の協議の場が設けられる一方で、政府と与党との協議が行われ、11 月 26 日に政府・与党合意「平成 17、18 年

度の三位一体改革の全体像」が決定し、①国庫補助負担金改革：平成 17・18 年度において、3 兆円程度の廃止・縮減等の改革を実施、②税源移譲：税源移譲は平成 16 年度に措置した額を含めて概ね 3 兆円規模を目指し、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率のフラット化を基本として実施。概ね 3 兆円規模の税源移譲のうち、その 8 割方について次のとおりにする。

- ・義務教育費国庫負担金（暫定）
……………8, 500 億円程度
（平成 17 年度分（暫定）4, 250 億円）
- ・国民健康保険……………7, 000 億円程度
- ・その他……………2, 100 億円程度
- ・平成 16 年度分……………6, 560 億円程度

税源移譲額 合計 2 兆 4, 160 億円程度

③地方交付税：平成 17 年度及び 18 年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど、「骨太の方針 2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保、などが示された。

以上を経て、12 月 18 日に平成 17 年度地方財政対策が決定し、次のような平成 17 年度における三位一体改革の概要が決定した。

a 国庫補助負担金改革

税源移譲につながる分	1 兆 1, 239 億円
(a) うち一般財源化	6, 989 億円
(b) うち暫定措置（義務教育費の一部）	4, 250 億円
スリム化	3, 011 億円
交付金化	3, 430 億円
合計	1 兆 7, 681 億円

b 税源移譲等

(a) に対応した税源移譲	6, 910 億円
(b) に対応した税源移譲等	4, 250 億円
合計	1 兆 1, 160 億円

- c 交付税の改革
- ・安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の確保 16 兆 8, 979 億円
（前年度比 117 億円、0.1%増）
 - ・投資的経費（単独）と経常的経費（単独）の決算の乖離の一体的是正（一般財源ベースで 3, 500 億円）

これを実施するため、**地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案**のほか、**国庫補助負担金改革に係る3法律案**が第162回国会に提出された。

イ 関連議案の概要

(ア) 地方税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、平成17年度の所得譲与税として、国庫補助負担金の改革内容を踏まえ、1兆1,159億円を都道府県及び市町村に譲与するとともに、平成11年度分から実施している個人住民税における定率減税を現行の2分の1へ縮減するほか、各都道府県内における法人の事業の規模等をよりの確に反映させる観点からの法人事業税の分割基準の見直し等を行おうとするものである。

(イ) 地方交付税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)

地方交付税の総額の確保に資するため、平成17年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するとともに、平成17年度において行われた義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金の見直しに伴い税源移譲予定特例交付金の拡充等を行おうとするものである。

(ウ) 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)

国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、義務教育費国庫負担金についての平成17年度限りの暫定措置を講ずるとともに、文部科学省関係の補助金の整理及び合理化を図ろうとするものである。

(エ) 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)

平成17年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、国民健康保険における国庫負担率の見直し、基礎年金に対する国庫負担の引上げ、国庫補助金等の廃止及び交付金の創設等の措置を講じようとするものである。

(オ) 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案 (内閣提出)

平成17年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、農業近代化資金等につき都道府県が行う利子補給に係る政府の助成を廃止する等の措置を講じようとするものである。

ウ 審議経過

上記イ(ア)及び(イ)の法律案は、第162回国会の平成17年2月8日に提出され、同月15日に本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、総務委員会に付託された。(ア)については3月2日に提案理由の説明を聴取した後、同日、3日及び8日の質疑を経て、8日に賛成多数で可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対して附帯決議が付された。また、(イ)については2月24日に提案理由の説明を聴取した後、同日、3月1日及び2日の質疑を経て、2日に賛成多数で可決すべきものと議決された。なお、同日、決議「地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に関する件」が行われた。

両法律案は、(ア)は3月8日、(イ)は同月2日の本会議において、いずれも可決された。

参議院においては、(ア)は3月18日、(イ)は同月30日の本会議で、いずれも可決され、成立した。

上記イ(ウ)の法律案は、2月8日に提出され、同月22日、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、文部科学委員会に付

託された。同委員会においては、3月4日、提案理由の説明を聴取し、同月9日、11日、16日及び17日の4日間の質疑を経て、17日に賛成多数で可決すべきものと議決された。

同日、本会議において、本法律案は可決された。

参議院においては、同月31日の本会議で可決され、成立した。

上記イ(エ)の法律案は、2月4日に提出され、同月22日、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、厚生労働委員会に付託された。同委員会においては、3月9日、提案理由の説明を聴取し、同月11日、16日、17日及び18日の4日間の質疑等を経て、18日に賛成多数で可決すべきものと議決された。

同月22日、本会議において、本法律案は可決された。

参議院においては、同月31日の本会議で可決され、成立した。

上記イ(オ)の法律案は、2月4日に提出され、同月22日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、農林水産委員会に付託された。同委員会においては、同月24日、提案理由の説明を聴取し、3月17日に質疑を行い、同日に賛成多数で可決すべきもの

と議決された。

同日、本会議において、本法律案は可決された。

参議院においては、同月30日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、①国庫補助負担金削減について各省の対応に対する大臣評価、②義務教育費、生活保護費等の負担の在り方について第三者による中立な協議機関において検討する必要、③地方財政計画と決算の一体的乖離是正の目標及び進め方、④平成19年度以降の三位一体の改革の進め方、⑤残余の6千億円の税源移譲につながる国庫補助負担金の改革に当たっては地方6団体案の中から盛り込む必要、⑥所得税から個人住民税への税源移譲による財源減少額の措置の方向性、⑦平成19年度以降も地方交付税の総額を確保する必要、⑧義務教育費国庫負担金の暫定措置としての減額分8,500億円の算出根拠、⑨国民健康保険における都道府県負担を地方6団体の意向に反して導入することとした理由、⑩農業近代化資金等の利子補給補助金を税源移譲の対象とした理由等であった。

(4) 介護保険関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

介護保険制度は高齢者が介護の必要な状態になった場合、そのような状態から介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重し必要な介護サービスが提供される社会保険制度として創設されたものであり、平成12年4月から施行されている。介護保険制度の被保険者は、①65歳以上の者（第1号被保険者）、②40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）となっており、介護保険給付の受給者は、65歳以上の者は原因の如何を問わず要支援・要介護状態になった者であるが、40歳から64歳までの者については、初老期認知症や脳血管疾患等の老化による病気が原因で要支援・要介護状態になった場合に限定されてい

る。

65歳以上の第1号被保険者数は、平成12年4月の約2,165万人から平成16年12月の約2,488万人へと約15%の増加を示している。一方、要介護認定を受けた者の数は、同期間に約218万人から約406万人へと約86%の増加を示している。介護サービスの利用者数については、在宅サービスを中心に大きく増加しており、平成12年4月の約97万人から平成16年12月には約248万人へと、約156%の増加を示しており、在宅及び施設両サービス全体のサービス利用者数においても、同期間に約149万人から約325万人へと増加している。

これに伴い、介護保険からの給付費につい

ても、平成 12 年度には 3.2 兆円（11 か月分実績）であったのに対し、平成 17 年度には 6.0 兆円（当初予算）に達している状況とされている。

要介護認定者数や介護サービスの利用者数の増加という状況の中で高齢化が一層進展する今後、介護保険給付費は平成 24～26 年度には 10.6 兆円になると厚生労働省では試算しており、介護保険給付費の増大に対応した持続可能な介護保険制度の構築が求められている状況とされた。

こうした状況を踏まえ、介護保険法附則の規定に基づき、介護保険法施行から 5 年後（平成 17 年 4 月）を目途とした介護保険制度の見直しに向けた検討が行われてきた。平成 15 年 5 月より介護保険制度の見直しに向けた検討を行ってきた厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、平成 16 年 7 月に「介護保険制度の見直しに関する意見」をとりまとめた。

そこでは、制度の「持続可能性」を高める観点から「給付の効率化・重点化」、「明るく活力ある超高齢社会」を構築する観点から「予防重視型システム」への転換を図ること等を制度見直しの基本的視点として、介護保険制度見直しの一定の方向性が示された。

一方、制度創設時からの課題とされていた「被保険者・受給者の範囲」、すなわち給付対象を若年の障害者まで拡大するとともに保険料負担を若い世代までに拡大することについては、種々の議論を経て、引き続き社会保障の一体的見直しの議論のなかで検討されることとなった。

これを受けて政府は、今後の高齢化の進展や肥大化することが見込まれる介護保険給付費への抑制を図り、介護保険制度の持続的かつ安定的運営を図ることを目的とする**介護保険法等の一部を改正する法律案**を第 162 回国会に提出した。

イ 関連議案の概要

介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

介護保険制度が施行から 5 年を経過し、制度の定着が進む中、サービスの利用の伸びに

伴って給付費も急速に増大している状況にかんがみ、今後の高齢化の一層の進展等を踏まえ持続可能な介護保険制度を構築するため、制度全般にわたり改革を行おうとするもので、その主な内容は、

- a 軽度の要介護 1 等の者を対象とした介護予防に効果のある「新予防給付」を創設するとともに、要支援・要介護になるおそれのある段階の高齢者を対象とした介護予防のための「地域支援事業」を介護保険制度の中に位置づけ、予防重視型システムに転換を図るものとする
- b 介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメントを担う「地域包括支援センター」を創設すること
- c 介護保険施設等における居住及び食事の費用を保険給付の対象からはずすとともに、施設利用が困難とならないよう低所得者に対し居住及び食事の費用に係る補足的給付を行うものとする
- d 身近な生活圏域単位での新たなサービス体系を確立するため、市町村長が事業者を指定し、指導監督等を行うことができる「地域密着型サービス」を創設し、「小規模多機能型居宅介護」（通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、在宅での生活を継続的に支援する）や「夜間対応型訪問介護」（夜間における定期的な巡回訪問と通報により随時対応を行う訪問介護）等のサービスを位置づけるものとする
- e 介護サービス事業者の指定に 6 年ごとの更新制を設けるとともに、介護サービス事業者に対し介護サービス内容及び施設の運営状況に関する情報等の公表を義務づけるものとする
- f 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格について、5 年ごとの更新制を導入し、更新時に研修を義務づけるものとする
- g 政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的

な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成 21 年度を目途として所要の措置を講ずるものとする事
等である。

ウ 審議経過

介護保険法等の一部を改正する法律案は、平成 17 年 2 月 8 日に提出され、3 月 22 日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、厚生労働委員会に付託された。

同委員会においては、同月 25 日、提案理由の説明を聴取し、4 月 1 日から質疑に入った。

同月 12 日には、自治体の首長、経済団体、医師会、労働団体、老人福祉施設の代表や学者など 12 名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。また、同月 18 日には、高知県においていわゆる地方公聴会が開催された。同月 27 日には、質疑を終局し、質疑終局後、自民、民主及び公明の共同提案により、地域支援事業のうち、高齢者に対する虐待防止等の権利擁護事業については市町村の任意事業から必須事業に改めること、法施行後 3 年を目途に予防給付等の実施状況等を勘案し、その費用対効果等の観点から検討を行い、所要の措置を講ずることを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取し、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数で可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案に対して、附帯決議が付された。

5 月 10 日、本会議において、本法律案は修正議決された。

参議院においては、6 月 22 日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、①新予防給付の導入により既存の家事代行型訪問介護サービスが削減される懸念、②筋力向上トレーニング等の介護予防の効果に対する客観的根拠、有効性の検証の在り方についての妥当性、③新予防給付対象者の具体的な認定方法及び認定調査項目の考え方、④介護予防市町村モデル事業を踏まえての介護予防の効果に対する評価、⑤地域支援事業の内容等について市町村に広範囲な裁量を確保することの必要性、⑥介護予防に貢献してきた在宅介護支援センターの適正な評価を行いつつ地域包括支援センターへの見直しを行う必要性、⑦地域密着型サービスの創設趣旨及び小規模多機能型居宅介護の具体的内容、⑧居住費、食費の負担額をサービス利用者の生活実態に合ったものとする必要性、⑨医療保険適用の療養病床における今後の居住費・食費負担の在り方、⑩在宅サービスを利用する重度の者を支えるため、医療と介護の役割分担の明確化及び連携強化の必要性、⑪今回の制度改革におけるケアマネジャーの資質及び専門性の向上への取組、⑫ホームヘルパー等介護事業従事者の現状と労働条件改善のため介護報酬を実態に見合ったものとする必要性、⑬40 歳以上の末期がん患者への介護保険適用の必要性、⑭被保険者、受給者の範囲が拡大されなかった具体的理由及び範囲拡大に向けた検討の在り方等であった。

(5) 郵政民営化関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 郵政事業の公社化

郵政事業は、発足以来 130 年余にわたり、国営事業として実施され、戦後は長らく旧郵政省の直轄事業だったが、平成 9 年 12 月、行政改革会議の最終報告において、行政機能の減量化の一環として公社化が提言され、経営形態の転換を求められた。

最終報告を踏まえ、平成 10 年 6 月に成立した中央省庁等改革基本法において、郵政事業は、中央省庁再編時に総務省の外局（郵政事業庁）とした上で、平成 15 年に国営公社に移行することとされた。この方針に沿って、平成 14 年 7 月、日本郵政公社法が成立し、平成 15 年 4 月、日本郵政公社（以下「公社」という。）が設立された。

公社化によって郵政事業は、法律や予算による事前管理から中期経営目標・計画による事後評価に改められる等経営の自律性・弾力性が高められるとともに、企業会計原則が導入される等健全で効率的な運営に取り組むことになった。

しかし、郵政事業に対しては、①民間企業による物流・金融サービスの提供が全国的に普及し、国営で実施する必要が薄れてきた一方で、定額貯金等官業特有の有利なサービスを展開して民業を圧迫している、②電子メールの普及、金融自由化等内外の社会経済状況の変化が進む中、今後、国営では弾力的対応ができず、収益性が悪化する懸念がある、③郵貯・簡保の政府保証、法人税等の非課税措置等が郵政事業への実質的な補助金（見えない国民負担）となっている、④金融市場において大きなシェアを占める郵貯・簡保を通じて、資金が「官」に集中している等の指摘がなされてきた。

（イ）小泉内閣の誕生と民営化論議の活発化

平成13年4月、第1次小泉内閣が発足すると、その下で民営化を含む郵政事業の経営形態をめぐる議論が始まり、平成14年9月には、「郵政三事業の在り方について考える懇談会」（小泉内閣総理大臣の私的懇談会）の最終報告がなされた。

平成15年9月、第1次小泉内閣の第2次改造内閣が発足し、その初閣議において小泉内閣総理大臣から「平成19年4月に郵政民営化を行う」旨の指示が出され、経済財政諮問会議における検討が始まった。10月には、竹中経済財政政策担当大臣から、「郵政民営化の検討に当たってのポイント」が示され、平成16年4月には、経済財政諮問会議が中間報告を行った。

（ウ）郵政民営化の基本方針

平成16年9月、経済財政諮問会議は郵政民営化についての最終報告を小泉内閣総理大臣に行った。その中では、①平成19年4月に公社を廃止し、持株会社とその下に公社の4機能（郵便・貯金・保険・窓口）ごとに株式会

社を設立して民営化する、②貯金・保険両会社については、民営化後10年以内に全株式を売却し、民有民営を実現することとされた。この報告が「郵政民営化の基本方針」として閣議決定された。

閣議決定に伴い、全閣僚を構成員とする郵政民営化推進本部が設置され、同月の第2次小泉改造内閣の発足に際しては、参議院議員竹中平蔵君が郵政民営化担当大臣に任命された。

その後、政府は制度設計・法律案作成の作業に入り、11月には民営化後の「骨格経営試算」が、平成17年3月には「採算性に関する試算」が示された。

4月上旬、政府は与党に法律案骨子を示し、同月下旬には、政府・与党間で『郵政民営化法案』に関する合意がなされた。

（エ）第162回国会（常会）における郵政民営化関連6法案の審議経過

以上の経緯を経て、郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の郵政民営化関連6法案が、4月27日、閣議決定され、内閣から国会に提出された。

5月20日、郵政民営化に関する特別委員会が設置された。同月26日、本会議において、6法律案の趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同委員会に付託された。さらに同日、同委員会において、提案理由の説明が行われ、翌27日から6法律案を一括して質疑に入った。

6月29日、6法律案のうち郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便局株式会社法案及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の4法律案に対し、自民、公明の2会派共同提案により修正案が提出され、翌30日、趣旨説明の聴取が行われた。

修正案の主な内容は、①日本郵政株式会社による郵便貯金銀行・郵便保険会社株式の連続的保有、②社会・地域貢献基金の積立額、

③郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務の例示（銀行業・生命保険業の代理業務）である。

7月4日、質疑を終局し、討論・採決の結果、修正案が提出された4法律案はそれぞれ賛成多数で修正議決すべきものと議決され、他の2法律案は、それぞれ賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。委員会での審査時間は109時間を超えた。翌5日、本会議において6法律案は委員長報告のとおり議決された。

参議院においては、8月8日の本会議で6法律案は否決され、本院に返付された。

これを受けて、同日、小泉内閣は、衆議院解散について閣議決定を行い、衆議院は解散された。解散により、6法律案は未了となった。

（オ）第163回国会（特別会）における郵政民営化関連6法案（閣法）及び郵政改革法案（衆法）の提出

9月11日、第44回衆議院議員総選挙が行われ、21日、第163回国会（特別会）が召集された。同日、第3次小泉内閣が発足し、郵政民営化担当大臣に参議院議員竹中平蔵君が就任した。

同月26日、第162回国会提出の郵政民営化関連6法案に、法律案成立の遅れに伴う措置（民営化実施時期の6か月延期等）、衆議院における修正事項等を加えた、郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の郵政民営化関連6法案が、閣議決定を経て、国会に提出された。

衆議院の解散後、民主党は、その政権公約に独自の郵政改革案を盛り込んだ。

衆議院総選挙後の同月17日、民主党の新代表に衆議院議員前原誠司君が選出された。前原代表は、郵政民営化関連6法案に対して、民主党として対案を提出することを表明した。

その後、民主党内において郵政改革についての検討が進められた結果、10月3日、郵政

改革法案が国会に提出された。

イ 関連議案（第163回国会提出）の概要

（ア）郵政民営化法案（内閣提出）

郵政民営化の基本的な理念・方針、国等の責務のほか、民営化に必要な事項を定める。

主な内容は、①平成19年10月1日における公社の解散、日本郵政株式会社・郵便事業株式会社・郵便局株式会社・郵便貯金銀行・郵便保険会社・独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の設立、②公社業務の承継等、③日本郵政株式会社株式の処分、郵便貯金銀行・郵便保険会社の完全民営化、④郵政民営化推進本部・郵政民営化委員会の設置、⑤移行期間中の同種事業者との対等な競争の確保（銀行法・保険業法の特例等）である。

（イ）日本郵政株式会社法案（内閣提出）

郵便事業株式会社・郵便局株式会社が発行する全株式を保有し、これらの会社の経営管理・業務支援を目的とする日本郵政株式会社を設立する。

主な内容は、①日本郵政株式会社株式総数の3分の1超の政府による常時保有、②日本郵政株式会社が当初保有する郵便貯金銀行・郵便保険会社株式全部の移行期間中（平成29年9月30日まで）の処分、③社会・地域貢献基金の設置・運営である。

（ウ）郵便事業株式会社法案（内閣提出）

郵便業務等を営むことを目的とする郵便事業株式会社を設立する。

主な内容は、①業務範囲、②社会貢献業務（第三種・第四種郵便等）の実施である。

（エ）郵便局株式会社法案（内閣提出）

郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする郵便局株式会社を設立する。

主な内容は、①業務範囲、②郵便局のあまねく全国への設置、③地域貢献業務（金融サービス等）の実施である。

(オ) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（内閣提出）

公社から承継した政府保証の付いた郵貯・簡保を適正・確実に管理し、債務を確実に履行することを目的とする独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を設立する。

(カ) 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

郵政民営化関連法案の施行に伴い、日本郵政公社法等の廃止のほか、関係法律の整備を行う。

(キ) 郵政改革法案（松本剛明君外7名提出）

郵政事業の改革に関し、基本理念・基本方針を定め、国等の責務を明らかにするほか、当面緊急に講ずべき措置等について定める。

その主な内容は、①郵便業務の公社における実施の継続、②郵貯等の業務の郵便貯金会社（公社の完全子会社）における実施（平成19年10月1日以降）、窓口業務の公社への委託、③簡保の廃止（平成19年10月1日以降）、簡保業務を承継する公社子会社（複数設立）の民営化、④特殊法人改革等の推進である。

ウ 審議経過（第163回国会）

9月22日、郵政民営化に関する特別委員会が設置された。10月6日、本会議において、郵政民営化関連6法案、郵政改革法案の趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、同委員会に付託された。同日、同委員会におい

て、それぞれ提案理由の説明を聴取した。翌7日、各法律案を一括して質疑に入り、11日、質疑を終局し、討論・採決の結果、郵政改革法案は否決すべきものと議決され、郵政民営化関連6法案は賛成多数でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと議決された。同日、本会議において、郵政改革法案は否決され、郵政民営化関連6法案は可決された。

参議院においては、10月14日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

第162回国会・第163回国会における郵政民営化関連6法案の主な質疑事項は、①郵政民営化の必要性・緊急性、②中央省庁等改革基本法との整合性、③郵政民営化の目的、④4分社化の趣旨、⑤政府系金融機関等特殊法人改革、財政構造改革との整合性、⑥金融のユニバーサルサービスの担保措置、⑦郵便局の設置基準、⑧定量的コストに基づいた試算の必要、⑨郵便認証司制度、⑩情報システムの構築、⑪民営化による金融排除問題、⑫社会・地域貢献基金の積立金の積算根拠、⑬郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の完全処分、⑭郵政民営化に関する政府広報の契約の経緯等であった。

第163回国会における郵政改革法案の主な質疑事項は、①「官から民」への資金還流効果、②公社・郵便貯金会社の経営悪化の際の税金投入の是非、③預入限度額引下げの影響等であった。

(6) 会社法制関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

会社法制は、伝統的に関係者間の権利義務関係を規定する基本的な私法の一つであることにその役割があったが、近年の高度情報化社会の到来により、各国の大企業間の競争の激化と各国の資本市場の規模の拡大が国境を越えた規模で生じ、企業がその競争力を高め、国の経済力を高めることが求められるようになると、国の経済政策の一つの重要な

制度的インフラとして議論されるようになった。

これに伴い、先進諸外国の会社法制の議論の傾向は、会社の利用当事者の選択肢を増やし、経営の自由度を高め、それに伴う弊害は取締役会、監査役会等の監督機関による経営者の監督の強化等で対処するという方向となっており、我が国においても、最近の会社法改正は、経済状況に即して、全体的な経済

力を高めるとの考えを基に、規制緩和と選択肢の拡大、これらに対応する監督強化等が行われてきた。

しかしながら、我が国の会社法制については、①現行商法が明治32年に、有限会社法が昭和13年にそれぞれ制定された法律であり、いずれも片仮名の文語体で表記され、現在ではほとんど使用されないような用語も少なからず用いられていること、②商法には、その第2編において、合名会社、合資会社及び株式会社の3種類の会社についての規定が設けられ、有限会社についてはそれらと別に単行法である有限会社法が設けられているほか、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律において、大規模・小規模の株式会社についての商法の特例規定が別途置かれ、商法施行法、商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律、商法中改正法律施行法等の各法律にも、重要な規定が散在しその規定の在り方が分かりにくいこと、③近時、議員立法によるものも含め、短期間に多数回にわたり改正が積み重ねられるうちに、諸制度間に規律の不均衡が少なからず生じていたことなどから、現代社会により一層対応したものに改善するために、改めて体系的にその全面的な見直しを行う必要性が生じていた。

これまで、会社法制に関しては、政府等が、「規制緩和推進3か年計画」(平成13年3月)、「規制改革の推進に関する第1次答申」(同年12月)、「規制改革推進3か年計画(改定)」(平成14年3月)、「中間とりまとめ－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革－」(同年7月)等において、事業組織形態の在り方、会社設立に関する最低資本金の問題、あるいは商法の平仮名化、口語化、有限会社法制の抜本の見直しなどが示されたほか、「中小企業政策の視点からの新しい会社法制のあり方について」(平成15年5月)においても、過剰な規制の撤廃、多様な中小企業における会社形態や経営手法の実態にあった選択等が示された。また、政府間協議の中でも、「日本の規制改革に関するEU優先提案」(平成13年10月)、「『規制改革及び競争政策イニシアティブ』に関する日米両国首脳への第1回報告書」

(平成14年6月)、「『対日投資会議専門部会報告－日本を世界の企業にとって魅力ある国に－』対日投資促進プログラム」(平成15年3月)等において、合併手続の柔軟性、M&Aに適用されるルールを中心とした商法の明確性、企業の事業環境の整備の問題が取り上げられた。

他方、累次にわたる商法等の国会審議においても、会社法制に関し様々な議論が交わされてきたが、平成2年以降、経済の国際化等の進展に伴う企業経営環境の激変に配慮し、21世紀を展望した我が国の在るべき企業法制を構築するための抜本の見直しを図る時期が到来しているとの指摘が度々なされるようになった。

特に、衆議院法務委員会においては、附帯決議の中で、「有限会社の取締役及び監査役の任期制の導入その他有限会社法制の全体的見直しを図ること」(平成2年6月)、「会社の社会的責任の重要性にかんがみ、会社がその責任を全うすることができるよう商法上の諸制度の改善に努めること」、「商法等の現代語化を図ること」(平成5年4月)、「取締役会の利益処分に関する権限及び取締役の責任の在り方については、施行後の実績をふまえて、委員会等設置会社を選択した会社と委員会等設置会社を選択しなかった会社との整合性に留意しつつ、引き続き検討すること」、「会社法制の現代語化に際しては、会社の実態及び制度に応じた、分かりやすい法文の表現及び構成について、特に留意すること」(平成14年4月)等多くの指摘がなされた。

このような状況を背景に、法務省は、これまで積み重ねられてきた会社法制の部分改正の集大成的な位置づけとして、会社に係る諸制度間の規律の不均衡の是正、最近の社会経済情勢の変化に対応するための各種制度の見直しなど、体系的かつ抜本的な会社法制度の実質的な改正を行うとともに、条文の片仮名文語体から平仮名口語体への変更、用語の整理、解釈の明確化、現在の商法第2編、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の各規定を一つの法典(「会社法」としてまとめ再編成するなど、

会社法制を分かりやすくするための形式面での改定を行う「会社法制の現代化」に向けての検討を開始することとなった。

平成 14 年 2 月、法務大臣の諮問機関である法制審議会（第 136 回総会）において、「会社法制に関する商法、有限会社等の現代化を図る上で留意すべき事項につき、御意見を承りたい。」という会社法制の現代化に関する諮問（諮問第 56 号）がなされ、その調査審議を行うべき部会として会社法部会（現代化関係）が設置された。

この会社法部会（現代化関係）は、同年 9 月から検討を開始し、会社法の現代化作業の前提となる基本的な方針・論点又は具体的な個別改正検討項目の議論等を経て（第 1、2 回）、現代化に係る様々な実質的、形式的な改正論点について議論が重ねられた（第 3 回～11 回）。これら議論を踏まえ要綱試案の作成に向け審議を続け（第 12 回～15 回）、平成 15 年 10 月に成案を得てこれを公表し、パブリックコメントの受付に付した。その後、引き続き、代表訴訟、株式会社と有限会社の規律・類型の一体化等について議論しながら（第 16、17、19 回）、その間に要綱試案に寄せられた各界意見の分析を行い（第 18 回）、これらを踏まえ会社法制の現代化に関する要綱案について精力的に議論を重ねた（第 20 回～31 回）。そして、平成 16 年 12 月に「会社法制の現代化に関する要綱案」が決定された（第 32 回）。

こうして、長期間にわたる部会審議を経て、同要綱案は平成 17 年 2 月の第 144 回総会において原案どおり決定され、この要綱を基に法務省において「会社法案」の立案作業を進めていたが、ライブドアとフジテレビジョンによるニッポン放送株の争奪戦が社会の耳目を集め、敵対的企業買収防衛策を整備する必要性が強く指摘されるところとなった。もっとも、企業防衛策の整備については、かねてから、経済界の一部などから要請があり、これを踏まえ、経済産業省に「企業価値研究会」が設置され、議論が進められ、その議論の中で、会社法案が成立することにより、欧米でなされているような企業防衛策を採る

ことが可能となることが確認されていた。しかし、会社法案における合併対価の柔軟化が敵対的買収を誘引するとの指摘が強くなされたため、この合併対価の柔軟化が導入される前に、株主総会において会社法案で可能となる防衛策を導入する機会を与えられるよう、会社法案に合併対価の柔軟化を 1 年遅らせる措置を盛り込むこととなった。

そして、平成 17 年 3 月 22 日、**会社法案**が、会社法の施行に伴う有限会社法等の廃止及び商法その他の関連諸法律（約 300 余）の規定整備等を内容とする**会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**とともに国会に提出された。

イ 関連議案の概要

（ア）会社法案（内閣提出）

最近の社会経済情勢の変化に対応するために会社に関する各種制度を見直すとともに、これを現代用語の表記にし、分かりやすく再編成する措置を講じようとするもので、その主な内容は、

- a 利用者に利用しやすい会社法制とするため、株式会社と有限会社を新たな会社類型として統合することにより、現在有限会社としてしか認められていない、取締役の人数規制や取締役会・監査役の設置義務のない株式会社を認めることとするほか、最低資本金制度を見直して、現在 1,000 万円以上の出資が必要とされている株式会社の設立時の出資額規制を撤廃すること
- b 会社経営の機動性・柔軟性を向上させるため、合併等の組織再編成に関する手続を整備し、株主・債権者の保護を図りつつ、機動的な組織再編を実現しようとするほか、機関設置等における定款自治の範囲の拡大等を行うこと
- c 会社経営の健全性を確保するため、株主代表訴訟において、原告株主が株式交換等で株主たる地位を失っても一定の場合には原告適格を失わないこととするなど株主代表訴訟制度を合理化することとするほか、公認会計士・税理士の資格を持つ会計参与が取締役と共に計算書類を作成する会計参

与制度の創設、会計監査人を設置することができる会社の範囲の拡大等の措置を講ずること

- d 創業の活性化等のため、出資者の全員が有限責任社員であり、内部関係については組合的規律が適用される新たな会社類型の新設を行うこと
 - e 株式の譲渡制限に係る定款自治の拡大、自己株式の市場売却の許容、会社に対する金銭債権の現物出資に係る検査役の調査の省略、株主に対する利益の還元方法の見直し、委員会等設置会社とそれ以外の会社の取締役の責任に関する規定の調整、大会社における内部統制システムの構築の義務化等の改正をすること
 - f 片仮名・文語体の表記を平仮名・口語体に改めるとともに、会社法制についての規定を一つの法典としてまとめ、分かりやすく再編成すること
- 等である。

(イ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

会社法の施行に伴い、有限会社法ほか8の関係法律を廃止し、商法ほか325の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

(ウ) 有限責任事業組合契約に関する法律案（内閣提出）

米国や英国を始めとして、海外においては、新たな事業分野に進出する企業同士のジョイントベンチャーやIT分野等における専門人材による共同事業を振興するため、LLPと呼ばれる有限責任組合やLLCと呼ばれる有限責任会社のような新たな組織に関する制度が整備され、大きな効果を上げているところ、我が国においても、LLCやLLPに類似した新たな組織（以下「日本版LLP」という。）に関する制度を整備し、ベンチャー企業や中小企業と大企業の連携、大企業同士の共同研究開発、ITや金融分野において専門技能を有する人材による共同事業などを振興し、新たな産業の創出を図ろうとするもので、その

主な内容は、

- a 組合員は、その出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負う、有限責任制とすること
 - b 有限責任制の乱用を防ぐため、基本的に内部自治に委ねられる意思決定ルール等について、特定の事項については組合員全員の同意を必要とするなど、一定の規律を定めること
 - c 債権者保護に遺漏なきを期すため、財務諸表等の開示義務や組合財産の分配制限等、必要な債権者保護規定を定めること
- 等である。

ウ 審議経過

会社法案及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両法律案は、4月7日、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日法務委員会に付託された。同委員会においては、同月8日、提案理由の説明を聴取した後、15日に質疑が行われた。同月20日には、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われ、同日、財務金融委員会及び経済産業委員会との連合審査会が開かれ慎重に審査が行われた。

5月17日には、両法律案について質疑を終局したが、両法律案それぞれに対して、株主代表訴訟の提起を請求できない場合に係る規定の一部を削除することなどを内容とする修正案が、自民、民主及び公明の共同で提案され、趣旨の説明を聴取し、採決の結果、両法律案いずれも全会一致をもって修正議決すべきものと議決された。なお、**会社法案**に対し附帯決議が付された。

同日の本会議において、両法律案は、いずれも修正議決された。

参議院においては、6月29日の本会議で、両法律案はいずれも可決され、成立した。

有限責任事業組合契約に関する法律案は、3月30日経済産業委員会に付託された。同委員会においては、同日提案理由の説明を聴取した後、4月1日に質疑が行われ、同日質疑を終局した。

同月8日討論の後、採決の結果、賛成多数

をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対して附帯決議が付された。

同月 14 日の本会議において、本法律案は可決された。

参議院においては、同月 27 日の本会議で、可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

(ア) 会社法案及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

主な質疑事項は、①株式会社と有限会社の一体化へのニーズの有無、②現存する有限会社の経過措置の在り方、③最低資本金制度の撤廃に伴う債権者保護の具体的方策、④会計参与制度創設の目的、⑤商号登記に係る規制廃止の妥当性、⑥企業の健全育成に対する株主代表訴訟の役割及び株主代表訴訟の提起を請求できない場合を明文化した理由、⑦内部統制システムの構築及び危機管理の在り方、⑧親会社による子会社の企業統治の在り方等企業結合法制の整備の必要性、⑨合併対価の柔軟化を 1 年延期した理由、⑩破産者を

取締役の欠格事由から除外した趣旨、⑪合併対価の柔軟化に伴う敵対的買収の防止策及びポイズンピル濫用のおそれ、⑫自己株式取得の際に株主間の平等を図る手段、及び日本版 S E C 設置及び市場監視機能強化の必要性、⑬定款による取締役会の書面決議の有効性、⑭取締役の任期を最長 10 年とするこの是非等であった。

(イ) 有限責任事業組合契約に関する法律案（内閣提出）

主な質疑事項は、①企業価値等を巡る考え方の変化、②日本版 L L P 制度活用のメリット、③日本版 L L P の活用促進の周知徹底及び金融対策支援策の必要性、④日本版 L L P と合同会社の相違点、⑤日本版 L L P に関し租税回避や資産隠し等の悪用行為への対応策、⑥弁護士や公認会計士等のいわゆる士業が日本版 L L P の対象から除外される理由、⑦日本版 L L P の契約責任についてその帰属主体及び不法行為等に対する責任の帰属、⑧悪用防止の観点から日本版 L L P に求められる業務執行の範囲の明確化等であった。

(7) 地球温暖化対策関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 気候変動枠組条約と京都議定書の発効

1992（平成 4）年 5 月に採択され、1994（平成 6）年 3 月に発効した「気候変動に関する国際連合枠組条約」（以下「気候変動枠組条約」という。）は、地球温暖化防止のため大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とするものであったが、気候変動枠組条約の規定は、あくまでも努力目標でしかなかったことから、1997（平成 9）年 12 月に我が国において開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（C O P 3）で、「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」（以下「京都議定書」という。）が採択された。

京都議定書のポイント

- 先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国毎に設定
- 対象ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等 3 ガス（H F C、P F C、S F₆）の合計 6 種類
- 吸 収 源：森林等の吸収源による二酸化炭素吸収量を算入
- 基 準 年：1990 年（H F C、P F C、S F₆は 1995 年としてもよい）
- 目標期間：2008 年～2012 年の 5 年間
- 数値目標：日本△ 6 %、米国△ 7 %、E U △ 8 %等
- 国際的に協調して約束を達成するための仕組み（京都メカニズム：排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム）を導入
- 次の両方の条件を満たして 90 日後に発効
 - ① 55 か国以上の国が締結
 - ② 締結した先進国の合計の二酸化炭素の 1990 年の排出量が先進国全体の排出量の 55 %以上

しかし、その後、2001（平成13）年3月に世界最大の温室効果ガス排出国である米国が京都議定書からの離脱を宣言し、加えてロシアが京都議定書締結についてあいまいな態度を取り続けるなど、発効の見通しが立たない状況が長く続いた。2004（平成16）年11月になってようやくロシアが締結し、発効要件が満たされたことから、2005（平成17）年2月16日に、京都議定書は、COP3における採択から7年余りの歳月を経て発効した。

（イ）我が国のエネルギーを巡る状況

我が国は、世界第4位のエネルギー消費国であるものの、国内にエネルギー資源をほとんど有していない。特に、エネルギー供給の51.1%（2003年度）を占める石油は、ほぼ全量を輸入に依存している現状にある。一方、我が国のエネルギー需要は、二度にわたる石油危機を契機に、ある程度の抑制がなされたものの、その後は、再び増勢に転じ、総じて増加基調で推移している。

1979（昭和54）年、エネルギー需要総量の節減のための省エネルギーの推進に向けた取組を進めるため、工場、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する措置やその他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を定めた「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が制定され、以来、数次にわたり所要の改正が行われてきている。

（ウ）我が国の地球温暖化対策の現状等

平成10年、前年の京都議定書の採択を受け、地球温暖化防止を専らの目的とする世界最初の法制度として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組を定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定された。同法は、平成14年、京都議定書の締結に関する国会承認と合わせ、京都議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、「京都議定書目標達成計画」の策定、計画の実施の推進に必要な体制の整備等を内容とする改正が行われている。

平成17年4月28日、京都議定書の発効を

受け、同法に基づき、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、また、前年に行った地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として、同大綱等を引き継ぐ京都議定書目標達成計画が策定された。

我が国の温室効果ガスの総排出量は、平成15年度に13億3,900万トンで、京都議定書の基準年の総排出量と比べ8.3%上回っている。この総排出量のうち、エネルギー起源の二酸化炭素について、部門別にみると、産業部門（工場等）は1990年度比+0.3%とほぼ横ばいに止まっているものの、運輸部門（自動車・船舶等）+19.8%、業務その他部門（オフィスビル等）+36.1%、家庭部門+31.4%と、いずれもその排出量は大幅に増加している（環境省推計の速報値では、平成16年度の総排出量は13億2,900万トンで基準年比7.4%の増、二酸化炭素の部門別排出量は、産業部門-0.8%、運輸部門+20.6%、業務その他部門+35.5%、家庭部門+30.0%となっている）。

京都議定書の締約国である我が国にとっては、京都議定書に基づく我が国の温室効果ガスの排出削減目標を達成する必要があるが、運輸、業務その他、家庭の各部門も含め、温室効果ガスの9割程度を占めるエネルギー起源の二酸化炭素の排出をいかに抑制していくかが重要となっている。

（エ）法律案の提出等

以上のような我が国のエネルギー及び地球温暖化対策の現状等を背景として、第162回国会において、温室効果ガスの排出量の報告等に関する制度の導入等を内容とする**地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案**及び運輸分野における対策の導入、工場・事業場及び住宅・建築物分野における対策の強化等を内容とする**エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案**が、内閣から提出された。

なお、3月10日、「京都議定書発効に伴う地球温暖化対策推進の強化に関する決議案」が本会議において全会一致で可決された。参

議院においても同月9日、同趣旨の本会議決議が行われている。

イ 関連議案の概要

(ア) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

京都議定書の発効及び我が国の温室効果ガスの排出の現況にかんがみ、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、地球温暖化対策推進本部の所掌事務の追加を行うとともに、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者（以下「特定排出者」という。）に係る温室効果ガスの排出量の報告等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

- a 国の責務及び地方公共団体の責務について、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を講ずることを明確にすること
- b 地球温暖化対策推進本部の所掌事務として、長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に関することを追加すること
- c 特定排出者は、毎年度、事業所等ごとに、温室効果ガスの排出量その他の事項（以下「報告事項」という。）を当該事業所等に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならないものとする
- d 事業所管大臣は、報告事項及び報告に係る排出量の集計結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとし、環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された報告事項を電子ファイルに記録するとともに、報告に係る排出量の集計結果を集計し、公表するものとする。その際、特定排出者の権利利益の適切な保護を図るものとする
- e 二酸化炭素排出量に係る「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく定期の報告は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素排出量についてのcによる報告とみなすものとする

等である。

(イ) エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

燃料資源の有効利用と地球温暖化防止という双方の要請に応えた省エネルギー対策を着実に実施するための措置を講ずるもので、その主な内容は、

- a 工場・事業場のエネルギー管理についての規制において熱と電気の区分を廃止し、熱と電気を合算した一定規模以上のエネルギー使用者を規制対象とすること
- b 工場・事業場が登録調査機関の確認調査を受け、省エネの取組が十分であると認められた場合、現行法において義務づけられている定期報告の提出及び合理化計画の作成等に係る規定は適用しないこと
- c 現行法で規制対象外となっていた運輸分野において、一定規模以上の貨物輸送事業者、旅客輸送事業者及び荷主に対し、省エネルギー計画の策定やエネルギー使用量の報告を義務づけるとともに、省エネルギーの取組が著しく不十分な場合に主務大臣が勧告、公表、命令を行う等の規制に係らしめること
- d 特定建築物（2,000 m²以上の住宅以外の建築物）の新築時に建築主に義務づけられている所管行政庁への省エネルギー措置の届出に、大規模修繕等を行う場合も追加する。また、一定規模以上の住宅にも非住宅建築物と同等の届出義務を課すこと
- e エネルギー消費機器の小売事業者及びエネルギー供給事業者による消費者に対する情報提供についての努力義務規定を設け、消費者による省エネルギーの取組を促すこと

等である。

ウ 審議経過

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、平成17年3月15日に提出された。4月14日に本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、環境委員会に付託された。同委員会においては、翌15日、提案理由の説明を聴取し、同月19日、質疑が行われ、同月26日参考人からの意見聴

取及び参考人に対する質疑が行われた後、政府に対し質疑が行われた。5月10日、質疑終局後、採決を行った結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対して附帯決議が付された。

同月12日、本会議において、本法律案は全会一致で可決された。

参議院においては、6月10日の本会議で可決され、成立した。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案は、平成17年3月15日に提出され、6月8日、経済産業委員会に付託された。同委員会においては、同日、提案理由の説明を聴取し、同月10日から質疑に入り、同月14日には参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。7月15日、質疑終局後、採決を行った結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対して附帯決議が付された。

同日、本会議において、本法律案は全会一致で可決された。

参議院においては、8月3日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

(ア) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

主な質疑事項は、①温室効果ガス削減効率の観点からの本法改正の効果、②本法律案の目的を排出量の「抑制」ではなく「削減」とする必要性、③企業の温室効果ガス排出量を原則全面公開とする必要性、④温室効果ガス

排出量の算定・報告・公表制度における事業所単位のデータ公表等の必要性、⑤企業秘密の保護の在り方、⑥京都議定書目標達成計画案を国会で審議する必要性、⑦同案による温室効果ガス6%削減目標達成の可能性、⑧自主参加型の排出量取引制度の現状と今後の展開、⑨地球温暖化対策の取組における本法律案及び京都議定書目標達成計画の位置づけ並びに国内対策の将来展望、⑩地球温暖化対策を国民運動として展開する必要性等であった。

(イ) エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

主な質疑事項は、①熱管理士・電気管理士の資格の統合に伴う経過措置の在り方、②エネルギー使用に係る個別企業情報の公開の在り方、③中小規模事業者が大半を占める運輸部門への規制導入の在り方、④本法の特定建築物に含まれない規模の住宅や中古住宅等における省エネルギー推進の必要性、⑤いわゆるトップランナー方式の対象品目拡大の必要性、⑥自動車使用エネルギーの効率化のための機器の普及推進に向けた政府の取組、⑦入札等公共調達における環境対応物品等への配慮の必要性、⑧一般消費者への省エネルギー情報提供の効果、⑨中国、インド等アジア諸国に対する我が国の省エネルギー技術移転支援の必要性、⑩環境税導入による二酸化炭素排出量削減の実効性、⑪京都議定書に定められた我が国の温室効果ガス削減目標の達成見通し、⑫米国、中国、インド、ブラジル等に対する京都議定書への参加働きかけの方途等であった。

3 国政選挙結果

(1) 平成 17 年 4 月統一補欠選挙

平成 12 年の公職選挙法の改正により、衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙の期日は原則として年 2 回（4 月及び 10 月の第 4 日曜日）に統一された。

平成 17 年 4 月 24 日には、衆議院福岡県第 2 区、同宮城県第 2 区の 2 選挙区において補欠選挙（4 月 12 日告示）が行われた。選挙結果は次のとおりである。

なお、衆議院東京都第 4 区（中西一善君 3 月 15 日辞職）は、選挙訴訟が係属中であったため補欠選挙を実施することができなかった。（当該選挙訴訟は、7 月 19 日に最高裁において訴えが却下されたため、10 月第 4 日曜日に補欠選挙が

予定されたが、8 月 8 日に衆議院が解散されたため、補欠選挙は行われなかった。）

参議院議員の補欠選挙は、補欠選挙の対象となる欠員がないため実施されなかった。

衆・福岡県第 2 区（古賀潤一郎君 16. 9. 27 辞職）			
立候補者数	6 人	投票率	45.99%
当 選 人	山崎 拓君（自由民主党）		
衆・宮城県第 2 区（鎌田さゆり君 16. 12. 24 辞職）			
立候補者数	5 人	投票率	36.75%
当 選 人	秋葉 賢也君（自由民主党）		

(2) 第 44 回衆議院議員総選挙

第 44 回衆議院議員総選挙は、郵政民営化関連法案の参議院否決を契機として、平成 17 年 8 月 8 日に衆議院が解散されたことを受け、8 月 30 日に公示、9 月 11 日に投票が行われた。

今回の衆議院議員総選挙は、政党が国政に関する重要政策等を記載したパンフレット等（いわゆるマニフェスト）を、選挙運動のために頒布できるようになってから、2 度目の総選挙であった。また、平成 15 年の公職選挙法の改正により創設された「期日前投票制度」が総選挙において初めて実施された。

立候補者数は、小選挙区が 989 人、比例代表が 778 人（うち重複立候補者 636 人）、計 1,131 人であった。党派別内訳は表 1 のとおりである。

競争率は、小選挙区で 3.30 倍、比例代表で 4.32 倍であり、また、女性の立候補者数は計 147 人であった。

第 44 回衆議院議員総選挙の当選人数の党派別内訳は表 2 のとおりである。

（表 1）党派別立候補者数

	小選挙区	比例代表	小計
自由民主党	290	336(280)	346
民 主 党	289	295(285)	299
公 明 党	9	43	52
日本共産党	275	39(22)	292
社会民主党	38	43(36)	45
国民新党	10	11(7)	14
新党日本	6	8(6)	8
新党大地	1	3	4
そ の 他	71	0	71
計	989	778(636)	1,131

※比例代表欄の括弧内は重複立候補者数（内数）であり、小計欄の数字はその内数を除いた数である。

（表 2）党派別当選人数

	小選挙区	比例代表	小計
自由民主党	219	77	296
民 主 党	52	61	113
公 明 党	8	23	31
日本共産党	0	9	9
社会民主党	1	6	7

国民新党	2	2	4
新党日本	0	1	1
新党大地	0	1	1
その他	18	0	18
計	300	180	480

自由民主党及び公明党の連立与党は、自由民主党が前回（第43回）総選挙結果から大幅59議席増の296議席、公明党が3議席減の31議席、合わせて56議席増の327議席を獲得し、与党全体の議席が総定数の3分の2（320議席）を越す結果となった。このため、与党は、衆議院において参議院が否決した法律案を、再議決して成立させることが可能（衆議院の出席議員の3分の2以上の賛成が必要）となった。また、自

由民主党は、前回の総選挙で奪われた比例代表選挙における第1党の座も奪い返した。

一方、野党各党は、民主党が177議席から113議席に大幅に議席を減らした。日本共産党は公示前と同じ9議席、社会民主党は公示前を2議席上回る7議席を確保した。また、自由民主党からの離党議員等により結党された国民新党は4議席、新党日本は1議席だった。

女性の当選人は43人で、前回の34人よりも9人増となった。

今回の総選挙の投票率は、小選挙区67.51%、比例代表67.46%であり、前回総選挙の小選挙区59.86%、比例代表59.81%を大幅にそれぞれ上回る結果となった。

(3) 平成17年10月統一補欠選挙

平成17年10月23日には、参議院神奈川県選挙区において補欠選挙（10月6日告示）が行われた。選挙結果は次のとおりである。

衆議院議員の補欠選挙は、補欠選挙の対象となる欠員がないため実施されなかった。

参・神奈川県選挙区	齋藤勁君 17. 8. 30 公職選挙法第90条による退職		
	立候補者数	3人	投票率
当選人	川口 順子君（自由民主党）		



初登院

第2

本会議の概況

第2 本会議の概況

【第162回国会】

1 国務大臣の演説及び質疑

平成17年1月21日に小泉内閣総理大臣の施政方針演説、町村外務大臣の外交演説、谷垣財務大臣の財政演説、竹中経済財政政策担

当大臣の経済演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月24日及び25日に各党の代表質問が行われた。

(1) 小泉内閣総理大臣の施政方針演説

(はじめに)

第162回国会の開会に臨み、小泉内閣として国政に当たる基本方針を申し述べ、国民の皆様への御理解と御協力を得たいと思います。

先月、紀宮清子内親王殿下の御婚約の内定という慶事を迎えました。国民と共に心からお祝い申し上げます。

昨年は豪雨や台風による災害が多発するとともに、新潟県中越地震により甚大な被害を受け、年末にはインドネシア・スマトラ島沖で大地震と津波が発生して多くの国々が未曾有の災害に襲われました。被害に遭われた方々、そして今なお困難な生活を余儀なくされている方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

国内の被災地が迅速に復旧事業に取り組めるよう、激甚災害指定を行い、補正予算を編成しました。一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。

インド洋沿岸各国の被害に対しては、被災者の捜索や救援のため、医療や消防関係者、自衛隊などを国際緊急援助隊として派遣するとともに、当面、テント、食料、医薬品などの援助物資や資金を5億ドル無償で供与します。各国の被害状況を確認しながら、アジアの一員としてできる限りの復興支援をまいります。現在神戸で開催中の国連防災世界

会議の提言を踏まえ、インド洋地域における津波の早期警戒体制の構築に向け、日本の経験や技術を活用し、関係国や国連との協力を積極的に進めます。

(国民の「安全」の確保)

私は就任以来、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にとの改革を進める一方、国民の安全と安心を確保することこそ国家の重要な役割と考え、その実現に向け努力してまいりました。

増え続けてきた犯罪件数は、2年連続して減少しましたが、なお凶悪犯罪は多発しており、市民が安心して暮らすことのできる社会を早急に取り戻さなくてはなりません。来年度、3,500人の警察官を増員し、空き交番の解消に全力を挙げ、世界一安全な国の復活を目指します。

安全は与えられるものではなく、つくるものであります。新宿歌舞伎町を始めとする全国の繁華街から、暴力団や外国人犯罪組織を排除し健全な街に再生するため、地域挙げての住民の自主的な取組を支援してまいります。

重大な人権侵害である人身取引の防止は国際的な課題となっており、悪質なブローカーの取締りを強化し、罰則を整備するとともに、被害者の保護を徹底します。引き続き人権救済に関する制度について、検討を進めます。

先の臨時国会で犯罪被害者等基本法が成立しました。犯罪の被害者や遺族が、一日も早く立ち直り安心して生活できるよう、相談や

情報提供などの支援を充実させてまいります。

テロの脅威が世界的に高まっている中、警察官が航空機に同乗するスカイマーシャルを導入するとともに、国際便の乗客名簿を基に入国前に不審者を電子的に照合するシステムの運用を開始しました。本年4月からホテル業者による外国人宿泊客の本人確認を徹底するなど、テロの防止対策を強化します。

昨年、長年の懸案であった総合的な有事法制を整備しました。その円滑な実施に向け、有事の際の警報発令から住民の避難、救援など、国や地方自治体のとるべき措置の手順を定め、制度の運用に万全を期します。

東西の冷戦終結後、我が国を取り巻く環境が大きく変わる中、新たな防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画を策定しました。いわゆる冷戦型の侵略に備えた装備や要員など既存の防衛体制を抜本的に見直し、テロや弾道ミサイルなど新たな脅威に対応するとともに、国際平和協力活動に主体的に取り組んでまいります。

（国民の「安心」の確保）

我が国では、2007年から人口減少社会が到来すると言われております。約700万人の団塊の世代が高齢期を迎えるなど、世界でも経験したことのない速さで少子高齢化が進みます。経済活力を維持しつつ、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、与野党が立場を超えて、公的年金制度の一元化を含め、社会保障の一体的見直しに早急に取り組まなければなりません。

介護保険制度の安定に向け、できるだけ介護が必要な状態にならないよう、予防を重視したシステムへ転換するとともに、在宅と施設介護の利用者負担の公平化と年金給付との調整を図るため、施設入所者に居住費用と食費を負担していただくなど、制度全般を見直します。

様々な障害を持つ方が地域で自立できるよう、市町村が一元的にサービスを提供する体制を整備するとともに、雇用対策を強化します。公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。

少ない患者負担でより多くの先進的な医療技術や医薬品を利用できるよう、安全面に十分配慮しながら、混合診療を解禁することにしました。約2,000の医療機関で、100種類の最先端の治療が受けられるようになります。年間30兆円を超える医療費を審議する中央社会保険医療協議会の在り方については、公正・中立・透明性を確保する観点から見直します。

長生きを喜べる社会を目指し、本年から実施する10か年の健康フロンティア戦略に基づいて、がんや脳卒中などの生活習慣病対策を進めます。

明るく健やかな生活に欠かすことのできないスポーツの振興を図るため、トップレベルのスポーツ選手を育成するとともに、生涯を通じてスポーツに親しめる環境を整備します。

社会保険庁の信頼を回復しなければなりません。親切なサービスの提供、無駄な予算執行の排除など緊急に実施すべき取組を開始しました。組織の在り方については、抜本的に見直してまいります。

少子化の流れを変えるため、新たに策定した子ども・子育て応援プランに基づき、待機児童ゼロ作戦を引き続き推進するとともに、現在60%の育児休業制度の普及率を5年後には100%にすることを目指します。安心して子供を生み育て、子育てに喜びを感じることのできる環境を整備してまいります。また、女性がその能力を発揮し、新しい事業の展開や地域づくりなどあらゆる分野でチャレンジできるよう支援します。

国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。

消費者保護を最優先に、科学的知見に基づき、正確で分かりやすい情報を国民に提供することで、食品の安全確保に取り組んでまいります。米国産牛肉の輸入再開については、日本と同等の措置を米国に求めることを基本的に協議します。

（「官から民へ」「国から地方へ」の実践）

私は、官から民へ、国から地方への改革は経済の再生や簡素で効率的な政府の実現につながると確信し、改革の具体化に全力を傾けてまいりました。

この方針を最も大胆かつ効果的に進めていくには、郵便局を通じて国民から集めた 350 兆円もの膨大な資金を公的部門から民間部門に流し、効率的に使われるような仕組みをつくる必要があります。資金の入口の郵便貯金と簡易保険、出口の特殊法人、この間をつないで資金を配分している財政投融资制度、これらを全体として改革し、資金の流れを官から民へ変えなければなりません。私はこれまでこの構造にメスを入れてきましたが、残された大きな改革、すなわち改革の本丸が郵政民営化であります。昨年 9 月に決定した基本方針に基づいて、平成 19 年 4 月に郵政公社を民営化する法案を今国会に提出し、成立を期します。

郵便、郵貯、簡保、いずれの分野でも、民間企業が同様のサービスを提供しています。公務員でなくてはできない事業ではありません。郵政民営化が実現すれば、郵政公社の職員が民間人となります。従来免除されていた税金が支払われ、政府の保有する株式が売却されれば、財政再建にも貢献します。郵政民営化は正に、小さな政府を実現するために欠かせない行財政改革の断行そのものであります。「民間にできることは民間に、行財政改革を断行しろ」「公務員を減らせ」と言いながら郵政民営化に反対というのは、手足を縛って泳げというようなものだと思います。

質の高い、多様なサービスを提供するため、民営化においては、国の関与をできるだけ控え、民間企業と同一の条件で自由な経営を可能とします。国鉄や電電公社は民営化されて、むしろ従来よりサービスの質が向上しました。職員が意欲的に働くことができ、過疎地を含め身近にある郵便局が市町村の行政事務を代行したり、民間の商品を取り次いだり、益々便利な存在になるようにします。障害者向けの郵便料金の軽減など社会や地域への貢献にも配慮いたします。

民営化する以上、窓口サービス、郵便、郵貯、簡保といった郵政公社の各機能を自立させ、事業ごとの損益を明確化して経営する必要があります。このため、持株会社のもとに機能ごとに 4 つの事業会社を設立するとともに、郵便貯金会社と郵便保険会社については、他の事業会社の経営状況に左右されないよう株式を売却して民有民営を実現します。それまでの移行期においては、民業圧迫とならないよう有識者による監視組織を活用しながら、段階的に業務を拡大します。既に契約した郵貯・簡保については、新しい契約と勘定を分離して引き続き政府保証を付けます。国債市場への影響を考慮した適切な資産運用を行います。

私は、こうした郵政民営化が新しい日本の扉を開くものと確信し、その実現に全力を傾注してまいります。

道路関係 4 公団は、本年 10 月に、日本道路公団を地域分割した上で、民営化します。各社がお互い競争しながら、利用者の要望に沿ったサービスを提供するとともに、債務は 45 年以内にすべて返済します。高速自動車国道の通行料金は、E T C を活用した割引制度により、昨年 11 月から順次引き下げており、本年 4 月には予定どおり、平均 1 割以上の引下げを実現します。

地方が知恵と工夫に富んだ施策を展開し、住民本位の地域づくりを行えるよう、地方自治体に権限と財源を移譲しなければなりません。このため、私は、国の補助金の削減、国から地方への税源移譲、地方の歳出の合理化と併せた地方交付税の見直しの 3 つを同時に進めることにし、三位一体の改革方針を指示しました。補助金改革の具体案は地方分権の主体となる地方が作成し、これを国と地方で協議する場を設け、地方の提案を真摯に受け止めて、改革案を取りまとめました。

今年度の 1 兆円に加え、来年度から 2 年間で 3 兆円程度の補助金を改革し、16 年度に措置した額を含めておおむね 3 兆円規模の税源移譲を目指します。17 年度は、1 兆 7,000 億円余の補助金の廃止・縮減等を行い、1 兆 1,000 億円余の税源を移譲すると同時に、地

方自治体の安定的な財政運営に必要な交付税を確保しました。義務教育の在り方と、費用負担に関する地方案を活かす方策については、国の責任を引き続き堅持する方針のもと、今年中に結論を出します。

引き続き市町村合併を推進するとともに、北海道が道州制に向けた先行的取組となるよう支援いたします。

昨年末に決定した「今後の行政改革の方針」に従って、独立行政法人については、32法人を22法人に再編し、8,300人余りの役職員を非公務員化することにいたしました。国の行政機関の定員は、来年度からの5年間で1割以上の削減を目指すとともに、治安などの分野に重点的に配置します。能力・実績主義の人事評価を試験的に実施するとともに、再就職管理を適正化するなど、公務員制度改革を進めます。

民間と競合する住宅金融公庫の直接融資の廃止や都市再生機構のニュータウン事業からの撤退など抜本的な見直しを実施し、最大時40兆円あった財政投融资の規模は、来年度の計画では半分以下の17兆円に抑えました。

市場化テストは、政府と民間とが対等な立場で競争することを通じて、行政の効率化と公共サービスの質の向上、受け皿となる民間企業の活性化を図るものです。17年度は、ハローワークの中高年向け再就職支援、社会保障庁の保険料未納者に対する督促や年金の電話相談などを対象として開始するとともに、本格的導入に向けた検討を進めます。

（経済の活性化）

私は、改革なくして成長なしの方針のもと、デフレの克服と経済の活性化を目指し、金融、税制、規制、歳出の改革を実行してきました。主要銀行の不良債権残高はこの2年半で15兆円減少し、不良債権比率を目標実現に向け4%台に減らすことができました。バブル崩壊後の負の遺産の整理のめどがついた今、構造改革の取組を更更に加速しなければなりません。

ペイオフ解禁は予定どおり4月から実施いたします。健全な競争の促進と利用者保護を図り、多様な金融商品やサービスを国民が身

近に利用できる金融サービス立国を目指します。

日本経済は、公共投資など政府の財政出動に頼ることなく、企業収益の改善、設備投資や個人消費の増加など民間主導で回復してきました。一方で、経済をめぐる情勢は依然として地域ごとにばらつきが見られます。現れてきた改革の芽を地域や中小企業にも広く浸透させ、大きな木に育てるとともに、日銀と一体となってデフレを克服してまいります。

2010年代初頭には、政策的な支出を新たな借金に頼らずにその年度の税収等で賄えるよう、歳出・歳入の両面から財政構造改革を進めます。来年度予算は一般歳出を3年ぶりに前年度以下に抑制し、新規国債発行額を4年ぶりに減額しました。増額したのは社会保障と科学技術振興の分野のみで、防衛費は3年連続、公共事業は4年連続でマイナスにするなど、重点的に予算を配分しました。

平成11年に景気対策の一環として導入した定率減税は、経済情勢を踏まえ、来年の1月から所得税、6月から個人住民税について、それぞれ半減いたします。三位一体の改革や社会保障制度の見直しと併せ、税制の抜本的改革の具体化に向けた取組を進めてまいります。

継続審査となっている独占禁止法改正法案の成立を期します。

（魅力ある都市と地方の再生）

東京や大阪など大都市が生まれ変わろうとしています。規制の緩和や金融支援により、民間が一体的な地区開発を進め、仕事と生活・文化機能の融合した街づくりの事業が立ち上がってきました。

地域再生計画は全国で250件に上りました。下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。構造改革特区は、この2年で475件誕生しました。そのうち26の規制緩和の特例については、特区だけではなく全国で行えるようにします。

外国人旅行者はこの1年間で90万人増え、初めて600万人を超えました。観光は地域や

街の振興につながります。ビジット・ジャパン・キャンペーンの強化や姉妹都市交流の拡大により、2010年までに外国人訪問者を1,000万人にする目標の達成を図ります。既に、中国、韓国からの修学旅行生の査証を免除するとともに、地下鉄の路線や駅名に番号を付けるなど外国人の受入環境の整備を進めています。美しい自然や景観、地場産業など各地の個性を活かした観光地づくりを支援します。

外国からの投資は、日本にとって脅威ではなく、技術や経営に新しい刺激を与え、雇用の拡大につながるものです。一昨年5月に総合案内窓口を設置した結果、これまで約140社の誘致に成功しており、来年末までの5年間で対日直接投資残高を倍増させることを目指します。

海外では、ナシやリンゴなど日本の農産物が高級品として売られています。やる気と能力のある農業経営を重点的に支援するとともに、企業による農業経営への参入を進め、農産物の輸出増加を目指すなど攻めの農政に転換いたします。

異なる業種の企業と連携しながら、新技術開発や販路開拓などに挑戦する中小企業を支援してまいります。

（「人間力」の向上と発揮）

子供は社会の宝、国の宝です。学校や家庭、地域など社会全体で、新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい人材を守り育てていかなければなりません。

教育基本法の改正については、国民的な議論を踏まえ、積極的に取り組んでまいります。

我が国の学力が低下傾向にあることを深刻に受け止め、学習指導要領全体を見直すなど学力の向上を図ります。

豊かな心と健やかな体の育成に、健全な食生活は欠かせません。大人も子供も食生活の大切さを認識するよう、食育を国民運動として展開してまいります。

若者の働く意欲と能力を高めるために、産業界や地域社会が一体となって、学校における職業教育の充実を図るとともに、生活訓練や労働体験を積ませる合宿を実施するなど、

就労対策を進めます。

大学は、知の創造と継承の拠点であります。世界に誇れる研究を重点的に支援するとともに、大学運営に関する第三者評価制度により、質の向上を図ってまいります。世界一流の研究者を集めて、最高水準の教育研究を行う科学技術大学院大学を沖縄県につくるための法人を設立します。

本年は、世界最先端のIT国家実現の目標年であります。今や我が国のインターネット利用者は8,000万人に達し、政府に対する1万3,000件の申請や届出のほぼ全てが家庭や会社のパソコンから行えるようになりました。IT化の加速に応じ、情報セキュリティ対策を強化してまいります。

日本のアニメは世界各地の子供たちに夢を与えています。映画・アニメなどのコンテンツを活用した事業を振興し、ファッションや食の分野で魅力ある日本ブランドの発信を強化するなど、文化・芸術を活かした豊かな国づくりを進めてまいります。

知的財産立国の実現を目指し、深刻化している海外での模倣品・海賊版問題について、対策を強化します。

（科学技術の振興と地球環境問題への対応）

美しい地球を次世代に引き継ぐことは、我々の責務です。環境保護と経済発展の両立は可能であり、これを実現するのは科学技術であります。

新しい産業や雇用の創出、国民の健康や生活の質の向上、国の安全や災害の防止に寄与する研究開発を戦略的に推進し、科学技術創造立国を目指します。人の遺伝子情報の医療への応用など基幹技術の研究開発を重点的に支援します。大学発のベンチャー企業は、世界初のマグロの完全養殖に成功した事例など、既に900社を超えました。産業界・学界との連携を更に強化します。

3月25日から9月25日まで、21世紀最初の国際博覧会「愛・地球博」が愛知県で開催され、人間と自然とが共生していく未来への道を提示します。政府のパビリオンでは、竹のすだれや打ち水を利用した省エネ型の空調を実現するとともに、生ゴミを使った燃料電

池発電などのクリーン・エネルギーで電力のすべてを賄います。植物から作られ分解されて土に還る食器を使用するレストランが店を出します。

来月には、地球温暖化防止のための京都議定書が発効します。我が国にとって、温室効果ガスの削減目標を実現することは決して容易ではありません。新しい目標達成計画を早急に策定し、官民挙げてこれを確実に実施しなければなりません。二酸化炭素を吸収する森林の育成や保全に努めてまいります。安全確保を大前提に、原子力発電を推進します。

エネルギー消費量の伸びの著しい運輸分野では、新たに事業者由省エネルギー対策を義務づけるとともに、トラックの共同運送や海上輸送への転換を図るため、幹線道路や港湾での物流拠点の整備を支援します。

就任時に約束したとおり、この3月に政府の公用車をすべて低公害車に切り替えます。同様の取組が民間にも広がっており、ある企業グループでは、所有する約1万4,000台すべての車を2010年度までに低公害車にする計画が進んでいます。

ゴミゼロ社会の実現に向け、国と地方が一体となって、5年以内に大規模不法投棄を撲滅いたします。昨年の先進国首脳会議で、私は、ゴミを減らし、使えるものは繰り返し使い、ゴミになったら資源として再利用する社会づくりを提唱しました。我が国には、工場排水をすべて循環利用するとともに、社内での分別回収の徹底とリサイクルの促進により廃棄物を限りなくゼロに近づけている先端技術メーカーがあります。エアコンなどの家電製品は年間1,000万台が引き取られ、ペットボトルの回収率は6割を超え、欧米に比べて極めて高い水準となっています。今月からは自動車のリサイクルが新たに始まりました。地球規模で循環型社会の構築に向けて具体的な行動を起こすため、4月に日本で閣僚級の国際会議を開催します。

(外交)

我が国は、戦後、世界第2位の経済大国となりましたが、決して軍事大国とはならず、平和主義を貫きながら、ODAや国連分担金

などの資金面でも、国連平和維持活動などの人的貢献の面でも、世界の平和と繁栄に積極的な役割を果たしてきました。

創設60年を迎える国連は、21世紀の国際的な諸問題に効果的に対処することが期待されていますが、安全保障理事会は第2次世界大戦直後の枠組みのままです。これまでの我が国の国際貢献の実績は常任理事国にふさわしいものであり、国連改革の機運が高まっているこの機をとらえ、その一員となるよう外交に一層の力を注いでまいります。

イラクの人たちが自らの手で平和な民主国家をつくりあげることが、日本のみならず、世界の平和と安定に寄与するものであります。我が国は、人的貢献と資金援助を車の両輪として人道復興支援を行ってきました。この1年、サマーワでは約600人の自衛隊員が交代で、住民との交流に心を砕きながら、病院での医療技術支援、給水活動、学校や道路の補修を実施しました。自衛隊員の献身的な活動は、多くの住民から感謝と高い評価を受けています。資金面の支援は、発電所や病院の復旧、港湾整備、学用品の支給など、14億ドルに上っており、水や衛生面で延べ200万人に、教育面で600万人の生徒に、日本の支援の手が差し伸べられました。

これからイラク国土の復興と民主国家の建設が本格化していく中、今月30日には国民議会選挙が行われる予定です。我が国は、先月、自衛隊の派遣期間を1年延長しました。現地の状況の変化に対して適切な措置を講じながら、隊員の安全確保に万全を期してまいります。イラクが一番苦しいときに日本はイラクの国づくりに協力してくれたと、将来にわたって評価を得られるような活動を継続していきたいと思えます。

アフガニスタンでは、初の民主選挙によりカルザイ政権が発足しました。アラファト議長逝去後のパレスチナでは、自治政府議長選挙が実施されるなど、平和と繁栄に向けた取組が進んでおります。引き続き中東地域の安定と発展を支援してまいります。

米国との関係は日本外交の要であり、日米同盟は我が国の安全と、世界の平和と安定の

礎であります。政治、経済など多岐にわたる分野において、緊密な連携と対話を続け、日米関係をより強固なものとし、米軍再編については、米軍駐留による抑止力を維持し、かつ、沖縄等の地元の過重な負担を軽減する観点から、米国との協議を進めてまいります。今後とも、普天間飛行場の移設・返還を含め、沖縄に関する特別行動委員会最終報告の早期実施に努めてまいります。

北朝鮮による拉致問題は、国民の生命と安全に関わる重大な事項であります。拉致被害者5名とその家族8名の帰国が実現しましたが、なお安否の分からない方々について、先般提出された再調査結果は誠に遺憾であり、北朝鮮に対して厳重に抗議し、一日も早い真相究明と生存者の帰国を強く求めています。対話と圧力の考え方に立って、米国、韓国、中国、ロシアと連携しつつ粘り強く交渉し、拉致、核、ミサイルの問題を包括的に解決し、両国関係の正常化を目指します。

日露修好150周年に当たる本年は、プーチン大統領の訪日が予定されています。両国で各分野の交流を拡大し、信頼関係を深めてまいります。北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという基本姿勢に変わりありません。

中国は日本にとって、今や米国と並ぶ貿易相手国となるなど両国関係は益々深まっています。先の日中首脳会談では、二国間のみならず、国際社会全体にとっても両国関係は極めて重要であるとの認識を共有し、未来志向の日中関係を構築していくことで一致しました。個々の分野で意見の相違があっても、大局的な観点から幅広い分野における協力を強化してまいります。

韓国の盧武鉉大統領とは、昨年相互に訪問し合い友好関係を深めました。国交正常化後40年を迎える今年は日韓友情年として、各分野の交流を一層拡大してまいります。

フィリピンとの経済連携協定の大筋合意を皮切りに、韓国、タイ、マレーシアなどアジア諸国との締結交渉に弾みをつけてまいります。多様性を包み込みながら経済的繁栄を共有する、開かれた東アジア共同体の構築に積

極的な役割を果たしてまいります。

世界貿易の自由化を進め、途上国を含めたすべての国が利益を得られる貿易体制を構築しなければなりません。WTO新ラウンド交渉の最終合意に向けて、精力的に取り組めます。

日EU市民交流年である今年、拡大したEU25か国の人々と音楽・文化を通じて交流を深める行事を実施するなど、市民レベルの相互理解の強化に努めてまいります。

アフリカを始めとする途上国の開発や貧困の克服など国際的な課題に対処するため、ODAを戦略的に活用します。

海洋国家として、大陸棚を画定するための調査や周辺の海底資源を探索する船舶の建造など、海洋権益の保全に努めてまいります。

今後も日米同盟と国際協調の重要性をよく認識して、政治・経済の分野のみならず、我が国の優れた文化を活かしながら、激動する外交の諸課題に全力で取り組んでまいります。

(むすび)

政治は国民に支えられてこそ成り立つものであり、国民の政治への信頼なくして、改革の達成は望めません。政治家一人ひとりが襟を正すとともに、政治活動の公正性と政治資金の透明性を確保するための法整備を行わなければなりません。

戦後60年を迎える中、憲法の見直しに関する論議が与野党で行われております。新しい時代の憲法の在り方について、大いに議論を深める時期であると考えます。

この度、皇室典範に関する有識者会議を設置しました。皇位継承を安定的に維持する制度の在り方について、検討してまいります。

小泉内閣が誕生して3年9か月。構造改革を進めてきた結果、ようやく日本社会には、新しい時代に挑戦する意欲と、やればできるという自信が芽生えてきたように思います。私は、内閣総理大臣に就任して以来、日夜、緊張と重圧の中で、いかに総理大臣の職責を全うすべきか、全精力を傾けてまいりました。困難な課題に直面するたびに「天の將に大任をこの人に降さんとするや、必ずまずその心志を苦しめ、その筋骨を勞せしむ」という孟

子の言葉を胸に、改革の実現に邁進してまいりました。

昭和の初期、厳しい経済財政政策を断行するとともに、ロンドン軍縮条約を結んだ濱口雄幸首相は、軍部や官僚、経済界の強い抵抗や介入の中、不退転の覚悟で自らの責務を果たすことができれば、たとえ国家のために斃れても本懐であるとの決意で難局に臨みました。

イラク人道復興支援や北朝鮮問題、郵政民営化など内外の困難な課題が山積する今、ためらうことなく改革を実行しなければ、先人

たちが築き上げてきた繁栄の基盤を揺るがし、将来の発展の可能性を閉ざしてしまいます。恐れず、ひるまず、とらわれずの姿勢を貫いて改革を断行することは、正に私の本懐とするところであります。

改革の原動力は国民一人ひとりであり、改革が成功するか否かは、国民の断固たる意思と行動力にかかっています。日本の将来を信じ、勇気と希望を持って困難に立ち向かおうではありませんか。

国民並びに議員各位の御協力を心からお願い申し上げます。

(2) 町村外務大臣の外交演説

第 162 回国会の開会にあたり、我が国外交の基本方針について所信を申し述べます。

まず、今般のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震及びインド洋津波により犠牲となった方々、御家族を亡くされた方々に深く哀悼の意を表します。また、いまだ御家族の行方が判明していない方々のお気持ちは察するに余りあります。政府としては、引き続き、安否不明となっている邦人の確認に全力を挙げるとともに、ただいま全会一致で可決されました国会の決議を踏まえ、インド洋沿岸諸国に対し、資金、人的貢献、知見の三点で同アジアの一員として最大限の支援を実施してまいります。また、現在、神戸で行われている国連防災世界会議において、今般の津波も教訓にしつつ、全世界の自然災害による被害の軽減を目指す 21 世紀の新しい防災指針の策定とインド洋地域における津波早期警戒メカニズムの速やかな構築に努めてまいります。

(序)

本年は終戦 60 年という節目の年であります。振り返れば、我が国は、戦後の荒廃の中から奇跡的な経済発展を遂げ、国力に相応しい国際貢献を通じ、平和を希求する国家として国際的地位を占めるに至りました。この背景には、我が国国民自身の努力はもちろん、我が国が友好国及び近隣国と築き上げてきた

良好な関係があります。特に、湾岸戦争を契機に我が国の国際平和協力のための活動も質量共に拡大し、国際的な評価も高まりつつあります。

一方、我が国をめぐる国際安全保障環境においては、東アジアで朝鮮半島や台湾海峡をめぐる問題等の不安定な要素が存在していることに加えて、テロや大量破壊兵器等の拡散を始めとする新たな脅威が顕在化しています。現在、国際社会は、新たな国際秩序を模索しています。我が国は、こうした国際環境を踏まえた安全保障政策の推進のため、新たな防衛計画の大綱を策定するなど、時代に即した対応をとりつつ、平和で安定した国際秩序が形成されるよう積極的な外交を展開してきています。我が国が平和国家として還暦を迎えた今、まさにその外交の真価が問われています。

(国連改革と我が国の安保理常任理事国入り)

戦後、我が国は国連への加盟をもって国際社会に復帰しました。我が国は、平和主義と国際協調という方針に基づいて、一貫して国連を重視し、国連を通じて国際貢献を行ってきました。国連も還暦を迎える本年は、21 世紀の世界を反映し、山積する課題に効果的に対処できる機関へと進化するための歴史的な転換期にあります。安保理改革の必要性が叫

ばれる中、我が国としては、様々な課題への着実な取組を通じて、常任理事国入りの実現に向けて最大限努力してまいります。

我が国が常任理事国となることは、主要な国際問題に関して国連の政策決定過程に深くかつ恒常的に関与することが可能となり、我が国の国益をより一層効果的に確保することに繋がります。また、安保理におけるアジアの代表性が高まることでその信頼性を高め、我が国の国際貢献を一層強化させることを通じ、安保理の実効性を高めることとなります。

我が国は、本年より非常任理事国として活動していますが、今後2年間の任期では、PKO作業部会の議長国として、特に平和の構築の分野で種々尽力していく考えです。

(日米関係の強化)

日米関係は我が国外交の要であり、政治・経済等幅広い分野での同盟関係の一層の強化は、アジア太平洋の平和と安定に資するのみならず、我が国が世界の平和と繁栄のために外交を展開していく上でも不可欠です。我が国としては、日米安保体制の信頼性の向上を目指すとともに、国際協調のもとで、世界の中の日米同盟により諸課題に日米が協力して取り組んでまいります。現在、米国は、新たな脅威に対応すべくグローバルな軍事態勢の再編に取り組んでいます。我が国としては、在日米軍の兵力構成の見直しに関し、21世紀の国際情勢に適応した我が国の安全保障の確保の観点から米国との協力を進め、米軍駐留による抑止力を維持するとともに沖縄等の地元の過重な負担の軽減を促進すべく、引き続き米国と協議してまいります。同時に、普天間飛行場の移設・返還を含め、沖縄に関する特別行動委員会最終報告については、引き続きその着実な実施に努めていく考えです。

(近隣諸国及び主要国等との関係の増進)

我が国の安全と繁栄のためには、中国や韓国との関係、共に歩み共に進むパートナーであるASEAN諸国、更にはインド、豪州といった近隣諸国並びに欧州や中南米等との関係を強化していくことが不可欠です。

本年は初の東アジア・サミットが開催される予定ですが、現在、アジア諸国の地域協力

が東アジア共同体を視野に深化しつつあります。アジア近隣諸国との経済連携協定の締結や、国境を越える諸問題についての機能的な協力を様々な分野で重層的に推進することは、域内で同じ価値観を共有する土台を築き、平和と繁栄を確保していく観点からも望ましく、我が国としても積極的に貢献していきたいと考えています。また、本年は、日EU市民交流年でもあり、5月にはASEM第7回外相会合を京都で開催する等、欧州と我が国を含むアジアとの間の対話と協力の強化を図ります。

アジア地域内の経済活動や地域協力が進展する一方で、我が国の経済安全保障の観点から、我が国の海洋権益の確保に努めることも重要であり、我が国周辺の海洋資源や大陸棚の調査を進めつつ、これに万全を期してまいります。

我が国は、中国との関係を最も重要な二国間関係の一つとして重視しています。中国は我が国にとり将来に向けての大きくかつ貴重な機会です。中国との間で経済関係や人的交流が急速に進展していることは、アジア太平洋の安定と繁栄の観点からも歓迎すべきことであり、今後とも貿易・投資・文化交流の拡大等を推進していく考えです。同時に、東シナ海における資源開発をめぐる問題、海洋調査船の問題等、日中間に存在する種々の懸案にも適切に対応してまいります。個々の分野で意見の相違があっても、真剣な対話を深めることを通じてそれら諸課題を解決し、未来志向の関係を確立していく考えです。

近年、関係が顕著に緊密化しつつある韓国とは、シャトル首脳会談の継続開催等、先の盧武鉉大統領訪日の成果を活かして、未来志向の関係をさらに深化させてまいります。国民レベルでの相互理解と交流の促進の観点から、日韓友情年2005を成功させるとともに、羽田・金浦間の国際チャーター便の増便等についても具体化を進めたいと考えています。

北朝鮮に関しては、引き続き対話と圧力の基本方針のもと、日朝平壤宣言に則って諸懸案の包括的な解決を図るべく粘り強く取り組んでいく考えです。拉致問題は、国民の生命

と安全に関わる重大な問題です。昨年末、これまでの一連の北朝鮮の不誠実な対応について、政府は、北朝鮮側に対し、誠に遺憾である旨厳重に抗議した上で、迅速かつ誠実な回答がない場合には厳しい対応をとる方針であることを通告し、生存者の帰国と真相の究明に向けた速やかな対応を求めているところです。また、我が国の安全保障にも直結し得る北朝鮮の核やミサイルをめぐる問題については、具体的進展の見られない現在の膠着状態を解消すべく、六者会合の早期開催を目指し、本件問題の解決に向けて全力を注いでいく考えです。

ロシアとの関係では、本年は日露修好 150 周年に当たりますが、戦後 60 年を経た今日に至っても領土問題をめぐって双方の主張が未だ平行線を辿っている現状を打破することが必要です。先般の私とラヴロフ外相との会談では、両国の立場の隔たりを埋めるため真剣な話し合いを続けていくことで意見が一致しました。引き続き、四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針のもと、精力的に交渉を進めるとともに、幅広い分野で両国間の協力を進め、プーチン大統領の訪日及びその後の交渉に繋げていきたいと考えています。

（中東地域の平和と安定への取組）

中東地域は、我が国の国益にとって戦略的に重要であり、その平和と安定に向けた協力を一層進めていくことは、我が国外交の重要な課題です。今月末イラクにおいて国民議会の選挙が行われる予定ですが、イラクがイラク人自身の手で新しい民主主義国家として復興を果たせるよう、国際社会と協力しつつ、昨年末に派遣延長を決定した自衛隊による人的貢献とODAによる支援を車の両輪として引き続き復興支援を進めていく考えです。

中東和平問題については、先般の選挙で選出されたアッバース・パレスチナ自治政府長官及び新たに成立したイスラエル連立政権のもとで和平プロセスを前進させる歴史的な機会が存在しています。私は、先般のイスラエル及びパレスチナ自治区訪問で、双方の関係者にロードマップに沿った和平努力を働きか

けるとともに、我が国が積極的役割を果たす用意がある旨伝えてきたところです。

更に、着実に成果が出ているアフガニスタンの復興についても、引き続き平和構築の努力をNGOや国際機関等とも協力しながら継続していく考えです。

（開発問題とアフリカ支援）

本年は、G8サミットや国連ミレニアム宣言のレビューに関する国連サミットで開発問題に大きな焦点が当てられます。我が国としても貧困削減を始めとする途上国の開発問題に積極的に取り組む考えであり、その際、効率的かつ戦略的にODAを実施し、諸課題の解決に尽力いたします。

中でも、アフリカ支援については、これまでも、アフリカ問題の解決なくして世界の安定と繁栄なしとの考えのもと、我が国独自のTICAD（アフリカ開発会議）プロセスを通じて取り組んでまいりました。アフリカの年と言われる本年、政府としては、アフリカ連合等による自助努力を重視しつつ国連とも協力しながら、その発展に向け、さらに本腰を入れていく考えです。

（地球的規模の問題への取組）

エイズ等の感染症や環境問題といった地球的規模の問題は、特に途上国の発展にとって大きな阻害要因となっています。これらの問題には人間の安全保障の視点から取り組んでまいります。また、本年は、京都議定書が発効し、更にG8サミットでも気候変動が主要な議題となりますが、政府としては、同議定書に定められた温室効果ガス排出量のマイナス6%の削減を達成するとともに、すべての国が参加する共通ルールの構築に向けて努力してまいります。

（人身取引への対策の推進）

人身取引は、津波の被災国における子供たちの被害にも現れているとおり、極めて深刻な問題です。政府は、昨年12月に政府が決定した人身取引対策行動計画を踏まえつつ、その防止・撲滅と被害者保護に全力で取り組んでおり、その一環として、現在、国際組織犯罪防止条約の人身取引議定書の締結につき今国会で御承認を頂くべく、作業を行っており

ます。

（国際社会の発展と繁栄のための取組）

国際社会が安定的かつ持続的に発展することは我が国の繁栄のための前提です。我が国は、国際社会における多角的自由貿易体制の維持・強化のため、12月に行われる香港閣僚会議の成功、ひいてはWTOドーハ・ラウンド交渉の最終合意に向けて尽力いたします。

経済連携の促進についても、現在交渉中のフィリピン、タイ、マレーシア、韓国に加え、ASEANやその他の東アジア諸国との将来の締結をも視野に入れつつ、積極的に取り組んでまいります。自由主義経済の理念のもと、我が国及び相手国の構造改革の推進に資するような形で、双方の市場や社会が更に開かれたものとなるよう一層努力していく考えです。

（軍縮・不拡散のための取組）

現下の不安定な安全保障環境において軍縮・不拡散体制の強化に努めることは、我が国の安全保障上重要です。特に、大量破壊兵器の拡散の問題に対処することは喫緊の課題であり、5月のNPT運用検討会議やG8サミット等も活用しつつ、積極的に取り組んでまいります。

（魅力ある日本の対外発信）

グローバル化の進展に伴い、今や世界中で日本人が様々な分野で活躍していることは極めて望ましいことです。政府としても、我が国の政策や文化、価値観、魅力等を積極的かつ効果的に対外発信し、これらを大いに活用して、幅と奥行きのある外交を展開していきたいと考えています。また、ビジット・ジャ

パン・キャンペーンを進めるとともに、本年開催される「愛・地球博」等も活かしつつ、市民レベルでの相互理解の増進に努めてまいります。

（対外情報収集・分析能力の強化）

我が国が、国際社会における様々な課題に迅速に対応しつつ、戦略的な外交を展開していくためには、優れた対外情報収集・分析能力が必要不可欠です。対外情報収集の機能と体制の在り方についても、大局の見地からその着実な強化を進めてまいります。

（結語）

内閣制度が発足した120年前、初めてグローバル化の嵐に晒された明治政府は、国際社会の中で生き抜くために、経験もノウハウも情報も不十分の中で、あらゆる努力と工夫を重ねていました。

60年前、我が国は、未曾有の混乱の中から、厳しく険しい国際社会への復帰の道を歩み始めました。

今日、我が国が持てる力を発揮し、アジアに、世界に貢献するための新たなる60年の外交へ向けての環境は、先人達の苦難、苦悩の時代に比べれば遥かに恵まれております。「セルフ・ヘルプ（自助論）」で有名なスマイルズは「空高く飛ぼうとしない精神は、やがて地に墜ちる」と言っております。私は、国民の御理解をいただきつつ、創造的で志の高い外交を展開する決意です。国民の皆様と議員各位の御支援と御協力を心よりお願い申し上げます。

（3）谷垣財務大臣の財政演説

平成17年度予算及び平成16年度補正予算の御審議に当たり、今後の財政政策等の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の大要を御説明いたします。

（はじめに）

昨年来、度重なる大型台風や新潟県中越地震、スマトラ沖大地震及びインド洋津波などの自然災害が甚大な被害をもたらしておりま

す。ここに、亡くなられた方々とその御遺族に対し深く哀悼の意を表しますとともに、被災者の方々に心からお見舞い申し上げます。政府としては、今後とも被災地域の復旧等に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

（財政構造改革の基本的考え方）

我が国経済は、政府・民間双方の構造改革の取組により長きにわたった低迷を脱し、財

政出動に頼ることなく、国内民間需要を中心に回復を続けております。こうした回復の動きを地域や中小企業にも広く浸透させ、持続可能なものとするため、構造改革を更に一層推進してまいります。また、デフレは緩やかながらも依然継続しており、その脱却を確実なものとするため、日本銀行と一体となって政策努力を強化してまいります。

一方で、財政の現状は、平成 17 年度末の公債残高が 538 兆円程度に達する見込みであるなど、非常に厳しい状況にあります。こうした状況が続きますと、経済の成長を阻害することになりかねません。

このため、持続可能な財政を構築することが重要な課題であります。今後とも、2010 年代初頭の基礎的財政収支の黒字化を目指し、歳出・歳入両面からバランスのとれた財政構造改革を進めていく必要がありますが、これに取り組むに当たっては、次の 3 つの点を踏まえる必要があると考えております。

第 1 に、歳出面において、特に、社会保障制度の見直しが不可欠です。社会保障の給付と負担は、このままでは経済の伸びを大きく上回って増大していくと見込まれます。将来にわたり持続可能な制度を構築するには、年金、医療、介護等を総合的にとらえ、給付と負担の規模を国民経済の身の丈に合ったものとすることを目指す必要があります。あわせて、自助と公助の役割分担の見直しのほか、次世代の国民を育てていくことの大切さの再認識や高齢者を一律に弱者ととらえる考え方の見直しといった意識改革が重要であると考えております。

第 2 に、歳入面において、少子・高齢化やグローバル化等の大きな構造変化に対応し、あるべき税制を構築していかなければなりません。このため、これまでの政府・与党の方針を踏まえ、景気低迷時に講じた措置の見直しを含め、社会共通の費用を広く公平に分かち合うとともに、持続的な経済社会の活性化を実現するため、税制改革の具体化に取り組んでまいります。

第 3 に、持続的な財政の構築には、国・地方を通じて取り組んでいく必要があります。

こうした観点から、国と地方のいわゆる三位一体の改革については、地方の権限と責任を拡大し、必要な行政サービスを地方自らの責任で選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図ることが重要と考えております。

こうした財政構造改革の取組に対して国民の御理解を得るに当たっては、財政の現状を分かりやすく説明するとともに、事務・事業の民営化など行政改革を推進しつつ、徹底した歳出の見直しや予算の質の改善に取り組まなければならないと考えております。

(平成 17 年度予算及び税制改正の概要)

平成 17 年度予算及び税制改正におきましては、以上の認識のもと、歳出・歳入両面の改革に取り組むこととしております。

歳出面については、歳出改革路線を堅持・強化する方針のもと、聖域なき改革を行っております。

これにより、一般会計全体の予算規模は 82 兆 1,829 億円、一般歳出の規模は 47 兆 2,829 億円となり、一般歳出は 3 年ぶりに前年度の水準以下に抑制いたしました。

また、国家公務員の定員については、治安など真に必要な部門に適切に配置しつつ、行政機関職員全体として、728 人の縮減を行っております。

次に、主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費については、介護保険につき、制度間の重複の是正や在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から施設における給付を見直す等の取組を行っております。

公共事業関係費については、全体として抑制しつつ、我が国の競争力の向上に直結する投資等への重点化を行っております。

文教及び科学振興費については、教育・研究の質的向上を目指した改革を進めるとともに、競争的研究資金の拡充等により、予算の質の向上を図っております。

防衛関係費については、思い切った削減を行う中で、新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を踏まえ、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威への対応等に重点化を図りつつ、効率的で節度ある防衛力整備を行ってお

ります。

農林水産関係予算については、全体として抑制しつつ、構造改革の加速や食の安全・安心の確保に向けた重点化を行っております。

経済協力費については、戦略的かつ効率的な援助の実施に必要な経費を確保しつつ、人間の安全保障の推進等への重点化を行っております。

エネルギー対策費については、安定供給確保のための施策や省エネルギー対策等の地球温暖化問題への対応等を着実に進めております。

中小企業対策費については、新事業への挑戦や経営革新の推進を図るとともに、円滑な資金供給を確保するための基盤強化等を行っております。

治安関係予算については、地方警察官の増員を始め、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた重点化を図っております。

また、三位一体の改革については、国庫補助負担金について、税源移譲に結びつく改革のほか、スリム化を図ること等により、1兆8,000億円程度の改革を行っております。この結果を受け、所得譲与税による税源移譲を行うこと等により地方に対する財源措置を講じております。更に、地方交付税について、地方歳出の見直しを行い、一般会計における総額を抑制すると同時に、地方に配分される総額について、地方の財政運営に配慮し、前年度と同規模を確保しております。今般の見直しの結果、地方の公債依存度、基礎的財政収支等の財政指標は大幅に改善することとなります。

この他、特別会計については、事務事業の見直し等の視点から着実な改革を進めております。また、政策評価や決算の反映など予算の質の向上に取り組んでおります。

歳入面については、三位一体の改革との関係で、平成18年度に国・地方を通ずる個人所得課税の抜本的見直しが必要となることを展望しつつ、平成11年以降、景気対策のための臨時異例の措置として継続されてきた定率減税について、導入時と比較した経済状況の改善を踏まえ、その規模を2分の1に縮減する

こととしております。あわせて、住宅税制、金融・証券税制、国際課税、中小企業関係税制等について、経済の活性化や公平な課税の確保等の観点から適切な措置を講じることであります。

これにより、租税等の収入は44兆70億円を見込んでおります。また、その他収入は3兆7,859億円を見込んでおります。

以上、歳出・歳入両面における取組の結果、新規国債については、発行予定額を4年ぶりに前年度よりも減額し、34兆3,900億円となり、一般会計の基礎的財政収支も昨年度に続き改善するなど、財政規律堅持の姿勢を明確にすることができました。

また、国債残高が多額に上り、今後も大量発行が見込まれる中、国債管理政策を財政運営と一体として適切に運営していく重要性が益々高まってきております。これまでも、国債市場特別参加者制度や新商品の導入等各種施策の実施に鋭意取り組んでまいりましたが、今後とも、国債の確実かつ円滑な消化、中長期的な調達コストの抑制を図るため、市場のニーズや動向等を踏まえた国債の発行、商品性・保有者層の多様化等、国債管理政策の一層の充実に努めてまいります。

更に、財政投融资については、全ての財投事業について、財務の健全性等の総点検を行い、財政投融资残高において大きなウェイトを占める住宅金融公庫について、民間で取り組んでいる直接融資を廃止し、都市再生機構について、ニュータウン事業から撤退するなどの見直しを実施しております。これにより、将来の財務上の懸念を解消し、財投事業の健全性を一層確かなものとしております。

平成17年度財政投融资計画については、特殊法人等整理合理化計画等を反映しつつ、事業の重点化・効率化に努め、総額を17兆1,518億円に抑制しております。

（平成16年度補正予算（第1号、特第1号及び機第1号）の概要）

次に、平成16年度補正予算について申し述べます。

平成16年度補正予算については、大型台風や新潟県中越地震の被災地における復旧のた

めの経費等として災害対策費を1兆3,618億円計上しております。その他、歳出面においては、義務的経費の追加を行うとともに、国債整理基金への繰入及び地方交付税交付金等を計上する一方、既定経費の節減等を行っております。

歳入面においては、国債を増発することなく、税収及び税外収入の増加を見込むとともに、前年度の決算剰余金を計上しております。

以上の結果、平成16年度補正後予算の総額は、当初予算に対し歳出・歳入とも4兆7,678億円増加し、86兆8,787億円となっております。

また、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行っております。

財政投融资計画については、災害復旧経費等で総額54億円を追加することとしております。

(世界経済の安定と発展への貢献)

これらとともに、国際機関やG7、アジア諸国等と協力し、世界経済の安定と発展に貢献してまいります。特に、我が国と密接な関係を有するアジアにおいて、通貨危機の予防・対処のための域内の枠組みであるチェンマイ・イニシアティブの見直しや、アジアの貯蓄を域内の投資に活用するためのアジア債券市場育成イニシアティブの推進等に取り組んでまいります。また、アジア域内の投資交流を活発化させる観点から、租税条約の改定に取り組んでまいります。

為替相場については、経済の基礎的条件を反映し安定的に推移することが重要であり、

今後とも、その動向を注視し、必要に応じて適切に対処してまいります。

更に、WTO新ラウンド交渉やASEAN、韓国等との経済連携交渉に努力してまいります。こうした交渉においては、税関手続の簡素化や国際的調和を含む貿易円滑化にも取り組んでまいります。平成17年度関税改正においては、税関における水際取締りの強化と通関手続の一層の迅速化等を図ることとしております。

以上、平成17年度予算及び平成16年度補正予算の大要等について御説明いたしました。関係法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

(結び)

グローバル化時代において、我が国が持続的に発展していくためには、日本の魅力を高め、世界から評価されることが重要であると考えますが、財政の持続可能性が危ぶまれるようでは、その実現は困難であります。

来年度予算は、持続可能な財政の構築に向けた一里塚になったものと考えておりますが、公債依存度はなお41.8%に及ぶなど、財政は依然大変厳しい状況にあります。財政の現実を国民に粘り強くお伝えし、「公(こう)」に対し何をどこまで求め、そして、どう負担し支え合うか、議論を喚起しながら、国民各層にある問題意識や不安を受け止め、様々な工夫を重ねていかなければならないと考えております。

国民各位の御理解と御協力を切にお願いする次第であります。

(4) 竹中経済財政政策担当大臣の経済演説

(はじめに)

経済財政政策担当大臣として、その所信を申し述べます。

(もはや『バブル後』ではない)

小泉内閣が発足した4年前、日本経済は厳しいマイナス成長の中にありました。膨大な不良債権の存在から金融システムへの不安は募り、一方で財政拡大に過度に依存した従前

の経済運営の行き詰まりから、国民の先行き不安が大きく高まっていたのです。

こうした中で小泉内閣は、改革なくして成長なしとの信念のもと、各般の構造改革に取り組んでまいりました。とりわけ当初の数年間を集中調整期間として位置づけ、不良債権処理や財政赤字拡大の阻止に象徴されるような、過去の負の遺産の解消に全力を挙げるこ

とを目指したのです。

この間多くの反対意見が寄せられたにもかかわらず、現実には構造改革は着実な成果を上げつつあります。昨年は、日本経済が長い低迷から脱し、その先にある成長の姿が見え始めた年となりました。景気拡大期間は既に3年に及び戦後の平均を上回っています。平成16年度は2.1%程度、17年度は1.6%程度の実質成長が見込まれるなど、財政を着実に健全化しながら民間需要中心の景気回復が実現されます。デフレ克服に向けた動きも着実に進みつつあります。

私は、今日の状況はちょうど50年前の日本経済に似ていると考えます。終戦のショックから間もない昭和30年、日本経済はおおむね戦前の経済水準を回復し戦争の負の遺産と決別しました。その翌年の経済白書は「もはや戦後ではない」と宣言しましたが、私は不良債権問題の終結が見えた今、もはやバブル後ではないと明確に申し上げたいと思います。平成16年度末までに主要行の不良債権比率を半減するという目標は、その達成が確実に見込まれます。企業部門でも、リストラの完了によって過剰債務や過剰雇用が解消し、収益力の改善が進んでいます。

同時に、バブル後の長期低迷を脱した今、改めて実感されることがあります。それは、21世紀の日本の新しい成長基盤をつくる道のりは依然極めて厳しいものであるということです。負の遺産を清算するための守りの改革から、新しい成長の姿をつくるための攻めの改革へと、まさにこれからが日本経済の正念場と言えましょう。

(かけがえのない2年が始まる)

私は、2年後の平成19年という年が、日本経済にとって重要な節目の年になると考えています。それゆえ、そこに至るこの2年間は、かけがえのない2年間と言わねばなりません。

平成19年には、日本全体の人口が減少に転じ、いよいよ人口減少社会が現実のものとなります。財政面では、2010年代初頭の基礎的財政収支の黒字化に向けて、平成19年度から次の段階の新たな財政収支改善努力を開始しなければなりません。すなわち、さらなる国

民負担が必要かどうか、明確な選択をしなければならないのです。また平成19年度は、明治以来の大改革である郵政民営化が、いよいよスタートする予定の年でもあります。

基本方針2004では、平成19年度までのかけがえのない2年間の重点強化期間と位置づけました。足腰の強いそして変化に柔軟に対応できる経済構造をつくるべく、将来の成長戦略を明確にした上で、攻めの改革に取り組みなければなりません。

(攻めの改革による経済活性化)

かけがえのない2年間の初年に当たる平成17年、私は以下の3つの方針で経済を運営し、また経済財政諮問会議での検討を進めてまいります。そうすることによって、日本経済は現状を超えて、さらに持続的な経済発展を実現できるものと考えます。

その第1は、攻めの改革を具体的な形にすることを通じ、一層の経済活性化を実現することです。攻めの改革の要諦は、民間企業の力、地域の力、そして個人個人の力を最大限に引き出す環境を整えることにあります。

そのためにも、民間でできることは民間で行うことは極めて重要であります。そしてその象徴となるのが、郵政民営化です。郵政民営化は、日本の政府と民間がともに21世紀型の市場経済システムに移行することを示す象徴であり、私はその責務を誠心誠意果たしてまいりたいと思います。

郵政民営化については、昨年9月10日に基本方針を閣議決定し、現在それに基づいて、より詳細な制度設計と法案作成を行っています。真に国民のためになる民営化を目指し、与党とも十分に調整を行いながら、関係法案を今国会に提出し、その確実な成立を期してまいります。同時に、これに関連する政策金融の改革、国債管理の新しい在り方等についても、経済財政諮問会議の重要な検討課題と考えます。

また、攻めの改革としては、市場化テストを含む規制改革の一層の推進、農業、人の移動、サービス部門の構造改革によるアジア等との経済連携の加速、三位一体の改革と地域再生の推進、教育・雇用と人間力強化につい

でも、国民に結果が見えるよう内閣一丸となって取り組んでまいります。

（持続可能なシステムを構築）

第2は、社会の諸制度の持続可能性について、国民の信頼感をより高めるための改革を進めることです。

その中心的課題として、2010年代初頭に基礎的財政収支を黒字化するための道筋を明確化することは極めて重要です。幸いにして、2年連続の着実な基礎的財政収支改善と民需主導の景気回復が両立する見込みですが、さきに述べたように平成19年度にはさらなる国民負担が必要かどうかも含め、財政の在り方についての国民的選択が求められます。本年はこうしたことを念頭に、経済財政諮問会議でも歳入・歳出一体となった財政改革の検討を開始いたします。

更に社会保障について、将来にわたり持続可能で、若い世代からも高い信頼を得られるような制度の確立に向けて、改革を進めることが必要です。このため、年金、医療、介護、生活保護等、社会保障制度全般の一体的見直しを進めます。サービスの質を確保し、かつ経済力に見合った社会保障給付とするための具体的仕組みを早急に検討いたします。また、社会保険庁改革についても、その推移を経済財政諮問会議で注視してまいります。

（政策プロセスの透明化と説明責任）

第3は、政策プロセスの一層の透明化と説明責任の強化を行うことです。

過去4年間、毎年6月には政策全般についての骨太の方針を明らかにするとともに、11月ごろにはそれに基づく予算編成の基本方針を示すことによって、オープンな予算編成プロセスを定着させてきました。更には「予算の全体像」や「改革と展望」を公表することによって、マクロ経済と財政の整合的な運営

を実現いたしました。

こうした中で今、改革の先にどのような経済社会の姿が描けるのか、人口が減少する社会にあって我が国の成長力はどうなるのか、長期的なビジョンを提示することが極めて重要であると考えます。

このため、本年春ごろを目途に、日本21世紀ビジョンを取りまとめることとしています。このビジョンが国民に共有されることによって、不透明感が払拭され、民間の経済活動がより活性化することを期待するものです。

以上に加え、国民の安全・安心の基盤を整備するために、消費者政策の強化とNPOの活動基盤の整備に引き続き努めます。また、個人情報保護法の本年4月からの全面施行に向けて取り組んでまいります。

（むすび）

4年前、我々が財政の健全化と景気回復を両立させることを打ち出したとき、多方面から厳しい反対意見が示されました。しかし我々は、約束どおりそれを成し遂げました。同様に不良債権を2年半で半減させると述べたとき、多方面から今はやるべきではない、達成は不可能だなど、様々な反対意見が示されました。しかし我々は、約束どおりそれを成し遂げました。

断固たる決意と周到な準備をもって小泉改革をさらに進めることこそが、日本経済のさらなる発展を可能にする唯一の道です。私は、将来を決して悲観することなく、安易に楽観することもなく、見え始めた新しい成長の姿をより確かな強いものとし、さらに地域・中小企業に裾野を広げていくことを、粘り強く目指してまいります。

国民の皆様、議員各位の御理解と御協力をお願いし、所信の表明といたします。

（5） 国務大臣の演説に対する質疑要旨

1月21日の国務大臣の演説に対する質疑は、24日に岡田克也君（民主）及び武部勤君（自民）が行い、25日には小宮山洋子君（民

主）、野田佳彦君（民主）、神崎武法君（公明）、穀田恵二君（共産）及び横光克彦君（社民）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

第1に、**構造改革（郵政民営化、公務員制度、特殊法人）**について、「①郵政民営化に対する総理の考え、②公務員制度改革への取組、③特殊法人改革の必要性、④社会保険庁改革への取組、⑤構造改革の成果」等の質疑に対して、「①郵政民営化は官から民への構造改革の本丸であり、郵貯・簡保資金を市場経済の中に吸収統合し、経営自由化により効率的に活用するとともに、郵便局ネットワークという貴重な国民の資源を最大限有効活用すべきである、②省庁間人事交流の促進、独立行政法人職員の非公務員化等を実施してきたが、今後も新たな人事制度の構築に向け、関係者間の調整を進め、能力・実績主義の人事評価を試験的に実施していく、③財投計画の編成に当たっては、民間準拠の財務諸表も参考にし、住宅金融公庫や都市再生機構について事業の抜本的見直しを行う等、特殊法人改革に着実に対応してきた。今後とも、民業補完性の精査等により、対象事業の一層の重点化、効率化を図る、④社会保険庁については、予算執行の在り方等、事業運営に関するさまざまな指摘があり、既に業務改革を進めている。また、組織の在り方については、現在、内閣官房長官のもとに置かれた「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」において、外部委託の推進による事業の民営化や組織形態の見直し等、幅広い議論をしており、組織の抜本的な改革を行っていく、⑤金融面では、不良債権処理の加速等により、この2年半で主要行の不良債権残高は15兆円減り、負の遺産整理にめどをつけ、税制面では、平成15年度税制改正で実施した先行減税が研究開発投資の増加など、経済活性化に寄与し、規制面では、構造改革特区を誕生させ、最低資本金特例により約2万社の起業を実現し、民間と一体となり都市再生によるまちづくりを活性化し、歳出面では、歳出規模を実質的に前年度水準以下に抑制し、めりはりのある大胆な予算配分を行い、2年連続の基礎的財政収支の改善を見込むなどの成果が見られる」旨の答弁があった。

第2に、**社会保障制度改革（年金、介護）**

について、「①年金制度の抜本改革について集中的に議論する意欲の有無、②年金制度の抜本改革の必要性に関する基本認識の有無、③社会保障制度全体の中心財源として消費税活用の必要性、④国民年金を含めた年金制度の一元化と納税者番号制度の導入に向けた検討の必要性、⑤現在の家事代行サービス利用者が予防給付に認定されることにより家事援助を受けられなくなるおそれ、⑥施設入所者の利用者負担増がサービスの利用制限につながるおそれ、⑦障害児や若年障害者も介護サービスを利用できるよう介護保険の被保険者と受給者の範囲を拡大する必要性」等の質疑に対して、「①政府のみならず与野党が立場を越え、年金制度を始めとした社会保障制度の論議に国民的立場から取り組むことは政治の責任であり、国会において集中的な議論を早期に開始してもらいたい、②年金制度のみならず医療、介護等を含めた社会保障制度全体について、税や保険料の負担と給付の在り方を含めた一体的見直しを図る必要がある、年金制度についても年金一元化を含めた見直しが必要、③社会保障制度全般について幅広く議論する中で、税制については消費税の在り方も含め、国民的な議論を進めていく必要がある、④年金制度一元化については、まずは厚生年金と共済年金の一元化を進めるべきであり、国民年金を含めた公的年金制度の一元化については、納税者番号制度などの諸条件の在り方について早急に検討する必要がある、⑤介護予防サービスは高齢者の自立した生活を支援するため、効果的なサービスを提供することが重要であり、家事援助等の既存サービスの内容についても介護予防効果がより高いものに見直していく、⑥在宅と施設利用者の負担の不均衡是正等の観点からの見直しであるが、低所得者に対しては所得水準に応じた補足給付を創設し、施設利用が困難になることのないよう配慮する、⑦介護保険制度の普遍化の可否を含め、国民的合意形成や具体的制度改革案について、更に検討を進めていくことが必要である」旨の答弁があった。

第3に、**経済（地域経済、中小企業）、金融政策**について、「①我が国の経済情勢・運営

の在り方、②中小企業支援策、③中小企業対策費と個人保証の問題、④金融犯罪への対処方針、⑤日銀の国債買入れ額の増大、⑥金融サービス全般を含む利用者保護法の整備、⑦日本版SECの創設、⑧税制改正や各種制度改正による負担増が景気に与える影響」等の質疑に対して、「①経済をめぐる情勢は、依然として地域ごとに差があるため、改革の成果を地域や中小企業にも浸透させるとともに、引き続き民間需要主導の持続的な経済成長を図る、②中小企業への資金供給の円滑化を支援するほか、技術開発については、異なる業種の企業と連携して新事業に挑戦する中小企業等を総合的に支援する法律の制定を目指す、③平成17年度予算では、新事業に挑戦する中小企業の支援策等に重点化し、前年度とほぼ同額の中小企業対策費を計上している。政府系金融機関の貸付けは、経営者の個人保証を免除する制度等により、保証人に過度に依存しない融資の拡大を図る、④消費者保護制度の強化は重要な課題であるため、投資サービス法の検討を精力的に進め、消費者団体訴訟制度についても、国民生活審議会での検討を踏まえ、法制化に鋭意取り組む、⑤国債の市中買入れは、金融政策上の判断に基づき、金融情勢等に応じて日銀が適切に行っており、政府としても、歳出歳入両面から財政構造改革を進める必要があるため、現状の買入れには日銀の独立性の観点からの問題はない、⑥金融の規制緩和推進のため、銀行、保険、証券等の各業法において整合的な整備を進め、まずは証券の投資家に着目した横断的な法制である投資サービス法の制定に向け検討を行う、⑦証券行政を銀行・保険行政から切り離すという提案だが、銀行、証券、保険各分野の業態横断的な所管のためには、金融行政当局の機能的編成で足りる。有価証券報告書の不適切な記載の事例については、証券市場の信頼性確保に向け最大限の対応をとる、⑧税制改正や各種制度改正に当たり、民間部門に過度の負担が生じないように配慮した結果、景気に対するマクロ的な影響は大きくないと考えるが、財政健全化と景気回復を両立させるよう努めていく」旨の答弁があった。

第4に、**財政、税制改革**について、「①国債発行額の公約、②特別会計及び特定財源の見直し、③財政健全化の道筋、④予算改革、⑤定率減税の見直し等各種の負担増が景気に与える影響」等の質疑に対して、「①平成14年度当初予算の編成に当たっては、国債発行額30兆円の目標を達成した。平成17年度予算編成においても、一般歳出を3年ぶりに前年度以下に抑制し、4年ぶりに新規国債発行額を減額するなど、引き続き財政の規律、節度を確保するとの基本精神を受け継いでおり、財政構造改革を推進していく考えに変わりはない、②すべての特別会計を対象として事務事業等の見直しを徹底的に進めている。また特定財源についても、財政資金の有効な活用を図るとの観点から、道路特定財源の用途の拡大などの見直しを幅広く検討していく、③持続可能な財政構造の確立に向け、2010年代初頭には、政策的な支出を新たな借金に頼らずにその年度の税収等で賄えるよう、歳出歳入の両面から財政構造改革を進めていく、④予算編成に当たって、これまでの予算の執行や成果を評価、検証し、政策評価の予算への活用、反映に努めること等を通じて予算の質の向上を図っていく、⑤定率減税の縮減等の税制改正等については、民間部門に過度の負担が生じないように配慮した。結果として景気に対するマクロ的な影響は大きくないと考えている。17年度経済見通しにおいても、実質1.6%、名目1.3%の成長を見込んでいく」旨の答弁があった。

第5に、**外交政策**について、「①『世界の中の日米同盟』の具体的意味、②第2期ブッシュ政権に対する基本姿勢、③国連安保理常任理事国入りで目指す理念、決意、④日中関係、⑤日ロ関係」等の質疑に対して、「①『世界の中の日米同盟』とは、日米両国が、政治、安全保障、経済を含む幅広い分野において、世界のさまざまな問題の解決に世界の各国と協調しながら取り組んでいく協力関係を意味している、②強固な信頼関係のもとで、言うべきことを言い、やるべきことをやってくるが、今後とも、あらゆるレベルで率直かつ緊密に政策協調を行いながら、世界の諸問題

に世界の国々と協調しながら取り組んでいく、③我が国が安保理常任理事国入りした場合、安保理の意思決定に積極的に参画し、国際平和と安全維持に一層の役割を果たしていく、④昨年の中首脳会談で、日中関係は極めて重要であるとの認識を共有し、未来志向の協力を発展させていくことで一致した。意見が異なる個別の問題についても対話を深め、大局的な観点から幅広い分野における協力を強化していく、⑤北方四島の帰属問題を解決して平和条約を締結するという基本方針のもと、精力的に交渉を進めるとともに、日ロ行動計画に従って幅広い分野で協力を進め、プーチン大統領の訪日及びその後の交渉につなげたい」旨の答弁があった。

第6に、**イラク問題**について、「①イラク戦争を無条件に支持したことに対する現在の所感、②サマーワを視察した際の所感、③オランダ軍撤退後の自衛隊の安全確保策、④イラクからの自衛隊撤退」等の質疑に対して、「①イラクは、累次の国連安保理決議に違反し続け、国際社会の真摯な努力にこたえてこなかった。このような認識のもとで我が国は安保理決議に基づきとられた行動を支持したのであり、今でも正しかったと思っている、②自衛隊の人道復興支援活動がサマーワの人々の共感を得ており、現地部隊の安全は、高度のレベルで確保されていることを確認した。今後も隊員の安全確保に万全を期していく、③イラク暫定政府のほか、多国籍軍の中でイラク南東部に責任を有する英国が検討を行っている。英国は、我が国と引き続き協力していく方針を表明しており、現地の治安情勢の安定化に貢献してもらえるものと考えている、④現時点で非戦闘地域の要件を満たさなくなったとは考えていない。今後も、適切な警戒や危険回避の措置をとり、隊員の安全確保に万全を期しつつ、自衛隊の活動を継続していく」旨の答弁があった。

第7に、**北朝鮮問題**について、「①北朝鮮に対する経済制裁措置の発動に関する総理の基本方針、②拉致問題解決の基本姿勢及び外交努力」等の質疑に対して、「①政府としては、対話と圧力という考えのもと、北朝鮮側から

拉致問題に関する迅速かつ納得のいく対応を得るため、最も効果的な政策を検討し推進していく。その際、経済制裁は可能な一つ的手段であるとは考えているが、まず制裁ありきということではない、②拉致問題解決のためには、北朝鮮側に強く働きかけるだけではなく、国際社会の理解と支持が重要との考えから、従来より、国連人権委員会を含め、種々の二国間、多国間の場で拉致問題解決の重要性を指摘してきており、今後も、諸外国の理解と協力を得ながら、問題解決に全力で取り組んでいく」旨の答弁があった。

第8に、**政治資金問題等**について、「①1億円献金問題の証人喚問、②いわゆる迂回献金等を禁止する政治資金規正法の改正、③清和政策研究会の政治資金収支報告書に関する新聞報道、④NHKの番組内容変更問題」等の質疑に対して、「①既に政治倫理審査会において橋本龍太郎氏から説明がなされており、更に国会における関係者の証言が必要かどうかについては、国会において決めるべき問題である、②与党が提出した同法改正案は政治資金の一層の透明性を確保しようとするものであると承知しており、迂回献金禁止の条項を設けることによって実効性が期待できるか等、各党各会派で御議論いただきたい、③同研究会では、政治資金に関しては政治資金規正法にのっとって適正に処理していると聞いており、同法上問題があるとは承知していない、④政治的圧力を受けて番組の内容が変更された事実はないと、NHK自身が述べており、本件は、憲法第21条第2項の検閲に当たらず、放送法第3条の規定にも抵触しないものと承知している」旨の答弁があった。

第9に、**少子・高齢化対策**について、「①少子化対策、②若年者の雇用問題、③子ども家庭省の創設、④子育てに係る経済的負担の軽減策、⑤保育対策、⑥小児救急医療の充実、⑦育児休業・短時間勤務制度の活用や再就職支援の充実、⑧高齢者雇用」等の質疑に対して、「①昨年末に策定された子ども・子育て応援プランに基づき、待機児童ゼロ作戦、育児時間を確保するための働き方の見直し、地域の子育て支援などの施策を着実に実施し、社

会全体で全力を挙げて少子化対策に取り組む、②昨年12月に関係5大臣で若者の自立・挑戦のアクションプランを取りまとめ、若年者の働く意欲や能力を高めるための総合的な対策を講じ、若年者が将来に希望を持てる社会の実現に取り組む、③全閣僚参加の少子化社会対策会議を中心に次世代育成支援に取り組んでおり、これにより各種施策を総合的に推進できているものとする、④社会保障給付の高齢者関係給付を見直し、将来世代の負担増を抑えるとともに、次世代育成支援推進を図る。出産費用の負担については、医療保険制度の基本的性格や財政状況等を踏まえ、医療制度改革の中で検討していく、⑤幼稚園と保育所の連携の一層の促進、就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設の試行事業を来年度から実施する、⑥400余りの小児救急医療圏で小児救急医療体制を整備し、適切に対応できる社会を目指す、⑦育児休業等を取得できる職場環境の整備、男性の子育て参加促進、子育て期間中の勤務時間短縮、ハローワークにおける再就職支援等の普及促進に向けた取組を進める、⑧改正高齢者雇用安定法に基づき、年金支給開始年齢の引上げに合わせ、65歳までの雇用の確保措置の段階的な導入、募集・採用時に年齢制限を設定する場合におけるその理由の提示を事業主に指導するなど、高齢者雇用の支援に取り組む」旨の答弁があった。

第10に**教育政策**について、「①教育における国と地方の役割分担、②教員養成の改革及び教員の評価システムの確立、③教育基本法の改正、④学習指導要領の見直しの方向性」等の質疑に対して、「①教育の地方分権を進めることは重要であり、特区制度を活用した地域の提案を活かした学校運営や、保護者や地域住民が一定の権限を持って学校運営に参画するコミュニティスクールの設置に取り組んでいる。国が全国的な教育水準の確保、教育の機会均等の責務を担いつつ、各学校が創意工夫を行えるように市町村や学校の裁量を拡大していきたい、②質の高い教員の確保に向けて中央教育審議会において、教員養成及び教員免許制度の改革について検討を進めて

いる。教員評価システムの確立とあわせて教員養成の抜本的改革に努める、③中央教育審議会の答申や与党における議論を踏まえて、引き続き国民的な議論を深め、教育基本法の速やかな改正に向けて取り組む、④国際的な学力調査の結果や、子どもたちの実態、社会経済状況の変化等を踏まえ、近く、中央教育審議会に対し具体的な検討課題を示した上で、現行学習指導要領の評価、検証等を行い、精力的に審議いただきたいと考えている」旨の答弁があった。

第11に**治安対策**について、「①性犯罪対策、②安全、安心なまちづくりの推進、③振り込め詐欺対策、④偽造キャッシュカード犯罪対策」等の質疑に対して、「①性犯罪者の住所に係る情報を再犯防止などの目的で有効活用できる仕組みの確立を目指す。刑務所での性犯罪者に対する矯正教育を充実するため行動科学や心理学などを導入した体系的な処遇プログラムの実施、受刑者に改善指導を受けることの義務づけを法整備していく、②警察官の増員や退職警察官を交番相談員として配置して空き交番の解消に全力を挙げる。関係機関と連携し地域をあげての住民の自主的防犯活動を支援する施策を推進して、安全で安心なまちづくりに努める、③金融機関本人確認法を活用し取締り強化を図っている。また広報啓発に努め、金融機関に対し防止対策の充実を働きかける、④金融機関に利用者保護の観点から適切な対応を要請してきたが、今後更に利用者保護の実効性を確保し得る適切な対応を検討するよう要請する」旨の答弁があった。

第12に、**災害対策・被災地復興支援**について、「①住宅本体の再建を対象に加えるための被災者生活再建支援法の改正、②今後の我が国の災害対策、③スマトラ沖大地震・大津波災害への我が国の支援、④障害者・高齢者の避難マニュアルの作成、⑤災害ボランティア基金設置、⑥阪神・淡路大震災被災者支援」等の質疑に対して、「①行政は公共サービスの回復に重点を置くべきであるとの立場から、個人の住宅本体の再建に対する公費支援については慎重な考え方や、住宅の耐震改修、地

震保険の加入等の自助努力を促進する方策をまず充実させるべきとの考え方があるため、さまざまな角度からなお議論を深める必要がある、②昨年の豪雨、台風、新潟県中越地震の対応については、速やかに激甚災害の指定を行ったほか、災害復旧費等の補正予算への計上など、総力を挙げて対応してきた。今後とも、情報伝達、高齢者の救援が迅速になされるよう、応急対策の更なる強化を図り、中小河川の整備や水防体制の見直しなど、水害、土砂対策を充実させて、災害に強い国づくりを進める、③被災した各国に対して、資金、技術、知識、人的貢献のそれぞれの観点から、緊急支援及び復旧復興の両面で最大限の支援を行い、関係国や国際機関と協力しながら、津波早期警戒メカニズムの構築に向けた国際

的努力に積極的に貢献する、④障害者や高齢者の避難支援対策については、ガイドラインを今年度内に取りまとめるが、特に、退避情報の伝達体制の整備や、要支援者ごとに避難支援者を定めた災害時避難マニュアルの策定などを自治体に働きかける、⑤引き続き、関係者の意見を聞きつつ、ボランティア活動の環境整備に力を入れていく、⑥地域経済の活性化や被災高齢者の問題など、被災者の抱える課題もそれぞれ個別多様化しているが、兵庫県を初め地元自治体から被災地域の実情を聞きながら、引き続き援助を必要とする方については必要な措置を講じるなど、適切に対応したい」旨の答弁があった。

その他、農業政策、憲法改正問題等について、質疑が行われた。



小泉内閣総理大臣の施政方針演説

2 主な議案等の審議

年 月 日	議 案 等
平成17年 1月21日	<p>○スマトラ沖大地震・大津波災害に際し国際的支援活動において我が国が果たすべき役割に関する決議案（川崎二郎君外11名提出）〈可決〉</p> <p>趣旨弁明 川崎二郎君（自民）</p> <p>○国務大臣の演説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小泉内閣総理大臣の施政方針演説 ・町村外務大臣の外交演説 ・谷垣財務大臣の財政演説 ・竹中経済財政政策担当大臣の経済演説
1月24日	<p>○国務大臣の演説に対する質疑</p> <p>質疑 岡田克也君（民主）、武部勤君（自民）</p> <p>答弁 小泉内閣総理大臣、大野防衛庁長官、竹中経済財政政策担当大臣</p>
1月25日	<p>○国務大臣の演説に対する質疑</p> <p>質疑 小宮山洋子君（民主）、野田佳彦君（民主）、神崎武法君（公明）、穀田恵二君（共産）、横光克彦君（社民）</p> <p>答弁 小泉内閣総理大臣、北側国土交通大臣、尾辻厚生労働大臣、中山文部科学大臣、竹中経済財政政策担当大臣、谷垣財務大臣</p>
1月28日	<p>○平成16年度一般会計補正予算（第1号）〈可決〉</p> <p>○平成16年度特別会計補正予算（特第1号）〈可決〉</p> <p>○平成16年度政府関係機関補正予算（機第1号）〈可決〉</p> <p>討論（以上3件） 松岡利勝君（自民）、佐々木秀典君（民主）、漆原良夫君（公明）</p>
2月15日	<p>○発言・趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出） ・所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・平成17年度地方財政計画 ・地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） <p>発言・説明 谷垣財務大臣、麻生総務大臣</p> <p>質疑 萩生田光一君（自民）、中川正春君（民主）、平岡秀夫君（民主）、寺田学君（民</p>

	<p>主)、河合正智君 (公明)</p> <p>答弁</p> <p>小泉内閣総理大臣、谷垣財務大臣、中川経済産業大臣、麻生総務大臣</p>
2月22日	<p>○日露修好150周年に当たり、日露関係の飛躍的發展に関する決議案 (川崎二郎君外21名提出) (可決)</p> <p>趣旨弁明</p> <p>北村直人君 (自民)</p> <p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案 (内閣提出) ・国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案 (内閣提出) ・国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案 (内閣提出) <p>説明</p> <p>中山文部科学大臣、尾辻厚生労働大臣、島村農林水産大臣</p> <p>質疑</p> <p>河本三郎君 (自民)、山花郁夫君 (民主)、稲見哲男君 (民主)、藤田一枝君 (民主)、榎屋敬悟君 (公明)、吉井英勝君 (共産)</p> <p>答弁</p> <p>小泉内閣総理大臣、中山文部科学大臣、尾辻厚生労働大臣、島村農林水産大臣、麻生総務大臣、谷垣財務大臣</p>
3月2日	<p>○平成17年度一般会計予算 (可決)</p> <p>○平成17年度特別会計予算 (可決)</p> <p>○平成17年度政府関係機関予算 (可決)</p> <p>討論 (以上3件)</p> <p>島聡君 (民主)、茂木敏充君 (自民)、石井郁子君 (共産)、石井啓一君 (公明)、東門美津子君 (社民)</p> <p>○地方交付税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出) (可決)</p> <p>討論</p> <p>大出彰君 (民主)</p> <p>○平成17年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案 (内閣提出) (可決)</p> <p>○所得税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出) (可決)</p> <p>討論 (以上2件)</p> <p>吉田泉君 (民主)</p>
3月8日	<p>○地方税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出) (可決)</p> <p>討論</p> <p>小宮山泰子君 (民主)</p> <p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正す

	<p>る法律案（内閣提出）</p> <p>説明 町村外務大臣</p> <p>質疑 古本伸一郎君（民主）</p> <p>答弁 町村外務大臣、中川経済産業大臣、南野法務大臣、谷垣財務大臣</p>
3月10日	<p>○京都議定書発効に伴う地球温暖化対策推進の強化に関する決議案（小坂憲次君外 13名提出）〈可決〉</p> <p>趣旨弁明 竹下亘君（自民）</p> <p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案（内閣提出） <p>説明 中川経済産業大臣</p> <p>質疑 計屋圭宏君（民主）</p> <p>答弁 中川経済産業大臣、谷垣財務大臣、中山文部科学大臣、伊藤金融担当大臣</p>
3月15日	<p>○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第161回国会、仙谷由人君外16名提出）〈否決〉</p> <p>○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第161回国会、内閣提出）〈修正〉</p> <p>討論（以上2件） 鈴木康友君（民主）</p> <p>○「新防衛計画大綱」及び「新中期防衛力整備計画」に関する報告</p> <p>報告 大野防衛庁長官</p> <p>質疑 古川禎久君（自民）、前原誠司君（民主）、赤松正雄君（公明）、赤嶺政賢君（共産）</p> <p>答弁 小泉内閣総理大臣、大野防衛庁長官、町村外務大臣</p> <p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法案（内閣提出） <p>説明 村上国務大臣</p> <p>質疑 宇佐美登君（民主）</p> <p>答弁 村上国務大臣</p>

3月22日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出） <p>説明 尾辻厚生労働大臣</p> <p>質疑 大村秀章君（自民）、橋本清仁君（民主）、高木美智代君（公明）、山口富男君（共産）、阿部知子君（社民）</p> <p>答弁 小泉内閣総理大臣、尾辻厚生労働大臣</p>
3月29日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出） <p>説明 北側国土交通大臣</p> <p>質疑 和田隆志君（民主）</p> <p>答弁 細田内閣官房長官、北側国土交通大臣、谷垣財務大臣、麻生総務大臣</p> <p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（内閣提出） <p>説明 南野法務大臣</p> <p>質疑 辻恵君（民主）</p> <p>答弁 南野法務大臣、麻生総務大臣、尾辻厚生労働大臣、村田国家公安委員会委員長</p>
4月1日	<p>○年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議案（長勢甚遠君外8名提出） 〈可決〉</p> <p>趣旨弁明 長勢甚遠君（自民）</p> <p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出） <p>説明 大野防衛庁長官</p> <p>質疑 中山泰秀君（自民）、本多平直君（民主）、佐藤茂樹君（公明）</p> <p>答弁 大野防衛庁長官、町村外務大臣、谷垣財務大臣、細田内閣官房長官、村田国務大臣</p>
4月5日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

	<p>説明 島村農林水産大臣</p> <p>質疑 西川京子君（自民）、鮫島宗明君（民主）</p> <p>答弁 島村農林水産大臣、中川経済産業大臣、細田内閣官房長官、竹中国務大臣</p>
4月7日	<p>○国立国会図書館法の一部を改正する法律案（本院提出、参議院回付）〈同意〉</p> <p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社法案（内閣提出） ・会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出） <p>説明 南野法務大臣</p> <p>質疑 井上信治君（自民）、村越祐民君（民主）、谷口隆義君（公明）、佐々木憲昭君（共産）</p> <p>答弁 南野法務大臣、竹中国務大臣、谷垣財務大臣、中川経済産業大臣、伊藤金融担当大臣</p>
4月14日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） <p>説明 小池環境大臣</p> <p>質疑 田島一成君（民主）</p> <p>答弁 小池環境大臣、町村外務大臣、中川経済産業大臣</p>
4月19日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案（内閣提出） <p>説明 北側国土交通大臣</p> <p>質疑 室井邦彦君（民主）</p> <p>答弁 北側国土交通大臣、谷垣財務大臣、麻生総務大臣</p> <p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出） ・証券取引委員会設置法案（原口一博君外4名提出） <p>説明</p>

	<p>伊藤金融担当大臣、岩國哲人君（民主）</p> <p>質疑</p> <p>田中和徳君（自民）、津村啓介君（民主）</p> <p>答弁</p> <p>伊藤金融担当大臣、谷垣財務大臣、中塚一宏君（民主）、平岡秀夫君（民主）</p>
4月21日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人住宅金融支援機構法案（内閣提出） <p>説明</p> <p>北側国土交通大臣</p> <p>質疑</p> <p>下条みつ君（民主）</p> <p>答弁</p> <p>北側国土交通大臣、谷垣財務大臣</p>
4月26日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法案（内閣提出） <p>説明</p> <p>尾辻厚生労働大臣</p> <p>質疑</p> <p>中根康浩君（民主）、古屋範子君（公明）</p> <p>答弁</p> <p>北側国土交通大臣、尾辻厚生労働大臣</p>
5月10日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） <p>説明</p> <p>島村農林水産大臣</p> <p>質疑</p> <p>城内実君（自民）、神風英男君（民主）</p> <p>答弁</p> <p>島村農林水産大臣、町村外務大臣、尾辻厚生労働大臣</p>
5月17日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法等の一部を改正する法律案（内閣提出） <p>説明</p> <p>尾辻厚生労働大臣</p> <p>質疑</p> <p>園田康博君（民主）</p> <p>答弁</p> <p>尾辻厚生労働大臣</p> <p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

	<p>説明 北側国土交通大臣</p> <p>質疑 葉梨康弘君（自民）、三日月大造君（民主）</p> <p>答弁 北側国土交通大臣、谷垣財務大臣、中川経済産業大臣</p>
5月26日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵政民営化法案（内閣提出） ・日本郵政株式会社法案（内閣提出） ・郵便事業株式会社法案（内閣提出） ・郵便局株式会社法案（内閣提出） ・独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（内閣提出） ・郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出） <p>説明 竹中国務大臣</p> <p>質疑 柳澤伯夫君（自民）、榊屋敬悟君（公明）、塩川鉄也君（共産）</p> <p>答弁 小泉内閣総理大臣、竹中国務大臣、伊藤金融担当大臣、谷垣財務大臣</p>
6月14日	<p>○総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>討論 松崎哲久君（民主）</p> <p>○防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈修正〉</p> <p>討論 松本剛明君（民主）</p> <p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出） <p>説明 南野法務大臣</p> <p>質疑 左藤章君（自民）、松野信夫君（民主）</p> <p>答弁 南野法務大臣、中山文部科学大臣、村田国家公安委員会委員長、尾辻厚生労働大臣</p>
6月17日	<p>○議院運営委員長川崎二郎君解任決議案（筒井信隆君外7名提出）〈否決〉</p> <p>趣旨弁明 生方幸夫君（民主）</p> <p>討論 小淵優子君（自民）、前田雄吉君（民主）</p> <p>○本国会の会期を8月13日まで55日間延長するの件（議長発議）〈可決〉</p>

	<p>討論 牧野聖修君（民主）、遠藤乙彦君（公明）、穀田恵二君（共産）、阿部知子君（社民）</p>
6月30日	<p>○平成15年度一般会計歳入歳出決算〈議決〉 平成15年度特別会計歳入歳出決算〈議決〉 平成15年度国税収納金整理資金受払計算書〈議決〉 平成15年度政府関係機関決算書〈議決〉 ○平成15年度国有財産増減及び現在額総計算書〈是認〉 ○平成15年度国有財産無償貸付状況総計算書〈是認〉</p> <p>討論（以上3件） 長浜博行君（民主）</p> <p>○建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>討論 小林千代美君（民主）</p>
7月5日	<p>○郵政民営化法案（内閣提出）〈修正〉 ○日本郵政株式会社法案（内閣提出）〈修正〉 ○郵便事業株式会社法案（内閣提出）〈可決〉 ○郵便局株式会社法案（内閣提出）〈修正〉 ○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（内閣提出）〈可決〉 ○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）〈修正〉</p> <p>討論（以上6件） 伊藤忠治君（民主）、山崎拓君（自民）、塩川鉄也君（共産）、谷口隆義君（公明）、東門美津子君（社民）</p>
7月15日	<p>○障害者自立支援法案（内閣提出）〈修正〉</p> <p>討論 園田康博君（民主）</p>
7月26日	<p>○第31回主要国首脳会議出席に関する報告</p> <p>報告 小泉内閣総理大臣</p> <p>質疑 河野太郎君（自民）、鳩山由紀夫君（民主）、丸谷佳織君（公明）、赤嶺政賢君（共産）</p> <p>答弁 小泉内閣総理大臣</p>
8月2日	<p>○国連創設及びわが国の終戦・被爆60周年に当たり、更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案（川崎二郎君外20名提出）〈可決〉</p> <p>趣旨弁明 鈴木恒夫君（自民）</p>
8月8日	衆議院解散

3 決議

○ 可決したもの

スマトラ沖大地震・大津波災害に際し国際的支援活動において我が国が果たすべき役割に関する決議案（川崎二郎君外 11 名提出、決議第 1 号）〔自民・民主・公明・共産・社民提出〕（17.1.21）

昨年 12 月 26 日に発生したスマトラ沖大地震・大津波は、被災国の人々はもとより、我が国を含む世界中の多くの人々に甚大な被害をもたらした。

本院は、今回の大津波で尊い命を落とされた人々に対し、心から哀悼の意を表するとともに、ご家族や関係者みなさまの深遠なる悲しみを分かち合うものである。

今回の大津波で最も大きな被害を受けたのは、アジア諸国である。本院は、アジアの一員である我が国にとって、アジアにおける大災害は我々自身の問題でもあると認識し、緊急支援、並びに被災国の一刻も早い復旧復興のために最大限の支援の手を差し伸べることが、我が国の重大な責務であることをあらためて確認する。

よって政府は、資金協力、人的貢献、知見活用の各般において、既に実施している緊急支援に加え、国際社会との協調の下、社会基盤への深刻な打撃を受けた被災国の中長期的な復旧復興につながる支援に全力を傾注するとともに、国際社会の支援活動において積極的かつ主体的役割を果たすべきである。

また、神戸で開催されている国連防災世界会議の成果も踏まえつつ、我が国の津波予知と防災体制整備に全力を挙げるとともに、インド洋津波早期警戒メカニズムの構築へ向けた国際的取組みにも、今後とも積極的に貢献すべきである。

右決議する。

日露修好 150 周年に当たり、日露関係の飛躍的發展に関する決議案（川崎二郎君外 21 名提出、決議第 2 号）〔自民・民主・公明・共産・社民提出〕（17.2.22）

1855 年に日魯通好条約が調印され、両国の間に公式な関係が樹立されるとともに、択捉島とウルップ島の間には両国の国境が平和裡に確定された。同条約の調印から、本年で 150 周年を迎える。日露両国の先人は、粘り強い交渉を通じて信頼関係を構築し、この日魯通好条約に調印したが、以来 150 年の両国間の歴史を想い、国民とともに深い感慨を覚える。

日本とロシアは、両国の利益に合致する戦略的パートナーシップの構築に向けて引き続き尽力すべきであり、日露関係をその潜在力に見合ったレベルに引き上げることが必要である。

しかしながら、戦後 60 年の節目の年に当たる今日なお、北方領土問題が解決せず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。政府は、日露修好 150 周年という歴史的に重要な節目の年を迎えるに当たり、ロシアとの間で幅広い分野での協力を進めるとともに、全国民の悲願にこたえ、歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の帰属の問題を解決して平和条約を早期に締結するという一貫した方針に基づき、平和条約交渉を具体的かつ実質的に前進させ、日露関係を大きく発展させるため、最大の努力を継続するべきである。

右決議する。

京都議定書発効に伴う地球温暖化対策推進の強化に関する決議案（小坂憲次君外 13 名提出、決議第 3 号）〔自民・民主・公明・共産・社民提出〕（17.3.10）

京都議定書は、米国等が参加しないうちでの発効となったが、我が国は、地球温暖化対策の第一歩となる本議定書を取りまとめた議長国として、削減目標の着実な達成はもとより、他国に先んじて脱温暖化社会の構築を進めるべきである。

よって、政府は、次の事項について最大限の努力をすべきである。

- 一 京都議定書目標達成計画の策定に当たっては、削減目標を達成するため、温室効果ガスの削減対策、森林吸収源対策、京都メカニズムに係る対策とその裏付けとなる施策を盛り込んだ計画を策定し、それら対策・施策の強力な推進を図ること。
- 二 世界最大の温室効果ガス排出国である米国等の先進国に対し、同議定書への復帰・参加を強く働きかけるとともに、中国及びインド、その他の途上国を含むすべての国が参加できる将来枠組みの構築に向け、国際的なリーダーシップを発揮すること。
- 三 国民や事業者などすべての主体が地球温暖化対策を自らの課題として認識し、対策に取り組むよう啓発活動や環境教育を一層推進すること。また、事業者や地方公共団体の温室効果ガス排出削減のための取組への支援を積極的に行うこと。
- 四 地球温暖化対策は、中長期にわたる対策であることにかんがみ、地球温暖化に関する科学的知見の充実、技術の開発・普及、及びそのための社会的基盤整備を進めること。

右決議する。

年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議案（長勢甚遠君外 8 名提出、決議第 4 号）〔自民・民主・公明・社民提出〕（17.4.1）

本格的な少子高齢社会の進展の中で社会保障制度は深刻な状況にあり、年金をはじめとする社会保障制度に対する国民の不安・不信は根強いものがある。この事態をわが国社会の将来を左右する重大なことと受け止め、国民の信頼と安心を確保するための改革を実現することが政治の責任である。

この改革は一刻の猶予も許されないものである。出生率、経済財政情勢、産業構造、雇用構造など時代の大きな変化に適確に対応すべく、過去の経緯などにとらわれず、議論に必要な論点を国民に提示し、あらゆる観点からの議論を尽くし、社会保障制度改革なканずく年金制度改革について、その実現のため全力を傾注しなければならない。

本院は、右の認識・決意にたって、国民の負託にこたえ国会の責任を果たすべく、新たに全会派参加による「両院合同会議」を設けることとする。そこでの議論は、議員間の論議を中心に各党の利害を超えて真摯に行い、すべて国民に公開するものとする。また、集中的・効率的に議論し、まず年金制度改革に関して各党が論点・目指すべき姿・施策について提起して議論を進め、今秋までに改革の方向付けを行い骨格の成案を得ることを目指すこととする。

政府は、この議論が円滑、効率的に行われるよう協力するとともに、この議論を尊重すべきである。

本院は、この議論を通じ、年金・社会保障制度改革の実現に最大限の努力を行う決意であることを全国民に表明する。

右決議する。

国連創設及びわが国の終戦・被爆 60 周年に当たり、更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案（川崎二郎君外 20 名提出、決議第 6 号）〔自民・民主・公明提出〕（17.8.2）

国際平和の実現は世界人類の悲願であるにもかかわらず、地球上に戦争等による惨禍が絶えない。

戦争やテロリズム、飢餓や疾病、地球環境の破壊等による人命の喪失が続き、核兵器等の大量破壊兵器の拡散も懸念される。

このような国際社会の現実の中で、本院は国際連合が創設以来 60 年にわたり、国際平和の維持と創造のために発揮した叡智と努力に深く敬意を表する。

われわれは、ここに 10 年前の「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」を想起し、わが国の過去の一時期の行為がアジアをはじめとする他国民に与えた多大な苦難を深く反省し、あらためてすべての犠牲者に追悼の誠を捧げるものである。

政府は、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念のもと、唯一の被爆国として、世界のすべての人々と手を携え、核兵器等の廃絶、あらゆる戦争の回避、世界連邦実現への道の探究など、持続可能な人類共生の未来を切り開くための最大限の努力をすべきである。

右決議する。

○ 否決したもの

議院運営委員長川崎二郎君解任決議案（筒井信隆君外 7 名提出、決議第 5 号）〔民主・社民提出〕（17.6.17）

本院は、議院運営委員長川崎二郎君を解任する。

右決議する。

【第163回国会】

1 国務大臣の演説及び質疑

平成17年9月26日に小泉内閣総理大臣の所信表明演説が衆議院本会議において行われ、

これに対して、同月28日に各党の代表質問が行われた。

(1) 小泉内閣総理大臣の所信表明演説

(はじめに)

この度の総選挙の結果を受け、三度(みたび)、内閣総理大臣の重責を担うことになりました。改革なくして成長なし、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にとの方針の下、自由民主党及び公明党による連立政権の安定した基盤に立って、引き続き構造改革を断行する覚悟であります。

私は就任以来、我が国の再生と発展に向け、金融、税制、規制、歳出にわたる広範囲な構造改革を進めてまいりました。この結果、日本経済は、不良債権の処理目標を実現し、政府の財政出動に頼ることなく、民間主導の景気回復への道を歩み始めました。

改革の芽が様々な分野で大きな木に育ちつつある現在、改革を止めてはなりません。

(郵政民営化と構造改革の加速)

改革を進めていく際、基本的な方針は支持されるのに、個別の具体論に入ると、既得権益の壁にぶつかり根強い反対に直面します。この総論賛成、各論反対の典型で、最も抵抗の大きい分野として長年誰も手をつけようとしなかったのが、郵政民営化であります。

公務員を減らしなさい、行財政改革を断行しなさい、民間にできることは民間に、この基本方針には多くの人々が賛成するのに、なぜ、郵政事業だけは公務員でなければならないのか、民間人に任せられないのでしょうか。

先の国会において、郵政民営化関連法案は否決されました。このため私は、本当に国民が民営化は必要ないと判断しているのか、直接その意思を確認したいと思い、衆議院を解散しました。郵政民営化は、まさに行政、財政、経済、金融などあらゆる分野の構造改革につながる改革の本丸と確信するからであり

ます。

郵政民営化の是非が問われたこの度の総選挙において、これに賛成する自由民主党及び公明党は、多くの国民の信任をいただきました。私は、この民意を大きな支えとして、改めて郵政民営化関連法案を提出し、国民を代表する国会で御審議いただき、成立を期す決意であります。

郵政事業は、26万人の常勤の国家公務員を擁しています。国民の安全と安心をつかさどる全国の警察官が25万人、陸・海・空すべての自衛官は24万人、そして霞が関と全世界百数十か国の在外公館に勤務している外務省職員に至っては6千人にも及びません。今後も公務員が郵政事業を運営する必要があるのでしょうか。

郵政事業を民営化すれば、創意工夫と知恵により、多様でより良い商品やサービスが展開されると思います。国民の大切な資産を民間向け資金として活用することは、経済の活性化につながります。従来免除されていた法人税等の支払いや株式の売却などにより、財政再建にも貢献します。郵政民営化は、簡素で効率的な政府の実現を加速するものであります。

国民の間には、民営化によって、過疎地の郵便局がなくなるのではないかと、郵便局で貯金や保険を扱わなくなるのではないかと不安が存在するのも承知しております。国民の貴重な資産である郵便局のネットワークを維持し、国民の利便に支障が生じないようにいたします。

資金の入口の郵政民営化だけではなく、出口の政府系金融機関の改革に取り組んでまいります。

地方にできることは地方にという方針の下、4兆円程度の補助金改革、3兆円規模を目指した税源移譲、地方交付税の見直しの三位一体の改革について、地方の意見を真摯に受け止め、来年度までに確実に実現いたします。

小泉内閣発足以来、公共事業費を約4割削減するなど、既に10兆円に上る歳出改革を断行しました。2010年代初頭には、政策的な支出を新たな借金に頼らずにその年度の税収等で賄えるよう、財政構造改革に全力で取り組みます。国家公務員の給与に関し、都会と地方それぞれで民間の給与実態に合わせるなど給与体系を見直すとともに、国家公務員の定員の純減目標を設定し、総人件費の削減を実行します。

私は、このような構造改革を断行し、政府の規模を大胆に縮減してまいります。

(国民の安全と安心)

少子高齢化が進む我が国は、本格的な人口減少社会を目前に控えており、子や孫の世代に負担を先送りすることなく、国民一人ひとりが豊かな生活を送ることができる活力ある社会を構築していかなければなりません。

年金、医療、介護を柱とする社会保障制度は、国民生活を支える基盤です。国民の将来に対する不安を解消していくためには、適正な給付と負担で持続可能な制度とすることが政治の責任であると考えます。とりわけ年金制度は、長期的な視野に立って改革を進める必要があります。与野党が胸襟を開いて協議を行い、意見の相違を埋める努力をすることが不可欠です。

先日の台風などの災害や米国南部でのハリケーンにより被害に遭われた方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。被災者が一日も早く安心した生活を送れるよう、国内の被災地の復旧と復興に万全を期すとともに、建築物の耐震化を促進するなど災害に強い国づくりを進めてまいります。

今後被害の拡大が懸念されるアスベスト問題に対処するため、被害者救済対策やアスベストの早期かつ安全な除去などに政府を挙げて取り組んでまいります。

(世界の中の日本)

我が国の安全と繁栄には、世界の平和と安定が欠かせません。日米同盟と国際協調を外交の基本として、国際社会の責任ある一員としての役割を積極的に果たしてまいります。

国際社会は今、途上国の開発や貧困の克服、地球環境の保全、大量破壊兵器の拡散防止など、かつては想像もできなかったような複雑かつ困難な課題に直面しています。

私は、先日の国連総会で、山積する諸問題に対し効果的に機能する国連が必要であることを訴えました。同じ考えを持つ各国の理解と協力を得ながら、安全保障理事会の改革など国連の強化に向けて全力を尽くします。

テロとの闘いは終わっていません。テロ対策特別措置法の期限の延長を図るなど、国際社会と協力してテロの防止・根絶に取り組みます。

イラクでは、国民が自らの手で平和な民主国家を建設中であり、我が国の資金援助と自衛隊による人道復興支援活動は、住民からの高い評価を受けています。今後の自衛隊の活動については、イラク国民の要望や国際情勢を踏まえつつ、現地の状況をよく見極めた上で判断してまいります。

中国や韓国を始めとする近隣諸国とは、幅広い分野における協力を強化し、相互理解と信頼に基づいた未来志向の友好関係を構築してまいります。北朝鮮との間では、拉致、核、ミサイルの問題を包括的に解決して国交正常化を目指します。

原油価格の高騰は、世界有数の輸入国たる我が国はもとより、東南アジア諸国などに大きな影響を及ぼすことが懸念されます。我が国は、いち早く備蓄している石油を放出するなど国際社会に貢献しておりますが、再び石油危機が起こることのないよう、引き続き各国と緊密に協力してまいります。

二国間の経済連携を積極的に進めるとともに、WTO新ラウンド交渉の最終合意に向けて精力的に取り組みます。

(むすび)

政治は国民全体のものであり、一部の既得権益を守るものであってはなりません。今まで郵政民営化は暴論ではないかとの指摘もあ

りましたが、総選挙の結果、国民は正論であるとの審判を下したと思います。

私は、国民の声を厳粛に受け止め、責任を持って郵政民営化を実現してまいります。痛みを恐れず、既得権益の壁にひるまず、過去の慣例にとらわれず、国民の協力の下、一身を投げ出し、内閣総理大臣の職責を果たすべく、全力を尽くしてまいります。

改革なくして明日はありません。国民の支持なくして改革は実行できません。改革の原

動力は国民一人ひとりであり、改革が成功するか否かは、国民の強い意思と政治家の断固たる行動力にかかっています。日本社会には、新しい時代に挑戦する意欲とやればできるという自信が芽生えています。改革を止めることなく、勇気と情熱を持って、日本の明るい未来を築こうではありませんか。

国民並びに議員各位の御協力を心からお願い申し上げます。

(2) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

9月26日の国務大臣の演説に対する質疑は、28日に前原誠司君（民主）、武部勤君（自民）、鳩山由紀夫君（民主）、神崎武法君（公明）、志位和夫君（共産）及び阿部知子君（社民）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

第1に、**総選挙**について、「①解散権に対する見解、②自公選挙協力、③郵政公社が税金を使わずに郵政事業を行っていることについて選挙期間中総理の国民に対する説明の欠如、④結果を受けての認識と決意」等の質疑に対して、「①解散は衆議院議員の身分を失わせる重い行為であると認識しつつ、内閣がその政治的責任において決断すべきものであり、重要案件の実現につき主権者たる国民の信を問うことは憲法上認められた解散権の行使であり濫用に当たらない、②総理大臣に就任以来、自民党及び公明党による連立政権の安定した基盤に立って構造改革を進めてきた。今回の総選挙においても自民党と公明党は協力してきたが、各選挙区において個別の候補者のとる協力方法については、それぞれの事情を勘案しながら各候補者が適切に判断すべきものである、③郵政民営化の利点を十分説明した上で郵政民営化の是非を問い、多数の支持を得たところであり、国民に語っていないとの指摘は当たらない、④総理大臣就任以来の方針と実績について広い支持を得た。この国民の支持を厳粛に受け止め、郵政民営化のみならず、構造改革路線を軌道に乗せていきたい」

旨の答弁があった。

第2に、**郵政民営化**について、「①郵貯の規模縮小と預金限度額、②民業圧迫の疑念、③移行期間の短縮、民営化の移行プロセスを監視する民営化委員会に勧告権を付与することの是非、④持ち株会社による株の買戻し、⑤郵政民営化による利用者や現郵政職員の不安、⑥民営化の理念とそのメリット、⑦前回提出法案からの変更点、⑧郵政民営化はアメリカ政府の要求にこたえたものとの指摘に対する見解、⑨340兆円の郵貯・簡保資金を社会基盤の整備に使う必要性」等の質疑に対して、「①郵政事業は、郵貯、簡保の収益で雇用やネットワークが支えられており、急激に規模縮小すれば経営は成り立たない。限度額引下げは利用者に不便を強いることになり、ネットワークが維持できなければ地域の利便性は著しく低下する、②金融2社は一般商法会社として設立し、全株処分によって国の信用、関与を断ち切り、民営化委員会の意見を聴取の上、段階的に規制緩和していくなど民業圧迫とならないよう配慮している、③移行期間10年は、円滑な民営化を実現するための相当程度の時間と勘案した。民営化委員会は内閣総理大臣を本部長として設置される機関であることから、意見は施策に適切に反映させていく、④郵便貯金銀行、郵便保険会社の株式の買戻しに関しては、他の銀行や保険会社の株式を取得する場合と同様の一般的なルールのもとで行われるものであり、民営化の基本

方針に反するものではない、⑤民営化後も事業の公共性に配慮し、必要な郵便局ネットワークの維持等、さまざまな工夫を凝らしている。公社職員の新会社での雇用を法律により確実に確保し、公社での勤務条件への配慮の義務づけ等、不利益が生じることのないよう措置を講ずる、⑥郵政民営化は構造改革を着実に推進し、小さくて効率的な政府の実現によって経済の活性化を図るものである。民営化後は自由な経営により質の高いサービスが提供でき、約 340 兆円の郵貯、簡保資金を官から民へ流す道を拓くことになる。郵政公社は固定資産税や印紙税、また預金保険料を民間のように納付しておらず、見えない国民負担が存在するが、民営化し利益が上がれば法人税も期待できる、⑦主な変更点は第一に、民営化の実施スケジュールを半年延期したこと、第二に前回提出法案について、衆議院で修正された事項を法案に反映させていること、⑧米国が郵政民営化の必要性を訴えてきた。米国の要求にこたえたものであるとの指摘は当たらない、⑨郵貯・簡保資金を民間資金に転化し国民の大切な資産を民間部門で活用することにより、経済の活性化につながる。資金をどのような分野で活用するかは、あらかじめ官のコントロールによって決めるべきではなく、適切な競争環境の中で判断されるべきものとする」旨の答弁があった。

第 3 に、**道路公団問題**について、「①橋梁談合問題、②民営化凍結及び会長人事見直し、③談合防止強化」等の質疑に対して、「①公共工事の入札、契約について、官製談合等の不正行為はあってはならないことであり、日本道路公団幹部が逮捕・起訴された事件は遺憾である、②既に日本道路公団において不正行為防止策を実行に移し、民営化後も徹底して取り組むこととしており、民営化の凍結や会長人事の見直しは考えていない、③官製談合防止法等の強化については、国民意識の動向、刑罰体系全体の中での整合性など、種々の観点を総合考慮しながら、今後検討していく。重要課題であり、強制徴収の実施や免除制度の適用など、的確な対策を強力に推進して

国土交通省と日本道路公団では既に入札談合の再発防止対策を取りまとめたところであり、一般競争入札の拡大等、公平中立で透明性の高い競争を促進し、談合防止の徹底を図る」旨の答弁があった。

第 4 に、**税財制改革**について、「①債務残高累増の責任、②財政健全化、③増税の必要性の認識とその時期や規模、対象となる税目、④定率減税廃止、⑤大企業・金持ちへの減税も廃止する必要性」等の質疑に対して、「①近年の債務残高累増の主たる要因は、高齢化の本格的な進展による社会保障関係費の増加や、経済情勢の深刻な悪化等による税収の低迷等であるとする、②2010 年代初頭に支出を借金に頼らずにその年度の税収等で賄うことを目指して、歳出歳入一体の財政構造改革を進めていく、③まずは徹底した行財政改革に取り組むべきと考えているが、他方、国債依存度が 40%に達しており、歳出削減だけで財政再建は困難。税制全体の在り方を総合的に考えて、国民的な議論を深め、平成 18 年度内をめどに結論を得たいと考えている。在任中に消費税を引き上げる考えはない、④景気対策として導入された暫定的な税負担の軽減措置であり、経済情勢等に応じてその規模を見直していくべきであり、経済情勢等を十分に見極めつつ今後議論していく、⑤平成 11 年度税制改正において実施された個人所得課税の最高税率及び法人課税の実効税率の引下げは、景気対策である定率減税とは位置づけが異なる」旨の答弁があった。

第 5 に、**年金改革**について、「①年金制度の持続可能性、②実質破綻をしている国民年金の対策、③短時間労働者の厚生年金の適用問題、④年金制度の一元化に向けた協議、⑤議員年金改革への決意」等の質疑に対して、「①年金制度にとって、長期的な給付と負担の均衡を確保することは制度の根幹にかかわる重要な問題であり、昨年の年金改革によって、将来に向けて持続可能な制度とすることができたと考えている、②国民年金の未納、未加入問題の解消は、年金制度への信頼にかかわっている、③短時間労働者の厚生年金の適用拡大等については、平成 16 年の改正法においても

検討条項が規定されていることなどを踏まえ、早急に検討を進める、④被用者年金の一元化に向け、制度間における給付や負担の水準の相違等、幅広く議論し、処理方針を早く取りまとめるよう指示した。両院合同会議における議論が、早急に再開されることを期待している、⑤議員年金は廃止を前提に検討している」旨の答弁があった。

第6に、**アジア外交**について、「①6者協議、②日朝国交正常化、③中国や韓国首脳との関係、④近隣諸国との信頼醸成、⑤宗教的に中立で国立の追悼平和祈念施設の設置、⑥12月開催の東アジア首脳会議での成果に対する危惧」等の質疑に対して、「①今般の6者協議において北朝鮮がすべての核兵器及び既存の核計画の検証可能な廃棄を約束したことは、朝鮮半島の非核化を実現する上で重要であり、これを実行に移すべく、各国と協調し、問題の解決に努力する、②日朝平壤宣言にあるとおり、核、拉致、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決して日朝国交正常化を実現し、その上で経済協力を行うという考えは一貫している。エネルギー支援等については、日朝関係全般の状況も踏まえ検討していく、③中国の胡錦濤国家主席とは平成17年4月に、韓国の盧武鉉大統領とは同年6月に首脳会談を行い、それぞれの二国間関係が極めて重要であるとの認識を共有するとともに、忌憚のない意見交換を行っている、④中国、韓国を初めとするアジア諸国とは、地域の平和と繁栄を実現していくことが重要である。意見が異なる個別の問題についても対話を深め、幅広い分野の協力と国民各層における交流を強化することを通じ、相互理解に基づいた未来志向の関係を構築していく、⑤設置に向けた調査をするか否かも含め、国民世論の動向や与党の意見も踏まえながら検討する必要がある、⑥東アジア首脳会議においては、多様性を認めながら経済的繁栄を共有する開かれた東アジア共同体の構築に向け、積極的な役割を果たしていく」旨の答弁があった。

第7に、**三位一体改革**について、「①地方分権、三位一体改革の進め方、②いわゆる補完性の原理に基づいた地域主権の発想についての見解、③義務教育費国庫負担金の存廃問題、

④地方6団体提出の国庫補助負担金等に関する改革案への対応」等の質疑に対して、「①地方にできることは地方にという理念のもと、国の関与を縮小し、地方の権限、責任を拡大して地方分権を一層推進していく。地方の意見を真摯に受け止め、平成18年度までに確実に実現する、②地方が自由に使える財源を増やし、自立を可能にして、自らの創意工夫と責任で自治体の政策を決定できるようにすることが重要であり、国は本来果たすべき役割を重点的に担うようにすべきと考える、③昨年末の政府・与党合意に基づき行われている中央教育審議会の審議結果を踏まえつつ、本年中に結論を出す、④去年の政府・与党合意を踏まえ、かつ地方の意見を真摯に受け止めて補助金改革を進めていく」旨の答弁があった。

第8に、**構造改革**について、「①特別会計・特定財源制度の見直し、②政府系金融機関の改革、③その他の特殊法人改革、④天下りの抑制、⑤公務員の給与、人件費」等の質疑に対して、「①すべての特別会計、特定財源制度の事業内容等の精査等により、非効率なものを洗い出し、温存を許すことなく根本的に見直し、国全体としての一層の歳出の合理化、効率化の観点から、政府・与党一体となって、一層徹底した改革を行っていく、②事務事業の徹底した見直しの結果、住宅金融公庫の直接融資を廃止する等の成果が上がっており、住宅金融公庫を除く8機関については、経済財政諮問会議において、11月をめどに基本方針を取りまとめるため、統廃合・民営化等を含めて議論していく、③公営競技関係法人は、組織の在り方や助成金交付事業の透明化等について議論を行い平成17年度中に結論を得る。NHKは、国民・視聴者の信頼回復や受信料の公平負担及び健全経営の確保に向けた取組がなされることを期待している。今後とも、特殊法人等から移行した独立行政法人も含め、事業の廃止、縮小、重点化等を通じて財政支出の縮減を図るなど、改革の実施に取り組んでいく、④国家公務員型の独立行政法人の役職員については、離職後に民間の営利企業への就職が制限されている一方、全ての特殊法人、非公務員型の独立行政法人の役職

員に対して営利企業への就職の制限を課することは、職業選択の自由との関係も考慮しつつ、なお検討すべきである、⑤国、地方を通じ、公務員の給与に関し、地域の民間の給与実態に合わせるなど給与体系の見直しを進めるとともに、公務員の定員の純減目標を設定し、削減を平成18年度より行っていく」旨の答弁があった。

第9に、**少子化対策**について、「①少子化対策についての有効な手段、②人口減少社会を乗り越えるための構造改革、③働き方の見直し、④子育ての経済支援策」等の質疑に対して、「①昨年末に若者の自立、働き方の見直し、地域のかみ細かな子育て支援など幅広い分野で施策内容や目標を提示した子ども・子育て応援プランを策定したところであり、これを着実に進めていく、②少子化に対処するため、保育、働き方の見直し、教育、経済的支援など各種施策を、少子化社会対策会議を中心に、政府を挙げて総合的に推進していく、③時短促進法の改正案を今国会に再提出する。短時間正社員などの働き方を広げることによるワークシェアリングの普及促進、長時間にわたる時間外労働の是正、両立支援ハローワークにおける再就職の援助等の促進などに取り組んでいる、④地域や家庭の多様な子育て支援、働き方にかかわる施策、児童手当等の経済的支援など多岐にわたる施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、財源も確保しつつ、その在り方を積極的に検討していく」旨の答弁があった。

第10に、**医療制度**について、「①医療費の伸び率の適正化、②医療制度改革、③不必要な医療費の削減と高い質の医療を提供するための仕組み、④保険者の再編統合、診療報酬の見直し」等の質疑に対して、「①医療費は今後、高齢化の進展に伴い、国民所得を上回る勢いで伸びていくことが見込まれていることから、国民皆保険制度の持続可能性を確保するため、医療費を適正化する仕組みを構築することは早急に取り組むべき重要な課題である、②医療費適正化の実質的な成果を目指す政策目標の設定や、保険給付の内容、範囲の見直しなどについて年内に結論を得た上で、医療保険制度改革関連法案を次期通常国会に

提出するよう取り組んでいく、③高齢者の特性に応じ、世代間、保険者間の負担の公平化を図る新たな高齢者医療制度を創設する。患者本位の良質、かつ効率的な医療提供体制を構築する、④保険者機能の発揮を促す都道府県単位を軸とした保険者の再編統合、経済、財政とのバランスを踏まえるとともに、患者の選択や医療機関の機能を反映した診療報酬の見直しなどの改革案を年末までに取りまとめる」旨の答弁があった。

第11に、**政治とカネの問題**について、「①談合参加企業からの政治献金、②ヤミ献金事件の真相解明、③迂回献金、④政治資金規正法の改正」等の質疑に対して、「①個別企業がどのような行為をしているかについて常に把握することは難しく、また、一般論として企業は経済活動とあわせて政治活動の自由が認められているところであると考え。しかし、問題を指摘されている企業からの献金については、個別の状況をチェックした上で、対応を検討していく、②政治家が政治資金を受け取る際には、政治資金規正法にのっとって適正に処理されなければならない。国会における関係者の証言が必要かどうか、国会において決めるべき問題であり、各党各会派において十分に議論していただきたい、③自民党では、昨年秋に調査をした結果、政治資金規正法に違反するいわゆる迂回献金を行った事実はないという報告を受けている、④先の国会において、与党は改正案を提出し、野党案とともに御審議いただいたところであるが、規制の対象や内容についてはいろいろなご意見があるので、規定の実効性などの点も含め各党各会派で十分ご議論していただきたいと考え」旨の答弁があった。

第12に、**アスベスト対策**について、「①今国会にアスベスト対策法案を提出しない理由、②労災認定されずに現に闘病されている方への支援策及びアスベスト被害者の実態調査と建造物の総点検の必要性、③アスベストの全面禁止」等の質疑に対して、「①既存の法律で救済できない被害者の救済について実態把握を行い、新法を第164回通常国会に提出することとしているほか、関係閣僚会合を開催し、アスベストの使用の実態把握、建築物の解体

時の対策、早期の全面禁止など、関係省庁で緊密な連携を図りつつ、機動的に対策を進めている、②労災認定されない者に対する救済、被害者や使用実態についての調査と公表、建築物の解体時等の対策等は、いずれも重要な課題であり、関係省庁の緊密な連携のもとに誠実に対応していく、③現在使用が許されているアスベストについても、早急に全面禁止を行う必要があると考える。厚生労働省は石綿代替化等検討会を立ち上げ検討し、来年1月までに取りまとめた上で、全面禁止を前倒ししたいと考えている」旨の答弁があった。

第13に、**災害対策**について、「①被災者生活再建支援のための現行制度の見直しの必要性、②政府の危機管理体制、③水害対策、④地震対策」等の質疑に対して、「①これまでも支給限度額の引上げ、居住安定支援制度の創設等の改正を行い、また、領収書の添付の廃止、概算払いの限度額の拡大等の運用改善を行ったところであり、今後とも制度の積極的活用を図る、②関係省庁の機能を活かしながら政府全体として総合力を発揮できるよう、これまでも内閣危機管理監を設置するなど内閣を中心とした体制の強化を図ってきたところであり、引き続き不断に検討を行っていく、③豪雨災害対策緊急アクションプランを策定するとともに、ハザードマップの整備を義務化する水防法の改正を行い、これらの施策に取り組んでいる、④住宅・建築物の地震防災推進会議において、緊急に取り組むべき施策について取りまとめた。中央防災会議においては、耐震改修を促進する制度見直しに直ちに取り組むことが決定され、耐震改修促進法の改正案を、第163回国会に提出する。また、耐震改修に要した費用の一定割合を税額から控除する耐震改修促進税制創設の実現に向けて取り組んでいく」旨の答弁があった。

第14に、**テロ特措法**について、「①テロ特措法の延長について説明する必要性、②日本の給油活動がイラク戦争に参加する米軍艦船に転用されているとの指摘の真偽、③日本がテロの標的になっているとの認識の有無及びその対策」等の質疑に対して、「①テロの脅威

は依然として存在しており、これを除去するための国際社会の取組に引き続き寄与していく必要があることから、テロ特措法の延長が必要である、②給油が別目的に使用されたのではないかと指摘があることは承知しているが、相手国との確かな信頼関係のもと、そのような事実はない、③国際テロリストのものとされる声明において標的の一つとして名指しされるなど、日本がテロの標的とされる可能性があるものと認識しており、関係省庁が緊密な連携をとりながら、テロ関連情報の収集分析、出入国管理、ハイジャック対策、重要施設や公共交通機関の警戒警備等、各種テロ対策の徹底に努めている」旨の答弁があった。

第15に、**イラク特措法**について、「①状況が悪化しているサマワをいまだ非戦闘地域とすることの妥当性、②イラクから自衛隊を撤退させる必要性」等の質疑に対して、「①サマワの治安情勢は予断を許さないが、イラクの他の地域と比べれば比較的安定しており、非戦闘地域の要件を満たさなくなったとは考えていない、②派遣期間終了後の対応については、国会での議論を踏まえ、国際協調の中で日本の果たすべき責任、イラク復興支援の現状、諸外国の支援状況等を見ながら、日本の国益を十分に勘案して判断すべきと考えている」旨の答弁があった。

第16に、**憲法改正**について、「①憲法改正に関する理念、②憲法9条改正についての考え」等の質疑に対して、「①民主主義、平和主義及び基本的人権の尊重という基本理念については多くの国民からも広く支持されてきたものであり、将来においても堅持すべきものとする、②憲法9条や自衛隊の在り方については、軍国主義否定、国際的平和と安定に寄与する方向を堅持しながら、我が国の実態に合致するものを模索すべきである」旨の答弁があった。

その他、市場化テスト、地球温暖化対策、原油価格高騰への対応、安保理改革等について、質疑が行われた。

2 主な議案等の審議

年 月 日	議 案 等
平成17年 9月21日	○議長の選挙 ・選挙の結果、河野洋平君が当選 ○副議長の選挙 ・選挙の結果、横路孝弘君が当選 ○内閣総理大臣の指名 ・小泉純一郎君を内閣総理大臣に指名
9月26日	○国務大臣の演説 ・小泉内閣総理大臣の所信表明演説
9月28日	○国務大臣の演説に対する質疑 質疑 前原誠司君（民主）、武部勤君（自民）、鳩山由紀夫君（民主）、神崎武法君（公明）、志位和夫君（共産）、阿部知子君（社民） 答弁 小泉内閣総理大臣、竹中経済財政政策担当大臣・国務大臣、中川経済産業大臣、尾辻厚生労働大臣、北側国土交通大臣
10月6日	○趣旨説明 ・郵政民営化法案（内閣提出） ・日本郵政株式会社法案（内閣提出） ・郵便事業株式会社法案（内閣提出） ・郵便局株式会社法案（内閣提出） ・独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（内閣提出） ・郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出） ・郵政改革法案（松本剛明君外7名提出） 説明 竹中国務大臣、大串博志君（民主） 質疑 石破茂君（自民）、笠浩史君（民主）、榊屋敬悟君（公明）、塩川鉄也君（共産）、重野安正君（社民） 答弁 竹中国務大臣、伊藤金融担当大臣、谷垣財務大臣、馬淵澄夫君（民主）、原口一博君（民主）、永田寿康君（民主）
10月11日	○郵政改革法案（松本剛明君外7名提出）〈否決〉 ○郵政民営化法案（内閣提出）〈可決〉 ○日本郵政株式会社法案（内閣提出）〈可決〉 ○郵便事業株式会社法案（内閣提出）〈可決〉

	<p>○郵便局株式会社法案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>討論（以上7件）</p> <p>石関貴史君（民主）、大前繁雄君（自民）、笠井亮君（共産）、重野安正君（社民）</p> <p>○趣旨説明</p> <p>・平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）</p> <p>説明</p> <p>細田内閣官房長官</p> <p>質疑</p> <p>後藤斎君（民主）、佐藤茂樹君（公明）</p> <p>答弁</p> <p>細田内閣官房長官、町村外務大臣、大野防衛庁長官</p>
10月18日	<p>○政治資金規正法等の一部を改正する法律案（松本剛明君外7名提出）〈否決〉</p> <p>○政治資金規正法の一部を改正する法律案（佐田玄一郎君外6名提出）〈可決〉</p> <p>討論（以上2件）</p> <p>近藤洋介君（民主）</p> <p>○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>討論</p> <p>達増拓也君（民主）</p> <p>○趣旨説明</p> <p>・障害者自立支援法案（内閣提出、参議院送付）</p> <p>・障害者の自立の支援及び社会参加の促進のための身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案（山井和則君外5名提出）</p> <p>説明</p> <p>尾辻厚生労働大臣、村井宗明君（民主）</p> <p>質疑</p> <p>菅原一秀君（自民）、菊田真紀子君（民主）、高橋千鶴子君（共産）</p> <p>答弁</p> <p>尾辻厚生労働大臣、谷垣財務大臣、山井和則君（民主）、園田康博君（民主）</p>
10月20日	<p>○電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>討論</p> <p>西村智奈美君（民主）</p>

10月31日	<p>○障害者の自立の支援及び社会参加の促進のための身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案（山井和則君外5名提出）〈否決〉</p> <p>○障害者自立支援法案（内閣提出、参議院送付）〈可決〉</p> <p>討論（以上2件）</p> <p>田名部匡代君（民主）、福島豊君（公明）、笠井亮君（共産）、阿部知子君（社民）</p>
11月1日	○請願18件〈採択〉

第3

委員会の概況

※ 「委員会の概況」については、次のとおりである。

(1) 各委員会の委員名簿は、特に断りのない限り当該国会の会期末日におけるものである。

(2) 議案審査等一覧のうち、提出日欄の参は参議院先議を、提出日、趣旨説明、提案理由、質疑及び参議院議決欄の（ ）は当該国会前を、質疑欄の（公聴）は公聴会、（地公）はいわゆる地方公聴会、（連）は連合審査会、（分科）は分科会、委員会議決欄の（全）は全会一致、（多）は賛成多数、（少）は賛成少数、（欠）は欠席、（附）は附帯決議を、本会議欄の（ ）は閉会中審査議決日を示す。

第3 委員会の概況

1 内閣委員会

【第162回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	松下	忠洋君	自民				
理事	木村	隆秀君	自民	理事	河本	三郎君	自民
理事	増田	敏男君	自民	理事	山本	拓君	自民
理事	宇佐美	登君	民主	理事	須藤	浩君	民主
理事	玉置	一弥君	民主	理事	田端	正広君	公明
	江渡	聡徳君	自民		大村	秀章君	自民
	川上	義博君	自民		木村	勉君	自民
	佐藤	剛男君	自民		桜井	郁三君	自民
	土屋	品子君	自民		西村	康稔君	自民
	萩野	浩基君	自民		早川	忠孝君	自民
	宮澤	洋一君	自民		石毛	鏡子君	民主
	市村	浩一郎君	民主		小宮山	洋子君	民主
	島田	久君	民主		藤田	一枝君	民主
	藤田	幸久君	民主		牧野	聖修君	民主
	太田	昭宏君	公明		吉井	英勝君	共産

欠員1

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案3件及び議員提出法律案2件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 地域再生法案（内閣提出第7号）

○ 要旨

地域再生を推進するため、複数の省庁にまたがる同種の事業について、窓口を一本化して実施するための「地域再生基盤強化交付金」の交付等の特別の措置等を講じようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 地域再生基盤強化交付金制度創設による申請手続の省力化効果
- ・ 課税特例を受ける株式会社に関する条件の規定の在り方
- ・ 補助対象施設の効率的な転用・統廃合の必要性・支援策
- ・ 地域再生計画の実施後の評価体制

○ 審査結果

可決（附帯決議）

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 46 号）

○ 要旨

最近における風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の実情にかんがみ、人身売買の罪等を風俗営業の許可の欠格事由に加え、接待飲食等営業及び店舗型性風俗特殊営業を営む者等に接客従業者の在留資格等の確認義務を課す等所要の規定の整備等を行おうとするもの

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

③ 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第 74 号）（参議院送付）

○ 要旨

構造改革特区は、地方や民間が自発的に構想を立案し、それぞれの地域の特性に応じた規制の特例を導入するもので、本案は、刑務所等における業務の一部民間委託等、構造改革特区に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 行刑施設の業務の一部民間委託に関する懸念事項とその対応策
- ・ 公私協力学校の設立に係る資産審査要件を緩和した理由
- ・ 減少傾向にある特区提案件数等の改善策
- ・ 特区制度による地方分権推進、地域活性化に対する期待

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

④ 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（保利耕輔君外 4 名提出、第 159 回国会衆法第 14 号）

○ 要旨

4 月 29 日を「昭和の日」として国民の祝日に加え、「みどりの日」を 5 月 4 日とするとともに、振替休日に関する規定を整備するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 4 月 29 日を「昭和の日」とする意義
- ・ 余暇活動を充実させるための国の施策
- ・ 祝日法改正案再提出の理由

○ 審査結果

修正

<修正内容>

原案において「平成18年1月1日」と定めている施行期日を「平成19年1月1日」に改めること

⑤ 食育基本法案（小坂憲次君外 5 名提出、第 159 回国会衆法第 49 号）

○ 要旨

食育について、基本理念を明らかにし、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進しようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 食育における家庭の役割
- ・ 食品の安全に関する国民への情報提供及び安全基準の策定方法
- ・ 食育の国民運動を推進する環境づくり
- ・ 食料自給率の低下の原因及びその改善策
- ・ 学校教育における食育推進の在り方

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正

<修正内容>

本法律案附則において、この法律に係る法律番号の暦年を、「平成16年」から「平成17年」に改めること

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
地域再生法案（内閣提出第7号）	17. 2. 4	3. 15	3. 15 3. 16	3. 16 3. 18	3. 18 可決(多) (賛・自民・公明・ 共産) (反・民主) (附)	3. 18 可決	内閣 3. 31 可決 (附)	3. 31 可決	17. 4. 1 法24号
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）	17. 2. 25		6. 16		(審査未了)				
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）（参議院送付）	参 17. 3. 11		4. 26 4. 27	6. 3 6. 8	6. 8 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明) (反・共産) (附)	6. 10 可決	内閣 4. 7 可決 (附)	4. 8 可決	17. 6. 17 法57号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（保利耕輔君外4名提出、第159回国会衆法第14号）	(16. 3. 12)		1. 21 (16. 6. 2)	4. 1	4. 1 修正(多) (賛・自民・民主・ 公明) (反・共産)	4. 5 修正	内閣 5. 12 可決	5. 13 可決	17. 5. 20 法43号

食育基本法案（小坂憲次君外5名提出、第159回国会衆法第49号）	(16. 6. 3)		1. 21	4. 6	4. 15 修正(多) (賛自民・公明・ 共産) (反民主)	4. 19 修正	内閣 6. 9 可決	6. 10 可決	17. 6. 17 法63号
			(16. 12. 1)	4. 8 4. 15					

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 少子化対策の在り方
- ・ 郵政民営化の目的と国民生活への影響
- ・ 学校の安全を守るための施策充実の必要性
- ・ 人身売買の被害者の保護・支援に関する法整備の必要性
- ・ 特定非営利活動法人（NPO法人）に対する財政的支援の在り方
- ・ 広域・国際的な犯罪に対応する警察制度の在り方
- ・ 子どもを対象とした性犯罪の前歴者情報の取扱い
- ・ 各都道府県警における不正経理問題に対する所見
- ・ 2012年までにプライマリーバランスを回復することの実現可能性及びその具体策

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 4. 8	学校法人服部学園服部栄養専門学校理事長・校長 医学博士	服部 幸應君	食育基本法案（小坂憲次君外5名提出、第159回国会）
	食の安全・監視市民委員会事務局長	水原 博子君	
	21世紀の水産を考える会代表理事	河井 智康君	
平成17. 6. 8	聖ウルスラ学院英智小・中学校校長	伊藤 宣子君	構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）
	遠野市長	本田 敏秋君	
	社団法人革新国民会議事務局長	並河 信乃君	
	弁護士 日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部事務局長代行	海渡 雄一君	

【第163回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	佐藤	剛男君	自民				
理事	河本	三郎君	自民	理事	戸井田	徹君	自民
理事	西村	康稔君	自民	理事	山本	拓君	自民
理事	吉川	貴盛君	自民	理事	泉	健太君	民主
理事	大島	敦君	民主	理事	田端	正広君	公明
	赤澤	亮正君	自民		江渡	聡徳君	自民
	遠藤	宣彦君	自民		小野	次郎君	自民
	小淵	優子君	自民		木原	誠二君	自民
	木村	勉君	自民		佐藤	錬君	自民
	桜井	郁三君	自民		土屋	品子君	自民
	土井	亨君	自民		中森	ふくよ君	自民
	宮澤	洋一君	自民		市村	浩一郎君	民主
	大島	章宏君	民主		川内	博史君	民主
	小宮山	洋子君	民主		鉢呂	吉雄君	民主
	太田	昭宏君	公明		吉井	英勝君	共産
	糸川	正晃君	国民				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案1件及び議員提出法律案2件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）

○ 要旨

最近における風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の実情にかんがみ、人身売買の罪等を風俗営業の許可の欠格事由に加え、接待飲食等営業及び店舗型性風俗特殊営業を営む者等に接客従業者の在留資格等の確認義務を課す等所要の規定の整備等を行おうとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 警察官の増員及び地域防犯ボランティアの奨励についての所見
- ・ 風俗営業を偽装した性風俗関連特殊営業の実態及び規制強化の必要性
- ・ 本法案及び「人身取引対策行動計画」が与える効果
- ・ 風俗営業等に係る集客行為の規制の強化

○ 審査結果

可決

② 人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案（小宮山洋子君外4名提出、衆法第6号）

○ 要旨

人身取引等がその被害者の人権を著しく侵害することにかんがみ、あわせて人身取

引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する国際的動向を踏まえ、人身取引等を防止するとともに、人身取引等の被害者の保護を図るもの

- 審査結果
継続審査

③ 道路交通法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外3名提出、衆法第12号）

- 要旨
幼児の生命及び身体を保護するため、二輪又は三輪の自転車に乗車させる際の幼児用ヘルメットの着用義務に関する規定を当該自転車の運転者の遵守事項等として追加しようとするもの
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	17.10.4		10.5 10.12	10.14	10.14 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 国民）	10.18 可決	内閣 10.27 可決	10.28 可決	17.11.7 法119号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案（小宮山洋子君外4名提出、衆法第6号）	17.10.12		10.27			(11.1) (閉会中 審査)			
道路交通法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外3名提出、衆法第12号）	17.10.19		10.27			(11.1) (閉会中 審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 男女共同参画及びジェンダーフリーに対する大臣の所見
- ・ アスベスト問題に対する行政府及び立法府の取組についての所見並びに今後の方針
- ・ B S E問題（食品安全委員会プリオン専門調査会答申案）
- ・ 原子力発電所の安全対策
- ・ 中国における遺棄化学兵器に対する政府の現状認識
- ・ 捜査費及び捜査報償費執行の実態と国民に信頼されるような情報公開の在り方
- ・ 都道府県公安委員会事務局の体制強化の必要性
- ・ 愛媛県警察における偽領収書作成経緯及びその違法性

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 10. 12	食品安全委員会委員長	寺田 雅昭君	内閣の重要政策に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件 国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件
	食品安全委員会 プリオン専門調査会座長代理	金子 清俊君	
平成17. 10. 19	食品安全委員会委員長	寺田 雅昭君	
	食品安全委員会 プリオン専門調査会座長	吉川 泰弘君	
	原子力安全委員会委員長代理	鈴木 篤之君	

(5) 委員派遣・視察

① 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成17. 12. 6 ～12. 7	京都府、大阪府	内閣の重要政策及び警察に関する事項等についての実情調査	11人

② 視察

視察年月日	視察地名	視察目的	視察委員
平成17. 10. 24	愛媛県	警察に関する実情調査（愛媛県警察における会計経理をめぐる諸問題について）	8人

2 総務委員会

【第162回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	実川	幸夫君	自民				
理事	左藤	章君	自民	理事	佐藤	勉君	自民
理事	野田	聖子君	自民	理事	森山	裕君	自民
理事	安住	淳君	民主	理事	田嶋	要君	民主
理事	松崎	公昭君	民主	理事	長沢	広明君	公明
	岡本	芳郎君	自民		奥野	信亮君	自民
	亀井	久興君	自民		小西	理君	自民
	佐田	玄一郎君	自民		自見	庄三郎君	自民
	田中	英夫君	自民		谷	公一君	自民
	谷本	龍哉君	自民		西田	猛君	自民
	萩生田	光一君	自民		平井	卓也君	自民
	増原	義剛君	自民		松本	純君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民		五十嵐	文彦君	民主
	伊藤	忠治君	民主		稲見	哲男君	民主
	大出	彰君	民主		楠田	大蔵君	民主
	小宮山	泰子君	民主		寺田	学君	民主
	中村	哲治君	民主		西村	智奈美君	民主
	平岡	秀夫君	民主		松野	頼久君	民主
	山花	郁夫君	民主		河合	正智君	公明
	榊屋	敬悟君	公明		塩川	鉄也君	共産
	横光	克彦君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案10件、議員提出法律案1件、承認を求めるの件1件及び決算等2件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 平成16年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出第1号)

○ 要旨

平成16年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税1兆1,686億円について、特別交付税の増額701億円及び普通交付税の増額639億円を除いた残余の額1兆347億円を、平成17年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 補正予算により増額した交付税額の一部の翌年度繰越しの是非
- ・ 特別交付税の3月交付分の算定見込み

○ 審査結果

可決

② 地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 20 号）

○ 要旨

定率減税の縮減、所得譲与税の増額、法人事業税の分割基準の見直し、個人住民税に係る人的非課税の範囲の見直し等所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 定率減税縮減を平成17年度税制改正の一部として実施することの是非
- ・ 所得税から個人住民税への税源移譲の在り方
- ・ 高齢者に係る個人住民税非課税措置の廃止による影響

○ 審査結果

可決（附帯決議）

③ 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 21 号）

○ 要旨

平成 17 年度分の地方財政対策を踏まえ、所要の地方交付税総額を確保するための特例措置を講ずるとともに、地方交付税の算定基礎となる単位費用の改正、義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金の見直しに伴い税源移譲予定特例交付金の拡充等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 国・地方の役割分担の在り方を踏まえた中長期の改革の方向性
- ・ 地方財政計画と決算の一体的乖離是正の今後の見通し
- ・ 税源移譲後になお生じる財源不足額の地方交付税による確実な措置の必要

○ 審査結果

可決

④ 恩給法の一部を改正する法律案（内閣提出第 27 号）

○ 要旨

恩給受給者の高齢化の現状等にかんがみ、恩給権者に係る死亡失権等の届出義務及び違反者に対する罰則を廃止するとともに、一時恩給等を受けたことにより一定額を控除されている普通恩給又は扶助料について、平成 17 年 4 月分以降、控除を行わないもの

○ 主な質疑内容

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの不参加団体に居住する恩給権者に対する死亡失権等の届出義務廃止の適用の有無
- ・ 国と地方の役割分担（軍歴管理が自治事務等）についての大臣認識
- ・ 総代者選任届の廃止による相続人等の間のトラブル防止対策の必要性

○ 審査結果

可決

⑤ 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第 33 号）

○ 要旨

電波の有効利用を推進する観点から、電波利用料について、その負担の在り方を見直して電波の周波数帯や幅、逼迫状況等の経済的価値を勘案した料額に改めるとともに、電波利用料の使途に携帯電話の不感対策業務の追加等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 電波利用料の基本的性格に使用料の概念を導入しなかった理由
- ・ 電波の割当にオークション制度を導入する必要性
- ・ 企業利益につながる可能性のある研究開発に電波利用料を充てる理由

○ 審査結果

可決（附帯決議）

（解散のため参議院において審査未了）

⑥ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 47 号）

○ 要旨

電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の更なる促進を図るため、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲の拡大等を行うもの

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

⑦ 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第 49 号）

○ 要旨

独立行政法人情報通信研究機構について、より自主性・自律性の高い業務・組織運営を確保し、その研究開発機能の一層の高度化を図るため、公務員型の独立行政法人から、非公務員型の独立行政法人に改めるもの

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

⑧ 行政手続法の一部を改正する法律案（内閣提出第 72 号）

○ 要旨

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、政省令などの命令等を定める際に、共通する事項として、広く一般の意見や情報を求める意見公募手続（いわゆるパブリック・コメント手続）等を義務づけるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 意見公募手続の制度化により、法律で規定すべき事項が、政省令に安易に委任されることとなる懸念
- ・ 重要政策等を意見公募手続の対象とすることについての検討の有無
- ・ 地方自治体で広く行われている意見公募手続が後退する危惧

○ 審査結果

可決

⑨ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 73 号）

○ 要旨

いわゆる迷惑メールが悪質化及び巧妙化している状況にかんがみ、規制の対象となる電子メールの範囲を個人宛のものから企業宛のものへ拡大するほか、送信に用いる電子メールアドレス等の情報を偽って広告宣伝の電子メールを送信することを禁止するとともに、違反者に対する罰則を強化するもの

- 主な質疑内容
 - ・ 本改正案の迷惑メール対策としての有効性
 - ・ 違法な電子メールを摘発しやすくするための体制整備の必要性
 - ・ 迷惑メール対策としてオプトイン方式を導入しなかった理由
- 審査結果
 - 可決

⑩ 電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第 83 号）

- 要旨
 - 最近における放送事業をめぐる対内投資の増大等の状況に的確に対応するため、外国人等が議決権の一定割合以上を占める法人等が地上放送の業務を行おうとする者の議決権の一定割合以上を占めていることを放送局の免許の欠格事由とすることにより、放送に係る外資規制の実効性を確保しようとするもの
- 審査結果
 - 解散のため本院において審査未了

⑪ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案（菅義偉君外 13 名提出、衆法第 11 号）

- 要旨
 - いわゆる振り込め詐欺等の犯罪を防止するため、携帯電話事業者等に対し、契約締結時に本人確認を義務付け、匿名の者に対する携帯電話レンタル営業を禁止するとともに、これらに違反した場合の罰則について定めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 本案提出の意義及び振り込め詐欺に対する効果
 - ・ 本人確認がないプリペイド式携帯電話の所持者が同電話を譲渡した場合の取扱い
- 審査結果
 - 可決

⑫ 放送法第 37 条第 2 項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第 3 号）

- 要旨
 - 日本放送協会の平成 17 年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第 37 条第 2 項の規定に基づき、国会の承認を求めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ NHKによる一連の不祥事に対する認識及び不正防止に向けた今後の取組み
 - ・ 受信料支払い拒否件数の増加に対する認識及び平成 17 年度予算への影響
 - ・ 国民・視聴者の期待に応える番組制作の必要性
- 審査結果
 - 承認（附帯決議）

⑬ 日本放送協会平成 13 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

- 要旨
 - 日本放送協会の平成 13 年度決算であって、放送法第 40 条第 3 項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出されたもの
- 審査結果
 - 解散のため審査未了

⑭ 日本放送協会平成14年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○ 要旨

日本放送協会の平成14年度決算であって、放送法第40条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出されたもの

○ 審査結果

解散のため審査未了

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
平成16年度分として交付すべき 地方交付税の総額の特例に関する 法律案（内閣提出第1号）	17. 1. 21		1. 26 1. 28	1. 28	1. 28 可決(多) (賛自民・民主・ 公明・社民) (反共産)	1. 28 可決	総務 2. 1 可決	2. 1 可決	17. 2. 9 法1号
地方税法等の一部を改正する法律 案（内閣提出第20号）	17. 2. 8	2. 15	2. 15 3. 2 3. 3 3. 8	3. 2 3. 3 3. 8	3. 8 可決(多) (賛自民・公明) (反民主・共産・ 社民) (附)	3. 8 可決	総務 3. 17 可決 (附)	3. 18 可決	17. 3. 25 法5号
地方交付税法等の一部を改正する 法律案（内閣提出第21号）	17. 2. 8	2. 15	2. 15 2. 24	2. 24 3. 1 3. 2	3. 2 可決(多) (賛自民・公明) (反民主・共産・ 社民)	3. 2 可決	総務 3. 29 可決	3. 30 可決	17. 3. 31 法12号
恩給法の一部を改正する法律案 (内閣提出第27号)	17. 2. 8		3. 8 3. 10	3. 17	3. 17 可決(全) (賛自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	3. 18 可決	総務 3. 22 可決	3. 23 可決	17. 3. 30 法6号
電波法の一部を改正する法律案 (内閣提出第33号)	17. 2. 9		6. 16 7. 26	7. 28	7. 28 可決(多) (賛自民・公明・ 共産・社民) (反民主) (附)	7. 29 可決	総務 (審査未了)		
電子署名に係る地方公共団体の 認証業務に関する法律の一部を 改正する法律案（内閣提出第47 号）	17. 2. 25		6. 16		(審査未了)				

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案 (内閣提出第49号)	17. 2. 25		6. 16		(審査未了)				
行政手続法の一部を改正する法律案 (内閣提出第72号)	17. 3. 11		6. 6	6. 9	6. 9 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	6. 10 可決	総務 6. 16 可決	6. 22 可決	17. 6. 29 法73号
			6. 7						
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第73号)	17. 3. 11		4. 20	4. 26	4. 26 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	4. 26 可決	総務 5. 12 可決	5. 13 可決	17. 5. 20 法46号
			4. 21						
電波法及び放送法の一部を改正する法律案 (内閣提出第83号)	17. 4. 19		6. 16		(審査未了)				

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案 (菅義偉君外13名提出、衆法第11号)	17. 3. 22		3. 23	3. 29	3. 29 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	4. 1 可決	総務 4. 7 可決	4. 8 可決	17. 4. 15 法31号
			3. 29						

承 認

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		備 考
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件 (内閣提出、承認第3号)	17. 2. 15		3. 10	3. 15	3. 15 承認(多) (賛・自民・公明) (反・民主・共産・ 社民) (附)	3. 17 承認	総務 3. 31 承認 (附)	3. 31 承認	
			3. 15						

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会		議決日結果	本会議	委員会名 議決日結果	本会議 議決日結果	
			付託日	質疑					
日本放送協会平成13年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	(15. 2. 14)		1. 21		(審査未了)				
日本放送協会平成14年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	(16. 2. 10)		1. 21		(審査未了)				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 官民人事交流による民間人材の活用の現状と推進
- ・ 政策評価制度の実績と見直しの方向性
- ・ 平成の市町村合併に伴う財政措置
- ・ 放送事業の外資規制に対する所見
- ・ 日本郵政公社の経営改革の取組
- ・ 郵政民営化に対する総務大臣の基本姿勢
- ・ 郵政民営化が金融市場・国債市場に与える影響

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に関する件（平成17.3.2）

真の地方分権時代にふさわしい地方税財政基盤を確立するため、政府は次の諸点について措置すべきである。

- 1 国庫補助負担金改革、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しに係る真の改革を確実に実現し、地方分権の一層の推進を図るとともに、地方公共団体の歳入・歳出両面における自由度を高め、権限と責任を大幅に拡充するため、具体的な方針を早急に策定すること。

また、その策定に当たっては、地方の参画の機会を拡充し、保障するとともに、今後の改革の推進に当たっては、地方の総意を真摯に踏まえ、地域の実情を十分反映したものとするよう、最大限の配慮を払うこと。

- 2 平成17年度末において205兆円に上ると見込まれる巨額の借入金地方公共団体の

財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にかんがみ、地方財政の一般財源を充実強化し、地方財政の健全化を進めるとともに、累積する臨時財政対策債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう万全の財源措置を講ずること。

- 3 地方交付税については、地方公共団体の自主的・自立的な行財政運営に充てられる固有の財源であることにかんがみ、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な所要額の確保を図ること。

また、財源の中長期的な安定確保を図る見地から抜本的な方策を講ずること。

- 4 義務教育費等の負担のあり方等、国庫補助負担金の廃止・縮減は、今後の地方分権推進のための改革を左右する重要な課題であることから、その検討に当たっては、単なる地方への負担転嫁とならないよう、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、地方の自主性の拡大につながるものとなるよう積極的に取り組むとともに、その内容、規模等を考慮して、必要な一般財源の確保を図ること。

右決議する。

(5) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 2.22	日本郵政公社理事	稲村 公望君	行政機構及びその運営に関する件、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件、地方自治及び地方税財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件
	日本郵政公社理事	広瀬 俊一郎君	
平成17. 3.15	日本放送協会経営委員会委員長	石原 邦夫君	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認）
	日本放送協会会長	橋本 元一君	
	日本放送協会副会長	永井 多恵子君	
	日本放送協会理事	安岡 裕幸君	
	日本放送協会理事	宮下 宣裕君	
	日本放送協会理事	和崎 信哉君	
	日本放送協会理事	野島 直樹君	
	日本放送協会理事	中山 壮介君	
	日本放送協会理事	諸星 衛君	
	日本放送協会理事	出田 幸彦君	
平成17. 4.14	日本郵政公社理事	山下 泉君	郵政事業に関する件
	日本郵政公社理事	広瀬 俊一郎君	
	日本郵政公社理事	本保 芳明君	
	日本郵政公社理事	斎尾 親徳君	

【第 163 回国会】

(1) 委員名簿 (40 人)

委員長	実川	幸夫君	自民				
理事	岡本	芳郎君	自民	理事	佐藤	勉君	自民
理事	谷	公一君	自民	理事	谷本	龍哉君	自民
理事	三ッ矢	憲生君	自民	理事	後藤	斎君	民主
理事	渡辺	周君	民主	理事	赤松	正雄君	公明
	あかま	二郎君	自民		岡部	英明君	自民
	奥野	信亮君	自民		木挽	司君	自民
	櫻田	義孝君	自民		関	芳弘君	自民
	田中	良生君	自民		土屋	正忠君	自民
	土井	亨君	自民		中谷	元君	自民
	永岡	桂子君	自民		西田	猛君	自民
	萩生田	光一君	自民		萩原	誠司君	自民
	橋本	岳君	自民		平井	たくや君	自民
	福田	良彦君	自民		増原	義剛君	自民
	松本	純君	自民		安住	淳君	民主
	逢坂	誠二君	民主		田嶋	要君	民主
	寺田	学君	民主		西村	智奈美君	民主
	福田	昭夫君	民主		横光	克彦君	民主
	榊屋	敬悟君	公明		丸谷	佳織君	公明
	塩川	鉄也君	共産		重野	安正君	社民
	亀井	久興君	国民				

(平成 17. 10. 31 現在)

※ 11 月 1 日 (会期終了日)、委員長実川幸夫君の委員長辞任が許可され、中谷元君が委員長に選任された。

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案 7 件、議員提出法律案 4 件及び決算等 3 件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 電波法及び放送法の一部を改正する法律案 (内閣提出第 7 号)

○ 要旨

電波の有効利用を推進するため、電波利用料の負担の在り方を見直して電波の周波数帯や幅、逼迫状況等の経済的価値を勘案した料額を定めるとともに、電波利用料の用途に携帯電話の不感対策業務等を追加するほか、地上放送事業者に対する外資規制の実効性を確保するため、外国人等が出資をする日本法人等の地上放送事業者に対する出資に関する規制 (間接による外資規制) を導入するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 入札による電波利用料制度導入の検討状況
- ・ 電波利用料による研究開発費用の一般財源化の必要

- ・ 地上放送事業者に対する外資規制を柔軟性ある仕組みとする必要

○ 審査結果

可決

② 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 8 号）

○ 要旨

電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の更なる促進を図るため、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲の拡大等を行うもの

○ 審査結果

継続審査

③ 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第 9 号）

○ 要旨

独立行政法人情報通信研究機構について、より自主性・自律性の高い業務・組織運営を確保し、その研究開発機能の一層の高度化を図るため、公務員型の独立行政法人から、非公務員型の独立行政法人に改めるもの

○ 審査結果

継続審査

④ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 15 号）

○ 要旨

人事院勧告にかんがみ、平成 17 年度に、すべての俸給表の俸給月額及び扶養手当等を引き下げ、勤勉手当の引上げ等を行う。平成 18 年度から、給与構造の抜本的な改革を行うため、すべての俸給表の俸給月額を平均 4.8%引き下げるとともに、級構成及び号俸構成並びに昇給制度を改定し、また、新たに地域手当を設けるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 年功的な給与上昇を抑制する給与構造に見直すこと及び新設の地域手当の具体的内容
- ・ 現在の勤務評定制度の運用状況から考えると新しい制度が形骸化するおそれがあることに対する大臣の認識
- ・ 能力・実績に応じた人事評価制度を平成 17 年度中に試行する段階で、新たな昇給制度を導入しようとする事への疑問

○ 審査結果

可決

⑤ 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 16 号）

○ 要旨

一般職の職員の給与改定に併せて内閣総理大臣等の特別職の国家公務員の俸給を引き下げるとともに、期末手当等を引き上げることとし、地域手当を新設し、調整手当を廃止するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 内閣総理大臣等特別職について改正案の経過期間終了後における引下げ率

- 審査結果
可決

⑥ 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第 17 号）

- 要旨
国家公務員制度改革における退職手当制度改革の必要性や給与構造の改革の状況等にかんがみ、職員の在職期間中の貢献度をよりの確に反映させるため、中期勤続者の退職手当の支給率を改定するとともに、一定期間の職務の内容に応じた調整の仕組みを創設するもの
- 主な質疑内容
 - ・ 公務員の総人件費改革が議論される中において退職手当を減らさない理由
 - ・ 来年度予定している官民調査後における退職手当再引下げの有無
- 審査結果
可決

⑦ 郵便法の一部を改正する法律案（内閣提出第 24 号）（参議院送付）

- 要旨
2004 年 10 月 5 日にブカレストで署名された万国郵便条約の締結に伴い、郵便法第 84 条の「切手類を偽造する等の罪」の処罰の対象に郵便料金計器の印影の偽造等を追加するもの
- 主な質疑内容
 - ・ 新たな料金納付方法（電子切手等）導入の際の偽造等不正行為への対応
- 審査結果
可決

⑧ 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案（宮路和明君外 3 名提出、衆法第 2 号）

- 要旨
独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止するとともに、同基金の資本金の一部を関係者への慰藉事業の費用のために取り崩せるものとするもの
- 審査結果
継続審査

⑨ 国家公務員法の一部を改正する法律案（松本剛明君外 4 名提出、衆法第 11 号）

- 要旨
国家公務員の給与その他の勤務条件をより社会一般の情勢に適応させるため、人事院が行う勧告又は報告の基礎となる調査は、民間における賃金等実態を的確に把握することを目的として幅広く行われるものとするもの
- 審査結果
審査未了

⑩ 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（長妻昭君外 6 名提出、衆法第 18 号）

- 要旨

戦後強制抑留者が戦後、酷寒の地で強制労働に従事させられたこと及びそれにもかかわらず対価が支払われていないこと等の特別の事情にかんがみ、戦後強制抑留者に対する慰労のための特別給付金を支給するもの

- 審査結果
継続審査

⑪ 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案（長妻昭君外6名提出、衆法第19号）

- 要旨
独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止するもの
- 審査結果
継続審査

⑫ 日本放送協会平成13年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

- 概要
日本放送協会の平成13年度決算であって、放送法第40条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出されたもの
- 主な質疑内容（⑫から⑭の3件について）
 - ・ 子会社・関連会社を含めたNHKグループ全体の改革の必要
 - ・ 公平感の観点から視聴者の納得を得ることができるNHKの財源の在り方
 - ・ 民事手続による受信料の支払督促に係る費用及び増収額
 - ・ 「NHK新生プラン」に基づく不祥事防止のための今後の取組
 - ・ 政治を国民に身近なものとする番組を制作する必要
 - ・ 通信と放送の融合が進む現状を踏まえた公共放送の在り方
- 審査結果
異議がない

⑬ 日本放送協会平成14年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

- 概要
日本放送協会の平成14年度決算であって、放送法第40条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出されたもの
- 主な質疑内容
(⑫参照)
- 審査結果
異議がない

⑭ 日本放送協会平成15年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

- 概要
日本放送協会の平成15年度決算であって、放送法第40条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出されたもの
- 主な質疑内容
(⑫参照)
- 審査結果
異議がない

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	17. 9. 30		10. 5 10. 13			10. 18	10. 18 可決(多) (賛・自民・公明・ 共産・社民・ 国民) (反・民主)	10. 20 可決	総務 10. 25 可決 (附)
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	17. 9. 30		10. 27			(11. 1) (閉会中 審査)			
独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	17. 9. 30		10. 27			(11. 1) (閉会中 審査)			
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	17. 10. 4		10. 5 10. 18	10. 20	10. 20 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明・国民) (反・共産・社民)	10. 21 可決	総務 10. 27 可決	10. 28 可決	17. 11. 7 法113号
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	17. 10. 4		10. 5 10. 18	10. 20	10. 20 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 国民) (反・社民)	10. 21 可決	総務 10. 27 可決	10. 28 可決	17. 11. 7 法114号
国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	17. 10. 4		10. 5 10. 18	10. 20	10. 20 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明・国民) (反・共産・社民)	10. 21 可決	総務 10. 27 可決	10. 28 可決	17. 11. 7 法115号
郵便法の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）（参議院送付）	参 17. 10. 7		10. 20 10. 21	10. 25	10. 25 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	10. 28 可決	総務 10. 18 可決	10. 19 可決	17. 11. 7 法121号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案（宮路和明君外3名提出、衆法第2号）	17.10.5		10.27			(11.1) (閉会中 審査)			
国家公務員法の一部を改正する法律案（松本剛明君外4名提出、衆法第11号）	17.10.14		10.27		(審査未了)				
戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（長妻昭君外6名提出、衆法第18号）	17.10.21		10.27			(11.1) (閉会中 審査)			
独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案（長妻昭君外6名提出、衆法第19号）	17.10.21		10.27			(11.1) (閉会中 審査)			

決算等

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		備 考
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
日本放送協会平成13年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	(15. 2. 14)		17. 9. 22	10. 21	10. 21 異議がない(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民) (反-共産・社民)	10. 25 異議が ない	総務 10. 20 是認	10. 21 是認	
日本放送協会平成14年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	(16. 2. 10)		17. 9. 22	10. 21	10. 21 異議がない(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民) (反-共産・社民)	10. 25 異議が ない	総務 10. 20 是認	10. 21 是認	
日本放送協会平成15年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	(17. 2. 15)		17. 9. 22	10. 21	10. 21 異議がない(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民) (反-共産・社民)	10. 25 異議が ない	総務 10. 20 是認	10. 21 是認	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 公務員の総人件費改革における定員合理化計画の財源面の効果からみた当否
- ・ 平成の市町村合併による合理化効果の全体像
- ・ 地方財政計画と決算の乖離是正の進捗状況と今後の見通し

(4) 決議

決議は2件で、その内容は次のとおりである。

① 公務員制度改革に関する件（平成 17. 10. 20）

政府は、公務員制度改革が喫緊の課題となっていることにかんがみ、次の事項について配慮すべきである。

- 1 公務員制度改革を検討するにあたっては、労働基本権の在り方も含め、職員団体等の意見を十分聴取し、理解を得るよう最大限努力すること。
 - 2 公務員総人件費の規模の見直しを検討するにあたっては、財政的見地のみならず、地方分権の推進や少子高齢化の進展などの情勢変化に対応した国・地方の公共サービスの適切な役割分担、公務労働の適切な配置について広く国民的議論を行うよう努めること。
- 右決議する。

② 日本放送協会の再生に向けた改革に関する件（平成 17. 10. 21）

一連の不祥事を契機とした日本放送協会に対する国民・視聴者の不信感はいまだ十分に解消されず、受信料の不払い・保留の増大は、公共放送の根幹をも揺るがしNHKの存立基盤にも影響を及ぼす危機的状況となっている。

衆議院総務委員会は、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、その使命を全うできるよう、協会及び政府に対して、左記の事項についてその実現を求めるものである。

- 1 協会は、会長を先頭に組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に全力で取り組むとともに、その状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回復に最善を尽くすこと。また、協会の全役職員は、高い倫理観を確立すること。
 - 2 「NHK新生プラン」については、国民・視聴者の理解が十分でないため、より具体的な改革の姿を早急に明示するなど、信頼回復につながるものとなるよう取り組むこと。
 - 3 協会は、公共放送が国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、その効率的な執行・経費の削減に努め、民事手続きの活用については、慎重な検討のうえに対応すること。
 - 4 デジタル放送への移行など放送を巡る環境が大きく変化する中において、新時代の公共放送の在り方について、広く国民の意見を聴取し、検討を進めること。
- 右決議する。

(5) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 10. 21	日本放送協会経営委員会委員長	石原 邦夫君	日本放送協会平成13年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 日本放送協会平成14年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 日本放送協会平成15年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
	日本放送協会会長	橋本 元一君	
	日本放送協会副会長	永井多恵子君	
	日本放送協会理事	原田 豊彦君	
	日本放送協会理事	小林 良介君	
	日本放送協会理事	中川 潤一君	
	日本放送協会理事	小野 直路君	
	日本放送協会理事	衣奈 丈二君	
	日本放送協会理事	西山 博一君	
平成17. 10. 25	日本郵政公社理事	広瀬俊一郎君	郵便法の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）
	日本郵政公社理事	本保 芳明君	
	日本郵政公社理事	斎尾 親徳君	
	日本郵政公社金融総本部簡易保険事業本部長	元女 久光君	

(6) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成17. 12. 1 ～12. 2	大分県	地方行財政、郵政事業等の実情調査	10人

3 法務委員会

【第 162 回国会】

(1) 委員名簿 (35 人)

委員長	塩崎	恭久君	自民				
理事	田村	憲久君	自民	理事	平沢	勝栄君	自民
理事	三原	朝彦君	自民	理事	吉野	正芳君	自民
理事	津川	祥吾君	民主	理事	伴野	豊君	民主
理事	山内	おさむ君	民主	理事	漆原	良夫君	公明
	秋葉	賢也君	自民		井上	信治君	自民
	大前	繁雄君	自民		左藤	章君	自民
	笹川	堯君	自民		柴山	昌彦君	自民
	園田	博之君	自民		谷	公一君	自民
	早川	忠孝君	自民		松島	みどり君	自民
	水野	賢一君	自民		森山	眞弓君	自民
	保岡	興治君	自民		柳澤	伯夫君	自民
	柳本	卓治君	自民		加藤	公一君	民主
	河村	たかし君	民主		小林	千代美君	民主
	佐々木	秀典君	民主		仙谷	由人君	民主
	樽井	良和君	民主		辻	恵君	民主
	松野	信夫君	民主		松本	大輔君	民主
	江田	康幸君	公明		富田	茂之君	公明

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案 10 件（うち継続審査 1 件）及び議員提出法律案 2 件（継続審査）、委員会提出法律案は 1 件で、審査等の概況は次のとおりである。

① 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第 159 回国会閣法第 46 号）

○ 要旨

近年における犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化の状況にかんがみ、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の締結、「サイバー犯罪に関する条約」の締結等に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設、コンピュータ・ウィルス作成罪の新設、通信履歴の電磁的記録の保全要請、強制執行を妨害する行為の処罰対象の拡充等所要の法整備を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 不正指令電磁的記録作成等の罪の新設の必要性
- ・ 共謀罪にオーバートアクト（顕示行為）を要求しない理由
- ・ 共謀罪を組織的犯罪集団に限定しない理由

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

② 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第 10 号）

○ 要旨

判事の員数を 40 人、判事補の員数を 35 人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を 10 人増加するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 事件数の伸びに見合う裁判官増員の必要性
- ・ 裁判所速記官の執務環境の現状と課題
- ・ 裁判員制度導入に向けた今後の裁判所職員の増員態勢

○ 審査結果

可決

③ 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 11 号）

○ 要旨

新潟県新津市（新津簡易裁判所の所在地）の同県新潟市（新潟簡易裁判所の管轄区域）への編入合併（平成 17 年 3 月 21 日合併）に伴い、新潟簡易裁判所と新津簡易裁判所の管轄区域の範囲を従前どおり維持するための改正を行うほか、今後同様の編入合併があった場合において従前の裁判所の管轄区域の範囲を維持するための規定を整備する等の法整備を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 裁判所の設置基準
- ・ 地域住民に対する裁判所の管轄区域変更の周知徹底
- ・ 管轄区域外裁判所になされた申立てに対する配慮の必要性

○ 審査結果

可決

④ 不動産登記法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 34 号）

○ 要旨

土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に資するため、土地の所有権の登記名義人等の申請により、筆界調査委員の意見を踏まえて登記官が土地の筆界を特定する制度を創設するほか、司法書士及び土地家屋調査士の業務について筆界の特定についての手続の代理及び民間紛争解決手続の代理に関する規定を整備する等の法整備を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 筆界特定制度における弁護士・司法書士・土地家屋調査士の役割分担
- ・ 筆界特定制度の審査手続の内容
- ・ 法務局による地図整備事業の予算確保の必要性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑤ 刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 52 号）（参議院送付）

○ 要旨

いわゆる「人身取引議定書」及び「密入国議定書」の締結に伴い、並びに近年にお

ける人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪の実情等にかんがみ、人身売買罪及び旅券等の不正受交付罪等を新設し、逮捕・監禁罪等の法定刑を引き上げるなどするとともに、上陸拒否事由、退去強制事由、運送業者の旅券等の確認義務及び外国入国管理当局に対する情報提供等に係る規定等の整備を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 人身売買対策における推進体制整備の必要性
- ・ 人身売買被害者に対する在留特別許可の在り方
- ・ 外国入国管理局に提供した情報が目的外使用されるおそれ

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑥ 少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 53 号）

○ 要旨

少年非行の現状に適切に対処するため、少年の保護事件に係る調査手続の整備、14歳未満の少年の保護処分が多様化及び保護観察に付された者に対する指導を一層効果的にするための措置等の整備を行うとともに、一定の重大な事件について公的付添人制度を導入するもの

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

⑦ 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 75 号）（参議院送付）

○ 要旨

1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する 1996年の議定書の批准に伴い、船舶の所有者等の責任限度額を引き上げる等の改正を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 現代における船主責任制限法の必要性
- ・ 今後の責任限度額に関する条約の改正の見通し
- ・ 被害者保護の強化の改正の内容

○ 審査結果

可決

⑧ 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（内閣提出第 77 号）

○ 要旨

刑事施設の基本及びその管理運営に関する事項を定めるとともに、刑事施設に収容されている受刑者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、処遇の内容を定めるほか、処遇等に対する審査の申請手続等を整備するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 受刑者処遇の現状と課題
- ・ 不服審査申立制度に対する評価
- ・ 性犯罪受刑者に対する矯正教育の現状と課題
- ・ 受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に必要な指導の在り方
- ・ 矯正施設職員に対する人権教育の必要性

- 視察
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

法律の目的について、受刑者の状況に応じた処遇を行う旨の文言を加えること等

⑨ 会社法案（内閣提出第 81 号）

○ 要旨

商法第 2 編、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律等に規定されていた会社法制について、これを一体化して再編成するとともに、最低資本金制度の撤廃、機関設置等における定款自治の拡大、合併等の組織再編成制度の柔軟化、有限責任社員のみで構成される新たな会社類型の新設等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 擬似商号規制の廃止により既登記の商号権が害されるおそれ
- ・ 株式会社と有限会社の一体化へのニーズ
- ・ 現存する有限会社の経過措置の在り方
- ・ 最低資本金制度の撤廃に伴う債権者保護の具体的方策
- ・ 自己株式の市場売却の仕組み及び市場監視機能強化の必要性
- ・ 破産者を取締役の欠格事由から除外した趣旨
- ・ 内部統制システムの構築及び危機管理の在り方
- ・ 会計参与制度の導入が中小企業に及ぼす影響
- ・ 有限責任事業組合の他に合同会社を作るメリット
- ・ 合併対価の柔軟化を 1 年延期した理由
- ・ 敵対的企業買収に対する防衛ガイドラインの策定の在り方
- ・ 企業結合法制の整備の必要性
- ・ 株主代表訴訟の提訴を制限することの妥当性

○ 財務金融委員会、経済産業委員会との連合審査会

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

株主の権利行使に関して利益の供与をした取締役等の責任を無過失責任化するほか、市場において行う取引による自己株式の売却に係る規定及び責任追及等の訴え（株主代表訴訟）を制限する事由の一部の規定を削除するものとする

⑩ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第 82 号）

○ 要旨

会社法の施行に伴い、有限会社法等を廃止するほか、商法その他の関連する諸法律の規定の整備等を行うもの

○ 財務金融委員会、経済産業委員会との連合審査会

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正

<修正内容>

会社法案の修正に伴い、証券取引法ほか3の関係法律に所要の整備を加えるものとする

⑪ 民法の一部を改正する法律案 (枝野幸男君外6名提出、第159回国会衆法第40号)

○ 要旨

婚姻制度に関し、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から選択的夫婦別氏制の導入並びに婚姻最低年齢及び再婚禁止期間の見直し等を行い、相続制度に関し、嫡出でない子の権利の保護の観点から嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同一とする等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

⑫ 軽犯罪法の一部を改正する法律案 (長妻昭君外5名提出、第161回国会衆法第19号)

○ 要旨

公共の場所又は公共の乗物において、他人の身体に対して熱による危険を及ぼさせるような仕方で喫煙した者に対し、処罰規定を設けるもの

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

⑬ 出入国管理及び難民認定法第2条第5号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案 (法務委員長提出、衆法第34号)

○ 要旨

台湾居住者について査証免除措置を継続する必要性及び国際交流の進展に伴い、出入国管理及び難民認定法第2条第5号口の旅券を所持し、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとする外国人の上陸手続の円滑化を図るため、その上陸の申請の際に日本国領事官等の査証を要しないこととする特例措置を定めるもの

○ 結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、第159回国会閣法第46号)	(16. 2. 20)	17. 1. 21 6. 24	7. 12	(審査未了)				

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	17. 2. 4		3. 2	3. 8	3. 8 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明)	3.10 可決	法務 3.29 可決	3.30 可決	17. 3.31 法13号
			3. 4						
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	17. 2. 4		3. 2	3. 8	3. 8 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明)	3.10 可決	法務 3.17 可決	3.18 可決	17. 3.19 法4号
			3. 4						
不動産登記法等の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）	17. 2. 9		3. 8	3.15 3.22	3.22 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明) (附)	3.29 可決	法務 4. 5 可決 (附)	4. 6 可決	17. 4.13 法29号
			3. 8						
刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）（参議院送付）	参 17. 2.25		6. 6	6. 8 6.10 6.14	6.14 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明) (附)	6.16 可決	法務 4.21 可決 (附)	4.22 可決	17. 6.22 法66号
			6. 8						
少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）	17. 3. 1	6.14	6.14		(審査未了)				
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第75号）（参議院送付）	参 17. 3.11		5.17	6. 3 6. 7 6. 8	6. 8 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明)	6.10 可決	法務 4.12 可決	4.13 可決	17. 6.17 法58号
			5.17						
刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（内閣提出第77号）	17. 3.14	3.29	3.29	3.30 4. 1 4. 5 4. 8	4. 8 修正(全) (賛・自民・民主・ 公明) (附)	4.14 修正	法務 5.17 可決 (附)	5.18 可決	17. 5.25 法50号
			3.29						
会社法案（内閣提出第81号）	17. 3.22	4. 7	4. 7	4.15 4.19 4.20(連) 4.26 5.10 5.13 5.17	5.17 修正(全) (賛・自民・民主・ 公明) (附)	5.17 修正	法務 6.28 可決 (附)	6.29 可決	17. 7.26 法86号
			4. 8						
会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第82号）	17. 3.22	4. 7	4. 7	4.15 4.19 4.20(連) 4.26 5.10 5.13 5.17	5.17 修正(全) (賛・自民・民主・ 公明)	5.17 修正	法務 6.28 可決	6.29 可決	17. 7.26 法87号
			4. 8						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
民法の一部を改正する法律案 (枝野幸男君外6名提出、第 159回国会衆法第40号)	(16. 5. 14)		17. 1. 21				(審査未了)		
軽犯罪法の一部を改正する法 律案 (長妻昭君外5名提出、第 161回国会衆法第19号)	(16. 11. 25)		17. 1. 21		(審査未了)				
出入国管理及び難民認定法第 2条第5号ロの旅券を所持する 外国人の上陸申請の特例に関 する法律案 (法務委員長提出、 衆法第34号)	17. 8. 2				8. 2 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明)	8. 2 可決	法務 8. 4 可決	8. 5 可決	17. 8. 15 法96号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 婚外子の法定相続分と憲法第 14 条「法の下での平等」との関係
- ・ 司法解剖の現状と課題
- ・ 人権及び人道に配慮した難民認定の在り方
- ・ 公証人に対する監督指導の在り方
- ・ 新司法試験の適切な合格者数
- ・ 第 3 次出入国管理基本計画における外国人労働者の位置づけ
- ・ 保護司における公募制活用の在り方
- ・ 冤罪防止のための制度的手当の必要性
- ・ 国民が参加しやすい裁判員制度を設計する必要性
- ・ 夫婦別姓法案提出に向けて法務省のとるべき具体策

(4) 連合審査会

連合審査会	開会年月日	審査・調査案件
法務委員会、財務金 融委員会、経済産業 委員会連合審査会	平成17. 4. 20	会社法案 (内閣提出) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 (内閣提出)

(5) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 3. 15	日本弁護士連合会副会長	清水 規廣君	不動産登記法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本司法書士会連合会会長	中村 邦夫君	
	日本土地家屋調査士会連合会会長	西本 孔昭君	
平成17. 4. 5	元日本弁護士連合会会長	久保井 一匡君	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（内閣提出）
	元東京女子大学教授	林 道義君	
	ジャーナリスト	江川 紹子君	
平成17. 4. 20	東京大学大学院法学政治学研究科教授	江頭 憲治郎君	会社法案（内閣提出） 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）
	早稲田大学法学部・大学院法務研究科教授	上村 達男君	
	日本弁護士連合会司法制度調査会商事経済部会副会長	内藤 良祐君	
	早稲田大学大学院法務研究科教授 弁護士	浜辺 陽一郎君	
	日比谷パーク法律事務所代表 パートナー	久保利 英明君	
	株式会社M&Aコンサルティング代表取締役	村上 世彰君	
平成17. 6. 10	慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授	井田 良君	刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）
	日本弁護士連合会副会長	出口 治男君	
	日本キリスト教婦人矯風会 女性の家HELP ディレクター	大津 恵子君	
	アジア財団日本事務所人身売買問題担当	玉井 桂子君	

(6) 視察

視察年月日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成17. 4. 6	千葉県	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案の審査に資するため	16人

【第 163 回国会】

(1) 委員名簿 (35 人)

委員長	塩崎	恭久君	自民				
理事	田村	憲久君	自民	理事	早川	忠孝君	自民
理事	平沢	勝栄君	自民	理事	三原	朝彦君	自民
理事	吉野	正芳君	自民	理事	高山	智司君	民主
理事	平岡	秀夫君	民主	理事	漆原	良夫君	公明
	秋葉	賢也君	自民		井上	信治君	自民
	稲田	朋美君	自民		近江屋	信広君	自民
	太田	誠一君	自民		笹川	堯君	自民
	柴山	昌彦君	自民		谷	公一君	自民
	松島	みどり君	自民		三ッ林	隆志君	自民
	水野	賢一君	自民		森山	眞弓君	自民
	保岡	興治君	自民		柳澤	伯夫君	自民
	柳本	卓治君	自民		石関	貴史君	民主
	枝野	幸男君	民主		河村	たかし君	民主
	玄葉	光一郎君	民主		津村	啓介君	民主
	伊藤	渉君	公明		保坂	展人君	社民
	滝	実君	国民		今村	雅弘君	無
	山口	俊一君	無				

欠員 1

(平成 17. 10. 31 現在)

※ 11 月 1 日 (会期終了日)、委員長塩崎恭久君の委員長辞任が許可され、石原伸晃君が委員長に選任された。

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案 4 件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第 19 号)

○ 要旨

一般職の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額の下げ等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 報酬月額の下げが憲法に違反する可能性
- ・ 報酬月額の下げについての最高裁判所裁判官会議における異論の有無
- ・ 裁判官の報酬月額を一般職の職員給与と連動させることの適否

○ 審査結果

可決

② 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第 20 号)

○ 要旨

一般職の政府職員の給与改定等に伴い、検察官の俸給月額の下げ等を行うもの

- 主な質疑内容
 - ・ 検事総長等の退職手当見直し予定の有無
 - ・ 検察官の国会及び関係省庁への出向者数
- 審査結果
 - 可決

③ 最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第 21 号）

- 要旨

国家公務員の退職手当の改定の状況等にかんがみ、最高裁判所裁判官の退職手当の額を、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間 1 年につき現行の 100 分の 650 を乗じて得た額から 100 分の 240 を乗じて得た額に引き下げるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 最高裁判所裁判官退職手当の支給率を現行の約 3 分の 1 に引き下げる理由
 - ・ 裁判官の退職手当引下げが憲法に抵触する可能性
 - ・ 退職手当の見直しについての最高裁判所裁判官会議における議論の内容
- 審査結果
 - 可決

④ 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 22 号）

- 要旨

近年における犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化の状況にかんがみ、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の締結、「サイバー犯罪に関する条約」の締結等に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設、コンピュータ・ウィルス作成罪の新設、通信履歴の電磁的記録の保全要請、強制執行を妨害する行為の処罰対象の拡充等所要の法整備を行うもの
- 主な質疑内容
 - ・ 共謀罪新設の理由及び近代刑法における共謀罪の位置付け
 - ・ 共謀罪の構成要件にオーバート・アクト（顕示行為）を追加する必要性
 - ・ 共謀罪新設に当たって国際性の要件を不要とする根拠
 - ・ 共謀罪新設に当たっての新たな捜査手法導入の可能性
 - ・ 組織的犯罪処罰法に定義されている団体の範囲
 - ・ 不正指令電磁的記録作成等の罪の処罰範囲をサイバー犯罪条約より拡大する理由
 - ・ 通信記録の保全要請と憲法が保障する通信の秘密との関係
 - ・ 会社倒産時における未払賃金や退職金等を確保する労働組合の活動が強制執行妨害罪に該当する可能性
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
 - 継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果				議決日 結 果
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	17.10.4		10.5 10.7	10.11	10.21 可決（多） （賛・自民・民主・ 公明・国民・ 今村雅弘君・ 山口俊一君） （反・社民）	10.21 可決	法務 10.27 可決	10.28 可決	17.11.7 法116号
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	17.10.4		10.5 10.7	10.11	10.21 可決（多） （賛・自民・民主・ 公明・国民・ 今村雅弘君・ 山口俊一君） （反・社民）	10.21 可決	法務 10.27 可決	10.28 可決	17.11.7 法118号
最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	17.10.4		10.5 10.7	10.11	10.21 可決（多） （賛・自民・民主・ 公明・国民・ 今村雅弘君・ 山口俊一君） （反・社民）	10.21 可決	法務 10.27 可決	10.28 可決	17.11.7 法117号
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	17.10.4		10.12 10.14	10.14 10.21 10.25 10.26 10.28		(11.1) (閉会中 審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 心神喪失者等医療観察法の施行状況及び今後の課題
- ・ 死刑執行に対する法務大臣の所見
- ・ 裁判員の氏名開示を辞退事由とする必要性
- ・ 司法制度改革の評価及び残された課題
- ・ 刑事施設の収容率上昇に対応した職員増員の必要性
- ・ 登記特別会計の抜本的見直しの必要性
- ・ 再審制度に対する法務大臣の考え
- ・ 犯罪被害者への犯罪収益分配制度の法制化に向けた検討状況
- ・ 最高裁判所裁判官国民審査制度改善の必要性

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 10. 26	上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻教授	長沼 範良君	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本弁護士連合会国際刑事立法対策委員会事務局長	山下 幸夫君	
	明治大学法科大学院・法学部教授	川端 博君	
	関東学院大学法学部教授	足立 昌勝君	
	慶應義塾大学大学院法務研究科兼法学部教授 弁護士	安富 潔君	
	日本弁護士連合会国際刑事立法対策委員会副委員長	海渡 雄一君	

4 外務委員会

【第162回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	赤松	広隆君	民主				
理事	谷本	龍哉君	自民	理事	中谷	元君	自民
理事	原田	義昭君	自民	理事	渡辺	博道君	自民
理事	大谷	信盛君	民主	理事	首藤	信彦君	民主
理事	増子	輝彦君	民主	理事	丸谷	佳織君	公明
	宇野	治君	自民		植竹	繁雄君	自民
	小野寺	五典君	自民		河井	克行君	自民
	高村	正彦君	自民		鈴木	淳司君	自民
	土屋	品子君	自民		西銘	恒三郎君	自民
	平沢	勝栄君	自民		三ッ矢	憲生君	自民
	宮下	一郎君	自民		田中	眞紀子君	民主
	武正	公一君	民主		永田	寿康君	民主
	鳩山	由紀夫君	民主		藤村	修君	民主
	古本	伸一郎君	民主		松原	仁君	民主
	赤羽	一嘉君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	東門	美津子君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案は、条約9件及び内閣提出法律案2件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件（条約第1号）

○ 要旨

締約国は、人身取引に係る一定の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとること、適当な場合には、人身取引の被害者の私生活及び身元関係事項を保護すること、人身取引を防止し、及びこれと戦うことについての包括的な政策を定めること、情報交換することにより相互に協力すること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 政府の人身取引被害者保護対策の在り方
- ・ 人身取引の被害者保護を促進するために人身取引防止に関する社会啓発・広報活動を積極的に行う必要性
- ・ 人身取引及び密入国ビジネスが暴力団等組織犯罪の資金源となっている可能性

○ 審査結果

承認

② 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第2号）

○ 要旨

締約国は、移民を密入国させること及び移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとること、海路により移民を密入国させることを防止し、及び抑止するため、可能な最大限の協力を行うこと、移民を密入国させることを防止し、及び探知するために必要な国境管理を強化すること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 外国人が日本で滞り資格を不法に得るために、「偽装認知」により子供の日本国籍を取得している実態及びその防止策
- ・ 我が国の地方空港における入国審査体制を強化する必要性

○ 審査結果

承認

③ 専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書 XV の締結について承認を求めるの件（条約第3号）（参議院送付）

○ 要旨

専門機関の事務局長に与えられる特権及び免除が、世界知的所有権機関の事務局次長にも与えられること、世界知的所有権機関のための任務を遂行する専門家にも一定の特権及び免除を与えること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ アジア地域において知的財産の保護を進めるために我が国がとるべき世界知的所有権機関（WIPO）活動に対する支援策
- ・ 知的財産戦略本部が中国やアジア諸国へのDVDなどの海賊版対策として打ち出した「模造品・海賊版拡散防止条約」実現への取組

○ 審査結果

承認

④ 石綿の使用における安全に関する条約（第162号）の締結について承認を求めるの件（条約第4号）（参議院送付）

○ 要旨

石綿若しくは石綿製品を他の物質等により代替させ、その使用を全面的に又は部分的に禁止すること、権限のある当局は、労働者の石綿への曝露限界等を定めること、石綿にさらされ、又はさらされたことのある労働者に必要な健康診断を実施すること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 「石綿の使用における安全に関する条約」の批准までに20年もの期間を要した理由
- ・ 石綿の吸引に伴う健康被害発生の将来予測と具体的な対策
- ・ 労働条件の悪い他のアジア各国に対し「石綿の使用における安全に関する条約」加入を呼びかける必要性

○ 審査結果

承認

⑤ 1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）

○ 要旨

締約国は、従事する船舶の入出港手続を簡易化し、かつ、迅速化するため、手続及び書類に係る案件について実行可能な最高度の画一性を確保するものとし、その画一性が国際海上交通を簡易化し、かつ、促進するすべての事項について機能するよう協力すること並びに手続及び書類に係る要件の変更を国内上の特別な必要に応ずるための最小限のものにとどめること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本条約を署名後40年もの間、締結しなかった理由
- ・ 本条約締結後、我が国の相違通告予定数

○ 審査結果

承認

⑥ 1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年の議定書の締結について承認を求めるの件（条約第6号）

○ 要旨

船舶の旅客の死傷に係る債権以外の債権について、当該船舶のトン数に応じた責任の限度額を引き上げること、及び船舶の旅客の死傷に係る債権について、当該船舶が運送することを認められている旅客数に応じた責任の限度額を引き上げること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 海事債権責任制限条約1996年議定書による責任限度額の引上げが国内へ及ぼす影響

○ 審査結果

承認

⑦ 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）

○ 要旨

中西部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための委員会を設立すること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 中西部太平洋まぐろ類条約により我が国に過剰な漁業規制が課される可能性
- ・ 中西部太平洋において漁業管理機関の設立が遅れた理由

○ 審査結果

承認

⑧ 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第8号）（参議院送付）

○ 要旨

年金制度及び医療保険制度等への強制加入に関し、就労が行われている国の法令のみを適用することを原則としつつ、一時的に相手国に派遣される被用者等の場合には、

原則として5年までは自国の法令のみを適用する等の調整を行うこと、両国間の保険期間を通算することにより年金受給権の確立を図ること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本協定の中に仲裁裁判所による紛争解決の規定が設けられなかった理由
- ・ 本協定締結に至るまで長期間を要した理由
- ・ 社会保障協定の内容を国民に周知徹底させる必要性

○ 審査結果

承認

⑨ 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第9号）（参議院送付）

○ 要旨

年金制度及び医療保険制度等への強制加入に関し、就労が行われている国の法令のみを適用することを原則としつつ、一時的に相手国に派遣される被用者等の場合には、原則として5年までは自国の法令のみを適用する等の調整を行うこと、両国間の保険期間を通算することにより年金受給権の確立を図ること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本協定の中に仲裁裁判所による紛争解決の規定が設けられなかった理由
- ・ 社会保障協定の内容を国民に周知徹底させる必要性

○ 審査結果

承認

⑩ 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）

○ 要旨

在デンパサール日本国総領事館の新設、及び在アンカレジ日本国総領事館及び在ポルトアレグレ日本国総領事館の廃止、並びに新設公館、在デンパサール日本国総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 在デンパサール総領事館を新設する理由
- ・ 在外公館の統廃合に関する外務省の基本方針と機能強化の必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑪ 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）

○ 要旨

旅券犯罪や不法な出入国の防止を強化するため、旅券の名義人の写真及び旅券の記載事項の一部を旅券に電磁的方法により記録することができることとし、旅券法上の罪を組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の犯罪収益等隠匿罪等の前提犯罪に加えること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ IC旅券に記載される情報について、外国との互換性を図りつつ、かつ、情報が漏洩することを防止する必要性

- ・ 有効期間の残っている機械読取式旅券から I C 旅券への切替等の際に、旅券手数料の効用分を重ねて徴収することの是非
- ・ I C 旅券導入が、旅券犯罪防止に及ぼす効果の程度

○ 審査結果

可決

《議案審査一覧》

条 約

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果				議決日 結 果
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	17. 2. 25		4. 15 4. 22	5. 13	5. 13 承認（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）	5. 17 承認	外交防衛 6. 7 承認	6. 8 承認	
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	17. 2. 25		4. 15 4. 22	5. 13	5. 13 承認（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）	5. 17 承認	外交防衛 6. 7 承認	6. 8 承認	
専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件（条約第3号）（参議院送付）	参 17. 2. 25		6. 16 6. 29	7. 1	7. 13 承認（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）	7. 15 承認	外交防衛 4. 12 承認	4. 13 承認	17. 8. 15 条12号
石綿の使用における安全に関する条約（第162号）の締結について承認を求めるの件（条約第4号）（参議院送付）	参 17. 2. 25		6. 16 6. 29	7. 1	7. 13 承認（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）	7. 15 承認	外交防衛 4. 12 承認	4. 13 承認	17. 8. 12 条11号
1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	17. 3. 11		5. 17 5. 18	6. 3	6. 3 承認（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）	6. 7 承認	外交防衛 6. 14 承認	6. 15 承認	17. 9. 7 条13号
1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年の議定書の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	17. 3. 11		5. 17 5. 18	6. 3	6. 3 承認（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）	6. 7 承認	外交防衛 6. 14 承認	6. 15 承認	

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	17. 3. 11		5. 17	6. 3	6. 3 承認（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）	6. 7 承認	外交防衛 6. 14 承認	6. 15 承認	17. 7. 13 条9号
			5. 18						
社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第8号）（参議院送付）	参 17. 3. 11		6. 16	7. 15	7. 15 承認（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）	7. 15 承認	外交防衛 4. 26 承認	4. 27 承認	
			7. 13						
社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第9号）（参議院送付）	参 17. 3. 11		6. 16	7. 15	7. 15 承認（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）	7. 15 承認	外交防衛 4. 26 承認	4. 27 承認	
			7. 13						

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果				
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）	17. 2. 15		3. 8	3. 16	3. 16 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民） （附）	3. 17 可決	外交防衛 3. 29 可決	3. 30 可決	17. 3. 31 法11号
			3. 9						
旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	17. 2. 15	3. 8	3. 8	4. 15	4. 15 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）	4. 19 可決	外交防衛 6. 2 可決 （附）	6. 3 可決	17. 6. 10 法55号
			3. 30						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 我が国の国連安保理常任理事国入り問題
- ・ 米軍再編問題及び在日米軍基地問題
- ・ 北朝鮮における核問題
- ・ 北朝鮮による日本人拉致問題
- ・ イラク情勢全般
- ・ ロンドンにおける地下鉄等爆破テロ事件
- ・ 中国における反日デモ事件
- ・ 北方領土問題
- ・ 竹島領有権問題

【第 163 回国会】

(1) 委員名簿 (30 人)

委員長	原田	義昭君	自民				
理事	谷本	龍哉君	自民	理事	土屋	品子君	自民
理事	中谷	元君	自民	理事	西銘	恒三郎君	自民
理事	渡辺	博道君	自民	理事	武正	公一君	民主
理事	山口	壯君	民主	理事	丸谷	佳織君	公明
	愛知	和男君	自民		猪口	邦子君	自民
	宇野	治君	自民		小野寺	五典君	自民
	越智	隆雄君	自民		河井	克行君	自民
	高村	正彦君	自民		鈴木	馨祐君	自民
	鈴木	淳司君	自民		藤田	幹雄君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民		宮下	一郎君	自民
	山中	燐子君	自民		吉良	州司君	民主
	篠原	孝君	民主		田中	眞紀子君	民主
	津村	啓介君	民主		松原	仁君	民主
	赤羽	一嘉君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	照屋	寛徳君	社民				

(平成 17. 10. 30 現在)

(2) 議案審査

付託された議案は、条約 2 件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 万国郵便連合憲章の第 7 追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件 (条約第 1 号) (参議院送付)

○ 要旨

万国郵便連合の任務として、相互に連結したネットワークから構成される単一の郵便境域における郵便物の自由な流れを保障すること等の具体的な項目を追加すること、大会議の開催周期を従来 of 5 年から 4 年に変更すること、加盟国が、処罰の対象となる郵便切手等郵便料金納付の手段に関する違反行為を拡大し、不当な利益を得ることを意図して行われた郵便料金納付の手段の変造等の行為、及びこれらの違反行為の未遂を処罰する旨を約束すること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 次回の万国郵便連合大会議に向け我が国が取り組むべき課題
- ・ 国際通常郵便配達コストの一部を賄う到着料についての政府の認識
- ・ 偽造切手、偽造証票等の犯罪行為の現状と対策
- ・ 郵便事業における先進国と発展途上国との格差是正に向けた万国郵便連合の取組

○ 審査結果

承認

② 郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件 (条約第 2 号) (参議院送付)

○ 要旨

加盟国が、郵便送金業務を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地並びに郵便送金業務を運営し、及び自国の領域において万国郵便連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を国際事務局に通報すること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 郵政民営化後における本条約で定められる事業体
- ・ リレーリング問題沈静化についての政府の認識

○ 審査結果

承認

《議案審査一覧》

条 約

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
万国郵便連合憲章の第7追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第1号）（参議院送付）	参 17.10.7		10.14 10.19	10.21	10.21 承認（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）	10.25 承認	外交防衛 10.13 承認	10.14 承認	17.11.30 条14号 条15号 条16号
郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）（参議院送付）	参 17.10.7		10.14 10.19	10.21	10.21 承認（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）	10.25 承認	外交防衛 10.13 承認	10.14 承認	17.11.30 条17号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 米軍再編問題及び在日米軍基地問題
- ・ 北朝鮮による日本人拉致問題
- ・ 小泉総理の靖国神社参拝とアジア外交
- ・ 東シナ海ガス田問題
- ・ 今後の日中関係・日韓関係
- ・ 米国产牛肉輸入再開問題

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審 査 ・ 調 査 案 件
平成17. 10. 21	日本郵政公社理事	本保 芳明君	万国郵便連合憲章の第7追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約）（参議院送付）
	日本郵政公社理事	岡田 克行君	郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約）（参議院送付）

(5) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院C I S各国等外交政治経済事情調査議員団	（閉会中） 平成17. 11. 4 ～11. 12	トルコ、ウクライナ、 キルギス、ロシア	C I S各国等における外交政治経済事情調査のため	6人

5 財務金融委員会

【第162回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	金田	英行君	自民				
理事	江崎	洋一郎君	自民	理事	遠藤	利明君	自民
理事	竹本	直一君	自民	理事	村井	仁君	自民
理事	中塚	一宏君	民主	理事	原口	一博君	民主
理事	平岡	秀夫君	民主	理事	谷口	隆義君	公明
	小野	晋也君	自民		岡本	芳郎君	自民
	木村	太郎君	自民		熊代	昭彦君	自民
	倉田	雅年君	自民		小泉	龍司君	自民
	鈴木	俊一君	自民		砂田	圭佑君	自民
	田中	和徳君	自民		谷川	弥一君	自民
	中村	正三郎君	自民		宮下	一郎君	自民
	森山	裕君	自民		山下	貴史君	自民
	渡辺	喜美君	自民		井上	和雄君	民主
	岩國	哲人君	民主		小林	憲司君	民主
	鈴木	克昌君	民主		田島	一成君	民主
	田村	謙治君	民主		津村	啓介君	民主
	中川	正春君	民主		野田	佳彦君	民主
	馬淵	澄夫君	民主		村越	祐民君	民主
	吉田	泉君	民主		石井	啓一君	公明
	長沢	広明君	公明		佐々木	憲昭君	共産

欠員1

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案6件及び議員提出法律案3件、委員会提出法律案は2件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 平成17年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出第2号）

○ 要旨

平成17年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、特例公債の発行に関する措置を定めるとともに、同年度において、全額国庫負担となっている国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国の負担を抑制するため、その一部に保険料を充てることのできるよう、国民年金法、国民年金特別会計法、厚生保険特別会計法及び国家公務員共済組合法の特例措置を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 基礎的財政収支（プライマリーバランス）黒字化の姿と実現可能性
- ・ 国債管理政策の在り方
- ・ 年金事務費への保険料財源充当の是非

- 審査結果
可決

② 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）

- 要旨

①定率減税の2分の1への縮減②特定口座で管理されていた株式の無価値化による損失を譲渡損失とみなす特例の創設③外国子会社合算税制を国際的な企業活動の実態に即したものとすること及び非居住者等が保有する国債の非課税特例を受けるための手続の簡素化④中小企業の支援のための税制上の措置⑤所得税の寄附金控除の限度額の引上げ⑥法人税に関し民事再生等の場合の資産評価損益と欠損金の損金算入等に関する措置⑦検査機関等の登録等に対し登録免許税の負担を求める措置等の措置を講ずるもの

- 主な質疑内容

- ・ 景気の現状認識と定率減税縮減の是非
- ・ 消費税率引上げと軽減税率導入の可能性
- ・ 金融・証券税制見直しの基本的方向

- 審査結果

可決（附帯決議）

③ 関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）

- 要旨

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、所要の措置を講ずるもので、主として、暫定税率等の適用期限の延長、知的財産権侵害物品の認定手続における権利者による見本の分解検査制度の導入、爆発物等の輸入禁制品への追加、法令を遵守する体制を整えている輸出者に対する輸出通関手続の迅速化のための制度の導入及び関税の重加算税の導入等を行うもの

- 主な質疑内容

- ・ 知的財産権侵害物品の水際取締りへの取組
- ・ 重加算税導入と訟務部門の体制整備
- ・ 米国产牛肉輸入再開とセーフガード発動の見通し

- 審査結果

可決（附帯決議）

④ 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）

- 要旨

国際開発協会の第14次増資に伴い、政府が、同協会に対し、従来の出資の額のほか、2,775億8,500万円の範囲内において追加出資することができることとするもの

- 主な質疑内容

- ・ 国際開発協会に対する出資とODA予算との関係
- ・ 国際開発協会に対する第14次増資額決定に至る経緯
- ・ 世界銀行における邦人職員数と人的貢献の取組

- 審査結果

可決

⑤ 保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第70号）

○ 要旨

保険契約者等の保護の一層の充実を図るため、いわゆる根拠法のない共済について、少額短期保険業者の特例制度を創設するとともに、保険会社が破綻した場合のセーフティネットについて、平成18年度から20年度までの生命保険会社の破綻に係る資金援助等について政府の補助を可能とする等の措置を講じようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 根拠法のない共済に対する規制の背景と趣旨
- ・ 少額短期保険事業者の新規参入の見通しと契約者保護の在り方
- ・ 生命保険セーフティネットの制度趣旨と政府補助継続の是非

○ 審査結果

可決

⑥ 証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第71号）

○ 要旨

最近の証券市場をめぐる状況等の変化に対応して、公開買付制度や企業情報開示制度の信頼性を確保すると同時に、我が国証券市場の国際競争力の向上を図ろうとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 立会外取引の実態と公開買付規制の在り方
- ・ 継続開示義務違反に対する課徴金制度と憲法第39条との関係
- ・ 証券取引等監視委員会の権限と市場監視機能強化の必要性

○ 審査結果

修正

<修正内容>

継続開示義務違反に対する課徴金制度の導入等

⑦ 平成16年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（財務金融委員長提出、衆法第2号）

○ 要旨

米の生産調整の実施に伴い、平成16年度に地域水田農業推進協議会から農業者等に交付される水田農業構造改革交付金等に係る所得税及び法人税について、軽減措置を講ずるもの

○ 内閣の意見の聴取

○ 結果

成案・提出決定

⑧ 無権限預貯金等取引からの預金者等の保護等に関する法律案（中塚一宏君外4名提出、衆法第12号）

○ 要旨

カード・預貯金通帳等による払戻し等に関する民法の特例等について定めることにより、無権限預貯金等取引からの預金者等の保護及び信用秩序の維持を図ろうとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 無権限預貯金等取引に関する情報提供規定の意義
- ・ 偽造・盗難カード問題に対する金融庁の対応の問題点
- ・ 盗難通帳による被害者保護の必要性

○ 審査結果

否決

⑨ 証券取引委員会設置法案（原口一博君外 4 名提出、衆法第 18 号）

○ 要旨

本案は、内閣府設置法に基づき、内閣府の外局として、証券取引委員会を新たに設置するとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 証券取引委員会設置法案提出の背景と市場監視機能強化の取組み
- ・ 証券取引委員会の独立性と体制整備の具体的方策
- ・ 証券取引等監視委員会の権限と市場監視機能強化の必要性

○ 内閣の意見の聴取

○ 審査結果

否決

⑩ 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律案（江崎洋一郎君外 5 名提出、衆法第 23 号）

○ 要旨

偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等に関する民法の特例等について定めることにより、これらのカード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護を図ろうとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 偽造カードと盗難カードの損失負担ルールを区別することの問題点
- ・ 盗難カードに係る損失負担ルール適用要件の問題点
- ・ 預金通帳による対面取引を除外したことの問題点

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑪ 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（財務金融委員長提出、衆法第 25 号）

○ 要旨

中小酒類小売業者に配慮して全国の 1,274 地域で酒類小売業の新規出店を制限している緊急調整地域の指定等が本年 8 月末で失効することに伴い、現に効力を有する緊急調整地域の指定、酒類小売業免許の付与の制限等をさらに来年 8 月まで効力を有するものとする経過措置を講ずるもの

○ 主な発言内容

- ・ 公正取引委員会への措置請求等に係る規定を 1 年間延長することについての公正取引委員会の所見
- ・ 社会的規制の在り方
- ・ 緊急調整地域の指定等が 1 年間延長される旨の広報の重要性

○ 結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
平成17年度における財政運営 のための公債の発行の特例等 に関する法律案（内閣提出第2 号）	17. 1. 21	2. 15	2. 15	2. 23 2. 25 2. 28 3. 1 3. 2	3. 2 可決（多） （賛・自民・公明） （反・民主・共産）	3. 2 可決	財政金融 3. 28 可決	3. 30 可決	17. 3. 31 法19号
所得税法等の一部を改正する 法律案（内閣提出第12号）	17. 2. 4	2. 15	2. 15	2. 23 2. 25 2. 28 3. 1 3. 2	3. 2 可決（多） （賛・自民・公明） （反・民主・共産） （附）	3. 2 可決	財政金融 3. 28 可決 （附）	3. 30 可決	17. 3. 31 法21号
関税定率法等の一部を改正す る法律案（内閣提出第28号）	17. 2. 8		3. 9 3. 11	3. 15	3. 15 可決（多） （賛・自民・民主・ 公明） （反・共産） （附）	3. 17 可決	財政金融 3. 29 可決 （附）	3. 30 可決	17. 3. 31 法22号
国際開発協会への加盟に伴う 措置に関する法律の一部を改 正する法律案（内閣提出第29 号）	17. 2. 8		3. 17 3. 18	3. 18	3. 18 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産）	3. 22 可決	財政金融 3. 29 可決	3. 30 可決	17. 3. 31 法17号
保険業法等の一部を改正する 法律案（内閣提出第70号）	17. 3. 11		4. 1 4. 5	4. 6 4. 8	4. 13 可決（多） （賛・自民・公明・ 共産） （反・民主）	4. 14 可決	財政金融 4. 21 可決	4. 22 可決	17. 5. 2 法38号
証券取引法の一部を改正する 法律案（内閣提出第71号）	17. 3. 11	4. 19	4. 19 4. 19	4. 20 4. 26	4. 26 修正（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産）	4. 26 修正	財政金融 6. 16 可決	6. 22 可決	17. 6. 29 法76号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
平成16年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（財務金融委員長提出、衆法第2号）	17. 2. 8				2. 8 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	2. 8 可決	財政金融 2. 8 可決 (附)	2. 9 可決	17. 2. 16 法2号
無権限預貯金等取引からの預金者等の保護等に関する法律案（中塚一宏君外4名提出、衆法第12号）	17. 3. 25		7. 15 7. 19	7. 19	7. 22 否決(少) (賛-民主・共産) (反-自民・公明)	7. 26 否決			
証券取引委員会設置法案（原口一博君外4名提出、衆法第18号）	17. 4. 14	4. 19	4. 19 4. 19	4. 20 4. 26	4. 26 否決(少) (賛-民主・共産) (反-自民・公明)	4. 26 否決			
偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律案（江崎洋一郎君外5名提出、衆法第23号）	17. 6. 21		7. 15 7. 19	7. 19	7. 22 可決(多) (賛-自民・公明・ 共産) (反-民主) (附)	7. 26 可決	財政金融 8. 2 可決 (附)	8. 3 可決	17. 8. 10 法94号
酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（財務金融委員長提出、衆法第25号）	17. 7. 19				7. 19 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	7. 26 可決	財政金融 8. 2 可決	8. 3 可決	17. 8. 10 法92号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 中長期的な財政健全化への取組
- ・ 銀行の保険窓販解禁と当局によるモニタリングの在り方
- ・ 偽造キャッシュカード問題に対する取組
- ・ 景気の現状認識と定率減税縮減が景気に及ぼす影響
- ・ 特別会計の抜本の見直しの必要性
- ・ 有価証券報告書虚偽記載事例に対する当局の調査状況
- ・ 日銀による国債の乗換えの是非
- ・ ペイオフ解禁拡大と地域金融機関の不良債権の状況

- ・ 敵対的企業買収防衛策の在り方と市場の公正性確保への取組
- ・ ディスクロージャー制度の信頼性確保と企業の責任
- ・ 金融サービス法制定の必要性

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する件（平成17.2.8）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

新たな生産調整手法の実施に当たっては、関連する交付金等の見直しをはじめ、より効果的で適切な支援策等の検討の中で、当該交付金等に係る税制上の措置の在り方についてもできる限り早急に結論が得られるよう検討を行うこと。

右決議する。

(5) 連合審査会

連合審査会	開会年月日	審査・調査案件
法務委員会、財務金融委員会、経済産業委員会連合審査会	平成17. 4. 20	会社法案（内閣提出） 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

(6) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	意見を聞いた問題
平成17. 2. 18	日本銀行総裁	福井 俊彦君	財政及び金融に関する件
平成17. 2. 23	日本銀行総裁	福井 俊彦君	平成17年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出） 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
平成17. 2. 25	預金保険機構理事長	永田 俊一君	
平成17. 2. 28	日本銀行総裁	福井 俊彦君	
	預金保険機構理事長	永田 俊一君	
平成17. 3. 16	株式会社整理回収機構代表取締役社長	奥野 善彦君	金融に関する件
平成17. 4. 8	日本銀行理事	白川 方明君	保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

平成17. 4. 13	全国銀行協会会長	西川 善文君	財政及び金融に関する件
平成17. 4. 27	日本証券業協会会長	越田 弘志君	証券取引に関する件
	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長	鶴島 琢夫君	
	日本公認会計士協会会長	藤沼 亜起君	
	東京大学大学院法学政治 学研究科教授	神田 秀樹君	
平成17. 5. 17	日本銀行副総裁	武藤 敏郎君	財政及び金融に関する件
平成17. 8. 2	東京大学大学院法学政治 学研究科教授	岩原 紳作君	金融に関する件
	弁護士	野間 啓君	
	日本銀行総裁	福井 俊彦君	金融に関する件(通貨及び金融の調節に 関する報告書)
	日本銀行副総裁	岩田 一政君	
	日本銀行理事	武藤 英二君	
	日本銀行理事	小林 英三君	
	日本銀行理事	白川 方明君	

【第163回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	小野	晋也君	自民				
理事	石原	伸晃君	自民	理事	江崎	洋一郎君	自民
理事	遠藤	利明君	自民	理事	竹本	直一君	自民
理事	渡辺	喜美君	自民	理事	永田	寿康君	民主
理事	古本	伸一郎君	民主	理事	石井	啓一君	公明
	井澤	京子君	自民		石原	宏高君	自民
	木原	稔君	自民		倉田	雅年君	自民
	佐藤	ゆかり君	自民		鈴木	俊一君	自民
	関	芳弘君	自民		菌浦	健太郎君	自民
	高鳥	修一君	自民		谷川	弥一君	自民
	土井	真樹君	自民		中根	一幸君	自民
	平口	洋君	自民		藤田	幹雄君	自民
	藤野	真紀子君	自民		松本	和巳君	自民
	松本	洋平君	自民		宮下	一郎君	自民
	山本	ともひろ君	自民		小沢	鋭仁君	民主
	鈴木	克昌君	民主		田村	謙治君	民主
	長安	豊君	民主		平岡	秀夫君	民主
	三谷	光男君	民主		吉田	泉君	民主
	鷺尾	英一郎君	民主		谷口	和史君	公明
	佐々木	憲昭君	共産		野呂田	芳成君	国民
	中村	喜四郎君	無				

(平成17.10.31現在)

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

銀行法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第14号)

○ 要旨

本法律案は、預金者等の利便性の向上に資するため、銀行代理店制度について見直しを行い、預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引等を内容とする契約の締結の代理又は媒介を営業として行う銀行代理業制度等を創設するとともに、子会社規制の緩和を行う等、所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 新たな銀行代理店制度の導入が地域金融に与える影響
- ・ 銀行代理店制度創設による金融商品へのアクセスの改善効果
- ・ 消費者信用業者による銀行代理店への参入の問題点

○ 審査結果

可決 (附帯決議)

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	17.10.4		10.7			10.14 10.18	10.18 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明・ 中村喜四郎君) (反・共産) (欠・国民) (附)	10.20 可決	財政金融 10.25 可決 (附)

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 我が国財政の現状認識と歳出構造改革の在り方
- ・ いわゆる 2008 年問題（国債償還の集中）と国債管理政策の在り方
- ・ 量的緩和政策の評価と展望
- ・ 外為特会と財政融資資金特会の積立金の状況とその在り方
- ・ 生損保の保険金未払い問題の原因と対策
- ・ カジノ合法化の効果と問題点
- ・ 政府系金融機関統廃合の基本的考え方
- ・ 定率減税縮減・廃止による増収分の用途
- ・ カネボウ(株)事件に係る会計監査の実態及び問題点
- ・ 公認会計士・監査法人に係るローテーションルールの在り方及び見直しの内容

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17.10.12	日本銀行副総裁	武藤 敏郎君	財政及び金融に関する件
平成17.10.28	中央青山監査法人理事長	奥山 章雄君	金融に関する件
	日本公認会計士協会会長	藤沼 亜起君	
	あずさ監査法人理事長	佐藤 正典君	
	新日本監査法人理事長	水嶋 利夫君	
	監査法人トーマツ包括代表社員	阿部 紘武君	

(5) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院アフリカ各国における財政金融経済事情等調査議員団	(閉会中) 平成17. 11. 24 ～12. 4	南アフリカ、ザンビア、エチオピア	アフリカ各国における財政金融経済事情等調査のため	4人

6 文部科学委員会

【第 162 回国会】

(1) 委員名簿 (40 人)

委員長	齊藤	鉄夫君	公明				
理事	伊藤	信太郎君	自民	理事	稲葉	大和君	自民
理事	中野	清君	自民	理事	保坂	武君	自民
理事	奥村	展三君	民主	理事	川内	博史君	民主
理事	牧	義夫君	民主	理事	河合	正智君	公明
	江崎	鐵磨君	自民		小淵	優子君	自民
	加藤	勝信君	自民		加藤	紘一君	自民
	岸田	文雄君	自民		近藤	基彦君	自民
	佐藤	鍊君	自民		下村	博文君	自民
	鈴木	俊一君	自民		鈴木	恒夫君	自民
	西村	明宏君	自民		葉梨	康弘君	自民
	馳	浩君	自民		古屋	圭司君	自民
	保利	耕輔君	自民		山際	大志郎君	自民
	青木	愛君	民主		加藤	尚彦君	民主
	城井	崇君	民主		古賀	一成君	民主
	須藤	浩君	民主		高井	美穂君	民主
	武山	百合子君	民主		達増	拓也君	民主
	長島	昭久君	民主		肥田	美代子君	民主
	松本	大輔君	民主		笠	浩史君	民主
	池坊	保子君	公明		石井	郁子君	共産
	横光	克彦君	社民				

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案 3 件及び議員提出法律案 1 件（継続審査）、委員会提出法律案は 1 件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 22 号）

○ 要旨

国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、義務教育費国庫負担金についての平成 17 年度限りの暫定措置を講ずるとともに、文部科学省関係の補助金の整理及び合理化を図ろうとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 義務教育に関する国と地方の役割分担の在り方
- ・ 義務教育の充実と地方分権の観点から本法律案が有する意義
- ・ 義務教育費国庫負担金制度が廃止された場合に想定される問題点
- ・ 義務教育費国庫負担金の取扱いについて、中央教育審議会では現行負担制度を堅持する結論に至った場合の対応

- ・ 義務教育費国庫負担制度の検討に当たり義務教育についての教育論を展開していく必要性
- ・ 行財政改革の一環として義務教育に関する議論が展開されることの妥当性
- ・ 義務教育に係る人件費が大幅に増加していくとの荻谷東京大学大学院教授の試算に対する文部科学大臣の見解
- ・ 平成 17 年度の税源移譲予定特例交付金の教職員給与費への充当状況を確認する必要性
- ・ 本法律案により市町村が支出する就学援助費の支給基準及び支給額が低下する懸念

○ 審査結果
可決

② 国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第 54 号）

○ 要旨

国立大学法人における教育研究体制の整備及び充実を図るため、富山県内の 3 国立大学法人の統合や筑波技術短期大学の 4 年制大学化等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 国立大学法人等の老朽化施設整備に向けた今後の財源確保策
- ・ 国立の短期大学の必要性に対する文部科学省の認識
- ・ 障害者に対する高等教育の機会を確保する必要性
- ・ 富山大学・富山医科薬科大学・高岡短期大学の統合により期待される利点
- ・ 国立大学法人に対する運営費交付金の削減方針が国立大学法人を教職員削減に追い込む懸念
- ・ 国立大学法人の授業料値上げが高等教育の機会均等に反する懸念
- ・ 授業料増額を抑制するための抜本的な政策転換の必要性
- ・ 教育の機会均等を担保する方策として機関助成から個人助成に方針転換することについての文部科学省の見解
- ・ 大学の学生収容力についての地域格差に対する文部科学大臣の見解

○ 視察

○ 審査結果

可決（附帯決議）

③ 学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出第 55 号）

○ 要旨

国際的な動向等を踏まえ、短期大学に係る学位制度を設けるとともに、大学及び高等専門学校における教育研究の活性化等の観点から、助教授に代えて准教授を設けるとともに、助教を新設する等、教員組織の整備を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 現在の大学教員組織の問題点
- ・ 大学の教員組織の整備についての理念と経緯
- ・ 大学の教員組織の変化が講座制に与える影響
- ・ 「短期大学士」の学位授与に当たり短期大学に期待する役割
- ・ 高等専門学校で学位を授与しない理由
- ・ 准教授、助教又は助手を必置としていない理由

- 我が国の研究支援者数不足の現状に対する文部科学省の見解及び研究支援体制の充実のための方策

○ 審査結果

可決（附帯決議）

④ 学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外3名提出、第159回国会衆法第48号）

○ 要旨

小学校、中学校、高等学校等において、いじめや不登校等の問題等に対応するとともに、児童生徒等が適切な職業選択その他の進路決定を行うための指導ができるようにするため、専門的知識をもって、教諭、養護教諭等と連携して、児童生徒等の心理相談又は進路相談に応じ、指導及び助言を行う専門相談員を置くことができるものとしようとするもの

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

⑤ 文字・活字文化振興法案（文部科学委員長提出、衆法第24号）

○ 要旨

我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、その基本理念等を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにする等のもの

○ 審査結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	17. 2. 8	2. 22	3. 9 3. 11 3. 16 3. 17	3. 17 可決（多） （賛・自民・公明） （反・民主・共産・社民）	3. 17 可決	文教科学 3. 31 可決	3. 31 可決	17. 3. 31 法23号	
国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）	17. 3. 1	4. 13 4. 15	4. 20 4. 22	4. 22 可決（全） （賛・自民・民主・公明・共産・社民） （附）	4. 26 可決	文教科学 5. 17 可決 （附）	5. 18 可決	17. 5. 25 法49号	

学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）	17. 3. 1		6. 1	6. 10	6. 10 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明・社民) (反・共産) (附)	6. 14 可決	文教科学 7. 7 可決 (附)	7. 8 可決	17. 7. 15 法83号
			6. 3						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果		議決日 結 果
学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外3名提出、第159回国会衆法第48号）	(16. 6. 3)		17. 1. 21				(審査未了)		
文字・活字文化振興法案（文部科学委員長提出、衆法第24号）	17. 7. 15				7. 15 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	7. 15 可決	文教科学 7. 21 可決	7. 22 可決	17. 7. 29 法91号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 多くの国立大学法人が平成17年度に授業料標準額の値上げを行うことの妥当性
- ・ 義務教育費国庫負担金の減額が教育の地域間格差に及ぼす影響
- ・ 学習指導要領の見直し及びゆとり教育の継続についての考え
- ・ 学校における自然体験活動、職業体験活動及び文化芸術活動の必要性とその推進策
- ・ 扶桑社の「新しい歴史教科書」の記述内容についての文部科学省の見解
- ・ 不登校児童生徒の把握状況及びその対策の必要性
- ・ 公立学校施設の耐震化を早急に行う必要性
- ・ 学校施設におけるアスベスト対策の現状
- ・ 学校への不審者進入防止等の安全管理の現状と強化の必要性
- ・ 高松塚古墳壁画の劣化問題において石室解体決定までの情報を公開する必要性

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 8. 3	社団法人日本音楽著作権協会 理事長	吉田 茂君	文部科学関係の基本施策に関する件（私的録音 録画補償金制度）
	社団法人電子情報技術産業協 会法務・知的財産権総合委員 会委員長	小林 利治君	

(5) 視察

視察年月日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成17. 4. 18	茨城県	国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出）の 審査に資するため	7人
平成17. 6. 29	東京都（北区）	文部科学行政に関する実情調査	10人
平成17. 7. 27	愛知県	文部科学関連の展示等視察のため	14人

【第 163 回国会】

(1) 委員名簿 (40 人)

委員長	齊藤	鉄夫君	公明				
理事	伊藤	信太郎君	自民	理事	小淵	優子君	自民
理事	岸田	文雄君	自民	理事	西村	明宏君	自民
理事	松浪	健四郎君	自民	理事	平野	博文君	民主
理事	牧	義夫君	民主	理事	池坊	保子君	公明
	阿部	俊子君	自民		秋葉	賢也君	自民
	井脇	ノブ子君	自民		飯島	夕雁君	自民
	小川	友一君	自民		大前	繁雄君	自民
	加藤	紘一君	自民		川条	志嘉君	自民
	近藤	基彦君	自民		佐藤	錬君	自民
	下村	博文君	自民		鈴木	俊一君	自民
	鈴木	恒夫君	自民		永岡	桂子君	自民
	葉梨	康弘君	自民		馳	浩君	自民
	福田	峰之君	自民		馬渡	龍治君	自民
	やまぎわ	大志郎君	自民		渡部	篤君	自民
	奥村	展三君	民主		北橋	健治君	民主
	末松	義規君	民主		田中	眞紀子君	民主
	松本	大輔君	民主		山口	壯君	民主
	横山	北斗君	民主		笠	浩史君	民主
	谷口	和史君	公明		石井	郁子君	共産
	保坂	展人君	社民				

(平成 17. 10. 31 現在)

(2) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 義務教育費国庫負担制度についての文部科学大臣の見解
- ・ 教員の資質向上の在り方についての文部科学大臣の見解
- ・ 公立学校施設におけるアスベスト除去及び耐震化の文部科学省の対応状況
- ・ 政府が教育基本法の改正を検討している理由
- ・ スポーツ振興くじ (toto) の運営状況
- ・ 都道府県に移管された高等学校等奨学金事業に対する国からの財政措置状況
- ・ 大学の設置基準及び大学教員の評価に関する文部科学大臣の見解
- ・ 文部科学省が平成 18 年度概算要求において新規に要求している全国的な学力調査実施の目的
- ・ 我が国の宇宙開発の現状

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 10. 19	独立行政法人日本原子力研究 開発機構理事長	殿塚 猷一君	文部科学行政の基本施策に関する件

(5) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院フランス及びイ タリアの教育、科学技術 及び文化芸術に関する 調査議員団	(閉会中) 平成17. 11. 28 ～12. 5	イタリア、フランス	フランス及びイタリアの教育、科学 技術及び文化芸術に関する調査の ため	8人

7 厚生労働委員会

【第162回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	鴨下	一郎君	自民				
理事	大村	秀章君	自民	理事	北川	知克君	自民
理事	長勢	甚遠君	自民	理事	宮澤	洋一君	自民
理事	五島	正規君	民主	理事	三井	辨雄君	民主
理事	山井	和則君	民主	理事	福島	豊君	公明
	青山	丘君	自民		井上	信治君	自民
	石崎	岳君	自民		上川	陽子君	自民
	木村	義雄君	自民		小西	理君	自民
	河野	太郎君	自民		菅原	一秀君	自民
	中山	泰秀君	自民		原田	令嗣君	自民
	福井	照君	自民		三ッ林	隆志君	自民
	御法川	信英君	自民		宮腰	光寛君	自民
	森岡	正宏君	自民		八代	英太君	自民
	吉野	正芳君	自民		渡辺	具能君	自民
	石毛	鍬子君	民主		泉	健太君	民主
	泉	房穂君	民主		内山	晃君	民主
	大島	敦君	民主		小林	千代美君	民主
	城島	正光君	民主		園田	康博君	民主
	中根	康浩君	民主		橋本	清仁君	民主
	藤田	一枝君	民主		水島	広子君	民主
	横路	孝弘君	民主		米澤	隆君	民主
	高木	美智代君	公明		古屋	範子君	公明
	山口	富男君	共産		阿部	知子君	社民

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案13件、議員提出法律案5件（継続審査）、参議院提出法律案1件及び承認を求めるの件1件、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第8号)

○ 要旨

三位一体改革、税制改革等に伴い、国民健康保険において市町村間の財政調整を行うための都道府県負担を導入すること、基礎年金の国庫負担を引き上げること等の所要の改正を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 社会保障制度における国と地方の役割分担の在り方
- ・ 医療制度改革として議論すべき国民健康保険の都道府県負担導入を三位一体改革

の中で行う妥当性

- ・ 国民健康保険への都道府県負担導入による市町村国保への財政影響
- ・ 負担金・補助金の交付金化が将来の一般財源化につながる懸念
- ・ 地域介護・福祉空間整備等交付金創設により過疎地で施設整備が進まなくなる懸念
- ・ 麻薬取締員費等交付金の廃止後の国としての麻薬対策への取組方針
- ・ 今後の生活保護及び児童扶養手当に関する国庫負担の見直しの進め方

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

② 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第 13 号）

○ 要旨

平成 17 年 4 月 1 日における戦没者等の遺族であって、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面 40 万円、10 年償還の国債を支給しようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 特別弔慰金の支給対象の在り方
- ・ 次回の特別弔慰金の支給に関する政府の方針及び永続的に支給する方針の有無
- ・ 戦争犠牲者に係る未解決の問題について政治が取り組むべき課題

○ 審査結果

可決

③ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案（内閣提出第 14 号）

○ 要旨

平成17年度以降の児童扶養手当等の額について、物価スライドの特例措置によりかさ上げされている1.7%分を段階的に解消するため、物価が上昇した場合は据え置き、物価が下落した場合はその下落分のみを改定する特例措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 厳しい所得状況等にある母子世帯への配慮の必要性
- ・ 目的が異なる各種手当を一括して改正することの妥当性

○ 審査結果

可決

④ 介護保険法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出第 15 号）

○ 要旨

介護保険法の施行日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した低所得者に対して経過的に講じられている利用者負担の軽減措置について、その措置の期間をさらに5年間延長するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する負担軽減措置が導入された趣旨及び措置を延長する妥当性
- ・ 旧措置入所者に対する負担軽減措置の対象者の実態把握の必要性及び対象者が 5

年後も存在した場合の継続の必要性

- ・ 旧措置入所者の負担軽減措置を延長し、要介護非該当者の時限的入所措置を廃止することの妥当性

○ 審査結果

可決

⑤ 介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 30 号）

○ 要旨

高齢化の一層の進展等を踏まえた持続可能な介護保険制度を構築するため、新予防給付及び地域支援事業を創設し、介護保険施設等における食費及び居住費を保険給付の対象外とするとともに、地域密着型サービスの創設、介護サービス事業者等の指定等に係る更新制の導入等制度全般にわたる見直しを行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 新予防給付対象者の具体的な認定方法及び認定調査項目の考え方
- ・ 筋力向上トレーニング等の介護予防の効果に対する客観的根拠、有効性の検証の在り方についての妥当性
- ・ 地域支援事業の内容等について市町村に広範囲な裁量を確保することの必要性
- ・ 地域密着型サービスの創設趣旨及び小規模多機能型居宅介護の具体的内容
- ・ 居住費、食費の負担額をサービス利用者の生活実態に合ったものとする必要性
- ・ ホームヘルパー等介護事業従事者の現状及び労働条件改善のため介護報酬を実態に見合ったものとする必要性
- ・ 40歳以上の末期がん患者への介護保険適用の必要性
- ・ 被保険者、受給者の範囲が拡大されなかった具体的理由及び範囲拡大に向けた検討の在り方

○ 参考人からの意見の聴取

○ 委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

高齢者に対する虐待防止等の権利擁護事業について、地域支援事業の任意事業から必須事業に改めること、新予防給付等について、法施行後3年を目途に実施状況等を踏まえた検討規定を追加すること

⑥ 障害者自立支援法案（内閣提出第 35 号）

○ 要旨

身体障害・知的障害・精神障害ごとに福祉サービスや医療費を提供している現行制度を、市町村を実施主体とした一元的な制度とし、サービス等に応じた自己負担を原則1割とすることにより、必要な障害福祉サービスを安定的かつ効率的に行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 支援費制度から自立支援制度に変更する理由
- ・ 多くの重要事項が政省令に委ねられていることの是非
- ・ 障害者の自立の観点から利用者負担を個人単位化する必要性
- ・ 福祉サービスの利用者負担を応能負担から原則1割の定率負担とすることの是非
- ・ 障害程度区分の判定に障害当事者を加える必要性

- ・ 移動に係る福祉サービスを個別給付とする必要性
- ・ 新事業体系下での小規模作業所及び重度在宅障害者への支援の在り方
- ・ 現行のグループホーム事業を共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）に分割する理由
- ・ 精神通院公費の自己負担の見直しが精神科への受診抑制を招く懸念
- ・ 障害者の範囲、雇用を含めた障害者の所得保障対策及び若年障害者に対する介護保険適用に向けて議論を進める必要性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

自立支援医療の施行期日の変更、障害者等の範囲及び所得保障の在り方についての検討規定を追加すること
（解散のため参議院において審査未了）

⑦ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 36 号）

○ 要旨

障害者の社会参加が進展し、障害者の就業に対する意欲が高まっている状況にかんがみ、精神障害者への雇用率適用や在宅就業支援による障害者の就業機会の拡大、福祉施策との連携強化等、障害者が職業生活において自立することを促進する施策の充実を図ろうとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 精神障害者の実雇用率算入に当たり在職精神障害者に対する職場での配慮義務の必要性
- ・ 在宅就業支援の意義及び効果並びに在宅就業支援団体の登録要件
- ・ 障害者雇用に取り組む中小企業への支援策の在り方

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

在宅就業支援団体の登録を受けることができない法人の要件を追加すること

⑧ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 37 号）

○ 要旨

建設業務に必要な労働力の確保に資するとともに、建設労働者の雇用の安定を図るため、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の制度を創設する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 建設業務労働者就業機会確保事業の創設が建設業務における労働者派遣事業の解禁につながるおそれ
- ・ 労災隠しの現状及び今回の法改正における対応策
- ・ 実施計画の認定を受けることができる事業協同組合の要件を厳格にする必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑨ 労働安全衛生法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 60 号）

○ 要旨

長時間労働者等の健康を保持するための措置等を充実強化するとともに、労働者災害補償保険制度における複数就業者の事業場間の移動及び単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居の間の移動を通勤災害保護制度の対象とするほか、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するため特別の措置等を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 医師による面接指導の義務化の対象を残業時間が月 100 時間超の者とした理由
- ・ 労働者のメンタルヘルス対策における個人の健康情報保護の必要性及び行政の取組状況
- ・ 複数就業者に係る労災保険給付基礎日額は複数の事業場からの賃金の合算額を基に算定する必要性
- ・ 年間総実労働時間 1,800 時間という数値目標を維持する必要性

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

⑩ 社会保険労務士法の一部を改正する法律案（内閣提出第 61 号）（参議院送付）

○ 要旨

裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、社会保険労務士の行う紛争解決手続代理業務を拡大するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 紛争解決手続代理業務に係る研修及び試験の内容
- ・ 社会保険労務士の労働争議不介入規定を削除する理由
- ・ 特定社会保険労務士が行う紛争解決手続代理業務において中立性が担保される必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑪ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案（内閣提出第 62 号）（参議院送付）

○ 要旨

厚生年金事業、国民年金事業及び政管健保事業の適切な財政運営に資するため、5 年間に限って年金福祉施設等の譲渡等を行う独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設立することとし、その目的、出資金、業務の範囲等を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 地域社会への影響を踏まえて施設譲渡に当たっては地方自治体と十分協議を行う必要性
- ・ 厚生年金病院の譲渡に当たって病院機能の公益性や事業の実態を十分考慮する必要性
- ・ 年金福祉施設の譲渡に当たって施設職員の雇用を確保する必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑫ 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出第 63 号）（参議院送付）

○ 要旨

フランス在留邦人や日本在留フランス人の年金制度等の二重加入防止等を図るための日本・フランス社会保障協定に基づき、公的年金各法及び公的医療保険各法の被保険者資格及び年金加入期間の通算について特例を設けるもの

○ 審査結果

可決

⑬ 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出第 64 号）（参議院送付）

○ 要旨

ベルギー在留邦人や日本在留ベルギー人の年金制度等の二重加入防止等を図るための日本・ベルギー社会保障協定に基づき、公的年金各法及び公的医療保険各法の被保険者資格及び年金加入期間の通算について特例を設けるもの

○ 審査結果

可決

⑭ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案（熊代昭彦君外 1 名提出、第 159 回国会衆法第 16 号）

○ 要旨

医療及び検査技術の高度化に伴う臨床検査技師及び衛生検査技師を取り巻く環境の変化にかんがみ、業として検査を行う者の質を担保し、検査の正確性を確保する等のため、衛生検査技師の資格を廃止する等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

撤回許可

⑮ 労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案（加藤公一君外 2 名提出、第 159 回国会衆法第 28 号）

○ 要旨

年齢にかかわらず労働者がその有する能力を有効に発揮することができる社会を実現するため、労働者の募集及び採用において年齢に係る均等な機会を確保するための措置を講じようとするもの

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

⑯ 国民年金法の一部を改正する法律案（長勢甚遠君外 3 名提出、第 159 回国会衆法第 50 号）

○ 要旨

国民年金の未納保険料を過去 5 年分までを納付することができることとするとともに、昭和 61 年 4 月分以降の国民年金の未納保険料のうちこれを徴収する権利が時効により消滅しているものについて、平成 19 年 9 月 30 日までの間に承認を受けて納付することができることとするもの

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

⑰ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（水島広子君外 5 名提出、第 159 回国会衆法第 59 号）

○ 要旨

短時間労働者の就業の現状にかんがみ、短時間労働者と通常の労働者との均等な待遇の確保を図る等のため、差別的取扱いの禁止等事業主が講ずべき措置等を定めるもの

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

⑱ 高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案（仙谷由人君外 7 名提出、第 161 回国会衆法第 12 号）

○ 要旨

将来にわたり安定した公的年金制度の構築を図るため、平成 19 年度末までに、すべての国民が加入する所得等比例年金及び最低保障年金を基本とする年金制度改革を行うものとし、その具体的措置等について調査を行う調査会を各議院に設置すること等によって、国民的合意に基づく年金制度改革を推進しようとするもの

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

⑲ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第 13 号）

○ 要旨

医療及び検査技術の高度化に伴う臨床検査技師及び衛生検査技師を取り巻く環境の変化にかんがみ、業として検査を行う者の質を担保し、検査の正確性を確保する等のため、衛生検査技師の資格を廃止する等の措置を講ずるもの

○ 結果

成案・提出決定

⑳ 母体保護法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第 3 号）

○ 要旨

都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、厚生労働大臣が指定する受胎調節用医薬品を販売することができる期限を 5 年間延長するもの

○ 審査結果

可決

㉑ 地方自治法第 156 条第 4 項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第 1 号）（参議院送付）

○ 要旨

公共職業安定所の配置の適正化を図るため、新たに越谷公共職業安定所を設置するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 越谷市に公共職業安定所を設置する理由

- ・ 公共職業安定所の職員を増員する必要性
- ・ 公共職業安定所の職員の資質向上の必要性

○ 審査結果
承認

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	17. 2. 4	2. 22	2. 22	3. 11 3. 16 3. 17 3. 18	3. 18 可決（多） （賛・自民・公明） （反・民主・共産・社民）	3. 22 可決	厚生労働 3. 31 可決	3. 31 可決	17. 4. 1 法25号
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	17. 2. 4		3. 2 3. 4	3. 9	3. 9 可決（全） （賛・自民・民主・公明・共産・社民）	3. 10 可決	厚生労働 3. 22 可決	3. 23 可決	17. 3. 30 法10号
児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案（内閣提出第14号）	17. 2. 4		3. 2 3. 4	3. 9	3. 9 可決（多） （賛・自民・民主・公明） （反・共産・社民）	3. 10 可決	厚生労働 3. 22 可決	3. 23 可決	17. 3. 30 法9号
介護保険法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	17. 2. 4		3. 4 3. 9	3. 11 3. 16 3. 18	3. 18 可決（全） （賛・自民・民主・公明・共産・社民）	3. 22 可決	厚生労働 3. 31 可決	3. 31 可決	17. 3. 31 法20号
介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）	17. 2. 8	3. 22	3. 22 3. 25	4. 1 4. 6 4. 8 4. 12 4. 15 4. 18(松) 4. 20 4. 22 4. 27	4. 27 修正（多） （賛・自民・民主・公明） （反・共産・社民） （附）	5. 10 修正	厚生労働 6. 16 可決 （附）	6. 22 可決	17. 6. 29 法77号

障害者自立支援法案（内閣提出第35号）	17. 2. 10	4. 26	4. 26 4. 27	5. 11 5. 13 5. 17 5. 18 5. 19 6. 7 7. 1 7. 6 7. 8 7. 13	7. 13 修正（多） （賛・自民・公明） （反・民主・共産・社民） （附）	7. 15 修正	厚生労働 （審査未了）		
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）	17. 2. 10		4. 26 4. 27	5. 11 5. 13 5. 17 5. 18 5. 19 6. 7 6. 8	6. 8 修正（全） （賛・自民・民主・公明・共産・社民） （附）	6. 10 修正	厚生労働 6. 28 可決 （附）	6. 29 可決	17. 7. 6 法81号
建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）	17. 2. 10		6. 16 6. 24	6. 29	6. 29 可決（多） （賛・自民・公明） （反・民主・共産・社民） （附）	6. 30 可決	厚生労働 7. 7 可決 （附）	7. 8 可決	17. 7. 15 法84号
労働安全衛生法等の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）	17. 3. 4	5. 17	5. 17 7. 13	7. 27 7. 29	（審査未了）				
社会保険労務士法の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）（参議院送付）	参 17. 3. 4		6. 2 6. 7	6. 8	6. 8 可決（全） （賛・自民・民主・公明・共産・社民） （附）	6. 10 可決	厚生労働 4. 7 可決 （附）	4. 8 可決	17. 6. 17 法62号
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案（内閣提出第62号）（参議院送付）	参 17. 3. 4		6. 7 6. 8	6. 10 6. 15	6. 15 可決（多） （賛・自民・公明） （反・民主・共産・社民） （附）	6. 16 可決	厚生労働 4. 19 可決	4. 20 可決	17. 6. 22 法71号
社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出第63号）（参議院送付）	参 17. 3. 4		6. 2 6. 7	6. 8	6. 8 可決（全） （賛・自民・民主・公明・共産・社民）	6. 10 可決	厚生労働 4. 26 可決	4. 27 可決	17. 6. 17 法64号

社会保障に関する日本とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出第64号）（参議院送付）	参 17. 3. 4		6. 2	6. 8	6. 8 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）	6. 10 可決	厚生労働 4. 26 可決	4. 27 可決	17. 6. 17 法65号
			6. 7						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案（熊代昭彦君外1名提出、第159回国会衆法第16号）	(16. 3. 23)		17. 1. 21		(3. 25) (撤回許可)				
労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案（加藤公一君外2名提出、第159回国会衆法第28号）	(16. 4. 8)		17. 1. 21		(審査未了)				
国民年金法の一部を改正する法律案（長勢甚遠君外3名提出、第159回国会衆法第50号）	(16. 6. 7)		17. 1. 21		(審査未了)				
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（水島広子君外5名提出、第159回国会衆法第59号）	(16. 6. 11)		17. 1. 21		(審査未了)				
高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案（仙谷由人君外7名提出、第161回国会衆法第12号）	(16. 11. 19)		17. 1. 21		(審査未了)				
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第13号）	17. 3. 25				3. 25 成案・提出決定(全) （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）	3. 29 可決	厚生労働 4. 21 可決 (附)	4. 22 可決	17. 5. 2 法39号

参 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
母体保護法の一部を改正する 法律案（参議院提出、参法第3 号）	参 17. 5. 12		7. 15				7. 20 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）	7. 26 可決	厚生労働 5. 12 成案・提出 決定
			7. 20						

承認を求めるの件

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		備 考
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
地方自治法第156条第4項の規 定に基づき、公共職業安定所 の設置に関し承認を求めるの 件（内閣提出、承認第1号）（参 議院送付）	参 17. 2. 4		3. 23				3. 25 承認（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）	3. 29 承認	厚生労働 3. 17 承認
			3. 23						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 社会保障制度の一体的な見直しの必要性及び国と地方の役割分担の在り方
- ・ 公的年金制度の一元化に向けた議論を進めていく必要性
- ・ 少子化対策及び次世代育成支援対策への取組状況並びに関連施策の拡充策
- ・ 医療保険制度改革における医療費適正化への取組に対する厚生労働省の認識
- ・ ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書の目的及び今後の公衆衛生行政の在り方
- ・ 臓器移植における移植術の実態及び移植症例を検証する必要性
- ・ 企業買収の場合における健全な労使関係の確保に向けた対策の必要性
- ・ 結核予防法に基づくBCG接種の対象年齢期間の見直しの妥当性
- ・ 薬物乱用問題に対する取組状況及び取締強化の必要性
- ・ アスベスト問題における行政の責任及び労災認定の対象とならない健康被害者に対する救済策の必要性

(4) 参考人・意見陳述者

① 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 2. 23	食品安全委員会委員長	寺田 雅昭君	厚生労働関係の基本施策に関する件
平成17. 3. 16	社団法人国民健康保険中央会 理事長	北郷 勲夫君	国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 介護保険法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出）
平成17. 3. 17	前全国市長会国民健康保険対策特別委員会委員長	河内山 哲朗君	国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	全国町村会長	山本 文男君	
	北海道空知郡奈井江町長	北 良治君	
	財団法人地方自治総合研究所 理事・主任研究員	辻山 幸宣君	
	全国保険医団体連合会会長	室生 昇君	
平成17. 3. 30	ハンセン病問題に関する検証 会議座長	金平 輝子君	厚生労働関係の基本施策に関する件
	食品安全委員会委員長	寺田 雅昭君	
平成17. 4. 12	全国町村会長	山本 文男君	介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	社団法人日本経済団体連合会 専務理事	矢野 弘典君	
	社団法人日本医師会常任理事	野中 博君	
	日本労働組合総連合会生活福祉局長	小島 茂君	
	全国介護支援専門員連絡協議 会会長	木村 隆次君	
	中央社会保障推進協議会事務 局次長	相野谷 安孝君	
	全国老人福祉施設協議会副会 長	中田 清君	
	公立みつぎ総合病院病院事業 管理者	山口 昇君	
	財団法人全国老人クラブ連合 会副会長	見坊 和雄君	
	城西国際大学福祉総合学部福 祉経営学科教授	服部 万里子君	
	介護の社会化を進める一万人 市民委員会政策委員	池田 省三君	
労働者住民医療機関連絡会議 介護保障担当幹事	池尻 成二君		

平成17. 5. 17	社会福祉法人日本身体障害者 団体連合会事務局長	森 祐司君	障害者自立支援法案（内閣提出） 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を 改正する法律案（内閣提出）
	社会福祉法人日本盲人会連合 会長	笹川 吉彦君	
	特定非営利活動法人D P I （障害者インターナシヨナル）日本会議事務局長	尾上 浩二君	
	社会福祉法人全日本手をつな ぐ育成会常務理事	松友 了君	
	財団法人全国精神障害者家族 会連合会理事長	小松 正泰君	
	財団法人全日本聾啞連盟理事 長	安藤 豊喜君	
	社団法人全国脊髄損傷者連合 会副理事長	大濱 眞君	
日本障害者協議会常務理事	藤井 克徳君		
平成17. 5. 19	社団法人日本経済団体連合会 労働政策本部雇用・労務管理 グループ長	輪島 忍君	障害者自立支援法案（内閣提出） 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を 改正する法律案（内閣提出）
	日本労働組合総連合会雇用法 制対策局長	長谷川 裕子君	
	特定非営利活動法人障害者雇 用部会副理事長	土師 修司君	
	社会福祉法人プロップ・ステ ーション理事長	竹中 ナミ君	
	藍野大学学長	高橋 清久君	
平成17. 6. 7	坂出市長	松浦 稔明君	障害者自立支援法案（内閣提出） 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を 改正する法律案（内閣提出）
	全国町村会長	山本 文男君	
	日本重症児福祉協会理事長	江草 安彦君	
	全国自立生活センター協議会 代表	中西 正司君	
	障害者の生活と権利を守る全 国連絡協議会事務局長	白沢 仁君	
	医療法人社団順風会上尾の森 診療所院長	佐藤 順恒君	

平成17. 6. 8	日本弁護士連合会ADR（裁判外紛争処理）センター事務局長	及川 健二君	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 社会保険労務士法の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付） 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出）（参議院送付） 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出）（参議院送付）
	日本労働組合総連合会雇用法制対策局長	長谷川 裕子君	
	全国社会保険労務士会連合会会長	大槻 哲也君	

② 意見陳述者

期 日	職 業	氏 名	意見を聴取した問題
平成17. 4. 18	高知市健康福祉部長	澤本 義博君	介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）について
	高知県老人クラブ連合会会長	中平 幹運君	
	高知大学医学部公衆衛生学教授	大原 啓志君	
	介護老人保健施設あつたかケアみずき施設長	和田 節君	
	高知大学人文学部教授	田中 きよむ君	

(5) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成17. 4. 18	高知県	介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査	12人

【第 163 回国会】

(1) 委員名簿 (45 人)

委員長	鴨下	一郎君	自民				
理事	石崎	岳君	自民	理事	大村	秀章君	自民
理事	北川	知克君	自民	理事	長勢	甚遠君	自民
理事	宮澤	洋一君	自民	理事	仙谷	由人君	民主
理事	山井	和則君	民主	理事	福島	豊君	公明
	新井	悦二君	自民		井上	信治君	自民
	上野	賢一郎君	自民		岡下	信子君	自民
	加藤	勝信君	自民		上川	陽子君	自民
	川条	志嘉君	自民		木原	誠二君	自民
	木村	義雄君	自民		河野	太郎君	自民
	清水	鴻一郎君	自民		菅原	一秀君	自民
	戸井田	徹君	自民		富岡	勉君	自民
	中山	泰秀君	自民		西川	京子君	自民
	林	潤君	自民		原田	令嗣君	自民
	福岡	資麿君	自民		松浪	健太君	自民
	御法川	信英君	自民		吉野	正芳君	自民
	内山	晃君	民主		菊田	真紀子君	民主
	五島	正規君	民主		郡	和子君	民主
	園田	康博君	民主		田名部	匡代君	民主
	三井	辨雄君	民主		村井	宗明君	民主
	柚木	道義君	民主		古屋	範子君	公明
	榊屋	敬悟君	公明		笠井	亮君	共産
	阿部	知子君	社民		糸川	正晃君	国民

(平成 17. 10. 30 現在)

※ 11 月 1 日 (会期終了日)、委員長鴨下一郎君の委員長辞任が許可され、岸田文雄君が委員長に選任された。

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案 2 件及び議員提出法律案 1 件、委員会提出法律案は 1 件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 労働安全衛生法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第 10 号)

○ 要旨

長時間労働者等の健康を保持するための措置等を充実強化するとともに、労働者災害補償保険制度における複数就業者の事業場間の移動及び単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居の間の移動を通勤災害保護制度の対象とするほか、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するため特別の措置等を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 医師による面接指導の義務化の対象を残業時間が月 100 時間超の者とした理由及び本人の申出を要件とすることの妥当性

- ・ 面接指導の申出による労働者の不利益取扱いを防止する必要性
- ・ 複数就業者に係る労災保険給付基礎日額は複数の事業場からの賃金の合算額を基に算定する必要性
- ・ 一律の数値目標を定めずに労使の自主的な取組に委ねることとした理由及び労働時間短縮に向けた今後の対応策

○ 審査結果

可決（附帯決議）

② 障害者自立支援法案（内閣提出第 11 号）（参議院送付）

○ 要旨

身体障害・知的障害・精神障害ごとに福祉サービスや医療費を提供している現行制度を、市町村を実施主体とした一元的な制度とし、サービス等に応じた自己負担を原則 1 割とすることにより、必要な障害福祉サービスを安定的かつ効率的に行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 福祉サービスの利用者負担を応能負担から原則 1 割の定率負担とすることの是非
- ・ 社会福祉法人減免等利用者負担に係る経過措置等に関する今後の見直し方針
- ・ 利用者負担の上限額を障害者本人の所得のみで設定する必要性
- ・ 地域生活支援事業の財源確保に向けた取組状況
- ・ 障害程度区分の認定過程において障害当事者の意見表明の機会を確保する必要性
- ・ 障害者福祉施策におけるサービス提供体制の基盤整備の必要性
- ・ 自立支援医療における「重度かつ継続」の判断基準を疾患名ではなく状態像で行う必要性
- ・ 精神障害者通院医療の自己負担の見直しが精神障害者の受診抑制を招く懸念
- ・ 障害者等の所得確保に係る施策の在り方に関する今後の検討方針

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

③ 障害者の自立の支援及び社会参加の促進のための身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案（山井和則君外 5 名提出、衆法第 10 号）

○ 要旨

障害者支援費制度について国の財政負担の義務化を図り、障害者の雇用及び社会参加の促進措置を追加するとともに、包括的な障害者福祉法制の検討及びその実施について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 支援費制度を継続し、定率負担を導入しない理由
- ・ 介護保険制度の普遍化による障害者福祉施策の充実と支援費制度を継続する法案を提出することとの整合性
- ・ 支給決定手続の透明化や障害程度区分の設定の必要性に対する提出者の認識
- ・ 支援費制度の対象とされていない精神障害者への適用を本法案とは別に提出する妥当性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 内閣の意見の聴取

○ 審査結果

否決

④ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第25号）

○ 要旨

高齢者虐待の定義を行い、虐待を発見した者の市町村への通報義務、虐待により生命等に重大な危険がある高齢者の保護、虐待事案に係る市町村長立入調査権、不当取引による高齢者の財産上の被害の防止策等、高齢者虐待の防止施策の確立を図ろうとするもの

○ 結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
労働安全衛生法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	17. 9. 30		10. 5 10. 12	10. 14	10. 14 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明・社民・ 国民 (反・共産) (附)	10. 18 可決	厚生労働 10. 25 可決 (附)	10. 26 可決	17. 11. 2 法108号
障害者自立支援法案（内閣提出第11号）（参議院送付）	参 17. 9. 30	10. 18	10. 18 10. 19	10. 21 10. 25 10. 26 10. 28	10. 28 可決(多) (賛・自民・公明) (反・民主・共産・ 社民・国民)	10. 31 可決	厚生労働 10. 13 可決 (附)	10. 14 可決	17. 11. 7 法123号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
障害者の自立の支援及び社会参加の促進のための身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案（山井和則君外5名提出、衆法第10号）	17. 10. 14	10. 18	10. 18 10. 19	10. 21 10. 25 10. 26 10. 28	10. 28 否決(少) (賛・民主・共産・ 社民) (反・自民・公明・ 国民)	10. 31 否決			
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第25号）	17. 10. 26				10. 26 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	10. 28 可決	厚生労働 11. 1 可決	11. 1 可決	17. 11. 9 法124号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 医療費適正化が課題となる中での厚生労働省が目指す適正な医療の姿についての考え方
- ・ 在外の被爆者からの健康手帳の交付申請を認める必要性
- ・ 少子化対策を国策と位置づけて少子化関連予算を大幅に増やす必要性
- ・ 大学病院に小児病院を併設するなど小児科医の育成を促進する必要性
- ・ 所得の格差が進む中で防貧対策を重視し、教育の重要性を踏まえた施策を展開する必要性
- ・ 障害福祉サービスの基本原理の考え方と障害者自立支援法案における定率負担導入の考え方の整合性
- ・ 命の大切さを十分理解していない小中学生に対して安易に臓器移植の広報を行うことの妥当性
- ・ パートタイム労働者及びフリーターの待遇改善や正社員への移行を促す労働政策の必要性
- ・ 一般労働者の総実労働時間が増加している理由及び労働時間短縮のための法的規制の必要性
- ・ アスベストによる健康被害者に対して早急かつ十分な救済措置を講ずる必要性

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 10. 14	日本郵政公社人事部門厚生労働部長	日野 和也君	労働安全衛生法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
平成17. 10. 25	名張市長	亀井 利克君	障害者自立支援法案（内閣提出）（参議院送付） 障害者の自立の支援及び社会参加の促進のための身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案（山井和則君外5名提出）
	社会福祉法人コミュニティーネットワークふくい専務理事	松永 正昭君	
	さいたま市手をつなぐ育成会会長	浅輪 田鶴子君	
	福島県精神障害者家族会連合会会長	相澤 興一君	
	全国心臓病の子どもを守る会事務局次長	水谷 幸司君	
	精神医療サバイバー	広田 和子君	

(5) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国社会保障制度等調査議員団	（閉会中） 平成17. 11. 23 ～11. 30	イギリス、スペイン	欧州各国における医療等社会保障制度及び労働事情等調査のため	5人

8 農林水産委員会

【第162回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	山岡	賢次君	民主				
理事	今村	雅弘君	自民	理事	西川	京子君	自民
理事	二田	孝治君	自民	理事	松野	博一君	自民
理事	黄川田	徹君	民主	理事	檜崎	欣弥君	民主
理事	山田	正彦君	民主	理事	白保	台一君	公明
	赤城	徳彦君	自民		石田	真敏君	自民
	岡本	芳郎君	自民		梶山	弘志君	自民
	金子	恭之君	自民		上川	陽子君	自民
	川上	義博君	自民		木村	太郎君	自民
	城内	実君	自民		北村	直人君	自民
	後藤	茂之君	自民		後藤田	正純君	自民
	田中	英夫君	自民		津島	恭一君	自民
	西村	康稔君	自民		原田	令嗣君	自民
	森	英介君	自民		一川	保夫君	民主
	岡本	充功君	民主		鹿野	道彦君	民主
	岸本	健君	民主		小平	忠正君	民主
	鮫島	宗明君	民主		神風	英男君	民主
	仲野	博子君	民主		堀込	征雄君	民主
	松木	謙公君	民主		山内	おさむ君	民主
	大口	善徳君	公明		高橋	千鶴子君	共産
	山本	喜代宏君	社民				

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案8件、議員提出法律案2件（うち継続審査2件）、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は次のとおりである。

① 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第9号）

○ 要旨

三位一体の改革に伴い、農業近代化資金、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金について、都道府県が行う利子補給に係る政府の助成を廃止する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 国と地方の役割分担に係る基本認識
- ・ 農業近代化資金の果たしてきた役割
- ・ 税源移譲後における利子補給の適正な実施を図る必要性

○ 審査結果

可決

② 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案（内閣提出第 41 号）

○ 要旨

コイヘルペスウイルス病の発生など海外からの疾病の侵入及び国内でのまん延のリスクが一層高まっている状況に対処し、水産防疫をよりの確に実施するため、輸入許可の対象となる水産動物の範囲の拡大、養殖業者等への特定疾病発生時における届出の義務づけ等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 輸入防疫制度の強化の在り方と国の責任
- ・ 養殖水産動植物の移動制限等の措置の実効性確保の必要性
- ・ 天然水域におけるコイヘルペスウイルス病発生時の支援の必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

③ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 42 号）

○ 要旨

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、担い手への農地の利用集積を図る措置の拡充、構造改革特別区域制度の全国展開である農業生産法人以外の法人への農地貸付事業の創設、体系的な遊休農地対策の整備等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 担い手の明確化と集落営農の組織化・法人化の意義
- ・ 認定農業者に対する更なる支援の必要性
- ・ 一般企業の農業参入に対する農林水産大臣の見解

○ 視察

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

④ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 43 号）

○ 要旨

構造改革特別区域における市民農園の開設に関する特例措置を全国展開することとし、地方公共団体及び農業協同組合以外の者も開設することができることとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本格的な高齢化社会を迎えるうえでの市民農園の役割
- ・ 市民農園の開設主体を拡大する理由及び意義
- ・ 市民農園特区における弊害発生の有無

○ 視察

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

⑤ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 50 号）

○ 要旨

消費者の合理的な選択に資するため、「流通の方法」についての基準を内容とする日本農林規格（JAS規格）の制定を可能とするとともに、公益法人改革を推進するため、製造業者等に格付を行うことを認める登録認定機関について、国の代行機関としての位置づけに代えて、公正・中立な民間の第三者機関として位置づけるため、登録基準を法律に明記する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 登録認定機関の登録基準の在り方
- ・ 食品表示の監視体制強化の必要性
- ・ 加工食品の原料原産地表示を充実する必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑥ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 51 号）

○ 要旨

公益法人改革を推進するため、農林漁業体験民宿業者の登録事務について、農林水産大臣が指定した者が行う制度から、法律で定める一定の基準を満たすものとして登録を受けた者が行う制度へと改める等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ グリーン・ツーリズム等の振興に対し改正案が果たす役割
- ・ グリーン・ツーリズムの推進に必要な人材の育成方策
- ・ 「都市と農山漁村の共生・対流」の更なる推進のための省庁連携強化の必要性

○ 審査結果

可決

⑦ 森林組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第 65 号）（参議院送付）

○ 要旨

我が国森林整備の中核的な担い手である森林組合の機能の充実と組織基盤の強化を図るため、事業範囲の拡大、員外利用制限の緩和、准組合員資格の拡充、合併手続の簡素化等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 森林組合と農協・漁協との統合・事業提携の在り方
- ・ 地域材利用促進に向けた取組の必要性
- ・ 森林所有者等への直接支払制度拡充の必要性

○ 審査結果

可決

⑧ 種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出第 66 号）（参議院送付）

○ 要旨

最近における植物の新品種の育成者の権利をめぐる状況等にかんがみ、育成者権の保護の強化を図るため、登録品種の収穫物から生産される加工品への育成者権の効力の拡大、育成者権の存続期間の延長の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ DNA 品種識別技術の開発・実用化の推進
- ・ 育成者権の存続期間を延長する意義
- ・ 育成者権侵害物品の水際取締りの強化策

○ 審査結果

可決

⑨ 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外 5 名提出、第 159 回国会衆法第 23 号）

○ 要旨

我が国に牛肉等を輸出する国について、牛海綿状脳症（BSE）の発生するおそれの程度を評価し、そのおそれが相当程度ある国を政令で指定（指定国）するとともに、指定国から輸入される牛肉等について、我が国と同等の検査及び危険部位の除去が行われたことの証明を求める等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

⑩ 輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（鹿野道彦君外 5 名提出、第 159 回国会衆法第 24 号）

○ 要旨

我が国に牛肉を輸出する国で牛海綿状脳症（BSE）が発生した場合に備え、輸入牛肉に係る牛の個体の識別のための情報の適正な管理・伝達に関する特別の措置を講ずるもの

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

⑪ 山村振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第 7 号）

○ 要旨

山村振興法の実施状況にかんがみ、法の有効期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長するとともに、都道府県が山村振興計画を作成する現行の制度を改め、都道府県が定めた山村振興基本方針に基づき、市町村が作成する等の措置を講ずるもの

○ 内閣の意見の聴取

○ 結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第9号）	17. 2. 4	2. 22	2. 22				3. 17	3. 17 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産・社民)	3. 17 可決
水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	17. 2. 15	3. 29	3. 29	4. 6	4. 6 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	4. 7 可決	農林水産 4. 19 可決 (附)	4. 20 可決	17. 4. 27 法36号
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）	17. 2. 18	4. 5	4. 5	4. 13 4. 14 4. 19 4. 21	4. 21 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・ 社民)	4. 26 可決	農林水産 6. 2 可決	6. 3 可決	17. 6. 10 法53号
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）	17. 2. 18	4. 6	4. 6	4. 13 4. 14 4. 19 4. 21	4. 21 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	4. 26 可決	農林水産 6. 2 可決	6. 3 可決	17. 6. 10 法52号
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）	17. 2. 25	5. 10	5. 10	5. 10 5. 12	6. 2 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・共産) (反-社民) (附)	6. 7 可決	農林水産 6. 14 可決 (附)	6. 15 可決	17. 6. 22 法67号
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）	17. 2. 25	6. 1	6. 1	6. 8	6. 8 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	6. 10 可決	農林水産 6. 16 可決	6. 22 可決	17. 6. 29 法74号
森林組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）（参議院送付）	参 17. 3. 4	6. 7	6. 7	6. 9	6. 9 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	6. 10 可決	農林水産 4. 5 可決	4. 6 可決	17. 6. 17 法60号
種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出第66号）（参議院送付）	参 17. 3. 4	6. 7	6. 7	6. 9	6. 9 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	6. 10 可決	農林水産 4. 12 可決	4. 13 可決	17. 6. 17 法59号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果		
牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外5名提出、第159回国会衆法第23号）	(16. 4. 2)		17. 1. 21		(審査未了)				
輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（鹿野道彦君外5名提出、第159回国会衆法第24号）	(16. 4. 2)		17. 1. 21		(審査未了)				
山村振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第7号）	17. 3. 17				3. 17 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	3. 17 可決	農林水産 3. 22 可決	3. 23 可決	17. 3. 30 法8号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 食料自給率の目標達成に向けた取組の在り方
- ・ 担い手の育成への取組方針
- ・ 品目別の対策から品目横断的政策へ転換する意義
- ・ 米国産牛肉の安全性に関する食品安全委員会の審査の在り方
- ・ 米国産牛肉輸入再開問題における我が国の交渉方針
- ・ 米の価格低迷の要因と今後の対応策
- ・ 全農秋田県本部の「米横流し事件」及び「米架空取引」への対応
- ・ 豚肉の差額関税制度を悪用した不正輸入への対応
- ・ 違法伐採の実態把握と対応策
- ・ 水産物輸入割当（IQ）制度の堅持の必要性

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

米国産牛肉の輸入再開問題に関する件（平成17.3.30）

平成13年9月に我が国で初めて牛海綿状脳症（BSE）が発生して以来、我が国はBSEのまん延防止と牛肉の安全性の確保を図るため、BSE全頭検査体制の確立、特定

危険部位の除去、安全な畜方法、肉骨粉等の飼料規制の措置を講じることにより、国民の食に対する信頼の回復に努めてきたところである。こうしたBSEに関する国内措置の見直しについては、現在、中立公正な食品安全委員会において慎重な審議が継続中である。

一方、平成15年12月に米国でBSEが発生し、我が国は直ちに、米国からの牛肉の輸入を停止した。その再開問題については、国内措置の見直しを踏まえ、輸入する米国産牛肉について我が国と同等の措置を求めるという基本方針に基づき対応すべきであり、万が一にも、拙速な輸入再開により、再び国民の食生活に不安を与えることにならないよう留意しなければならない。

よって政府は、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立するため、BSEに関する国内措置の見直し及び米国産牛肉の輸入再開については、科学的知見に基づき、食の安全と安心の確保を大前提として、国民の十分な理解が得られるよう対応し、もって、国民の健康の保護に万全を期すべきである。

右決議する。

(5) 参考人

出頭年月日	職業	氏名	審査・調査案件
平成17. 2. 24	食品安全委員会委員長	寺田 雅昭君	農林水産関係の基本施策に関する件
平成17. 3. 15	食品安全委員会委員長	寺田 雅昭君	
平成17. 3. 30	食品安全委員会委員長	寺田 雅昭君	
	農林漁業金融公庫総裁	高木 勇樹君	
平成17. 4. 7	食品安全委員会委員長	寺田 雅昭君	
平成17. 4. 13	秋田県北秋田市農業委員会会長	後藤 久美君	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
	株式会社ワタミファーム代表取締役社長・COO	武内 智君	
	大建工業有限会社代表取締役社長	遠藤 広君	
平成17. 4. 19	食品安全委員会委員長	寺田 雅昭君	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
平成17. 5. 18	食品安全委員会委員長	寺田 雅昭君	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
平成17. 5. 20	牛の月齢判別に関する検討会座長 日本獣医畜産大学応用生命科学部食品科学科教授	沖谷 明紘君	農林水産関係の基本施策に関する件
	食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員	山内 一也君	

平成17. 6. 9	食品安全委員会委員長	寺田 雅昭君	森林組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付） 種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）
平成17. 6. 15	全国農業協同組合中央会専務理事	山田 俊男君	農林水産関係の基本施策に関する件
	全国農業協同組合連合会代表理事理事長	田林 聰君	
	農林中央金庫代表理事理事長	上野 博史君	
平成17. 7. 27	主婦連合会参与	和田 正江君	
	社団法人日本フードサービス協会専務理事	加藤 一隆君	
	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所プリオン病研究センター長	品川 森一君	
	日本獣医畜産大学応用生命科学部動物科学科教授	木村 信熙君	
平成17. 8. 4	食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会座長代理	唐木 英明君	

(6) 視察・議員海外派遣

① 視察

視察年月日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成17. 4. 20	山形県	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査に資するため	11人
平成17. 5. 11	愛知県	農林水産業関連の展示等視察のため	18人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院米国における牛肉処理等・食の安全に関する実情調査議員団	平成17. 6. 20 ～ 6. 27	米国	米国における牛肉処理等・食の安全に関する実情調査のため	6人

【第 163 回国会】

(1) 委員名簿 (40 人)

委員長	稲葉	大和君	自民				
理事	嘉数	知賢君	自民	理事	金子	恭之君	自民
理事	後藤	茂之君	自民	理事	二田	孝治君	自民
理事	松野	博一君	自民	理事	黄川田	徹君	民主
理事	山田	正彦君	民主	理事	漆原	良夫君	公明
	赤城	徳彦君	自民		赤澤	亮正君	自民
	伊藤	忠彦君	自民		飯島	夕雁君	自民
	小野	次郎君	自民		梶山	弘志君	自民
	木村	太郎君	自民		後藤田	正純君	自民
	近藤	基彦君	自民		笹川	堯君	自民
	谷川	弥一君	自民		中川	泰宏君	自民
	丹羽	秀樹君	自民		西村	康稔君	自民
	西銘	恒三郎君	自民		鳩山	邦夫君	自民
	原田	令嗣君	自民		福井	照君	自民
	御法川	信英君	自民		荒井	聰君	民主
	岡本	充功君	民主		小平	忠正君	民主
	佐々木	隆博君	民主		仲野	博子君	民主
	松木	謙公君	民主		森本	哲生君	民主
	山岡	賢次君	民主		大口	善徳君	公明
	高橋	千鶴子君	共産		菅野	哲雄君	社民
	森山	裕君	無				

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案 2 件で、審査の概況は次のとおりである。

① 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案 (山田正彦君外 6 名提出、衆法第 7 号)

○ 要旨

我が国に牛肉等を輸出する国について、牛海綿状脳症 (BSE) の発生するおそれの程度を評価し、そのおそれが相当程度ある国を政令で指定 (指定国) するとともに、指定国から輸入される牛肉等について、我が国と同等の検査及び危険部位の除去が行われたことの証明を求める等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

② 輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案 (山田正彦君外 6 名提出、衆法第 8 号)

○ 要旨

我が国に牛肉を輸出する国で牛海綿状脳症 (BSE) が発生した場合に備え、輸入

牛肉に係る牛の個体の識別のための情報の適正な管理・伝達に関する特別の措置を講ずるもの

- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（山田正彦君外6名提出、衆法第7号）	17. 10. 13		10. 27			(11. 1) (閉会中 審査)			
輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（山田正彦君外6名提出、衆法第8号）	17. 10. 13		10. 27			(11. 1) (閉会中 審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 新たな食料・農業・農村基本計画における家族農業経営の位置づけ
- ・ 品目横断的経営安定対策における担い手要件の在り方
- ・ WTO農業交渉に臨む農林水産大臣の現状認識と決意
- ・ 輸入牛肉の安全性確保に対する行政責任の在り方
- ・ 米国产牛肉等の輸入再開に係る食品安全委員会プリオン専門調査会答申案（たたき台修正2次案）の妥当性
- ・ 地域の実情に即した生産振興施策を実施する必要性
- ・ 農業用車両に対する車検期間の延長等資材費用の低減を図る必要性
- ・ 農業経営基盤強化措置特別会計の今後の在り方
- ・ 森林・林業政策の取組状況と今後の対応
- ・ 政治的決断による原油価格高騰の影響を受けた漁業者に対する直接的な緊急対策の必要性

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 10. 19	食品安全委員会プリオン専門 調査会座長	吉川 泰弘君	農林水産関係の基本施策に関する件

(5) 委員派遣・視察

① 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成17. 11. 8 ～11. 10	北海道	農林水産業の実情調査	13人

② 視察

視察年月日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成17. 10. 12	埼玉県	農林水産業の実情調査	13人

9 経済産業委員会

【第162回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	河上	覃雄君	公明				
理事	河村	建夫君	自民	理事	櫻田	義孝君	自民
理事	平井	卓也君	自民	理事	松島	みどり君	自民
理事	鈴木	康友君	民主	理事	細野	豪志君	民主
理事	吉田	治君	民主	理事	高木	陽介君	公明
	遠藤	利明君	自民		嘉数	知賢君	自民
	北川	知克君	自民		小杉	隆君	自民
	佐藤	信二君	自民		坂本	剛二君	自民
	菅	義偉君	自民		武田	良太君	自民
	谷畑	孝君	自民		西銘	恒三郎君	自民
	野田	毅君	自民		平田	耕一君	自民
	望月	義夫君	自民		森	英介君	自民
	山口	俊一君	自民		山口	泰明君	自民
	山本	明彦君	自民		大島	章宏君	民主
	奥田	建君	民主		海江田	万里君	民主
	梶原	康弘君	民主		菊田	まきこ君	民主
	近藤	洋介君	民主		佐藤	公治君	民主
	高山	智司君	民主		中山	義活君	民主
	計屋	圭宏君	民主		村井	宗明君	民主
	渡辺	周君	民主		江田	康幸君	公明
	塩川	鉄也君	共産				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案9件(うち継続審査1件)、議員提出法律案1件(継続審査)で、審査の概況は、次のとおりである。

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第161回国会閣法第19号)

○ 要旨

我が国の社会構造改革を推進し、市場原理・自己責任原則に立脚した、公正かつ自由な経済社会を実現するために、競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、不当な取引制限等に対する課徴金の算定率の引上げ、課徴金の減免制度の創設、犯則調査権限の導入、審判手続の見直し等の所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 不当廉売、優越的地位の濫用等を早期に課徴金の対象とする必要性
- ・ 審判手続のデュープロセス確保の観点からの評価
- ・ 犯則調査権限導入後の公正取引委員会による告発の在り方

- 審査結果
修正（附帯決議）
＜修正内容＞
施行期日の変更等

② 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第 16 号）

- 要旨
中小企業経営革新支援法、新事業創出促進法及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の支援措置を発展的に整理統合するとともに、異分野の中小企業の新たな連携による新事業分野開拓に対する支援制度を創設する等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 中小企業経営革新支援法、新事業創出促進法及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の目的達成度及び成果並びに反省点
 - ・ 新連携支援地域戦略会議の構成、役割、運営の留意点
 - ・ 中小企業再生支援協議会の支援実績及び今後への期待
- 審査結果
可決（附帯決議）

③ 有限責任事業組合契約に関する法律案（内閣提出第 17 号）

- 要旨
個人又は法人が共同して行う事業の健全な発展を図り、我が国の経済活力を向上するため、組合員の責任の限度を出資の価額とする新たな組合契約に関する制度を創設し、組合員の有限責任の担保、これに伴う公示制度の整備及び組合の事業に係る情報開示の充実等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 中小企業に対する有限責任事業組合（日本版 L L P）制度活用のメリット
 - ・ 日本版 L L P と合同会社（いわゆる日本版 L L C）の相違点
 - ・ 悪用防止の観点から日本版 L L P に求められる業務執行の範囲の明確化
- 審査結果
可決（附帯決議）

④ 不正競争防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 31 号）

- 要旨
我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性の増大等にかんがみ、知的財産の保護を強化するため、日本国外における営業秘密の不正な使用及び開示等に係る処罰規定並びに他人の商品の形態を模倣する行為等に係る処罰規定を整備するとともに、不正競争を行った者等に対する罰則を強化し、あわせて知的財産に係る裁判外紛争解決手続における弁理士の役割を拡充する等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 模倣品・海賊版対策の必要性
 - ・ 営業秘密及び個人情報の保護強化に向けての法体系全体の整備と見直しの必要性
 - ・ 営業秘密侵害罪の強化が退職者の職業選択の自由を制限する可能性
- 審査結果
可決（附帯決議）

⑤ 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案（内閣提出第 44 号）

○ 要旨

原子力発電における核燃料サイクルの根幹をなす使用済燃料の再処理等に要する費用を確保するため、実用発電用原子炉設置者に対し、毎年度、使用済燃料再処理等積立金の資金管理法への積立てを義務づけるとともに、積立金を管理する資金管理法に対する経済産業大臣の監督等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 核燃料サイクル計画の早期実現の必要性
- ・ 積立金を既存の内部留保から外部積立に変更する意義及び積立金の適正管理
- ・ 核燃料サイクルを推進するに当たっての更なる国民理解の必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑥ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 45 号）

○ 要旨

昨今の世界的なテロ情勢の緊迫化を受け、核物質の防護制度を新設し、また、届出制であった原子力事業の廃止を認可制に強化するとともに、原子力施設内で使用された資材等のうち放射能濃度が極めて低いものに関しては通常の産業廃棄物と同様に再利用や処分が行える制度の導入等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ クリアランス制度導入の意義及びクリアランスレベルの算出根拠
- ・ 核物質防護規制における関係省庁及び公安当局との緊密な連携の必要性
- ・ 核物質防護検査官の定員、有する資格、採用方法及びその専門知識の内容

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑦ 日本アルコール産業株式会社法案（内閣提出第 76 号）（参議院送付）

○ 要旨

アルコール専売民営化の総仕上げを行うため、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からアルコール製造部門のすべてを引き継ぐ暫定的な特殊会社として日本アルコール産業株式会社を設立する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 特殊会社への移行に際し、職員の雇用及び待遇の確保の必要性
- ・ 特殊会社から民間会社に移行する際の株式売却の手順、条件及び開始時期に関する政府の見解
- ・ アルコール販売の自由化により地域価格差が生ずる懸念及び中小需要家への影響と対策

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑧ エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 78 号）

○ 要旨

燃料資源の有効活用と地球温暖化防止という双方の要請に応えた省エネルギー対策を着実に実施するため、運輸部門において一定規模以上の貨物輸送事業者、旅客輸送事業者及び荷主に対して、省エネルギー計画の策定やエネルギー使用量の報告を義務づける等の規制を新設するとともに、工場及び建築物における省エネルギー対策を拡充するための措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 運輸部門を規制対象に加えることによる省エネルギー効果
- ・ 京都議定書の枠組みに米国の参加を積極的に促す必要性
- ・ 再生可能エネルギーの普及促進の在り方

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑨ 商標法の一部を改正する法律案（内閣提出第 80 号）

○ 要旨

地域の産品等についての事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化に資するため、地域の名称及び商品の普通名称のみからなる商標等について、地域団体商標としての登録を受けることを可能とする等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 地域団体商標制度の内容及び趣旨の周知徹底の必要性
- ・ 地域ブランドにおける品質確保の方途
- ・ 商標登録審査体制の現状及び人材確保に対する政府の認識

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑩ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（仙谷由人君外 16 名提出、第 161 回国会衆法第 4 号）

○ 要旨

公正かつ自由な経済社会を実現するために、競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、不当な取引制限等を行った事業者に対して、課徴金に代えて行政制裁金の納付を命ずることとし、かつ、行政制裁金の基準率の引上げ、行政制裁金の減免制度の創設等の措置を講ずるとともに、犯則調査権限の導入等の所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 不当廉売、優越的地位の濫用等を早期に罰則の対象とする必要性
- ・ 審判手続のデュープロセス確保の観点からの評価
- ・ 官製談合防止のための制度の在り方に関する検討条項を設けた趣旨

○ 審査結果

否決

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第161回国会閣法第19号）	(16. 10. 15)	(16. 11. 4)	17. 1. 21 (16. 11. 12)				(16. 11. 17) (11. 19) (11. 24) (11. 26) (12. 1) 17. 3. 9 3. 11	3. 11 修正(多) (賛・自民・公明・ 共産) (反・民主) (附)	3. 15 修正
中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	17. 2. 4	3. 10	3. 10 3. 11	3. 16	3. 16 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産) (附)	3. 17 可決	経済産業 4. 5 可決 (附)	4. 6 可決	17. 4. 13 法30号
有限責任事業組合契約に関する法律案（内閣提出第17号）	17. 2. 4		3. 30 3. 30	4. 1	4. 8 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明) (反・共産) (附)	4. 14 可決	経済産業 4. 26 可決 (附)	4. 27 可決	17. 5. 6 法40号
不正競争防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	17. 2. 8		5. 13 5. 13	5. 18 6. 8	6. 8 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産) (附)	6. 10 可決	経済産業 6. 16 可決 (附)	6. 22 可決	17. 6. 29 法75号
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案（内閣提出第44号）	17. 2. 18		3. 22 3. 23	3. 30 4. 20 4. 22	4. 22 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明) (反・共産) (附)	4. 26 可決	経済産業 5. 12 可決 (附)	5. 13 可決	17. 5. 20 法48号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）	17. 2. 18		3. 22 3. 23	3. 30 4. 20 4. 22	4. 22 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明) (反・共産) (附)	4. 26 可決	経済産業 5. 12 可決 (附)	5. 13 可決	17. 5. 20 法44号

日本アルコール産業株式会社 法案（内閣提出第76号）（参議 院送付）	参 17. 3. 11		4. 1	4. 8	4. 8 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産 （附）	4. 14 可決	経済産業 3. 31 可決 （附）	4. 1 可決	17. 4. 20 法32号
			4. 1						
エネルギーの使用の合理化に 関する法律の一部を改正する 法律案（内閣提出第78号）	17. 3. 15		6. 8	6. 10 6. 14 6. 15 7. 15	7. 15 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産 （附）	7. 15 可決	経済産業 7. 26 可決 （附）	8. 3 可決	17. 8. 10 法93号
			6. 8						
商標法の一部を改正する法律 案（内閣提出第80号）	17. 3. 15		4. 15	5. 11	5. 11 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産 （附）	5. 12 可決	経済産業 6. 7 可決 （附）	6. 8 可決	17. 6. 15 法56号
			4. 15						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
			提 案 理 由						
私的独占の禁止及び公正取引 の確保に関する法律の一部を 改正する法律案（仙谷由人君 外16名提出、第161回国会衆法 第4号）	(16. 11. 2)	(16. 11. 4)	17. 1. 21	(16. 11. 17) (11. 19) (11. 24) (11. 26) (12. 1) 17. 3. 9 3. 11	3. 11 否決（少） （賛・民主） （反・自民・公明・ 共産）	3. 15 否決			
			(16. 11. 12)						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 原子力発電の安全確保への取組姿勢
- ・ 美浜原子力発電所事故に関する国の責任と対応策
- ・ 公的信用補完制度の見直し及び政府系金融機関の統廃合が中小企業に及ぼす影響
- ・ 経済産業省所管特別会計の在り方
- ・ アスベスト問題における責任の所在及び除去対策費用の負担の在り方
- ・ 経済産業省企画室研究費問題の真相究明に対する経済産業大臣の基本認識
- ・ 東シナ海における中国のガス田開発への我が国の対応
- ・ 人材投資促進税制の目的及び熟練就業者の技術継承の必要性
- ・ 商店街活性化施策の現状及び今後の在り方
- ・ 特許審査の迅速化に向けた体制強化の必要性

(4) 決議

決議は1件で、その内容は以下のとおりである。

原子力発電の安全確保に関する件（平成17.4.20）

昨年8月9日に発生した関西電力美浜発電所3号機二次系配管破損事故は、11名の死傷者を出した我が国原子力発電史上例を見ない深刻なものであり、国民の原子力に対する信頼を大きく揺るがす事態を招来した。

本年3月30日には、本事故に関する原子力安全・保安院の最終報告が公表され、事業者たる関西電力の重大な責任を認定するとともに、施設の建設、維持管理に当たった三菱重工業にも重大な責任があると結論付けられた。しかしながら、監督・指導に当たる政府についても、その責任は大きいと言わねばならない。

巨大な先端技術の集合体である原子力発電所は、適切な安全管理がなされなければ大きなリスクを伴うものであり、それ故にこそ円滑な運転確保のために確実な安全対策の実施が大前提とされてきた。しかも我が国において原子炉の実用運転が始められて以来、既に40年近くが経過し、多くの実用原子炉の高経年化が進む中、安全対策は益々重要度を加えている。

国の根幹をなすエネルギー安定供給のために原子力は不可欠であり、また今日では地球温暖化対策にも大きく貢献することが期待されているが、安全確保がすべてに優先することを今一度厳しく確認すべきである。

事業者においては、国の原子力政策を遂行しているとの自覚を新たにし、常に緊張感と責任感を持って事業に当たるとともに、事故の教訓を生かし、早急に再発防止のため、より実効性のある対策を構築すべく、最大限の努力が払われるべきである。なお、事故の関係者の責任については、今後とも検証を行うべく注視していく必要がある。

政府においては、透明性を旨としつつ、事業者に対する監督・指導を一層強化するとともに、より長期的な課題として、発電所周辺地域の基盤整備や広報対策、教育対策など各般の施策に総力を挙げて取り組むべきである。

右決議する。

(5) 連合審査会

連合審査会	開会年月日	審査・調査案件
法務委員会、財務金融委員会、経済産業委員会連合審査会	平成17. 4. 20	会社法案（内閣提出） 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

(6) 参考人

出頭年月日	職業	氏名	審査・調査案件
平成17. 3. 15	愛知産業株式会社代表取締役社長	井上 裕之君	経済産業の基本施策に関する件（中小企業問題）
	全国商工会連合会会長	清家 孝君	
	全国電機商業組合連合会副会長	北原 國人君	
	東成エレクトロビーム株式会社代表取締役社長	上野 保君	

平成17. 4. 15	美浜発電所3号機二次系配管 破損事故調査委員会委員長	朝田 泰英君	資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する 件（関西電力美浜発電所3号機二次系配管破損 事故についての最終報告書）
	電気事業連合会会長・総合政 策委員会議長	藤 洋作君	
	関西電力株式会社取締役会長	秋山 喜久君	
	関西電力株式会社取締役	辻倉 米蔵君	
	日本銀行理事	小林 英三君	
平成17. 5. 18	日本道路公団副総裁	内田 道雄君	不正競争防止法等の一部を改正する法律案（内 閣提出）
平成17. 6. 14	社団法人日本経済団体連合会 環境安全委員会共同委員長	山本 一元君	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一 部を改正する法律案（内閣提出）
	慶應義塾大学大学院政策・メ ディア研究科教授	石谷 久君	
	株式会社住環境計画研究所代 表取締役	中上 英俊君	
	気候ネットワーク代表 弁護士	浅岡 美恵君	
平成17. 8. 2	原子力委員会委員長	近藤 駿介君	資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する 件（原子力政策）
	電気事業連合会専務理事	伊藤 範久君	
	六ヶ所村長	古川 健治君	
	社団法人日本電機工業会原子 力政策委員会最高顧問 株式会社東芝執行役専務	庭野 征夫君	

(7) 視察

視察年月日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成17. 3. 14	愛知県	経済産業等の実情調査	23人
平成17. 4. 6	福井県	資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する件（関西 電力美浜発電所3号機二次系配管破損事故）の調査	15人

【第 163 回国会】

(1) 委員名簿 (40 人)

委員長	谷口	隆義君	公明				
理事	河村	建夫君	自民	理事	櫻田	義孝君	自民
理事	新藤	義孝君	自民	理事	平井	たくや君	自民
理事	松島	みどり君	自民	理事	近藤	洋介君	民主
理事	達増	拓也君	民主	理事	高木	陽介君	公明
	遠藤	利明君	自民		岡部	英明君	自民
	片山	さつき君	自民		岸田	文雄君	自民
	北川	知克君	自民		小杉	隆君	自民
	近藤	三津枝君	自民		坂本	剛二君	自民
	清水	清一郎君	自民		菅	義偉君	自民
	平	将明君	自民		谷畑	孝君	自民
	長崎	幸太郎君	自民		早川	忠孝君	自民
	平田	耕一君	自民		牧原	秀樹君	自民
	武藤	容治君	自民		望月	義夫君	自民
	森	英介君	自民		山本	明彦君	自民
	大島	章宏君	民主		川端	達夫君	民主
	吉良	州司君	民主		北橋	健治君	民主
	後藤	斎君	民主		佐々木	隆博君	民主
	松原	仁君	民主		三谷	光男君	民主
	江田	康幸君	公明		塩川	鉄也君	共産
	武田	良太君	無				

(平成 17. 10. 31 現在)

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案 3 件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 海底資源開発推進法案 (細野豪志君外 4 名提出、衆法第 15 号)

○ 要旨

海底資源開発に関する施策を総合的・効率的に推進するため、政府において、海底資源開発基本方針及び同方針に即した海底資源開発計画を策定するとともに、内閣に海底資源開発推進本部を設置すること等を定めるもの

○ 審査結果

継続審査

② 排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案 (細野豪志君外 4 名提出、衆法第 16 号)

○ 要旨

排他的経済水域等における我が国の権益を確保するとともに、外国人が行う海洋の科学的調査を適切に管理するため、排他的経済水域における天然資源の探査及び海洋

の科学的調査に関する国連海洋法条約に定める主権的権利その他の権利の行使について必要な措置を設けるものであり、排他的経済水域等における外国人の天然資源の探査の禁止、外国人による海洋の科学的調査を主務大臣による許可制とすること等を定めるもの

- 審査結果
継続審査

③ 官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(松本剛明君外5名提出、衆法第24号)

- 要旨
談合罪の構成要件を改正するとともに公務員談合関与罪を創設するもの。また公正取引委員会の改善措置要求の対象となる特定法人の範囲の拡大及び入札談合関与行為の範囲の拡大等を行うもの
- 審査結果
審査未了

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
海底資源開発推進法案(細野豪志君外4名提出、衆法第15号)	17.10.21		10.27			(11.1) (閉会中 審査)			
排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案(細野豪志君外4名提出、衆法第16号)	17.10.21		10.27			(11.1) (閉会中 審査)			
官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(松本剛明君外5名提出、衆法第24号)	17.10.25		10.27		(審査未了)				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 原油価格高騰の要因と我が国経済への影響
- ・ エネルギー安定供給確保のための原子力発電及び核燃料サイクルの推進
- ・ 新エネルギーの現状及び省エネルギー技術による国際貢献
- ・ 中小企業向け政策金融及び政府系金融機関の在り方
- ・ これまでのものづくり中小企業支援策の成果及び今後の在り方
- ・ まちづくり3法の見直しと総合的な中心市街地活性化策の構築に関する考え方
- ・ WTOドーハ・ラウンド交渉の方向性及び今後の見通し
- ・ 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計及び電源開発促進対策特別会計の見直しの必要性
- ・ 日本自転車振興会の機械振興補助金の配分方法及び監査体制の在り方
- ・ 日本貿易振興機構から関係団体への雑豆資金交付の状況

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 10. 19	財団法人産業研究所所長	角間 信義君	経済産業の基本施策に関する件 私的独占の禁止及び公正取引に関する件
	日本自転車振興会副会長	深澤 亘君	
	独立行政法人日本貿易振興機構副理事長	塚本 弘君	
平成17. 10. 26	日本自転車振興会副会長	深澤 亘君	

10 国土交通委員会

【第162回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	橘 康太郎君	自民			
理事	衛藤 征士郎君	自民	理事	萩山 教嚴君	自民
理事	望月 義夫君	自民	理事	山口 泰明君	自民
理事	阿久津 幸彦君	民主	理事	金田 誠一君	民主
理事	土肥 隆一君	民主	理事	赤羽 一嘉君	公明
	岩崎 忠夫君	自民		江崎 鐵磨君	自民
	江藤 拓君	自民		木村 隆秀君	自民
	河本 三郎君	自民		櫻田 義孝君	自民
	菅原 一秀君	自民		高木 毅君	自民
	武田 良太君	自民		中馬 弘毅君	自民
	寺田 稔君	自民		中野 正志君	自民
	二階 俊博君	自民		葉梨 康弘君	自民
	林 幹雄君	自民		古川 禎久君	自民
	保坂 武君	自民		松野 博一君	自民
	森田 一君	自民		菅 直人君	民主
	下条 みつ君	民主		高木 義明君	民主
	玉置 一弥君	民主		樽井 良和君	民主
	中川 治君	民主		長安 豊君	民主
	伴野 豊君	民主		松崎 哲久君	民主
	三日月 大造君	民主		室井 邦彦君	民主
	和田 隆志君	民主		若井 康彦君	民主
	若泉 征三君	民主		佐藤 茂樹君	公明
	谷口 隆義君	公明		穀田 恵二君	共産

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案12件及び議員提出法律案1件（継続審査）、委員会提出法律案は4件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）

○ 要旨

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するため、市町村が作成する都市再生整備計画区域内の一定の民間都市開発事業に対する金融支援措置の創設、土地区画整理事業の施行者への一定の株式会社等の追加等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ これまでの都市再生に係る施策の評価
- ・ まちづくりに関する府省横断的なランドデザインの必要性
- ・ 土地区画整理事業の施行者に区画整理会社を追加する理由

- 審査結果
可決（附帯決議）

② 都市鉄道等利便増進法案（内閣提出第4号）

- 要旨
都市鉄道等の利用者の利便を増進するため、既存の都市鉄道施設等を有効活用し、短絡線の建設等による目的地到達までの時間短縮、駅及び駅周辺施設の一体的整備の促進のための計画制度の創設等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 都市鉄道の現状と課題
 - ・ 都市鉄道利便増進事業における事業着手までのスキーム
 - ・ 本法施行による混雑率の緩和及び到達時間短縮の効果
- 審査結果
可決（附帯決議）

③ 水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）

- 要旨
地域の水災及び土砂災害の防止力の向上を図るため、浸水想定区域を指定する河川の範囲の拡大、中小河川における洪水情報等の提供の充実、水防協力団体制度の創設及び土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 水防団員の減少理由及びその減少分を補充する方策
 - ・ 昨今の集中豪雨の多発する状況に対する大臣の認識
 - ・ 防災のための地域コミュニティ形成の重要性
- 審査結果
可決（附帯決議）

④ 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）

- 要旨
港湾の国際競争力の強化及び利便性の向上を通じて港湾の活性化を促進するため、大規模なコンテナ埠頭の一体的運営等による特定国際コンテナ埠頭の機能の高度化、入出港届の様式の統一、港湾運送事業の規制緩和、夜間入港規制の廃止等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 日本の港湾の地位が相対的に低下した理由
 - ・ スーパー中枢港湾が他の港湾に与える影響
 - ・ 地方港の規制緩和により港湾労働者に過度のしわ寄せが及ぶおそれ
- 審査結果
可決（附帯決議）

⑤ 通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）

- 要旨

観光立国の実現に向け、外国人観光旅客の来訪を促進するため、通訳ガイドの参入規制の緩和、地域限定通訳案内士資格の創設、民間団体による創意工夫を生かした地域観光振興事業の促進、公共交通における外国語表記の促進等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 通訳ガイドの増加により、サービスの質の低下や就業環境の悪化が進む懸念
- ・ 地域観光振興事業補助金の対象事業の選定方針及び交付件数の見直し
- ・ 外国人観光旅客に対する案内表記に係る統一基準の必要性

○ 審査結果

可決

⑥ 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 24 号）

○ 要旨

公的資金による住宅及び宅地の供給体制を整備するため、公営住宅等の管理主体の拡大、住宅金融公庫及び独立行政法人都市再生機構への特別勘定の設置と政府貸付金の繰上償還、地方住宅供給公社の解散事由の追加等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 公営住宅の管理代行主体に、一定の公益法人を加える妥当性
- ・ 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の保有土地の状況と処分方針
- ・ 住宅金融公庫及び機構に係る損失等の要因と今後の国の財政負担規模
- ・ 全国の地方住宅供給公社の経営状況と今後の活用分野

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑦ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案（内閣提出第 25 号）

○ 要旨

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を推進するため、国土交通大臣による基本方針の策定、地方公共団体が作成する地域住宅計画に基づく事業等に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 今後の住宅政策の在り方
- ・ 公的賃貸住宅の住宅政策上の役割
- ・ 既存公的賃貸住宅ストックの有効活用の必要性
- ・ 地域住宅交付金に係る審査等における透明性確保の必要性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑧ 独立行政法人住宅金融支援機構法案（内閣提出第 26 号）

○ 要旨

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金融公庫を解散し、独立行政法人住宅金融支援機構を設立することとし、その名称、目

的、業務の範囲等に関する事項を定めるもの

- 主な質疑内容
 - ・ 我が国の住宅政策における住宅金融公庫（以下「公庫」という。）の位置づけ
 - ・ 公庫が独立行政法人化されることを国民に周知する必要性
 - ・ 新たに設立される独立行政法人住宅金融支援機構の組織のスリム化の必要性
- 審査結果
 - 可決（附帯決議）

⑨ 総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案
（内閣提出第 56 号）

- 要旨
 - 国土総合開発計画の名称を「国土形成計画」に改め、計画事項を拡充するとともに、広域地方計画の創設、地方公共団体による提案制度の創設、国土利用計画等関係する計画制度との調整等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 国土計画の意義と過去の全国総合開発計画の評価
 - ・ 国土形成計画を財政政策と関連付ける必要性
 - ・ 国土形成計画を国会の議決事項とする必要性
 - ・ 地方が計画を主体的に作成し国は調整するのみというシステムを構築する必要性
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
 - 可決

⑩ 下水道法の一部を改正する法律案（内閣提出第 57 号）（参議院送付）

- 要旨
 - 都市における浸水による被害を防止・軽減するため、雨水流域下水道の制度を創設するとともに、公共用水域の水質の保全等を図るため、三大湾、湖沼等の閉鎖性水域の窒素又は磷を除去することができる処理施設の設置等を推進し、また、事故により有害物質又は油が下水道に流入した場合の応急措置等の義務づけ等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 厳しい財政状況下での下水道財政・経営の健全化対策
 - ・ 雨水浸透対策の必要性
 - ・ 河川、下水道の枠を超えた総合的浸水対策の必要性
- 審査結果
 - 可決（附帯決議）

⑪ 航空法の一部を改正する法律案（内閣提出第 58 号）（参議院送付）

- 要旨
 - 空域の安全かつ効率的な利用並びに航空機及びその航行の安全の一層の向上を図るため、垂直間隔縮小のための一定の高さ以上の空域における計器飛行方式によらない飛行の禁止、新たな航空交通の管理の実施、航空機的设计検査制度の合理化等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 垂直間隔短縮方式導入により期待される効果及び安全確保策

- ・ 本法律案の施行に向けての近隣諸国との調整状況
- ・ 航空機の設計検査制度に係る規制を緩和することの是非

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑫ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案（内閣提出第 59 号）（参議院送付）

○ 要旨

流通業務の総合化及び効率化を図るとともに、環境負荷の低減に資する流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な事業許可等の行政手続の一括化、中小企業者等に対する資金面での支援等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 我が国の物流における現状及び問題点
- ・ 流通業務総合効率化事業への新規参入の見通し
- ・ 本法律案での中小物流事業者への支援措置

○ 審査結果

可決

⑬ 公共工事の品質確保の促進に関する法律案（古賀誠君外 7 名提出、第 161 回国会衆法第 3 号）

○ 要旨

公共工事の品質確保の促進を図るため、公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者等の責務を明確化し、「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換を図り、発注者を支援する仕組みを明確化する諸規定の整備等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

撤回許可

⑭ 2005 年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案（国土交通委員長提出、衆法第 3 号）

○ 要旨

愛知万博への外国人観光旅客の来訪を促進するため、国及び関係地方公共団体が必要な措置を講ずるよう努めることとともに、台湾からの観光旅客に対して、万博の開催期間中、査証を免除するための特例措置を講ずるもの

○ 結果

成案・提出決定

⑮ 公共工事の品質確保の促進に関する法律案（国土交通委員長提出、衆法第 9 号）

○ 要旨

公共工事の品質確保の促進を図るため、公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者等の責務を明確化し、「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換を図り、発注関係事務の公正化・適正化を確保する諸規定の整備等の措置を講ずるもの

○ 結果

成案・提出決定

⑩ 半島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第10号）

○ 要旨

最近における半島地域の社会経済情勢にかんがみ、半島振興法の有効期限を10年延長するとともに、半島振興計画の内容を拡充するほか、農林水産業の振興、地域間交流の促進等に関する規定を整備する等この地域の振興のため必要な措置を講ずるもの

○ 内閣の意見の聴取

○ 結果

成案・提出決定

⑪ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第30号）

○ 要旨

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、PFI事業がサービス分野を対象とすることの明確化、国公有財産の貸付けの拡充及び民間事業者の選定に当たっての評価方法の明確化等の措置を講ずるもの

○ 主な発言内容

- ・ 民間の資金を使うことによりPFI事業が無駄な公共事業を推進する懸念
- ・ 行政財産の私企業に対する長期間の貸与等が行政財産の趣旨に反する懸念
- ・ 公共施設建設を伴わない単独のサービス分野のみのPFIを推進する懸念

○ 結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	17. 2. 1	3. 29	3. 29	3. 30	3. 30 可決(多) (賛・自民・民主・公明) (反・共産) (附)	4. 1 可決	国土交通 4. 14 可決 (附)	4. 20 可決	17. 4. 27 法34号
都市鉄道等利便増進法案（内閣提出第4号）	17. 2. 1		3. 29	4. 6	4. 6 可決(多) (賛・自民・民主・公明) (反・共産) (附)	4. 7 可決	国土交通 4. 26 可決	4. 27 可決	17. 5. 6 法41号
水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	17. 2. 1		4. 5	4. 8	4. 8 可決(全) (賛・自民・民主・公明・共産) (附)	4. 14 可決	国土交通 4. 21 可決 (附)	4. 22 可決	17. 5. 2 法37号

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第6号)	17. 2. 1		4. 12 4. 13	4. 15	4. 15 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明) (反・共産) (附)	4. 19 可決	国土交通 5. 12 可決 (附)	5. 13 可決	17. 5. 20 法45号
通訳案内業法及び外国人観光 旅客の来訪地域の多様化の促 進による国際観光の振興に関 する法律の一部を改正する法 律案 (内閣提出第23号)	17. 2. 8		4. 14 4. 15	4. 19	4. 19 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産)	4. 21 可決	国土交通 6. 2 可決	6. 3 可決	17. 6. 10 第54号
公的資金による住宅及び宅地 の供給体制の整備のための公 営住宅法等の一部を改正する 法律案 (内閣提出第24号)	17. 2. 8	4. 19	4. 19 4. 19	4. 22 4. 26 4. 27	4. 27 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明) (反・共産) (附)	5. 10 可決	国土交通 6. 16 可決 (附)	6. 22 可決	17. 6. 29 法78号
地域における多様な需要に応 じた公的賃貸住宅等の整備等 に関する特別措置法案 (内閣 提出第25号)	17. 2. 8	4. 19	4. 19 4. 19	4. 22 4. 26 4. 27	4. 27 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明) (反・共産) (附)	5. 10 可決	国土交通 6. 16 可決 (附)	6. 22 可決	17. 6. 29 法79号
独立行政法人住宅金融支援機 構法案 (内閣提出第26号)	17. 2. 8	4. 21	4. 21 4. 27	5. 17	5. 17 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明) (反・共産) (附)	6. 7 可決	国土交通 6. 28 可決 (附)	6. 29 可決	17. 7. 6 法82号
総合的な国土の形成を図るた めの国土総合開発法等の一部 を改正する等の法律案 (内閣 提出第56号)	17. 3. 1	5. 17	5. 17 5. 17	5. 18 5. 20 6. 8 6. 10	6. 10 可決(多) (賛・自民・公明) (反・民主・共産)	6. 14 可決	国土交通 7. 21 可決	7. 22 可決	17. 7. 29 法89号
下水道法の一部を改正する法 律案 (内閣提出第57号) (参議 院送付)	参 17. 3. 1		6. 10 6. 10	6. 14	6. 14 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産) (附)	6. 14 可決	国土交通 3. 31 可決 (附)	4. 1 可決	17. 6. 22 法70号
航空法の一部を改正する法律 案 (内閣提出第58号) (参議院 送付)	参 17. 3. 1		6. 16 6. 28	6. 29	6. 29 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明) (反・共産) (附)	6. 30 可決	国土交通 4. 5 可決	4. 6 可決	17. 7. 6 法80号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案（内閣提出第59号）（参議院送付）	参 17. 3. 1		6.16	7. 8	7. 8 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明) (反・共産)	7.15 可決	国土交通 4. 7 可決	4. 8 可決	17. 7.22 法85号
			6.29						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
公共工事の品質確保の促進に関する法律案（古賀誠君外7名提出、第161回国会衆法第3号）	(16.11. 2)		1.21 (16.11.19)		(3.18) (撤回許可)				
2005年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案（国土交通委員長提出、衆法第3号）	17. 2. 8				2. 8 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産)	2. 8 可決	国土交通 2. 8 可決	2. 9 可決	17. 2.16 法3号
公共工事の品質確保の促進に関する法律案（国土交通委員長提出、衆法第9号）	17. 3.18				3.18 成案・提出決定(多) (賛・自民・民主・ 公明) (反・共産)	3.18 可決	国土交通 3.29 可決 (附)	3.30 可決	17. 3.31 法18号
半島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第10号）	17. 3.18				3.18 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産)	3.18 可決	国土交通 3.22 可決	3.23 可決	17. 3.30 法7号
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第30号）	17. 7.27				7.27 成案・提出決定(多) (賛・自民・民主・ 公明) (反・共産)	7.29 可決	国土交通 8. 4 可決	8. 5 可決	17. 8.15 法95号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 官製談合と天下りの構造的問題

- ・ 公共工事における元請・下請関係の適正化に向けた国の取組
- ・ アスベスト問題への国土交通省・J Rの対応状況
- ・ ビジット・ジャパン・キャンペーンの効果と今後の取組
- ・ 地方再生のための公共投資の必要性
- ・ 道路4公団民営化のスケジュールと進捗状況
- ・ 地震防災のための住宅・建築物耐震化の必要性
- ・ 少子化対策のための住宅政策の必要性
- ・ J R西日本福知山線列車脱線事故の原因と責任問題
- ・ タクシー事業の規制緩和を見直す必要性
- ・ ヒューマンエラーに起因する航空管制システム障害の改善策

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

公共工事の品質確保の促進に関する件（平成17.3.18）

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 公共工事の入札契約に関し、不良不適格業者の排除の徹底を図ること。
- 2 公共工事の入札及び契約の過程等に関して学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講じるとともに、当事者の苦情に適切に対応するため、法的整備を含む検討を行うこと。
- 3 発注者による競争参加資格の設定に当たっては、新規参入企業の競争への参加が阻害されないよう配慮すること。
- 4 入札に参加しようとする建設業者が適切に評価されるよう、入札参加希望者登録制度における格付け及び経営事項審査制度の適切な運用に努めること。
- 5 施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるよう努めること。
- 6 技術提案制度の運用に当たっては、発注者の自主性が尊重され、工事の内容に応じた適切な判断がなされるよう配慮すること。
- 7 体制が整っていない地方公共団体においても、技術提案に関する審査及び評価を適切に行うことができるよう配慮すること。
- 8 技術提案の審査の結果を踏まえて予定価格を定める場合においては、学識経験者の意見も踏まえ、適切に定めること。
- 9 適正な施工体制の確保、下請代金の適正な支払の確保等の観点から、施工体制台帳の活用、営業所への立入調査等により、施工の範囲や条件が明確な契約が締結され、下請代金の適正な支払が確保されるなど、元請企業と下請企業の関係の適正化に努めること。

右決議する。

(5) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 4. 13	日本道路公団総裁	近藤 剛君	国土交通行政の基本施策に関する件
平成17. 4. 20	定期航空協会会長 株式会社日本航空代表取締役 社長（兼）CEO	新町 敏行君	
	株式会社日本航空常務取締役	松本 武徳君	
	日本道路公団総裁	近藤 剛君	
平成17. 4. 22	独立行政法人都市再生機構理 事長	伴 襄君	公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案（内閣提出）
	独立行政法人都市再生機構理 事	田中 正章君	
	独立行政法人都市再生機構理 事	河崎 広二君	
平成17. 4. 26	横浜国立大学大学院工学研究 院教授	小林 重敬君	
	東洋大学工学部教授	内田 雄造君	
平成17. 4. 27	独立行政法人都市再生機構理 事長	伴 襄君	
	独立行政法人都市再生機構理 事	田中 正昭君	
	独立行政法人都市再生機構理 事	河崎 広二君	
	独立行政法人都市再生機構理 事	岡田 隆臣君	
	独立行政法人都市再生機構理 事	田中 久幸君	
平成17. 5. 13	西日本旅客鉄道株式会社代表 取締役社長	垣内 剛君	国土交通行政の基本施策に関する件（J R 西日本福知山線列車脱線事故問題）
	西日本旅客鉄道株式会社代表 取締役専務取締役鉄道本部長	徳岡 研三君	
	航空・鉄道事故調査委員会委 員	佐藤 泰生君	
平成17. 5. 20	政策研究大学院大学教授	森地 茂君	総合的な国土の形成を図るための国土総合開 発法等の一部を改正する等の法律案（内閣提 出）
	法政大学法学部教授・弁護士	五十嵐 敬喜君	
平成17. 6. 8	日本道路公団総裁	近藤 剛君	

平成17. 6. 14	日本下水道事業団理事	松井 邦彦君	下水道法の一部を改正する法律案（内閣提出） （参議院送付）
平成17. 6. 28	日本道路公団総裁	近藤 剛君	国土交通行政の基本施策に関する件
	日本道路公団副総裁	内田 道雄君	
平成17. 7. 22	道路関係四公団民営化推進委員会委員	猪瀬 直樹君	
	日本道路公団総裁	近藤 剛君	
平成17. 8. 5	日本道路公団総裁	近藤 剛君	
	日本道路公団理事	井上 啓一君	
	日本道路公団理事	奥田 楯彦君	
	日本道路公団調査役	高橋 文雄君	
	航空・鉄道事故調査委員会委員	佐藤 泰生君	

（6）委員派遣・視察

① 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成17. 4. 28	兵庫県	国土交通行政に関する実情調査（JR西日本福知山線列車脱線事故）	10人

② 視察

視察年月日	視察地名	視察目的	視察委員
平成17. 3. 9	新潟県	国土交通行政に関する実情調査（新潟県中越地震による被害状況等調査）	7人
平成17. 5. 11	福岡県	国土交通行政に関する実情調査（福岡県西方沖地震による被害状況等調査）	12人

【第 163 回国会】

(1) 委員名簿 (45 人)

委員長	林	幹雄君	自民	理事	萩山	教嚴君	自民
理事	衛藤	征士郎君	自民	理事	山口	泰明君	自民
理事	望月	義夫君	自民	理事	長妻	昭君	民主
理事	渡辺	具能君	自民	理事	赤羽	一嘉君	公明
理事	三日月	大造君	民主		遠藤	宣彦君	自民
	石田	真敏君	自民		大塚	高司君	自民
	小里	泰弘君	自民		金子	善次郎君	自民
	鍵田	忠兵衛君	自民		北村	茂男君	自民
	亀岡	偉民君	自民		河本	三郎君	自民
	小坂	憲次君	自民		杉田	元司君	自民
	佐田	玄一郎君	自民		高木	毅君	自民
	鈴木	淳司君	自民		寺田	稔君	自民
	中馬	弘毅君	自民		長島	忠美君	自民
	中野	正志君	自民		葉梨	康弘君	自民
	二階	俊博君	自民		盛山	正仁君	自民
	松本	文明君	自民		小宮山	泰子君	民主
	金田	誠一君	民主		下条	みつ君	民主
	古賀	一成君	民主		土肥	隆一君	民主
	高木	義明君	民主		鉢呂	吉雄君	民主
	長安	豊君	民主		伊藤	渉君	公明
	森本	哲生君	民主		穀田	恵二君	共産
	佐藤	茂樹君	公明		亀井	静香君	国民
	日森	文尋君	社民				

(平成 17. 10. 30 現在)

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案 1 件で、審査の概況は、次のとおりである。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第 23 号)

○ 要旨

建築物の耐震改修の一層の促進を図るため、国による基本方針の作成、都道府県による耐震改修促進計画の作成、耐震改修を促進すべき特定建築物の範囲の拡大、措置の強化、支援措置の拡充等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 建築物の耐震化の現状と目標達成の見込み
- ・ 都道府県、市町村の計画、取組への国の関与、支援の在り方
- ・ 耐震改修支援センターの必要性の有無と指定見通し

○ 審査結果

可決 (附帯決議)

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）	17.10.7	10.12	10.18			10.18 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民) (附)	10.20 可決	国土交通 10.27 可決 (附)
	10.14							

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、閉会中審査及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 新潟県中越地震による被災道路復旧に対する国の支援の必要性
- ・ 日本道路公団の橋梁談合事件
- ・ 高速自動車国道整備計画区間の整備見直し
- ・ アスベスト対策
- ・ JR西日本が作成した「安全性向上計画」の実施状況及び鉄道事故調査体制の在り方
- ・ 原油価格高騰の影響を受けている運送事業者に対する対応策
- ・ 規制緩和によるタクシー事業への影響と緊急対策の必要性
- ・ 海運政策の現状と支援策
- ・ 最近の航空における安全上のトラブルと規制緩和との関連性
- ・ 被災者生活再建支援法の拡充の必要性

(閉会中審査)

- ・ 構造計算書偽装問題が発覚した経緯
- ・ 一連の構造計算書偽装問題に関する原因と責任の所在
- ・ 建築物の構造計算書偽装問題に対する大臣の決意と政府の対応状況
- ・ 強度偽装マンションの入居者に対する公的支援の必要性とその内容
- ・ 偽装を見逃し被害拡大を招いた責任に対するイーホームズ及びE R I の認識
- ・ 姉歯証人が構造計算書の偽装を行った背景及び理由
- ・ 木村建設又は総合経営研究所による偽装問題への関与の有無
- ・ 総合経営研究所の経営指導による過度のコスト削減指示が偽装につながった可能性
- ・ 12月6日取りまとめの公的支援策に関する実施上の問題点とスキーム
- ・ 偽装マンション供給業者や購入者に融資した金融機関への指導強化の必要性

(4) 証人・参考人

① 証人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
(閉会中) 平成17. 12. 14	(元一級建築士)	姉齒 秀次君	国土交通行政の基本施策に関する件 (建築物の構造計算書偽装問題)
	(元木村建設株式会社代表取締役)	木村 盛好君	
	(元木村建設株式会社東京支店専務取締役支店長)	篠塚 明君	
	(株式会社総合経営研究所代表取締役所長)	内河 健君	

② 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 10. 26	東日本高速道路株式会社専務取締役	村上 喜堂君	国土交通行政の基本施策に関する件
	中日本高速道路株式会社専務取締役	山本 正明君	
	西日本高速道路株式会社専務取締役	山本 正堯君	
(閉会中) 平成 17. 11. 29	木村建設株式会社代表取締役	木村 盛好君	国土交通行政の基本施策に関する件 (建築物の構造計算書偽装問題)
	木村建設株式会社東京支店専務取締役支店長	篠塚 明君	
	株式会社シノケン代表取締役社長	篠原 英明君	
	株式会社ヒューザー代表取締役	小嶋 進君	
	イーホームズ株式会社代表取締役	藤田 東吾君	
	平塚市都市政策部長	渡辺 貞雄君	
(閉会中) 平成 17. 12. 7	日本E R I 株式会社代表取締役社長	鈴木 崇英君	
	イーホームズ株式会社代表取締役	藤田 東吾君	
	有限会社アトラス設計代表取締役	渡辺 朋幸君	

(5) 視察

視察年月日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
(閉会中) 平成17. 11. 29	千葉県(船橋市)、東京都(中央区)	国土交通行政に関する実情調査(建築物の構造計算書偽装問題調査)	28人

11 環境委員会

【第 162 回国会】

(1) 委員名簿 (30 人)

委員長	小沢	鋭仁君	民主				
理事	大野	松茂君	自民	理事	桜井	郁三君	自民
理事	竹下	亘君	自民	理事	西野	あきら君	自民
理事	奥田	建君	民主	理事	近藤	昭一君	民主
理事	肥田	美代子君	民主	理事	石田	祝稔君	公明
	宇野	治君	自民		大前	繁雄君	自民
	加藤	勝信君	自民		城内	実君	自民
	鈴木	淳司君	自民		砂田	圭佑君	自民
	滝	実君	自民		根本	匠君	自民
	能勢	和子君	自民		鳩山	邦夫君	自民
	船田	元君	自民		松宮	勲君	自民
	荒井	聰君	民主		佐藤	謙一郎君	民主
	田島	一成君	民主		長浜	博行君	民主
	松本	龍君	民主		村井	宗明君	民主
	吉田	泉君	民主		高木	美智代君	公明
	土井	たか子君	社民				

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案 5 件、委員会提出法律案 2 件及び承認を求めるの件 1 件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 環境省設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第 32 号)

○ 要旨

地域の実情に応じた機動的かつきめ細やかな環境行政を展開するため、現行の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所という二系統の地方組織を統合し、環境省に、地方支分部局として、地方環境事務所を設置しようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 不法投棄の未然防止に向けた地方環境事務所の取組体制
- ・ 地方分権及び行政改革の理念と本法律案との整合性
- ・ 地方環境事務所設置により増加する業務の種類、予定されている人員の配置及び規模の妥当性

○ 審査結果

可決

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案 (内閣提出第 67 号)

○ 要旨

大規模不法投棄、無確認輸出等廃棄物の不適正処理への対応を強化し、より適切な

事務処理体制を確立するため、産業廃棄物関係事務を政令で定める市が行う仕組みに改め、廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪の創設等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 産業廃棄物関係事務に係る事務分担の見直しの検討経過及び実施に向けた対応
- ・ 電子マニフェスト普及促進のための具体的方策
- ・ 産業廃棄物関係統計の算出方法改善の必要性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

③ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案（内閣提出第 68 号）（参議院送付）

○ 要旨

特定特殊自動車（公道を走行しない特殊自動車）排出ガスの排出を抑制するため、特定原動機の型式指定及び特定特殊自動車の型式届出の制度を設けるとともに、技術基準に適合しない特定特殊自動車の使用の規制を行う等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 今回特定特殊自動車の排出ガス規制が実施されることとなった理由
- ・ 本法案の規制により見込まれる大気汚染の改善効果及び使用過程車の維持管理方策の在り方
- ・ 諸外国におけるオフロード車排出ガスの規制状況

○ 審査結果

可決（附帯決議）

④ 湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第 69 号）（参議院送付）

○ 要旨

最近における湖沼の水質をめぐる状況にかんがみ、湖沼の水質の保全を図るため、指定地域における規制対象施設を拡充するとともに、農地、市街地等からの流出水に係る対策の実施の推進、湖辺の環境の保護のための措置等を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 湖沼の水質の改善に資する植物の省令指定にあたっての考え方
- ・ 流出水対策を環境省を中心とする関係省庁連携の下に行う必要性
- ・ 湖沼の水質汚濁メカニズムの解明への取組状況及び今後の方針

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑤ 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 79 号）

○ 要旨

京都議定書の発効等にかんがみ、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、地球温暖化対策推進本部の所掌事務の追加及び事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者（特定排出者）に係る温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の導入等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 温室効果ガス削減効率の観点からの本法改正の効果

- ・ 地球温暖化対策の取組における本法律案及び京都議定書目標達成計画の位置づけ並びに国内対策の将来展望
 - ・ 本法律案の目的を排出量の「抑制」ではなく「削減」とする必要性
 - ・ 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度における事業所単位のデータ公表等の必要性
 - ・ 京都議定書目標達成計画案を国会で審議する必要性
- 参考人からの意見の聴取
 - 審査結果
可決（附帯決議）

⑥ 浄化槽法の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第 17 号）

- 要旨
公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水等の適正な処理を図るため、浄化槽から放流される水の水質についての技術上の基準の創設等必要な措置を講ずるもの
- 結果
成案・提出決定

⑦ 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第 20 号）

- 要旨
動物の愛護の推進等を図るため、環境大臣による基本指針の策定及び都道府県による動物愛護管理推進計画の策定について定めるほか、動物取扱業について、その対象範囲の拡大、登録制の導入、動物取扱責任者の設置等必要な措置を講ずるもの
- 結果
成案・提出決定

⑧ 地方自治法第 156 条第 4 項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第 2 号）

- 要旨
「環境省設置法の一部を改正する法律案」により、環境省に、地方支分部局として、地方環境事務所を設置することについて、国会の承認を求めようとするもの
- 主な質疑内容
本件は、①の法律案とともに一括して審査に付された。
- 審査結果
承認

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
環境省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）	17. 2. 8		3. 14 3. 15	3. 29	3. 29 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・社民）	4. 1 可決	環境 4. 19 可決	4. 20 可決	17. 4. 27 法33号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）	17. 3. 8		3. 29 3. 29	4. 5	4. 8 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・社民） （附）	4. 14 可決	環境 5. 10 可決 （附）	5. 11 可決	17. 5. 18 法42号
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案（内閣提出第68号）（参議院送付）	参 17. 3. 8		5. 12 5. 13	5. 17	5. 17 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・社民） （附）	5. 17 可決	環境 4. 5 可決 （附）	4. 6 可決	17. 5. 25 法51号
湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第69号）（参議院送付）	参 17. 3. 8		6. 6 6. 7	6. 10	6. 10 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・社民） （附）	6. 14 可決	環境 4. 12 可決 （附）	4. 13 可決	17. 6. 22 法69号
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）	17. 3. 15	4. 14	4. 14 4. 15	4. 19 4. 26 5. 10	5. 10 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・社民） （附）	5. 12 可決	環境 6. 9 可決 （附）	6. 10 可決	17. 6. 17 法61号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
浄化槽法の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第17号）	17. 4. 8				4. 8 成案・提出決定（全） （賛・自民・民主・ 公明・社民）	4. 14 可決	環境 5. 12 可決	5. 13 可決	17. 5. 20 法47号
動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第20号）	17. 6. 3				6. 3 成案・提出決定（全） （賛・自民・民主・ 公明・社民）	6. 7 可決	環境 6. 14 可決	6. 15 可決	17. 6. 22 法68号

承 認

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		備 考
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	17. 2. 8		3. 14 3. 15	3. 29	3. 29 承認（全） （賛・自民・民主・ 公明・社民）	4. 1 承認	環境 4. 19 承認	4. 20 承認	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ オオクチバスの特定外来生物指定に関するパブリックコメント後の事務手順及び最終判断の在り方
- ・ IUCN（国際自然保護連合）の勧告（沖縄のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ及びその生息地の保全）問題
- ・ 水俣病関西訴訟最高裁判決を踏まえた新法制定による水俣病問題解決の必要性
- ・ 茨城県神栖町（現神栖市）における有機ヒ素汚染源の特定等調査の進捗状況
- ・ 知床地域の世界自然遺産登録に向けた動向
- ・ 環境税の導入の必要性及びその用途
- ・ 浄化槽法の趣旨及び国庫補助基準のBOD濃度（一律 20ppm）を改正後の排水水質基準として導入することの妥当性

- ・ 汚水処理施設整備交付金制度の趣旨
- ・ 都道府県における動物愛護担当職員の人材育成の必要性
- ・ 実験動物及び産業動物の福祉の向上に対する今後の取組

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 4. 5	財団法人福岡県環境保全公社 リサイクル総合研究センター 長	花嶋 正孝君	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部 を改正する法律案（内閣提出）
	早稲田大学大学院法務研究科 教授 早稲田大学法学部教授	大塚 直君	
	特定非営利活動法人環境安全 センター専務理事	小畑 嘉雄君	
	弁護士	梶山 正三君	
平成17. 4. 26	株式会社旭リサーチセンター 代表取締役社長	永里 善彦君	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を 改正する法律案（内閣提出）
	財団法人地球環境戦略研究機 関理事長	森嶋 昭夫君	
	財団法人世界自然保護基金ジ ャパン気候変動日本担当シニ ア・オフィサー	鮎川 ゆりか君	
	特定非営利活動法人気候ネッ トワーク常任運営委員	畑 直之君	

【第163回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	木村	隆秀君	自民						
理事	宇野	治君	自民	理事	大野	松茂君	自民		
理事	加藤	勝信君	自民	理事	桜井	郁三君	自民		
理事	西野	あきら君	自民	理事	田島	一成君	民主		
理事	長浜	博行君	民主	理事	石田	祝稔君	公明		
	井脇	ノブ子君	自民		木挽	司君	自民		
	近藤	三津枝君	自民		坂井	学君	自民		
	篠田	陽介君	自民		菅	義偉君	自民		
	竹下	亘君	自民		とかしき	なおみ君	自民		
	並木	正芳君	自民		西本	勝子君	自民		
	根本	匠君	自民		馬渡	龍治君	自民		
	山本	ともひろ君	自民		五島	正規君	民主		
	近藤	昭一君	民主		篠原	孝君	民主		
	村井	宗明君	民主		吉田	泉君	民主		
	高木	美智代君	公明		江田	憲司君	無		
	野田	聖子君	無						

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

石綿対策の総合的推進に関する法律案 (五島正規君外9名提出、衆法第23号) (注)

○ 要旨

石綿対策に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の石綿対策を推進するために必要な事項を定めることにより、石綿対策を総合的に推進しようとするもの

○ 審査結果

継続審査

(注) 12月13日、五島正規君議員辞職につき、提出者が仙谷由人君外8名に変更になった。

《議案審査一覧》

衆法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果		議決日 結果	
石綿対策の総合的推進に関する法律案 (五島正規君外9名提出、衆法第23号)	17.10.25		10.27			(11.1) (閉会中 審査)		

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ アスベスト問題に対する環境省の取組方針及び同物質含有製品の情報公開を進める必要性
- ・ 京都議定書の第一約束期間における我が国の二酸化炭素削減目標達成見通し及び中国、インド等の途上国の温室効果ガス排出削減義務についての考え方
- ・ 環境税が経済に与える影響についての認識及び同税導入に向けた今後の取組方針
- ・ 水俣病問題の解決に向けた環境大臣の政治的判断の必要性
- ・ 環境省主導による化学物質対策の必要性
- ・ 動物実験に関する統一ガイドライン作成の進捗状況
- ・ 茨城県神栖市における有機ヒ素汚染問題解決に向けた環境大臣の決意
- ・ 環境にやさしい交通体系の構築の必要性
- ・ 諸外国における環境教育の現状及び環境教育に対する環境省・文部科学省の取組方針
- ・ 憲法改正論議の中での「環境権」についての環境大臣の所見

(4) 視察・議員海外派遣

① 視察

視察年月日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成17. 10. 19	茨城県	地球環境問題等に関する環境研究の実情調査	16人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院オーストラリア・ニュージーランドにおける環境保全状況等視察議員団	(閉会中) 平成17. 11. 29 ～12. 6	オーストラリア、ニュージーランド	オーストラリア・ニュージーランドにおける環境保全状況等調査	6人

12 安全保障委員会

【第 162 回国会】

(1) 委員名簿 (30 人)

委員長	小林	興起君	自民				
理事	赤城	徳彦君	自民	理事	岩屋	毅君	自民
理事	高木	毅君	自民	理事	仲村	正治君	自民
理事	池田	元久君	民主	理事	大石	尚子君	民主
理事	渡辺	周君	民主	理事	赤松	正雄君	公明
	石破	茂君	自民		奥野	信亮君	自民
	嘉数	知賢君	自民		瓦	力君	自民
	北村	誠吾君	自民		坂本	哲志君	自民
	寺田	稔君	自民		中谷	元君	自民
	額賀	福志郎君	自民		浜田	靖一君	自民
	古川	禎久君	自民		御法川	信英君	自民
	武正	公一君	民主		津村	啓介君	民主
	中野	譲君	民主		西村	真悟君	民主
	本多	平直君	民主		前原	誠司君	民主
	松本	剛明君	民主		村越	祐民君	民主
	佐藤	茂樹君	公明				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案 1 件で、審査の概況は、次のとおりである。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第 38 号)

○ 要旨

自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更を行うとともに、自衛隊の新たな統合運用体制の強化を図るため統合幕僚監部等の新設及び情報部門の改編を行い、並びに我が国に飛来する弾道ミサイル等に対処するための規定の整備を行うほか、防衛庁の職員の給与に関し所要の措置を講ずる。

○ 主な質疑内容

- ・ 複数の法律改正を一括して提出することに対する防衛庁長官の見解
- ・ 統合幕僚長及び統合幕僚副長の任務・権限と陸・海・空各幕僚長の役割
- ・ 統合幕僚監部における教育・訓練の在り方
- ・ 弾道ミサイル等に対する破壊措置に関して国会の事後承認を必要としなかった理由
- ・ 弾道ミサイル等に対する破壊措置が国民生活に与える影響

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正 (附帯決議)

<修正内容>

防衛庁長官は、事態が急変した場合における被害を防止するため、あらかじめ、

自衛隊の部隊に対し、命令をすることができるとの自衛隊法第 82 条の 2 第 3 項の規定の趣旨を明確化する修正を行った。

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）	17. 2. 15	4. 1	4. 8 4. 15 4. 26 5. 10 5. 12 6. 14			6. 14 修正（多） （賛・自民・公明） （反・民主） （附）	6. 14 修正	外交防衛 7. 14 可決 （附）	7. 22 可決

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 政府専用ヘリコプター後継機の購入の経緯及び機種選定手続
- ・ 自衛隊の海外任務の増加に伴い本来任務に支障が生ずる可能性
- ・ 自衛隊の国際平和協力活動を本来任務として位置づける必要性
- ・ 小泉内閣総理大臣が普天間基地の辺野古沖移設計画の見直しを指示した事実の有無
- ・ 武器輸出三原則の外交的役割に対する政府の認識
- ・ ODAによる巡視船供与と武器輸出三原則との整合性
- ・ スーダンPKOに自衛隊を派遣する可能性
- ・ 新防衛大綱及び新中期防におけるロシア及び中国に対する脅威の認識
- ・ 在日米軍再編協議を受けて新防衛大綱及び新中期防を見直す可能性
- ・ 竹島問題解決に向け国際司法裁判所へ提訴を検討する考えの有無
- ・ 新幹線における一貫したテロ対策の必要性

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 4. 26	岡崎研究所理事	金田 秀昭君	防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	慶應義塾大学総合政策学部専任講師	神保 謙君	
	愛知学院大学情報社会政策学部教授	柴山 太君	

(5) 委員派遣・視察

① 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(161回閉会中) 平成17. 1. 12 ～ 1. 13	沖縄県	国の安全保障における防衛等の実情調査	12人

② 視察

視察年月日	視察地名	視察目的	視察委員
平成17. 7. 27	東京都（新宿区、練馬区）	国の安全保障における防衛等の実情調査	15人

【第 163 回国会】

(1) 委員名簿 (30 人)

委員長	浜田	靖一君	自民				
理事	赤城	徳彦君	自民	理事	岩屋	毅君	自民
理事	高木	毅君	自民	理事	寺田	稔君	自民
理事	仲村	正治君	自民	理事	神風	英男君	民主
理事	長島	昭久君	民主	理事	赤松	正雄君	公明
	安次富	修君	自民		石破	茂君	自民
	大塚	拓君	自民		嘉数	知賢君	自民
	瓦	力君	自民		北村	誠吾君	自民
	中谷	元君	自民		額賀	福志郎君	自民
	福田	良彦君	自民		宮路	和明君	自民
	山内	康一君	自民		山崎	拓君	自民
	内山	晃君	民主		西村	真悟君	民主
	細野	豪志君	民主		前田	雄吉君	民主
	渡辺	周君	民主		佐藤	茂樹君	公明
	辻元	清美君	社民		下地	幹郎君	無
	古川	禎久君	無				

(平成 17. 10. 30 現在)

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案 1 件で、審査の概況は、次のとおりである。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第 18 号)

○ 要旨

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額を引き下げ、民間賃金との均衡を図るための地域手当を新設するとともに、退職日に昇任した自衛官の退職手当等が増加しないようにする等のもの

○ 主な質疑内容

- ・ 法改正に伴う防衛庁予算の人件費の削減効果
- ・ 防衛庁独自の地域手当の導入方法を検討する必要性
- ・ 防衛庁職員の各種手当の整理の必要性

○ 審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果		議決日 結 果
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	17.10.4		10.5			10.21	10.21 可決(多) (賛自民・民主・ 公明・ 下地幹郎君・ 古川禎久君) (反社民)	10.21 可決	外交防衛 10.27 可決
			10.20						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 海上自衛官及び航空自衛官の薬物使用事案への防衛庁の対処方針
- ・ 中国の軍事力の近代化についての防衛庁長官の認識
- ・ 在日米軍の兵力構成見直しに関する米国との協議の概要
- ・ 米軍普天間基地移設問題で防衛庁がキャンプ・シュワブ演習場への移設案を提案する理由
- ・ 在日米軍の兵力構成見直しの協議における自衛官の関与の状況
- ・ 緊急事態基本法（仮称）の制定に向けた政府内での検討状況
- ・ 東シナ海のガス田開発に関する日中協議において我が国が提案した共同開発の概要
- ・ 沖縄県民の過重な米軍基地負担の軽減に関する防衛庁長官の認識

13 国家基本政策委員会

【第162回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	丹羽	雄哉君	自民				
理事	亀井	久興君	自民	理事	自見	庄三郎君	自民
理事	宮路	和明君	自民	理事	八代	英太君	自民
理事	一川	保夫君	民主	理事	北橋	健治君	民主
理事	中井	洽君	民主	理事	井上	義久君	公明
	伊藤	公介君	自民		小里	貞利君	自民
	大島	理森君	自民		久間	章生君	自民
	小坂	憲次君	自民		武部	勤君	自民
	中川	秀直君	自民		中山	太郎君	自民
	堀内	光雄君	自民		谷津	義男君	自民
	与謝野	馨君	自民		石井	一君	民主
	枝野	幸男君	民主		岡田	克也君	民主
	川端	達夫君	民主		玄葉	光一郎君	民主
	手塚	仁雄君	民主		平野	博文君	民主
	古川	元久君	民主		冬柴	鐵三君	公明
	志位	和夫君	共産				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会における内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

討 議 内 容	開会年月日	討 議 者
1 国会関係		
政治倫理		
① 旧橋本派の政治資金にかかわる問題	平成 17. 4. 6	岡田 克也君 (民主) と 小泉純一郎内閣総理大臣
2 行政改革・地方分権		
郵政改革		
① 郵貯・簡保の完全民営化後の資産運用の見通し	平成 17. 4. 20	岡田 克也君 (民主) と 小泉純一郎内閣総理大臣
② 国の出資を受ける窓口会社の事業拡大が民間企業に及ぼす影響	平成 17. 4. 20	岡田 克也君 (民主) と 小泉純一郎内閣総理大臣

3 外交・安全保障関係		
(1) 日米関係		
① 日米安全保障協議委員会（2プラス2）の共同発表にいわゆる「不安定の弧」に関する記述がない理由	平成 17. 2. 23	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
② 国際テロ対策における自衛隊の役割	平成 17. 2. 23	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
③ 国連決議がない場合における日米協力の下での自衛隊の役割	平成 17. 2. 23	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
④ 米国の先制攻撃論に対する認識	平成 17. 2. 23	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
(2) アジア関係		
① アジア外交の現状	平成 17. 4. 20	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
② 中国における反日デモの原因とその対応	平成 17. 4. 20	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
③ 中国や韓国に対するこれまでの外交姿勢	平成 17. 4. 20	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
④ 国連常任理事国入り実現に向けた中国、韓国に対する外交戦略	平成 17. 4. 20	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
⑤ 我が国の過去の植民地支配等に係る村山談話に対する認識	平成 17. 4. 20	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
4 財政・金融関係		
財政再建		
① 定率減税見直し法案の国会審議の在り方	平成 17. 2. 23	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
5 厚生・労働関係		
年金制度改革問題		
① 社会保障制度の一体的見直しと年金制度一元化への取組	平成 17. 2. 23	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
② 国会決議において「今秋までに骨格の成案を得る」とされていることについての認識	平成 17. 4. 6	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
③ 年金制度改革に関する自民党の具体案	平成 17. 4. 6	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
④ 与党の現状認識と小泉総理大臣の抜本改革に向けた決意	平成 17. 4. 20	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
⑤ 産業構造・雇用構造の動向に対応し得る制度改革の必要性	平成 17. 4. 20	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣

6 農林水産関係		
狂牛病問題		
① 米国産牛肉の輸入再開について日米間に認識ギャップが生じた原因	平成 17. 4. 6	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
② 米国産牛肉の安全性に関する食品安全委員会への政府の諮問の在り方	平成 17. 4. 6	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
7 国土・交通関係		
災害対策		
① 被災者生活再建支援法を改正し住宅本体の再建を支援対象に加える必要性	平成 17. 4. 6	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
② 地震保険加入促進のための施策の必要性	平成 17. 4. 6	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
③ NPOに対する寄附控除拡充の必要性	平成 17. 4. 6	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣

【第 163 回国会】

(1) 委員名簿 (30 人)

委員長	丹羽	雄哉君	自民				
理事	白井	日出男君	自民	理事	小坂	憲次君	自民
理事	野田	毅君	自民	理事	深谷	隆司君	自民
理事	宮路	和明君	自民	理事	赤松	広隆君	民主
理事	細野	豪志君	民主	理事	井上	義久君	公明
	安倍	晋三君	自民		大島	理森君	自民
	久間	章生君	自民		古賀	誠君	自民
	武部	勤君	自民		津島	雄二君	自民
	中川	秀直君	自民		中山	太郎君	自民
	福田	康夫君	自民		谷津	義男君	自民
	保岡	興治君	自民		柳澤	伯夫君	自民
	与謝野	馨君	自民		中井	洽君	民主
	羽田	孜君	民主		鳩山	由紀夫君	民主
	前原	誠司君	民主		渡部	恒三君	民主
	冬柴	鐵三君	公明		志位	和夫君	共産
	保利	耕輔君	無				

(平成 17. 10. 30 現在)

※ 11 月 1 日 (会期終了日)、委員長丹羽雄哉君の委員長辞任が許可され、深谷隆司君が委員長に選任された。

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会における内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

討 議 内 容	開会年月日	討 議 者
1 内閣関係		
(1) 靖国問題		
① 小泉総理大臣の靖国神社参拝 (H17. 10. 17) の是非とそれが近隣諸国との関係へ及ぼす影響	平成 17. 10. 19	前原 誠司君 (民主) と 小泉純一郎内閣総理大臣

(2) 危機管理問題		
① 鳥インフルエンザ問題など危機管理における関係省庁連携の必要性	平成 17. 10. 26	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
(3) アスベスト問題		
① アスベスト対策が大きく遅れたことに対する行政の責任	平成 17. 10. 26	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
② すべての人が包括的に守られ、遡及適用ができる法律を制定する必要性	平成 17. 10. 26	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
③ 縦割り行政の弊害をなくすため、内閣の中に対策本部または対策会議を設置する必要性	平成 17. 10. 26	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
2 外交・安全保障関係		
(1) 日米関係		
① 冷戦後における日米同盟の意義の変化	平成 17. 10. 19	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
② 中国の「米中治台」という考え方が日米同盟関係に及ぼす影響	平成 17. 10. 19	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
③ 沖縄の在日米軍基地問題解決に向けた小泉総理大臣の取組方	平成 17. 10. 19	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
④ 日米で F T A（自由貿易協定）を締結する必要性	平成 17. 10. 19	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
⑤ 日本外交の主体性を確保するとともに、政府の情報収集・分析能力を強化する必要性	平成 17. 10. 19	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
(2) アジア関係		
① 東アジアサミットへの米国参加の是非	平成 17. 10. 19	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
(3) 日中関係		
東シナ海ガス田開発問題		
① 日本側も早期に試掘を行い、権利を主張する必要性	平成 17. 10. 19	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
② 日本側の試掘の開発・操業における安全確保に関する法律案を民主党が提出することに対する小泉総理大臣の所見	平成 17. 10. 19	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
③ 日中間でエネルギー・環境問題への協力などの包括的な取り決めを結ぶ必要性	平成 17. 10. 19	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣

3 農林水産関係		
BSE（牛海綿状脳症）問題		
① 食品安全委員会プリオン専門委員会で検討されている米国産牛肉に対する輸入基準の是非及び食の安全の確保	平成 17. 10. 26	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
② 輸入再開の基準として国産牛肉と同様に全頭検査を行う必要性	平成 17. 10. 26	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
③ 米国内で「危険部位の除去」等の基準が守られない可能性	平成 17. 10. 26	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
④ ブッシュ米大統領来日にあわせて輸入再開を行うことの可否	平成 17. 10. 26	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
4 行政改革・地方分権問題		
(1) 行財政改革問題		
① 歳出の無駄を削る必要性と予算使用の在り方	平成 17. 10. 26	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
② 小泉総理大臣の任期中に消費税を上げないとしている理由	平成 17. 10. 26	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
③ 行財政改革の具体的な内容及び増税する環境の有り様	平成 17. 10. 26	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
(2) 地方分権問題		
① 小泉総理大臣が目指す地方分権の在り方	平成 17. 10. 26	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
② 地方分権改革の具体的な最終像	平成 17. 10. 26	前原 誠司君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣



党首討論

14 予算委員会

【第162回国会】

(1) 委員名簿 (50人)

委員長	甘利	明君	自民				
理事	伊藤	公介君	自民	理事	金子	一義君	自民
理事	渡海	紀三朗君	自民	理事	松岡	利勝君	自民
理事	茂木	敏充君	自民	理事	佐々木	秀典君	民主
理事	島	聡君	民主	理事	田中	慶秋君	民主
理事	石井	啓一君	公明		伊吹	文明君	自民
	石原	伸晃君	自民		植竹	繁雄君	自民
	衛藤	晟一君	自民		尾身	幸次君	自民
	大島	理森君	自民		河村	建夫君	自民
	北村	直人君	自民		小泉	龍司君	自民
	後藤田	正純君	自民		玉沢	徳一郎君	自民
	中馬	弘毅君	自民		津島	雄二君	自民
	根本	匠君	自民		萩野	浩基君	自民
	福田	康夫君	自民		二田	孝治君	自民
	村井	仁君	自民		森田	一君	自民
	石田	勝之君	民主		岩國	哲人君	民主
	生方	幸夫君	民主		吉良	州司君	民主
	小泉	俊明君	民主		篠原	孝君	民主
	津川	祥吾君	民主		辻	恵君	民主
	中井	洽君	民主		中津川	博郷君	民主
	中塚	一宏君	民主		永田	寿康君	民主
	長妻	昭君	民主		原口	一博君	民主
	樋高	剛君	民主		米澤	隆君	民主
	神崎	武法君	公明		坂口	力君	公明
	田端	正広君	公明		佐々木	憲昭君	共産
	照屋	寛徳君	社民				

(2) 予算審議の概況

- ① 平成16年度一般会計補正予算 (第1号)
平成16年度特別会計補正予算 (特第1号)
平成16年度政府関係機関補正予算 (機第1号)

○ 補正予算の概要

本補正予算は、相次ぐ台風や新潟県中越地震等の被災地における災害対策費等を主な内容とするもので、平成17年1月21日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

一般会計予算においては、歳出について、災害対策費の追加等を行うとともに、国債整理基金特別会計への繰入れ及び地方交付税交付金等を計上する一方、既定経費の節減等を行い、歳入については、国債を増発すること

なく、税収等の増加を見込むとともに、前年度剰余金受入れ等を計上している。

この結果、補正後の平成16年度一般会計予算の総額は、当初予算に対し、歳入歳出とも、4兆7,678億円増加して、86兆8,787億円となっている。

特別会計予算においては、道路整備特別会計、治水特別会計など18特別会計について、所要の補正を行っている。

政府関係機関予算においては、中小企業金融公庫について、所要の補正を行っている。

○ 審議経過

衆議院予算委員会においては、1月26日、谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月27日には基本的質疑を行い、翌28日には午前中に基本的質疑、午後に締めくくり質疑を行い、質疑は終局した。

主な質疑事項は、新潟県中越地震や台風などの災害復旧や防災対策、被災者生活再建支援法の対象拡大、スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害への支援、財政健全化・定率減税の縮減などの財政問題、社会保障制度改革の在り方、三位一体改革、郵政民営化問題、政治資金問題、NHK番組改編問題、在日米軍再編問題等であった。

質疑終局後、討論、採決を行い、本補正予算は全会一致で可決された。同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、全会一致で可決、参議院に送付された。

参議院予算委員会においては、1月26日、谷垣財務大臣から趣旨説明を聴取し、同月31日及び2月1日の2日間質疑を行った。同日、質疑を終局した後、採決の結果、全会一致で可決された。同日に開かれた本会議においても、採決の結果、全会一致で可決され、本補正予算は成立した。

② 平成17年度一般会計予算 平成17年度特別会計予算 平成17年度政府関係機関予算

○ 予算の概要

我が国経済は、引き続き民間需要を中心に緩やかな回復を続けると見込まれている。しかし、デフレ傾向は緩やかながらも依然継続しており、その脱却を確実なものとするのが望まれる。一方、我が国財政は、17年度末の公債残高が約538兆円に達する見込みであり、非常に厳しい状況にある。

このような状況下、平成17年度予算は、歳出改革を一層推進し、一般会計歳出及び一般歳出の水準について、実質的に前年度の水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持・強化するとの基本的考え方に立って編成され、平成17年1月21日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

一般会計予算の規模は、82兆1,829億円で、16年度当初予算額に対して、720億円(0.1%)の増加となっている。

歳出については、国債費及び地方交付税交

付金等の経費を除いた、いわゆる一般歳出の規模は47兆2,829億円であり、16年度当初予算額に対して、3,491億円(▲0.7%)の減少となっている。

歳出の主な内容は、次のとおりである。

ア 社会保障関係費については、介護保険について、年金給付との重複の是正や在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から施設における給付の見直しを行う等とし、16年度当初予算額に対して、2.9%増の20兆3,808億円を計上している。

イ 公共事業関係費については、全体として抑制しつつ、投資効果の高い事業への一層の重点化を図る等とし、16年度当初予算額に対して、3.6%減の7兆5,310億円を計上している。このほか、産業投資特別会計社会資本整備勘定において、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」(昭

和 62 年法律第 86 号) に基づき貸付けを受けて実施される公共的建設事業として 540 億円を計上しており、これを加えた公共事業関係費は 7 兆 5,851 億円となっている。その他施設費については、16 年度当初予算額に対して 7.3%減の 7,409 億円を計上しており、公共事業関係費と合わせた公共投資関係費は 8 兆 3,260 億円となっている。

ウ 文教及び科学振興費については、義務教育費国庫負担金について、国と地方のいわゆる「三位一体の改革」に関する平成 17 年度の暫定措置を講じるとともに、教育・研究の質的向上を目指した改革を進める等とし、16 年度当初予算額に対して、6.7%減の 5 兆 7,235 億円を計上している。

エ 防衛関係費については、効率的で節度ある防衛力整備を行うとともに、新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を踏まえ、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威への対応等に重点化を図る等とし、16 年度当初予算額に対して、1.0%減の 4 兆 8,564 億円を計上している。

オ 経済協力費については、戦略的かつ効率的な援助の実施に必要な経費を確保しつつ、ODA 大綱に基づき援助の重点化を推進する等とし、16 年度当初予算額に対して、3.7%減の 7,404 億円を計上している。

カ 中小企業対策費については、新事業への挑戦や経営革新の推進を図るとともに、円滑な資金供給を確保するための公的信用補完の基盤強化を行う等とし、16 年度当初予算額に対して、0.5%減の 1,730 億円を計上している。

キ 国債費については、一般会計の負担に属する国債及び借入金の償還、国債及び借入金の利子等の支払いに必要な経費と、これらの事務取扱いに必要な経費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるものとして、16 年度当初予算額に対して、5.0%増の 18 兆 4,422 億円を計上している。

ク 地方財政については、国庫補助負担金について、税源移譲に結びつく改革のほか、スリム化を図りつつ、地方交付税について、地方歳出の見直しを行い、一般会計におけ

る総額を抑制すると同時に、地方に配分される総額について、前年度と同規模を確保することとしており、一般会計の地方交付税交付金等として、16 年度当初予算額に対して、2.5%減の 16 兆 889 億円を計上している。

なお、交付税及び譲与税配付金特別会計から平成 17 年度に地方団体に交付する地方交付税交付金及び地方特例交付金の総額は、16 年度当初予算額に対して、2.4%増の 18 兆 4,159 億円となっている。

歳入については、租税及印紙収入は、定率減税の縮減、住宅税制の拡充等の税制改正等を織り込み、16 年度当初予算額に対して、5.4%増の 44 兆 70 億円となっている。その他収入については、16 年度当初予算額に対して、0.3%増の 3 兆 7,859 億円が見込まれている。

公債発行額については、16 年度当初予算額に対して、6.0%減の 34 兆 3,900 億円を予定しており、公債依存度は 41.8%となっている。

特別会計及び政府関係機関予算についても、事務事業の見直し等による事業の重点化等の視点からの改革を図ることとしている。特別会計の歳出総額は 411 兆 9,442 億円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は 205 兆 1,610 億円となっている。特別会計の数は、31 であり、政府関係機関の数は 8 である。

財政投融资計画については、全ての財投事業について財務の健全性等の総点検を行い、住宅金融公庫について、民間で取組んでいる直接融資を廃止する等、財投事業の健全性の確保を図ることとしている。その規模は、16 年度計画に対して、16.3%減の 17 兆 1,518 億円となっている。

○ 審議経過

平成 17 年 1 月 21 日、衆・参両院の本会議において小泉内閣総理大臣の施政方針演説、谷垣財務大臣の財政演説等政府 4 演説が行われ、これに対する各党の代表質問は、同月 24 日から 3 日間、衆・参両院の本会議で行われた。

衆議院予算委員会においては、同月 28 日、

谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

補正予算の成立後、速やかに平成17年度総予算の質疑に入ることを求めた与党に対し、野党は、日本歯科医師連盟（日歯連）の政治献金問題をめぐって橋本元首相ら6人の証人喚問を要求し、平成17年度総予算の質疑に入る前にその取扱いを含めた方向性を明確にするよう求めていた。この問題については、参議院で補正予算案審議中の2月1日に、理事会、与野党国会対間の協議が断続的に行われ、その結果、甘利委員長が「政治と資金に関する諸問題については、これまでの与野党間の協議と今後の集中的な審議の経過を踏まえ、お互いに誠意をもって協議・検討し対応する」旨の委員長見解を示し、同月2日から平成17年度総予算の質疑に入ることで合意した。

同日から4日までの3日間、基本的質疑を行った。

2月2日の委員会においては、社会経済情勢と平成17年度予算、経済政策及び中小企業の景況、民主党予算案、郵政民営化問題、農産物輸出の今後の方針等農業活性化策、国民議会選挙後のイラク問題、拉致問題の解決に向けた取組等北朝鮮問題、政党助成金及び政治資金問題、山梨県教職員組合の政治的活動、選挙違反と政治家の責任等について、質疑が行われた。

同月3日の委員会では、現在の経済情勢下での増税の是非、金融緩和政策の解除等日銀の金融政策、不良債権処理問題、偽造キャッシュカード問題と銀行の責任、長時間労働等雇用問題、私学助成制度、日本道路公団改革、個人住宅再建への公的支援の必要性、フィブリノゲン製剤問題、政治資金問題等について、質疑が行われた。

同月4日の委員会では、小泉内閣の経済政策及び地方の景気・経済、教育問題、郵政民営化問題、安保理常任理事国入りに向けた政府の方針、地球環境保全問題、中国及び台湾をめぐると諸問題、国民議会選挙の正当性等イラク問題、組織犯罪対策強化等治安対策、性犯罪者の情報把握、政治資金問題、検察庁の調査活動費等について、質疑が行われた。

基本的質疑の中でも、野党は日歯連の政治

献金問題について関係者の証人喚問を要求し、今後の委員会開会日程と関連してその取扱いが問題となった。野党は、一般的質疑に入る前に証人喚問を行うよう要求したが、協議の結果、2月7日から一般的質疑に入ることと、同月8日に政治資金等について集中審議を行うことで合意した。

2月7日は一般的質疑が行われ、財政再建問題、特別会計改革の現状、定率減税縮減の是非、事業者の年金保険料負担の適正水準等年金問題、郵政改革と国債管理政策、変異型ヤコブ病及びBSE問題、北朝鮮への経済制裁、米軍再編に関する日米協議の現状及び今後の見通し、政治資金問題、都道府県警察の不正経理問題等について、質疑が行われた。

2月8日には、小泉内閣総理大臣も出席して政治資金等について集中審議が行われ、日歯連による政治献金問題、自由党の政党交付金使途等報告書及び民主党の政治資金収支報告書、杉浦内閣官房副長官の政治資金収支報告書訂正問題、自民党の政治活動費の取扱い、公共事業受注企業からの政治献金の是非、政治資金規正法改正問題、公益法人と政治団体の在り方、山梨県教職員組合問題、選挙活動へのインターネットの活用、戸別訪問の解禁の是非等について、質疑が行われた。

同日の質疑を受けて、野党は改めて証人喚問を要求し、協議は平行線となり、委員長の判断で2月9日の委員会が設定された。翌9日は断続的に理事会を開いて協議したが、野党は橋本元首相らの証人喚問の実現の確約が得られないとして委員会を欠席した。そのため、同日の委員会は与党のみで一般的質疑が行われ、不良債権の処理状況及び金融検査マニュアルの必要性、地域において郵便局が果たしている役割、震災復興行政の整備の必要性、改正油濁損害賠償保障法の地域経済への影響、地方自治体の職員厚遇問題、北朝鮮に対する経済制裁等について、質疑が行われた。

翌10日も、野党は委員会の審議に応じず、与党のみで一般的質疑を行い、財政構造改革と平成17年度予算等、「芸南地域再生プラン」の評価、首都直下型地震等における防災対策等について、質疑が行われた。

同日の委員会の後、断続的に理事会を開き、同日に北朝鮮が6か国協議の無期限中断や核兵器の保有などの声明を行ったことを受けて、外交問題等について集中審議を行うこと等と与野党が合意した。

これを受け、同月14日には、小泉内閣総理大臣も出席して外交・経済について集中審議が行われ、核兵器保有等に言及した北朝鮮声明の意図及び我が国の対応、北朝鮮の核開発と核拡散、北朝鮮政権内部の状況、拉致問題への対応及び北朝鮮への経済制裁の是非、脱北者問題、イラク国民議会選挙の評価、東アジア共同体構想、日中関係改善の必要性、ブッシュ政権2期目の外交政策、米軍再編と沖縄の負担軽減策等について、質疑が行われた。

同日の委員会の後、日歯連の政治献金問題をめぐる証人喚問問題について、与野党の国対間で協議が行われ、「証人喚問等については、これまでの与野党間の協議と今後の審議の経過を踏まえ、予算成立までの間、お互いの誠意を持って協議し、今国会での措置について結論を得るよう努力する」旨合意し、野党は同月15日以降の審議に応じることにした。

2月15日から18日までは一般的質疑が行われた。

同月15日の委員会では、定率減税の廃止縮減問題、社会保障制度改革、年金積立金の運用状況及び今後の取扱い、国立大学法人の授業料標準額改定問題、独占禁止法改正等経済規正法と司法の改革、日本道路公団改革、北方領土問題等日露関係の今後の在り方、公正証書制度の在り方、寝屋川市立中央小学校教職員殺傷事件、社会保険庁監修料問題等について、質疑が行われた。

同月16日の委員会では、介護保険制度改革の概要、中小企業支援策、法定外税問題、郵政民営化問題、京都議定書発効及び削減目標達成の見通し、北朝鮮核問題、米軍再編と沖縄基地問題、北方領土等の我が国周辺の領土問題、大陸棚画定問題、杉浦内閣官房副長官の政治資金収支報告書訂正問題等について、質疑が行われた。

同月17日の委員会では、特別会計の見直し、財政投融资制度改革における政府系金融機関

の役割、小泉内閣発足後の景気・経済動向、三位一体の改革、市町村合併の進捗状況等、郵政民営化問題、原料資源の安定確保等経済安全保障、観光立国政策、BSE問題、サービス残業問題等について、質疑が行われた。

同月18日の委員会では、年金改革、中小企業金融、経済連携協定(EPA)及び自由貿易協定(FTA)の取組、西武鉄道等による有価証券報告書虚偽記載問題、ライブドアによる企業買収活動、国際熱核融合実験炉(ITER)及び高速増殖原型炉「もんじゅ」の状況等、環境教育等環境行政、高齢者虐待の現状及び防止策、障害者自立支援法案、警察不正経理問題等について、質疑が行われた。

2月21日には、社会保障について集中審議が行われ、社会保障制度の一体的見直しの必要性、社会保障と財政運営の関係、雇用形態の多様化と社会保障、年金一元化等年金制度改革、給付と負担の世代間格差、平成16年の年金制度改革のポイント及び評価、年金改革における政治の責任及び政治主導の必要性、年金の空洞化問題、社会保険庁改革、介護保険制度改革等について、質疑が行われた。

2月22日には、一般的質疑が行われ、中東和平に向けた我が国の役割、北方領土問題、プライマリーバランス黒字化の道筋、スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害への援助及び日本人被災者への対応、定率減税縮減の影響、金融機関等による個人向け債権の回収における問題点、BSE問題、農山漁村の活性化、少子化と男女平等、嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置等について、質疑が行われた。

2月23日及び24日の午前中、公聴会を開会した。

この間、野党は引き続き証人喚問を要求するとともに、2月23日の理事会において、政治の信頼確保のための委員会決議を行うことを要求した。この件については、翌24日、理事会の申し合せとして「政治の信頼確保に関する申し合せ」を行い、各党の国対委員長に申し入れることとなった。

2月24日の午後は、一般的質疑が行われ、社会保険庁の年金の給付誤り、年金資金運用

基金、整理回収機構（RCC）の取立ての実態等、ライブドアによる企業買収活動、司法制度改革における法曹養成、日米安全保障協議委員会（2プラス2）、日韓国交正常化交渉に関する外交文書の公開、沖縄国際大学における在沖米軍ヘリコプター墜落事故、日本歯科医師連盟の政治献金問題、NHK番組改編問題等について、質疑が行われた。

2月25日及び28日、分科会を開会した。

3月1日の午前中には、小泉内閣総理大臣も出席して三位一体その他内政問題について集中審議が行われ、社会保障制度改革、国庫補助負担金の改革、経済見通しと定率減税の縮減、年金の抜本改革を先行して議論する必要性、北方領土問題等外交問題等について、質疑が行われた。

同日の午後は、一般的質疑が行われ、郵政民営化問題、保険金不払い問題、新防衛大綱、普天間飛行場移設問題、かかりつけ歯科医初診料要件緩和の必要性、ニッポン放送株取得問題等について、質疑が行われた。

3月2日には、締めくくり質疑が行われ、日本銀行の景気の現状認識及び中長期的な金利政策、義務教育費国庫負担制度の在り方、外資系企業による日本企業買収・投資問題、エネルギー政策、郵政民営化、日米安全保障協議委員会（2プラス2）、米国産牛肉輸入再開問題、司法改革、戦没者遺骨収集事業、政治資金問題等について質疑があり、平成17年度予算3案の質疑は終局した。

平成17年度予算審査における質疑・答弁の主なものは次のとおりである。

第1に、**財政経済政策**について、「景気の実態についての認識はどう思っているか」という趣旨の質疑に対し、小泉内閣総理大臣から「我が国の経済状況の実態は緩やかな回復基調にある。踊り場という表現を使っているが、これは階段を上がるときに、平らな地域があるところであり、そういう状況にある。だから決して楽観は許されないという状況にあるが、現時の失業率、有効求人倍率、倒産件数、あるいは実質成長率・名目成長率にしても、経済指標は低下するという傾向にはない。日

本の経済状況は、輸出の主要相手国であるアメリカや中国の経済も、それほど悲観するような状況にはないことを見ると、この踊り場の状況が、私は、下に下がるのではなく、やはり上に上がる状況の段階の踊り場ではないかと判断している」旨の答弁があった。

また、「平成17年度予算の編成の前提は何か」との趣旨の質疑に対し、谷垣財務大臣から「現在、我が国は先進国の中で最も悪い財政状況と言わざるを得ない状態である。その中で財政運営と財政再建をどうしていくかということである。これから人口が減っていく中で、限られた資金を政府ばかりが使うようなことではいけないので、やはり、政府をきちんとスリムにしていき、必要な資金が民間に流れていくようにしなくてはならない。それは、財政改革の1つの目標である。もう1つは、これだけ国債残高があると、それをしっかり是正していくという意思が表れないと、財政に対する信認が崩れてしまうということである。それから3番目の問題として、後の世代にツケを先送りしているかどうか、世代間の公平という問題があると思う。プライマリーバランスの回復ということがよく言われるが、要は、その年にいただいた予算でその年の政策を打っていく、ツケを先送りしないようにするということである。この3つの観点を総合的に勘案して我が国が立てているのは2010年代初頭にプライマリーバランスを回復する、後の世代にツケ先送りしないような体質に持っていこう、ということである。それをどうするかというと、まず歳出構造を大きく見直すことは当然である。ただ、こういう作業をいくらやっても高齢化等でどうしても歳出は増えていくということがあるので、歳出カットだけでは限界があるだろうと思う。そうすると、どうしても税ということになるが、単に歳入をどれだけ取るかということだけではなく、これからの人口構造やグローバル化を踏まえて日本の成長を支えられるものになるかどうか、そういう形で税制改革をしながら、あわせて歳入歳出両面からの財政の規律を作っていかなければならないだろうと思っている」旨の答弁があった。

また、定率減税の縮減・廃止などの国民負担増による影響についての小泉内閣総理大臣の認識を問われたのに対し、「定率減税については、2分の1の縮減ということであり、17年度は1,800億円の増税に抑えており、景気に配慮している。それ以降は、今年の秋以降に経済全体、財政全体を見て決めるものである。確かに景気は厳しい状況であるが、できるだけ景気に配慮しながらも、財政状況の健全化というものを考えていかなければならない難しい局面に来ているということも理解していただきたい」旨の答弁があった。

また、三位一体の改革についての質疑に対し、小泉内閣総理大臣から「補助金を16年度に約1兆円削減し、17年度、18年度で3兆円を削減しようということ、地方6団体が、非常に難しい意見の調整をされてまとめられた。それを真摯に受け止めてやってきて、今後、17、18年度、実際この補助金削減なり税源移譲なりをしてみて、地方がどういう形でこの裁量権を拡大していくか、またそれぞれの移譲された権限というものを活用していくかということについて、6団体の代表の方々はそれぞれ評価していただいている。それであるから、17、18年度の状況を見て、19年度以降、さらに地方における裁量権を拡大する方向で検討していく必要があると思っている」旨の答弁があった。

第2に、**郵政民営化**について、小泉内閣総理大臣の考え方を問われたのに対し、「簡単に言えば、民間にできることは民間にやらせた方がいいということである。郵政3事業は、役人でなくても、役所でなくてもできる仕事であると思っている。なおかつ、郵貯・簡保で集めた資金、これがいろいろ特殊法人に使われているが、その間、財政投融资制度というのがあった。集める部分と使う部分が違うことから採算を考えない。採算がとれなかった場合、どういう負担が出てきて、それを誰が返すのかということころがはっきりしないなどの問題が出てくる。私は、この郵政の改革は、財投の改革、特殊法人の改革を考える場合に不可欠だと考えて、かねがね郵政民営化の必要性を説いてきた。ぜひともこの郵政民

営化を実現させ、今まで非効率な部分に使われた郵貯・簡保の資金を民間の分野に流していけば、より効率的な使われ方がされるのではないか。ひいては、それが経済の活性化にも繋がっていくのではないか。民間にできることは民間にという総論賛成を各論まで進めていく改革が必要ではないかということである」旨の答弁があった。

第3に、**政治資金問題**について、小泉内閣総理大臣の考え方を問われたのに対し、「政治と政治資金、これは表裏一体というか、政治活動は、政治資金なくして行えないものである。これについて、政治資金というのは国民から拠出していただかないと、健全な政党は生まれません。税金だけで政治活動を賄うことは無理である。では、どのように政治資金を調達するか、そして使用するかという点についてであるが、規制も大事である。政治活動の自由を保障することも大事である。今後とも与野党胸襟を開いて充分議論していただきたい。そして、現実にはどのような事項を収支報告書に記載すべきか、また、記載する必要がないかの点についても、規制と自由活動を保障するという、両面から冷静に慎重に考えてほしい」旨の答弁があった。

第4に、**北朝鮮問題**について、2月10日に北朝鮮が6者協議参加の無期限中断、核兵器保有等の声明を行ったことについて、小泉内閣総理大臣の考え方を問われたのに対し、「北朝鮮側はアメリカとの会談でみずからの体制の安全を確認したいということは言えると思う。しかしながら、アメリカはもとより平和的解決を望んでいるということをブッシュ大統領ははっきり表明している。これについていろいろ推測する人がいるが、アメリカは、イラクに対する対応と、北朝鮮に対するものとは違うということ、ブッシュ大統領と私の幾たびかの会談で確認している。だからこそ、外交的、平和的解決をするためにも6者協議の場が重要であり、それを北朝鮮側も重視して活用するように、お互い働きかけようということ、今でも一致しているわけである。一番大事なことは、6者協議の場ができていくわけであるから、その場でまず北朝

鮮と、日本も含めた関係5カ国がよく協議していく。そういう中で、日本側としては、北朝鮮と日本の関係のみならず、核の廃棄の問題は米中韓露も大きな関心を持っているわけであるから、この核の廃棄の問題と安全保障の問題は、北朝鮮側は、アメリカとの関係を重視しているが、むしろ6者協議の場でその問題をしっかりさせた方が北朝鮮側にとっても大きな利益があるのではないかと思っている」旨の答弁があった。

第5に、**社会保障問題**について、社会保障制度の一体的見直しの必要性についての質疑に対し、尾辻厚生労働大臣から、「急速な少子高齢化が進む中で、社会保障制度を持続可能なものとし、国民の将来に対する不安を解消していくためには、年金、医療、介護、生活保護など社会保障全般について一体的に見直すことが必要であることは言うまでもない。その一体的な見直しの具体的な内容については、今現在、社会保障の在り方に関する懇談会において幅広く議論をしてもらっているところである。年金と機能が重複する介護施設のホテルコストの調整だとか高齢者の社会的入院の解消に向けた医療と介護の役割分担といったこととか、そうした制度相互間の調整を議論してもらいたいと考えているところである」旨の答弁があった。

なお、3月1日の集中審議において、年金一元化の議論を先行させることに「異論はない」旨の小泉内閣総理大臣の答弁を一つの契機に、与野党の社会保障制度改革に関する協議が始まることとなった。

3月2日の締めくくり質疑終局後、日本共産党から提出された「平成17年度一般会計予算、平成17年度特別会計予算及び平成17年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求める動議」について趣旨の説明を聴取し、討論、採決の結果、動議は否決され、平成17年度予算3案はいずれも原案のとおり可決された。

同日の本会議において、討論の後、記名投票による採決の結果、賛成 281、反対 187 で平成 17 年度予算 3 案は可決され、参議院に送

付された。

参議院の予算委員会は、2月1日に谷垣財務大臣から平成 17 年度予算 3 案の趣旨説明を聴取し、3月3日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑、集中審議、公聴会、委嘱審査、締めくくり質疑を行い、同月 23 日に質疑を終局した後、討論、採決の結果、平成 17 年度予算 3 案は賛成多数で可決した。同日の本会議においても、討論の後、記名投票による採決の結果、賛成 135、反対 101 で平成 17 年度予算 3 案は可決、成立した。

(予算通過後の主な動き)

4月に入り、中国において反日デモによる騒動が拡大し、それに伴い日本大使館や日系企業も被害を受け、外交問題となっていた。

5月16日、小泉内閣総理大臣も出席して外交等について集中審議が行われ、日本の外交及び安全保障の基本方針、日中・日韓関係の現状認識、小泉総理の靖国神社参拝、日中の歴史認識及び共同研究、反日デモの日本企業・経済への影響、国連常任理事国入りに向けた政府の取組、在日米軍再編協議中の辺野古ボーリング調査作業停止の必要性、JR西日本福知山線列車脱線事故の原因及び対策、鉄道事業の監督及び安全確保対策の必要性、郵政民営化問題等について、質疑が行われた。審議の中で、日中・日韓関係の現状認識について、小泉内閣総理大臣は、「中国、韓国との関係は、近年ますます交流も深まり、経済関係も相互依存体制が強まり、お互いの交流を深めてきたと思う。しかしながら、ここに来て反日感情が強くなってきた。これに対して、お互い自制的な対応をとりつつ、過去の経緯も踏まえて、未来に向かって友好関係を発展させていかなければならないという認識は共通している」旨答弁した。

6月2日、小泉内閣総理大臣も出席して経済・外交・郵政について集中審議が行われ、日本銀行の金融政策、若年失業者及び生活保護問題、靖国神社参拝問題、極東軍事裁判及びA級戦犯についての認識、日中・日韓関係、国連安保理常任理事国入り問題、郵政民営化問題、年金一元化問題、社会保険庁改革等に

ついて、質疑が行われた。審議の中で、郵政民営化を行う意義について、小泉内閣総理大臣は、「国民の利便の向上、そして経済の活性化、行政改革、財政改革、そして物流改革等、広い分野にこの郵政民営化は資すると考えている」旨答弁した。また、総理の靖国神社参拝が日中関係に緊張感を与えているとの指摘について、小泉内閣総理大臣は、「靖国参拝に

対して意見の相違はある。しかし、全般的な日中関係を考えると、今までになく日中経済の交流は深まっており、交流も拡大している」、「日中全体の友好関係というものを考えれば、そういう意見の一部の対立を乗り越えて、日中友好関係の重要性をお互いが認識すべきだと思っている」旨答弁した。

《議案審査一覧》

予 算

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		備 考
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
平成16年度一般会計補正予算 (第1号) 平成16年度特別会計補正予算 (特第1号) 平成16年度政府関係機関補正 予算 (機第1号)	17. 1. 21		1. 21	1. 27 1. 28	1. 28 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	1. 28 可決	予算 2. 1 可決	2. 1 可決	
平成17年度一般会計予算 平成17年度特別会計予算 平成17年度政府関係機関予算	17. 1. 21		1. 21	2. 2 2. 3 2. 4 2. 7 (趣) 2. 10 2. 14 (趣) 2. 18 2. 21 2. 22 2. 23(議) 2. 24(議) 2. 24 2. 25(分) 2. 28(分) 3. 1 3. 2	3. 2 可決(多) (賛・自民・公明) (反・民主・共産・ 社民)	3. 2 可決	予算 3. 23 可決	3. 23 可決	

(3) 分科会・公聴会

① 分科会

分 科 会	所 管	設置年月日	構 成	開会年月日
第1分科会	皇室費、国会、裁判所、会計検査院、 内閣及び内閣府所管並びに他の分 科会の所管以外の事項	平成17. 2. 22	分科員6人	平成17. 2. 25
				平成17. 2. 28

第2分科会	総務省所管	平成17. 2. 22	分科員6人	平成17. 2. 25
				平成17. 2. 28
第3分科会	法務省、外務省及び財務省所管	平成17. 2. 22	分科員6人	平成17. 2. 25
				平成17. 2. 28
第4分科会	文部科学省所管	平成17. 2. 22	分科員6人	平成17. 2. 25
				平成17. 2. 28
第5分科会	厚生労働省所管	平成17. 2. 22	分科員7人	平成17. 2. 25
				平成17. 2. 28
第6分科会	農林水産省及び環境省所管	平成17. 2. 22	分科員6人	平成17. 2. 25
				平成17. 2. 28
第7分科会	経済産業省所管	平成17. 2. 22	分科員7人	平成17. 2. 25
				平成17. 2. 28
第8分科会	国土交通省所管	平成17. 2. 22	分科員6人	平成17. 2. 25
				平成17. 2. 28

② 公聴会

開会承認要求 年 月 日	承認年月日	公聴会を開いた議案	意見を聞いた問題	開会年月日
平成17. 2. 16	平成17. 2. 16	平成17年度一般会計予算 平成17年度特別会計予算 平成17年度政府関係機関予算	平成17年度総予算について	平成17. 2. 23
				平成17. 2. 24

(4) 公述人・参考人

① 公述人

出頭年月日	職 業	氏 名	意見を聞いた問題
平成17. 2. 23	東京大学大学院経済学研究科 教授	井堀 利宏君	平成17年度総予算について
	前岐阜県知事・前全国知事会 長	梶原 拓君	
	神戸大学都市安全研究センタ ー教授	石橋 克彦君	

平成17. 2. 23	東京学芸大学教育学部教授	山田 昌弘君	平成17年度総予算について
	東京大学東洋文化研究所教授	田中 明彦君	
	暮らしと経済研究室	山家 悠紀夫君	
	株式会社ニッセイ基礎研究所 上席主任研究員	武石 恵美子君	
	埼玉大学経済学部教授	伊藤 修君	
平成17. 2. 24	東京大学社会科学研究所教授	河合 正弘君	
	日本労働組合総連合会副事務 局長	久保田 泰雄君	
	BNPパリバ証券会社経済調 査部長チーフエコノミスト	河野 龍太郎君	
	独立行政法人日本貿易振興機 構アジア経済研究所参事	酒井 啓子君	

② 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 1. 27	日本銀行総裁	福井 俊彦君	平成16年度一般会計補正予算（第1号） 平成16年度特別会計補正予算（特第1号） 平成16年度政府関係機関補正予算（機第1号）
平成 17. 1. 28	日本銀行総裁	福井 俊彦君	
平成 17. 2. 3	日本道路公団総裁	近藤 剛君	
	日本銀行総裁	福井 俊彦君	
平成 17. 2. 4	日本道路公団総裁	近藤 剛君	平成17年度一般会計予算 平成17年度特別会計予算 平成17年度政府関係機関予算
	日本銀行副総裁	武藤 敏郎君	
平成 17. 2. 7	日本銀行総裁	福井 俊彦君	
平成 17. 2. 15	日本道路公団総裁	近藤 剛君	
	金融庁証券取引等監視委員会 委員長	高橋 武生君	
	独立行政法人都市再生機構理 事	河崎 広二君	
	日本銀行総裁	福井 俊彦君	

平成 17. 2. 17	日本道路公団総裁	近藤 剛君	平成17年度一般会計予算 平成17年度特別会計予算 平成17年度政府関係機関予算
	食品安全委員会委員長	寺田 雅昭君	
平成 17. 2. 22	食品安全委員会委員長代理	寺尾 允男君	
平成 17. 2. 24	日本銀行総裁	福井 俊彦君	
	預金保険機構理事長	永田 俊一君	
平成 17. 3. 1	日本郵政公社総裁	生田 正治君	
	日本銀行総裁	福井 俊彦君	
平成 17. 3. 2	日本銀行総裁	福井 俊彦君	
平成 17. 5. 16	西日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長	垣内 剛君	予算の実施状況に関する件（外交等）
	西日本旅客鉄道株式会社代表取締役専務取締役鉄道本部長	徳岡 研三君	
	航空・鉄道事故調査委員会委員	佐藤 泰生君	
平成 17. 6. 2	日本銀行総裁	福井 俊彦君	予算の実施状況に関する件（経済・外交・郵政）
	日本郵政公社総裁	生田 正治君	

（第 1 分科会）

平成17. 2. 28	原子力安全委員会委員長	松浦 祥次郎君	平成17年度一般会計予算 平成17年度特別会計予算 平成17年度政府関係機関予算 〔内閣及び内閣府所管（内閣府本府）〕
-------------	-------------	---------	--

（第 2 分科会）

平成17. 2. 28	日本郵政公社理事	広瀬 俊一郎君	平成17年度一般会計予算 平成17年度特別会計予算 平成17年度政府関係機関予算 (総務省所管)
	日本放送協会理事	中山 壮介君	
	日本放送協会理事	野島 直樹君	

(第3分科会)

平成17. 2. 28	国家公務員共済組合連合会理事 長	寺村 信行君	平成17年度一般会計予算 平成17年度特別会計予算 平成17年度政府関係機関予算 (財務省所管)
-------------	---------------------	--------	---

(第7分科会)

平成17. 2. 25	預金保険機構理事長	永田 俊一君	平成17年度一般会計予算 平成17年度特別会計予算
平成17. 2. 28	独立行政法人都市再生機構理事	田中 久幸君	平成17年度政府関係機関予算 (経済産業省所管)

(第8分科会)

平成17. 2. 28	独立行政法人都市再生機構理事	田中 久幸君	平成17年度一般会計予算 平成17年度特別会計予算 平成17年度政府関係機関予算 (国土交通省所管)
-------------	----------------	--------	---

(5) 視察

視察年月日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成17. 7. 20	神奈川県	予算の実施状況に関する実情調査 (地域経済及び中小企業並びに税関等の現状について)	12人

【第 163 回国会】

(1) 委員名簿 (50 人)

委員長	甘利	明君	自民				
理事	伊藤	公介君	自民	理事	金子	一義君	自民
理事	渡海	紀三朗君	自民	理事	松岡	利勝君	自民
理事	茂木	敏充君	自民	理事	山口	泰明君	自民
理事	細川	律夫君	民主	理事	松野	頼久君	民主
理事	石井	啓一君	公明		井上	喜一君	自民
	伊藤	信太郎君	自民		伊吹	文明君	自民
	石原	伸晃君	自民		臼井	日出男君	自民
	尾身	幸次君	自民		大島	理森君	自民
	岡本	芳郎君	自民		奥野	信亮君	自民
	亀井	善之君	自民		河村	建夫君	自民
	小杉	隆君	自民		坂本	剛二君	自民
	園田	博之君	自民		田中	和徳君	自民
	高市	早苗君	自民		玉沢	徳一郎君	自民
	中馬	弘毅君	自民		津島	雄二君	自民
	根本	匠君	自民		深谷	隆司君	自民
	二田	孝治君	自民		船田	元君	自民
	山本	幸三君	自民		小川	淳也君	民主
	大串	博志君	民主		岡田	克也君	民主
	加藤	公一君	民主		北神	圭朗君	民主
	笹木	竜三君	民主		原口	一博君	民主
	伴野	豊君	民主		古川	元久君	民主
	馬淵	澄夫君	民主		坂口	力君	公明
	田端	正広君	公明		佐々木	憲昭君	共産
	阿部	知子君	社民		糸川	正晃君	国民
	徳田	毅君	無				

(平成 17. 10. 30 現在)

※ 11 月 1 日 (会期終了日)、委員長甘利明君の委員長辞任が許可され、大島理森君が委員長に選任された。

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。質疑の主な内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 特別会計の見直し等行財政改革

- ・ 年金の一元化等社会保障制度改革
- ・ 郵政民営化問題
- ・ 少子・高齢化対策の充実
- ・ アスベスト問題に対する政府の対応及び今後の対策
- ・ 定率減税の廃止
- ・ 在日米軍再編問題
- ・ 道路公団民営化問題

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 9. 30	日本道路公団総裁	近藤 剛君	予算の実施状況に関する件
平成17. 10. 3	日本銀行総裁	福井 俊彦君	

(5) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院北アフリカ及び 欧州各国政治経済事情 等調査議員団	(閉会中) 平成17. 11. 28 ～ 12. 6	チュニジア、モロッ コ、スペイン	北アフリカ及び欧州各国における 政治経済事情等調査のため	6人

15 決算行政監視委員会

【第162回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	細川	律夫君	民主				
理事	後藤	茂之君	自民	理事	菅	義偉君	自民
理事	鈴木	恒夫君	自民	理事	津島	恭一君	自民
理事	長浜	博行君	民主	理事	前田	雄吉君	民主
理事	松本	龍君	民主	理事	山名	靖英君	公明
	井上	喜一君	自民		石田	真敏君	自民
	今村	雅弘君	自民		遠藤	武彦君	自民
	大野	松茂君	自民		斉藤	斗志二君	自民
	柴山	昌彦君	自民		谷川	弥一君	自民
	中山	泰秀君	自民		橋本	龍太郎君	自民
	平沼	赳夫君	自民		福井	照君	自民
	藤井	孝男君	自民		増田	敏男君	自民
	武藤	嘉文君	自民		山崎	拓君	自民
	山本	拓君	自民		石田	勝之君	民主
	内山	晃君	民主		岡島	一正君	民主
	岡本	充功君	民主		加藤	尚彦君	民主
	河村	たかし君	民主		末松	義規君	民主
	樽床	伸二君	民主		橋本	清仁君	民主
	松崎	哲久君	民主		東	順治君	公明
	古屋	範子君	公明		徳田	虎雄君	無

欠員1

(2) 議案審査等

付託された議案は、参議院提出法律案1件、決算等3件（継続審査）及び承諾を求めるの件6件（継続審査）で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 会計検査院法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第7号）

○ 要旨

会計検査の機能の強化及び活用を図るため、会計検査院の国等の締結する契約の多様化を踏まえた検査対象の拡大、会計検査の円滑な実施の担保及び会計検査院による国会等への報告時期の弾力化等所要の措置を講ずるもの

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

② 平成15年度一般会計歳入歳出決算

平成15年度特別会計歳入歳出決算

平成15年度国税収納金整理資金受払計算書

平成15年度政府関係機関決算書

○ 概要

平成 15 年度一般会計決算は、収納済歳入額は 85 兆 6,228 億円、支出済歳出額は 82 兆 4,159 億円であり、差引き 3 兆 2,068 億円の剰余金は、財政法第 41 条の規定により平成 16 年度一般会計歳入予算に繰り入れた。

平成 15 年度特別会計（32 会計）決算は、収納済歳入額の合計額は 385 兆 7,548 億円、支出済歳出額の合計額は 357 兆 6,913 億円である。

平成 15 年度国税収納金整理資金の収納済額は、52 兆 9,179 億円である。

平成 15 年度政府関係機関（9 機関）決算は、収入済額の合計額は 5 兆 4,330 億円、支出済額の合計額は 5 兆 2,055 億円である。

○ 主な質疑内容（②から④の 3 件について）

- ・ 少子高齢化に伴う社会保障の対応の仕方
- ・ 平成15年度決算検査報告に関して検査の体制、手法等の在り方及び再発防止の対策
- ・ 我が国の財政の現状と財政健全化の必要性
- ・ 介護保険に係る介護予防サービスの在り方と介護報酬の対象範囲
- ・ ODAの行政評価の在り方及びNGOと外務省との関係強化の必要性
- ・ JR西日本支社長方針の問題点と鉄道事業民営化に伴う影響
- ・ 外国人犯罪に伴う不法入国取締り、水際対策の強化及び再発防止の対策
- ・ 総理大臣の靖国神社参拝と新しい追悼施設の建設問題
- ・ 少子化の現状と子育て支援として税制面及び経済支援等総合対策の必要性

○ 分科会

○ 審査結果

議決案（決算行政監視委員長提出）のとおり議決

<議決案>

本院は、平成 15 年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

- 1 国の財政は、公債残高が累増しており、非常に厳しい状況である。まずは 2010 年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指し財政の健全化を図ることが重要な課題である。このため歳出の各分野について経費削減を着実に推進し、財政再建に取り組むべきである。また、特別会計についても、区分経理の必要性を吟味するなど厳しく見直すべきである。
- 2 最近の合計特殊出生率の低下にかんがみ、婚姻、出産、育児を容易にできる環境を着実に整備すべきである。子育て支援において、各地域における小児救急医療体制の整備充実をはじめ、次世代の育成に向けた積極的な施策を計画的に実施していくべきである。
- 3 高齢化の一層の進展に伴い、介護を受ける者の増加による介護保険給付費が増大する状況にある。このため、介護を予防重視に転換し、特に筋力向上運動の推進、地域に密着した予防拠点の整備を行い、また、介護予防サービスの普及を図るなど、介護サービス内容を見直し持続可能な介護保険制度を構築すべ

きである。

- 4 国の内外で大規模な地震の発生により国民生活に多大な影響を及ぼし、国民の防災に対する意識が高まっている。今後も大規模地震が想定される中、建物の耐震化、津波軽減対策等を推進するとともに、特に、災害時における「救命ライフラインシステム」を早急に整備し、人命を最優先とする総合的な地震対策に取り組むべきである。
 - 5 先般発生した列車脱線事故は、国民に不安を与え社会的信頼を著しく失墜させるものであり誠に遺憾である。公共交通機関は安全輸送が使命であり、安全確保、安全対策の検証を行い、鉄道事業者に対して事故防止対策の徹底を求め、再びこのような重大事故が起こることがないように万全を期すべきである。
 - 6 近年、犯罪情勢は急速に悪化し、特に外国人犯罪は増加傾向にあり、国民の生命や財産に重大な被害を及ぼす凶悪犯罪が後を絶たない状況にある。このため不法滞在者の取締りの強化、治安関係職員の増員及び国際捜査の体制整備、学校の安全確保のために万全を期する施策など、積極的、効果的な犯罪防止対策に取り組むべきである。
 - 7 地球温暖化対策の第一歩となる京都議定書の発効に伴い、我が国の数値約束達成のため、温室効果ガスの削減対策や森林吸収源対策をはじめ、京都メカニズムに係る対策とその裏付けとなる施策を推進すべきである。地球温暖化対策は、中長期にわたるため地球温暖化の科学的研究、技術・開発等、そのための社会的基盤の整備や広く啓発活動・環境教育を進めるべきである。
 - 8 政府開発援助（ODA）は、我が国の国際的立場にふさわしく、国際社会の平和と発展に貢献するため重要な政策である。この開発援助にあたり、二国間の関係、経済状況等を考慮して、経済資金協力については、政策評価を活用・検証して実施状況の改善、被援助国の真に必要な援助を展開するため、現地の非政府組織（NGO）との連携を強化し、有効な外交手段として、一層戦略性を高め効率的・効果的な援助を実施していくべきである。
- 二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

③ 平成 15 年度国有財産増減及び現在額総計算書

○ 概要

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産及びその他の財産である。

平成 15 年度中の国有財産の総増加額は 23 兆 8,599 億円、総減少額は 32 兆 5,623 億円であり、年度末の国有財産現在額は 102 兆 2,215 億円である。

○ 主な質疑内容

(②参照)

- 分科会
- 審査結果
是認

④ 平成 15 年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 概要

国有財産の無償貸付は、公園及び緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成 15 年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、1 兆 422 億円である。

- 主な質疑内容

(②参照)

- 分科会
- 審査結果
是認

⑤ 平成 15 年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 1）（承諾を求めるの件）（第 159 回国会、内閣提出）

- 概要

平成 15 年度一般会計予備費予算額 2,500 億円のうち、平成 15 年 4 月 22 日から平成 16 年 1 月 27 日までの間に使用を決定した「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費」等 16 件、計 1,189 億円について事後に承諾を求めるもの

- 主な質疑内容（⑤から⑩の 6 件について）

- ・ 平成 15 年度国立病院特別会計における退職手当の予備費使用
- ・ 予算の執行実績を翌年度予算に反映させる必要性

- 審査結果

承諾

⑥ 平成 15 年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 1）（承諾を求めるの件）（第 159 回国会、内閣提出）

- 概要

平成 15 年度特別会計予備費予算総額 2 兆 214 億円のうち、平成 15 年 12 月 9 日に使用を決定した「農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費」、110 億円について事後に承諾を求めるもの

- 主な質疑内容

(⑤参照)

- 審査結果
承諾

⑦ 平成 15 年度特別会計予算総則第 14 条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その 1）（承諾を求めるの件）（第 159 回国会、内閣提出）

- 概要

平成 15 年度特別会計予算総則第 14 条に基づき、平成 15 年 8 月 5 日及び 9 月 26 日に経費の増額を決定した「道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費

の増額」等4特別会計6件、計281億円について事後に承諾を求めるもの

- 主な質疑内容
(⑤参照)
- 審査結果
承諾

⑧ 平成15年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第159回国会、内閣提出)

- 概要
平成15年度一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成16年3月1日から30日までの間に使用を決定した「退職手当の不足を補うために必要な経費」等5件、計130億円について事後に承諾を求めるもの
- 主な質疑内容
(⑤参照)
- 審査結果
承諾

⑨ 平成15年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第159回国会、内閣提出)

- 概要
平成15年度特別会計予備費予算総額2兆214億円のうち、平成16年3月26日に使用を決定した「国立病院特別会計療養所勘定における退職手当の不足を補うために必要な経費」、1億円について事後に承諾を求めるもの
- 主な質疑内容
(⑤参照)
- 審査結果
承諾

⑩ 平成15年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第159回国会、内閣提出)

- 概要
平成15年度特別会計予算総則第14条に基づき、平成16年3月26日及び30日に経費の増額を決定した「国立病院特別会計療養所勘定における退職手当の不足を補うために必要な経費の増額」等2特別会計2件、計110億円について事後に承諾を求めるもの
- 主な質疑内容
(⑤参照)
- 審査結果
承諾

《議案審査等一覧》

参 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
会計検査院法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第7号）	参 17. 8. 2		8. 3		(審査未了)		決算 8. 2 成案・提出 決定	8. 3 可決	

決 算 等

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		備 考
		大 臣 発 言	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
平成15年度一般会計歳入歳出決算 平成15年度特別会計歳入歳出決算 平成15年度国税収納金整理資金受払計算書 平成15年度政府関係機関決算書	(16. 11. 19)		17. 1. 21 (16. 12. 3)	4. 13 4. 25(附) 4. 26(附) 5. 18 6. 22	6. 22 議決(多) (賛・自民・公明) (反・民主) (欠・徳田虎雄君)	6. 30 議決	決算 6. 7 是認	6. 8 是認	
平成15年度国有財産増減及び現在額総計算書	(16. 11. 19)		17. 1. 21 (16. 12. 3)	4. 13 4. 25(附) 4. 26(附) 5. 18 6. 22	6. 22 是認(多) (賛・自民・公明) (反・民主) (欠・徳田虎雄君)	6. 30 是認	決算 6. 7 是認	6. 8 是認	
平成15年度国有財産無償貸付状況総計算書	(16. 11. 19)		17. 1. 21 (16. 12. 3)	4. 13 4. 25(附) 4. 26(附) 5. 18 6. 22	6. 22 是認(多) (賛・自民・公明) (反・民主) (欠・徳田虎雄君)	6. 30 是認	決算 6. 7 是認	6. 8 是認	

承諾を求めるの件

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		備 考
		大 臣 発 言	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
平成15年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第159回国会、内閣提出）	(16. 3. 19)		17. 1. 21 (16. 12. 3)	4. 20 承諾(多) (賛・自民・公明) (反・民主) (欠・徳田虎雄君)	4. 20 承諾(多) (賛・自民・公明) (反・民主) (欠・徳田虎雄君)	4. 21 承諾	決算 5. 16 承諾	5. 18 承諾	
平成15年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第159回国会、内閣提出）	(16. 3. 19)		17. 1. 21 (16. 12. 3)	4. 20 承諾(多) (賛・自民・公明) (反・民主) (欠・徳田虎雄君)	4. 20 承諾(多) (賛・自民・公明) (反・民主) (欠・徳田虎雄君)	4. 21 承諾	決算 5. 16 承諾	5. 18 承諾	

平成15年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第159回国会、内閣提出）	(16. 3. 19)		17. 1. 21	4. 20	4. 20 承諾(多) (賛・自民・公明) (反・民主) (欠・徳田虎雄君)	4. 21 承諾	決算 5. 16 承諾	5. 18 承諾
			(16. 12. 3)					
平成15年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第159回国会、内閣提出）	(16. 5. 18)		17. 1. 21	4. 20	4. 20 承諾(多) (賛・自民・公明) (反・民主) (欠・徳田虎雄君)	4. 21 承諾	決算 5. 16 承諾	5. 18 承諾
			(16. 12. 3)					
平成15年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第159回国会、内閣提出）	(16. 5. 18)		17. 1. 21	4. 20	4. 20 承諾(多) (賛・自民・公明) (反・民主) (欠・徳田虎雄君)	4. 21 承諾	決算 5. 16 承諾	5. 18 承諾
			(16. 12. 3)					
平成15年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第159回国会、内閣提出）	(16. 5. 18)		17. 1. 21	4. 20	4. 20 承諾(多) (賛・自民・公明) (反・民主) (欠・徳田虎雄君)	4. 21 承諾	決算 5. 16 承諾	5. 18 承諾
			(16. 12. 3)					

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 外国人労働者の受入れと経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）との関係
- ・ 改正薬事法に基づく医療機器の分類の仕方、製造物責任法（PL法）との関係
- ・ 中央官庁の税金の無駄遣いの実態と節約の必要性
- ・ 日本道路公団の受注企業への天下りの全面禁止の必要性

(4) 分科会

分科会	所 管	設置年月日	構 成	開会年月日
第1分科会	皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府（本府、警察庁、金融庁）、外務省及び環境省所管並びに他の分科会所管以外の国の会計	平成17. 4. 13	分科員10人	平成17. 4. 25
				平成17. 4. 26
第2分科会	内閣府（防衛庁・防衛施設庁）、総務省、財務省及び文部科学省所管	平成17. 4. 13	分科員10人	平成17. 4. 25
				平成17. 4. 26
第3分科会	厚生労働省、農林水産省及び経済産業省所管	平成17. 4. 13	分科員9人	平成17. 4. 25
				平成17. 4. 26
第4分科会	法務省及び国土交通省所管	平成17. 4. 13	分科員9人	平成17. 4. 25
				平成17. 4. 26

(5) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 5. 18	独立行政法人都市再生機構理事	河崎 広二君	平成15年度一般会計歳入歳出決算 平成15年度特別会計歳入歳出決算 平成15年度国税収納金整理資金受払計算書 平成15年度政府関係機関決算書 平成15年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成15年度国有財産無償貸付状況総計算書
平成17. 7. 27	日本道路公団総裁	近藤 剛君	歳入歳出の実況に関する件 行政監視に関する件

(第2分科会)

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 4. 25	核燃料サイクル開発機構理事長	殿塚 猷一君	平成15年度一般会計歳入歳出決算 平成15年度特別会計歳入歳出決算 平成15年度国税収納金整理資金受払計算書 平成15年度政府関係機関決算書 平成15年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成15年度国有財産無償貸付状況総計算書 〔内閣府（防衛庁・防衛施設庁）、総務省所管、公営企業金融公庫及び文部科学省所管〕
	核燃料サイクル開発機構理事	石村 毅君	
	独立行政法人都市再生機構理事	松野 仁君	
	独立行政法人都市再生機構理事	田中 正章君	
	日本放送協会理事	小林 良介君	
	日本放送協会理事	衣奈 丈二君	

(第4分科会)

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 4. 26	独立行政法人都市再生機構理事	松野 仁君	平成15年度一般会計歳入歳出決算 平成15年度特別会計歳入歳出決算 平成15年度国税収納金整理資金受払計算書 平成15年度政府関係機関決算書 平成15年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成15年度国有財産無償貸付状況総計算書 (国土交通省所管及び住宅金融公庫)
	独立行政法人都市再生機構理事	岡田 隆臣君	

(6) 視察

視察年月日	視察地	視 察 目 的	視察委員
平成17. 3. 14	愛知県	歳入歳出の実況及び行政監視等に関する実情調査	14人

【第 163 回国会】

(1) 委員名簿 (40 人)

委員長	筒井	信隆君	民主				
理事	柴山	昌彦君	自民	理事	菅	義偉君	自民
理事	鈴木	恒夫君	自民	理事	吉川	貴盛君	自民
理事	吉田	六左エ門君	自民	理事	前田	雄吉君	民主
理事	松本	龍君	民主	理事	佐藤	茂樹君	公明
	赤池	誠章君	自民		井上	喜一君	自民
	浮島	敏男君	自民		遠藤	武彦君	自民
	大野	松茂君	自民		後藤	茂之君	自民
	斉藤	斗志二君	自民		杉村	太蔵君	自民
	富岡	勉君	自民		中山	泰秀君	自民
	西本	勝子君	自民		広津	素子君	自民
	福井	照君	自民		藤井	勇治君	自民
	矢野	隆司君	自民		安井	潤一郎君	自民
	山本	拓君	自民		若宮	健嗣君	自民
	岡田	克也君	民主		小宮山	泰子君	民主
	田名部	匡代君	民主		寺田	学君	民主
	福田	昭夫君	民主		松本	剛明君	民主
	渡部	恒三君	民主		東	順治君	公明
	古屋	範子君	公明		江藤	拓君	無
	鈴木	宗男君	無		古屋	圭司君	無
	保坂	武君	無				

(平成 17. 10. 31 現在)

(2) 議案審査等

付託された議案は、参議院提出法律案 1 件及び承諾を求めるの件 3 件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 会計検査院法の一部を改正する法律案 (参議院提出、参法第 3 号)

○ 要旨

会計検査の機能の強化及び活用を図るため、会計検査院の国等の締結する契約の多様化を踏まえた検査対象の拡大、会計検査の円滑な実施の担保及び会計検査院による国会等への報告時期の弾力化等所要の措置を講ずるもの

○ 審査結果

可決

② 平成 16 年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (承諾を求めるの件)

○ 概要

平成 16 年度一般会計予備費予算額 3,000 億円のうち、平成 16 年 4 月 20 日から平成 17 年 3 月 22 日までの間に使用を決定した「スマトラ沖大地震及びインド洋津波による

被災国の救援等に必要経費」等 15 件、計 1,107 億円について事後に承諾を求めるもの

- 審査結果
継続審査

③ 平成 16 年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

- 概要

平成 16 年度特別会計予備費予算総額 1 兆 7,362 億円のうち、平成 16 年 10 月 8 日から平成 17 年 3 月 17 日までの間に使用を決定した「農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要経費」等 2 特別会計計 5 件、計 63 億円について事後に承諾を求めるもの

- 審査結果
継続審査

④ 平成 16 年度特別会計予算総則第 14 条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

- 概要

平成 16 年度特別会計予算総則第 14 条に基づき、平成 16 年 8 月 3 日から平成 17 年 3 月 29 日までの間に経費の増額を決定した「特定国有財産整備特別会計における国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費の増額」等 8 特別会計計 19 件、計 1,963 億円について事後に承諾を求めるもの

- 審査結果
継続審査

《議案審査等一覧》

参 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
会計検査院法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第 3 号）	参 17.10.19		10.21		10.26 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・ 江藤 拓君・ 鈴木宗男君・ 古屋圭司君・ 保坂 武君）	10.28 可決	決算 10.19 成案・提出 決定	10.21 可決	17.11.7 法112号

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院				参議院		備考
		大臣 発言	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日	質疑	議決日 結果			
平成16年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）	17. 9. 27		10. 27			(11. 1) (閉会中 審査)		
平成16年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）	17. 9. 27		10. 27			(11. 1) (閉会中 審査)		
平成16年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）	17. 9. 27		10. 27			(11. 1) (閉会中 審査)		

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 北朝鮮による日本人拉致被害者及び特定失踪者の捜査のための警察体制強化の必要性
- ・ アスベスト被害による中皮腫患者に対する労災認定基準の緩和の必要性並びに学校施設におけるアスベストの実態把握の必要性
- ・ アスベスト被害者に対する万全な補償の必要性
- ・ ダム事業及び利根川・荒川水系フルプラン（水資源開発基本計画）等の見直しの必要性
- ・ B S E問題に係る食品安全委員会プリオン専門調査会における国産牛と米国産牛等のリスクの同等性に対する認識
- ・ 旧日本輸出入銀行の東シナ海における中国の油ガス田開発に対する融資問題及び責任の所在
- ・ 会計検査院の検査官人事の在り方

(4) 参考人

出頭年月日	職業	氏名	審査・調査案件
平成17. 10. 26	食品安全委員会プリオン専門調査会座長	吉川 泰弘君	歳入歳出の実況に関する件 行政監視に関する件

(5) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院シンガポール及びマレーシアにおける決算行政監視等実情調査議員団	(閉会中) 平成17. 11. 28 ～12. 3	シンガポール、マレーシア	シンガポール及びマレーシアにおける決算行政監視等実情調査のため	3人

16 議院運営委員会

【第162回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	川崎 二郎君	自民			
理事	鈴木 恒夫君	自民	理事	山本 有二郎君	自民
理事	竹本 直一君	自民	理事	水野 賢一君	自民
理事	後藤田 正純君	自民	理事	筒井 信隆君	民主
理事	城島 正光君	民主	理事	生方 幸夫君	民主
理事	遠藤 乙彦君	公明		加藤 勝信君	自民
	梶山 弘志君	自民		田中 和徳君	自民
	田中 英夫君	自民		津島 恭一君	自民
	中山 泰秀君	自民		萩生田 光一君	自民
	中川 治君	民主		永田 寿康君	民主
	古本 伸一郎君	民主		前田 雄吉君	民主
	三日月 大造君	民主		高木 美智代君	公明
	穀田 恵二君	共産		阿部 知子君	社民

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外6特別委員会のほか、次の特別委員会を設置することに協議決定した。

特別委員会	設置議決年月日	構成	設置目的
郵政民営化に関する特別委員会	平成17. 5. 20	委員45人	郵政民営化に関連する諸法案を審査するため

(3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

平成17年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外33法案について、本会議において趣旨説明聴取、質疑を行うことに協議決定した。

(4) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案2件(継続審査)、委員会提出法律案は2件、本会議の議題とすることに協議決定した決議案は7件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外1名提出、第159回国会衆法第46号)

○ 要旨

被告人として勾留されている議員について、歳費及び期末手当の支給を一時停止するとともに、文書通信交通滞在費を支給しないこととするもの

- 審査結果
解散のため本院において審査未了

② 国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外 5 名提出、第 159 回国会衆法第 51 号）

- 要旨
国立国会図書館に恒久平和調査局を置くもの
- 審査結果
解散のため本院において審査未了

③ 国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第 14 号）

- 要旨
国立国会図書館の館長等の待遇に関する規定について国会職員法等の給与に関する規定との関係の整理を行うとともに、独立行政法人日本原子力研究開発機構法により核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所が解散することに伴う所要の規定の整理を行うもの
- 図書館運営小委員会による法律案の起草
- 主な発言内容
 - ・ 国立国会図書館のみを対象とした待遇見直しの是非
- 結果
成案・提出決定

④ 国会職員法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第 15 号）

- 要旨
国会職員に対する懲戒処分として、停職の処分を追加するもの
- 結果
成案・提出決定

⑤ スマトラ沖大地震・大津波災害に際し国際的支援活動において我が国が果たすべき役割に関する決議案（川崎二郎君外 11 名提出、決議第 1 号）

- 結果
本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

⑥ 日露修好 150 周年に当たり、日露関係の飛躍的發展に関する決議案（川崎二郎君外 21 名提出、決議第 2 号）

- 結果
本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

⑦ 京都議定書発効に伴う地球温暖化対策推進の強化に関する決議案（小坂憲次君外 13 名提出、決議第 3 号）

- 結果
本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

⑧ 年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議案（長勢甚遠君外 8 名提出、決議第 4 号）

○ 結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

⑨ 議院運営委員長川崎二郎君解任決議案（筒井信隆君外 7 名提出、決議第 5 号）

○ 結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

⑩ 国連創設及びわが国の終戦・被爆 60 周年に当たり、更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案（川崎二郎君外 20 名提出、決議第 6 号）

○ 主な発言内容

- ・ 植民地支配と侵略戦争への明確な反省の必要性

○ 結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

⑪ 小泉内閣不信任決議案（岡田克也君外 7 名提出、決議第 7 号）

○ 結果

本会議の議題とすることに協議決定（解散のため審議未了）

《議案審査等一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（山花郁夫君外1名提出、第159回国会衆法第46号）	(16. 6. 3)		1.21		(審査未了)				
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外5名提出、第159回国会衆法第51号）	(16. 6. 9)		1.21		(審査未了)				
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第14号）	17. 3.29				3.29 成案・提出決定(多) (賛・自民・民主・ 公明) (反・共産・社民)	3.29 可決 4.7 回付同意	議院運営 4.6 修正	4.6 修正	17. 4.13 法27号

国会職員法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第15号）	17. 3. 29				3.29 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	3.29 可決	議院運営 4 6 可決	4 6 可決	17. 4.13 法28号

決議案

件名	提出日	衆議院				
		趣旨 説明	委員会			本会議
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果
スマトラ沖大地震・大津波災害に際し国際的支援活動において我が国が果たすべき役割に関する決議案（川崎二郎君外11名提出、決議第1号）	17. 1. 21				審査省略	1. 21 可決
日露修好150周年に当たり、日露関係の飛躍的發展に関する決議案（川崎二郎君外21名提出、決議第2号）	17. 2. 21				審査省略	2. 22 可決
京都議定書発効に伴う地球温暖化対策推進の強化に関する決議案（小坂憲次君外13名提出、決議第3号）	17. 3. 8				審査省略	3. 10 可決
年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議案（長勢甚遠君外8名提出、決議第4号）	17. 4. 1				審査省略	4. 1 可決
議院運営委員長川崎二郎君解任決議案（筒井信隆君外7名提出、決議第5号）	17. 6. 17				審査省略	6. 17 否決
国連創設及びわが国の終戦・被爆60周年に当たり、更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案（川崎二郎君外20名提出、決議第6号）	17. 8. 2				審査省略	8. 2 可決
小泉内閣不信任決議案（岡田克也君外7名提出、決議第7号）	17. 8. 8				審査省略	(審議未了)

また、参議院より回付となった国立国会図書館法の一部を改正する法律案（本院提出）について、4月7日、回付案の取扱いに関する件について、協議決定した。

さらに、国会職員の給与等に関する規程の一部改正の件、衆議院事務局職員の定員に関する件の一部改正の件、衆議院法制局職員の定員に関する件の一部改正の件及び国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件について、3月29日、協議決定した。なお、国会職員の給与等に関する規程の一部改正の取扱いの件及び国立国会図書館職員定員規程の一部改正の取扱いの件について、4月7日、協議決定した。

(5) 小委員会

小委員会	設置年月日	構成	開会年月日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成17. 1. 21	小委員10人	(開会するに至らず)	
図書館運営小委員会	平成17. 1. 21	小委員9人	平成17. 3. 10	国立国会図書館の諸問題について
			平成17. 3. 18	国立国会図書館の諸問題について
			平成17. 3. 23	国立国会図書館法の一部改正の件
院内の警察及び秩序に関する小委員会	平成17. 1. 21	小委員9人	(開会するに至らず)	
庶務小委員会	平成17. 1. 21	小委員9人	平成17. 3. 10	衆議院事務局の諸問題について
			平成17. 3. 18	衆議院事務局の諸問題について
			平成17. 6. 14	衆議院事務局の諸問題について
国際会議場建設小委員会	平成17. 1. 21	小委員9人	(開会するに至らず)	
国会審議テレビ中継に関する小委員会	平成17. 1. 21	小委員9人	(開会するに至らず)	

【第163回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	川崎 二郎君	自民			
理事	鈴木 恒夫君	自民	理事	山本 有二君	自民
理事	竹本 直一君	自民	理事	水野 賢一君	自民
理事	梶山 弘志君	自民	理事	後藤田 正純君	自民
理事	中川 正春君	民主	理事	三井 辨雄君	民主
理事	遠藤 乙彦君	公明		あかま 二郎君	自民
	大塚 高司君	自民		大前 繁雄君	自民
	亀岡 偉民君	自民		清水 鴻一郎君	自民
	清水 清一郎君	自民		中山 泰秀君	自民
	萩生田 光一君	自民		若宮 健嗣君	自民
	石関 貴史君	民主		津村 啓介君	民主
	寺田 学君	民主		高木 美智代君	公明
	穀田 恵二君	共産		日森 文尋君	社民

(平成 17. 10. 30 現在)

※ 10月31日、委員長川崎二郎君の委員長辞任が許可され、翌11月1日（会期終了日）、佐田玄一郎君が委員長に選任された。

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会を除く従前の災害対策特別委員会外6特別委員会のほか、次の特別委員会を設置することに協議決定した。

特別委員会	設置議決年月日	構成	設置目的
日本国憲法に関する調査特別委員会	平成17. 9. 22	委員50人	日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査等及び日本国憲法の広範かつ総合的な調査（国会法第102条の6の調査をいう。）を行うため

(3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

郵政民営化法案外9法案について、本会議において趣旨説明聴取、質疑を行うことに協議決定した。

(4) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案3件、委員会提出法律案は2件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 国会議員互助年金法を廃止する法律案（河村たかし君外7名提出、衆法第13号）

○ 要旨

国会議員互助年金法を廃止するもの

- 審査結果
審査未了

② 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（中川正春君外4名提出、衆法第17号）

- 要旨
議長、副議長及び議員の歳費月額について、平成18年3月31日までの間、削減措置を講ずるもの
- 審査結果
否決

③ 国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（鈴木恒夫君外7名提出、衆法第20号）

- 要旨
平成17年8月の人事院勧告の給与構造改革による内閣総理大臣等の特別職公務員の給与改定（月収総額で1.7%減額）が行われるに当たり、これら特別職に設けられている平成21年度までの現給保障措置にかかわらず、議員歳費については平成18年4月から直ちに同率で減額する等の措置を講じようとするもの
- 審査結果
可決

④ 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第21号）

- 要旨
人事院勧告による政府職員の給与改定に準じて議員秘書の給料の改定等を行おうとするもの
- 結果
成案・提出決定

⑤ 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第22号）

- 要旨
国会職員の昇給時期が年1回となることに伴い、職務復帰後における給与の取扱いの規定について所要の整理を行うもの
- 結果
成案・提出決定

《議案審査等一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
国会議員互助年金法を廃止する法律案（河村たかし君外7名提出、衆法第13号）	17.10.20		10.28		(審査未了)				
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（中川正春君外4名提出、衆法第17号）	17.10.21		10.25		10.25 否決(少) (賛・民主・共産・社民) (反・自民・公明)	10.25 否決			
国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（鈴木恒夫君外7名提出、衆法第20号）	17.10.24		10.25		10.25 可決(多) (賛・自民・公明・共産) (反・民主・社民)	10.25 可決	議院運営 10.28 可決	10.28 可決	17.11.7 法109号
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第21号）	17.10.25				10.25 成案・提出決定(多) (賛・自民・民主・公明・共産) (反・社民)	10.25 可決	議院運営 10.28 可決	10.28 可決	17.11.7 法110号
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第22号）	17.10.25				10.25 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・公明・共産・社民)	10.25 可決	議院運営 10.28 可決	10.28 可決	17.11.7 法111号

また、国会職員の給与等に関する規程の一部改正の件について、10月25日、協議決定した。

(5) 小委員会

小 委 員 会	設置年月日	構 成	開会年月日	審 査 ・ 調 査 案 件
国会法改正等に関する小委員会	平成17. 9. 22	小委員10人	(開会するに至らず)	
図書館運営小委員会	平成17. 9. 22	小委員9人	平成17. 9. 29	平成18年度国立国会図書館予算概算要求の件
院内の警察及び秩序に関する小委員会	平成17. 9. 22	小委員9人	(開会するに至らず)	

庶務小委員会	平成17. 9. 22	小委員9人	平成17. 9. 29	平成18年度本院予算概算要求の件
			平成17. 10. 13	国会議員の歳費等について
			平成17. 10. 21	国会議員の歳費等について
国際会議場建設小委員会	平成17. 9. 22	小委員9人	(開会するに至らず)	
国会審議テレビ中継に関する小委員会	平成17. 9. 22	小委員9人	(開会するに至らず)	

(6) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国議会制度等調査議員団	(閉会中) 平成17. 11. 8 ～11. 16	ベルギー、イタリア、フランス	欧州各国における議会制度等調査のため	8人

17 懲罰委員会

【第 162 回国会】

(1) 委員名簿 (20 人)

委員長	伊藤	忠治君	民主
理事	安倍	晋三君	自民
理事	野呂田	芳成君	自民
理事	牧野	聖修君	民主
	海部	俊樹君	自民
	古賀	誠君	自民
	綿貫	民輔君	自民
	羽田	孜君	民主
	藤井	裕久君	民主
	漆原	良夫君	公明

理事	亀井	善之君	自民
理事	佐藤	公治君	民主
	小里	貞利君	自民
	亀井	静香君	自民
	森	喜朗君	自民
	小沢	一郎君	民主
	鉢呂	吉雄君	民主
	渡部	恒三君	民主

欠員 2

(2) 議案審査等

付託された懲罰事犯はなかった。

【第 163 回国会】

(1) 委員名簿 (20 人)

委員長	岩國	哲人君	民主				
理事	安倍	晋三君	自民	理事	亀井	善之君	自民
理事	島村	宜伸君	自民	理事	藤村	修君	民主
理事	神崎	武法君	公明		愛知	和男君	自民
	太田	誠一君	自民		海部	俊樹君	自民
	古賀	誠君	自民		坂本	剛二君	自民
	鈴木	恒夫君	自民		森	喜朗君	自民
	小沢	一郎君	民主		菅	直人君	民主
	野田	佳彦君	民主		綿貫	民輔君	国民
	平沼	赳夫君	無		堀内	光雄君	無

欠員 1

(平成 17. 10. 30 現在)

(2) 議案審査等

付託された懲罰事犯はなかった。

18 災害対策特別委員会

【第162回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	西村	真悟君	民主				
理事	佐藤	剛男君	自民	理事	斉藤	斗志二君	自民
理事	福井	照君	自民	理事	三ッ林	隆志君	自民
理事	小平	忠正君	民主	理事	小林	憲司君	民主
理事	松原	仁君	民主	理事	石田	祝稔君	公明
	伊藤	信太郎君	自民		江藤	拓君	自民
	大野	松茂君	自民		小坂	憲次君	自民
	近藤	基彦君	自民		左藤	章君	自民
	竹下	亘君	自民		中野	清君	自民
	西村	明宏君	自民		林	幹雄君	自民
	原田	令嗣君	自民		保坂	武君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民		宮下	一郎君	自民
	森	英介君	自民		山本	拓君	自民
	吉野	正芳君	自民		泉	房穂君	民主
	一川	保夫君	民主		黄川田	徹君	民主
	菊田	まきこ君	民主		岸本	健君	民主
	五島	正規君	民主		下条	みつ君	民主
	津川	祥吾君	民主		前田	雄吉君	民主
	村井	宗明君	民主		和田	隆志君	民主
	赤羽	一嘉君	公明		白保	台一君	公明
	高橋	千鶴子君	共産				

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査等

付託された法律案はなかった。委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第6号）

○ 要旨

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業について、執行できなかった事業等が存在するため、その法律の有効期限を5年延長し、平成22年3月31日までとするもの

○ 主な発言内容

- ・ 地震防災に係る財政支援の在り方について見直す必要性

- ・ 被災者の生活及び営業再建に対する公的支援の必要性
- ・ 住宅及び建築物の耐震化を推進する必要性
- 内閣の意見の聴取
- 結果
 - 成案・提出決定

《議案審査等一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第6号）	17. 3. 17			3. 17 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産)	3. 18 可決	災害対策特 3. 25 可決 (附)	3. 30 可決	17. 3. 31 法15号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑、決議、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 日本全国を包括する地震対策立法の必要性
- ・ 応急仮設住宅の在り方についての検討の必要性
- ・ 住宅の建設費等を被災者生活再建支援法の支援対象経費に加える必要性
- ・ 住民の津波避難意識を徹底させる必要性
- ・ 公立小中学校及び住宅・建築物の耐震化策
- ・ 水害対策を積極的に推進する必要性
- ・ 学校教育における防災教育の必要性
- ・ 福岡県西方沖を震源とする地震関連の災害復旧事業に対する激甚災害に準じた財政支援策
- ・ 三宅島噴火災害における復旧・復興への政府の対応策
- ・ 千葉県北西部を震源とする地震によるエレベーター閉じ込めの原因

(5) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

地震防災対策の推進に関する件（平成 17. 3. 17）

わが国では、昭和 53 年に成立した大規模地震対策特別措置法をはじめ、地震防災対策に係る法制度の整備に努めてきたところである。これまでの四半世紀を超える地震防災対策関係法律の施行状況を踏まえ、政府は、地震防災対策のより一層の推進を図るため、特に次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 地震防災対策の円滑かつ速やかな実施を図ることは、現下の緊急かつ最重要課題であり、建物の耐震化、津波対策等必要な施策の実施に万全を期すること。
- 2 地震防災対策の実施に当たっては、住民の防災意識の向上が重要であることにかんがみ、ハザードマップの整備、防災教育の普及等に努めること。
- 3 わが国は、全国どこでも地震が発生し得る地震国であることから、地震防災対策強化地域以外の地域を含めた地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備促進については、今後 1 年以内に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
右決議する。

（6）委員派遣・視察

① 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成17. 3. 30	福岡県	福岡県西方沖を震源とする地震による被害状況等調査	10人

② 視察

視察年月日	視察地名	視察目的	視察委員
平成17. 4. 18	東京都（三宅村）	三宅島噴火災害の復旧状況等調査	10人

【第163回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	大野	松茂君	自民				
理事	大村	秀章君	自民	理事	斉藤	斗志二君	自民
理事	原田	令嗣君	自民	理事	福井	照君	自民
理事	宮下	一郎君	自民	理事	奥村	展三君	民主
理事	下条	みつ君	民主	理事	石田	祝稔君	公明
	秋葉	賢也君	自民		伊藤	信太郎君	自民
	小川	友一君	自民		金子	恭之君	自民
	小坂	憲次君	自民		後藤田	正純君	自民
	近藤	基彦君	自民		坂井	学君	自民
	高鳥	修一君	自民		谷	公一君	自民
	長島	忠美君	自民		西村	明宏君	自民
	林	潤君	自民		深谷	隆司君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民		望月	義夫君	自民
	盛山	正仁君	自民		森	英介君	自民
	山本	拓君	自民		岡本	充功君	民主
	黄川田	徹君	民主		小平	忠正君	民主
	田村	謙治君	民主		松本	龍君	民主
	森本	哲生君	民主		鷺尾	英一郎君	民主
	赤羽	一嘉君	公明		谷口	和史君	公明
	高橋	千鶴子君	共産		菅野	哲雄君	社民
	糸川	正晃君	国民				

(平成 17. 10. 30 現在)

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 公立学校施設の耐震化の状況及び耐震化に係る補助率の是正
- ・ 災害時要援護者に係る情報を市町村の福祉担当部局と防災担当部局で共有する必要性
- ・ 住宅の建設費等を被災者生活再建支援法の支援対象経費とすることに対する防災担当大臣の見解

- ・ 政府における地震調査・研究の今後の在り方
- ・ 自衛隊と災害救援活動NPOの平常時からの相互連携の必要性
- ・ 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金の償還状況
- ・ 迅速な災害復旧のための道路ネットワークの整備及び道路の耐震化のための財源確保
- ・ 新潟県中越地震における災害復旧工事期間の柔軟な設定の必要性
- ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災対策の今後の取組

(5) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成17. 11. 11	新潟県	平成 16 年新潟県中越地震の復旧・復興状況等調査	10人

19 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

【第 162 回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	遠藤	武彦君	自民				
理事	井上	喜一君	自民	理事	石田	真敏君	自民
理事	後藤田	正純君	自民	理事	中馬	弘毅君	自民
理事	中村	哲治君	民主	理事	永田	寿康君	民主
理事	堀込	征雄君	民主	理事	山名	靖英君	公明
	石崎	岳君	自民		今村	雅弘君	自民
	奥野	信亮君	自民		櫻田	義孝君	自民
	砂田	圭佑君	自民		中川	秀直君	自民
	西川	京子君	自民		西野	あきら君	自民
	西村	明宏君	自民		早川	忠孝君	自民
	古川	禎久君	自民		増田	敏男君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民		水野	賢一君	自民
	望月	義夫君	自民		森山	裕君	自民
	阿久津	幸彦君	民主		岩國	哲人君	民主
	生方	幸夫君	民主		田村	謙治君	民主
	高山	智司君	民主		手塚	仁雄君	民主
	寺田	学君	民主		中山	義活君	民主
	野田	佳彦君	民主		松崎	哲久君	民主
	松野	信夫君	民主		村越	祐民君	民主
	井上	義久君	公明		長沢	広明君	公明
	吉井	英勝君	共産				

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案 1 件及び議員提出法律案 6 件（うち継続審査 6 件）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第 48 号）

○ 要旨

越県合併（長野県木曾郡山口村の区域が岐阜県中津川市に編入）に伴い、衆議院小選挙区選出議員の選挙区及び衆議院比例代表選出議員の選挙区を改正するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 平成 17 年国勢調査（簡易調査）の結果に基づく区割り勧告の可能性
- ・ 市町村合併の進展に伴い「郡市の区域による」とする都道府県議会議員の選挙区制の見直しの必要性

- ・ 今後越県合併があった場合の対応

○ 審査結果

可決

② 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案（冬柴鐵三君外 2 名提出、第 159 回国会衆法第 3 号）

○ 要旨

永住外国人に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与するもの

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

③ 公職選挙法の一部を改正する法律案（中井洽君外 5 名提出、第 159 回国会衆法第 32 号）

○ 要旨

衆議院議員の定数は、400人（うち100人を比例代表選出議員）とし、また、インターネット等による文書図画の頒布を解禁するとともに、報酬を支給することができる選挙運動に従事する者に電話による選挙運動員を加えるもの

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

④ 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（中井洽君外 5 名提出、第 159 回国会衆法第 33 号）

○ 要旨

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、あらかじめ各都道府県に一律に 1 を配分する現行制度を改め、人口に比例して各都道府県に配当した数とするもの

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

⑤ 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（中井洽君外 5 名提出、第 159 回国会衆法第 35 号）

○ 要旨

地方公共団体の議会の議員及び長の秘書並びに公職にある者の配偶者、父母、子及び兄弟姉妹を犯罪の主体に加えると同時に、公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的でのあつせん行為に係る収賄等を処罰するもの

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

⑥ 政治資金規正法の一部を改正する法律案（佐田玄一郎君外 9 名提出、第 161 回国会衆法第 2 号）

○ 要旨

政党及び政治資金団体以外の政治団体間の寄附を、同一の政治団体に対しては年間 5,000 万円以下に制限する措置を講ずるとともに、政治資金団体に係る寄附の方法について預貯金等の口座への振込み又は振替によることを義務づけるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 政党及び政治資金団体以外の政治団体による同一の政党及び政治資金団体以外の政治団体に対する寄附の上限額の根拠
- ・ 政党及び政治資金団体以外の政治団体による同一の政党及び政治資金団体に対する寄附の上限を規定する必要性
- ・ いわゆる迂回献金の禁止が盛り込まれなかった理由
- ・ 政治資金団体に係る寄附に限り銀行振込み等により行うこととした理由

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

⑦ 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（仙谷由人君外4名提出、第161回国会衆法第10号）

○ 要旨

政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附を、同一の政党又は政治資金団体に対しては年間1億円以下に、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては年間3,000万円以下に制限するとともに、政党又は政治資金団体に対する条件付寄附を禁止する等所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 政党及び政治資金団体以外の政治団体による同一の政党及び政治資金団体以外の政治団体に対する寄附の上限額の根拠
- ・ 政党及び政治資金団体以外の政治団体による同一の政党及び政治資金団体に対する寄附の上限を1億円とした理由
- ・ いわゆる迂回献金の禁止に関し条件付寄附の具体的内容

○ 審査結果

解散のため本院において審査未了

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
公職選挙法の一部を改正する 法律案（内閣提出第48号）	17. 2. 25		6. 1 6. 8	6. 8	6. 8 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産）	6. 10 可決	倫理選挙 6. 16 可決	6. 22 可決	17. 6. 29 法72号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
永住外国人に対する地方公共 団体の議会の議員及び長の選 挙権等の付与に関する法律案 (冬柴鐵三君外2名提出、第 159回国会衆法第3号)	(16. 2. 19)		1. 21 (16. 11. 16)	(16. 11. 16)	(審査未了)				
公職選挙法の一部を改正する 法律案 (中井洽君外5名提出、 第159回国会衆法第32号)	(16. 4. 13)		1. 21 		(審査未了)				
衆議院議員選挙区画定審議会 設置法の一部を改正する法律 案 (中井洽君外5名提出、第159 回国会衆法第33号)	(16. 4. 13)		1. 21 		(審査未了)				
公職にある者等のあっせん行 為による利得等の処罰に関す る法律の一部を改正する法律 案 (中井洽君外5名提出、第159 回国会衆法第35号)	(16. 4. 13)		1. 21 		(審査未了)				
政治資金規正法の一部を改正 する法律案 (佐田玄一郎君外9 名提出、第161回国会衆法第2 号)	(16. 11. 2)		1. 21 (16. 12. 1)	7. 8 7. 15	(審査未了)				
政治資金規正法等の一部を改 正する法律案 (仙谷由人君外4 名提出、第161回国会衆法第10 号)	(16. 11. 16)		1. 21 (16. 12. 1)	7. 8 7. 15	(審査未了)				

【第 163 回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	遠藤	武彦君	自民				
理事	井上	喜一君	自民	理事	後藤田	正純君	自民
理事	中馬	弘毅君	自民	理事	西田	猛君	自民
理事	鳩山	邦夫君	自民	理事	加藤	公一君	民主
理事	笹木	竜三君	民主	理事	佐藤	茂樹君	公明
	石崎	岳君	自民		稲田	朋美君	自民
	浮島	敏男君	自民		近江屋	信広君	自民
	大塚	拓君	自民		古賀	誠君	自民
	桜井	郁三君	自民		櫻田	義孝君	自民
	菅	義偉君	自民		鈴木	淳司君	自民
	田中	和徳君	自民		谷畑	孝君	自民
	西野	あきら君	自民		西村	明宏君	自民
	福田	峰之君	自民		三ッ矢	憲生君	自民
	水野	賢一君	自民		望月	義夫君	自民
	山本	有二君	自民		安住	淳君	民主
	小沢	鋭仁君	民主		近藤	洋介君	民主
	高山	智司君	民主		寺田	学君	民主
	細川	律夫君	民主		牧	義夫君	民主
	三日月	大造君	民主		井上	義久君	公明
	福島	豊君	公明		吉井	英勝君	共産
	滝	実君	国民				

(平成 17. 10. 30 現在)

※ 11月1日(会期終了日)、委員長遠藤武彦君の委員長辞任が許可され、鈴木恒夫君が委員長に選任された。

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査等

付託された法律案は、議員提出法律案3件、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 政治資金規正法の一部を改正する法律案(佐田玄一郎君外6名提出、衆法第4号)

○ 要旨

政党及び政治資金団体以外の政治団体間の寄附を、同一の政治団体に対しては年間5,000万円以下に制限する措置を講ずるとともに、政治資金団体に係る寄附の方法について預貯金等の口座への振込み又は振替によることを義務づけるもの

- 主な質疑内容
 - ・ 迂回献金の禁止規定が盛り込まれなかった理由
 - ・ 日本歯科医師連盟等に係る事件に対する法案提出者の見解
 - ・ 政治資金団体を除く政治団体間の寄附を銀行振込みの対象外とした法案提出者の見解
- 審査結果
 - 可決

② 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（松本剛明君外 7 名提出、衆法第 5 号）

- 要旨

政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附を、同一の政党又は政治資金団体に対しては年間 1 億円以下に、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては年間 3,000 万円以下に制限するとともに、政党又は政治資金団体に対する条件付寄附を禁止する等所要の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 迂回献金を認定することが困難であることの法案提出者の所感
 - ・ 政党本部又は政治資金団体の収支報告書に係る外部監査報告書添付義務についての必要性
- 内閣の意見の聴取
- 審査結果
 - 否決

③ 政治資金規正法の一部を改正する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第 9 号）

- 要旨

政治団体の支部が解散した時は、当該政治団体の本部が、当該支部の代表者及び会計責任者であったものに代わって、当該支部が解散した旨を届け出ることができることとするもの
- 主な発言内容
 - ・ 政党及び政治団体の内部問題を法改正によって解決することへの懸念
- 結果
 - 成案・提出決定

④ 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案（冬柴鐵三君外 2 名提出、衆法第 14 号）

- 要旨

永住外国人に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を付与するもの
- 審査結果
 - 継続審査

《議案審査等一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
政治資金規正法の一部を改正する法律案（佐田玄一郎君外6名提出、衆法第4号）	17. 10. 11		10. 12 10. 14			10. 14	10. 14 可決(多) (賛-自民・公明・ 国民) (反-民主・共産)	10. 18 可決	倫理選挙 10. 21 可決
政治資金規正法等の一部を改正する法律案（松本剛明君外7名提出、衆法第5号）	17. 10. 12		10. 13 10. 14	10. 14	10. 14 否決(少) (賛-民主・共産) (反-自民・公明・ 国民)	10. 18 否決			
政治資金規正法の一部を改正する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第9号）	17. 10. 14				10. 14 成案・提出決定(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産・国民)	10. 18 可決	倫理選挙 10. 21 可決	10. 26 可決	17. 11. 2 法105号
永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案（冬柴鐵三君外2名提出、衆法第14号）	17. 10. 21		10. 27			(11. 1) (閉会中 審査)			

(4) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国における選挙制度等実情調査議員団	(閉会中) 平成17. 11. 28 ～12. 7	フランス、ブルガリア、チェコ、ハンガリー	欧州各国における選挙制度等の実情調査のため	6人

20 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

【第 162 回国会】

(1) 委員名簿 (25 人)

委員長	荒井	聰君	民主				
理事	尾身	幸次君	自民	理事	北村	直人君	自民
理事	小西	理君	自民	理事	西銘	恒三郎君	自民
理事	武山	百合子君	民主	理事	中津川	博郷君	民主
理事	白保	台一君	公明		井上	信治君	自民
	小淵	優子君	自民		後藤	茂之君	自民
	坂本	哲志君	自民		中村	正三郎君	自民
	西野	あきら君	自民		宮腰	光寛君	自民
	宮路	和明君	自民		山下	貴史君	自民
	金田	誠一君	民主		中川	治君	民主
	仲野	博子君	民主		鳩山	由紀夫君	民主
	若泉	征三君	民主		丸谷	佳織君	公明
	赤嶺	政賢君	共産		東門	美津子君	社民

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案 2 件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案 (内閣提出第 18 号)

○ 要旨

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 大学院大学構想の経緯、知的財産の管理及び研究成果の評価に対する政府方針
- ・ 大学院大学における研究成果を活かす産業分野の受け皿の必要性
- ・ 大学院大学設立構想の推進に向けた関係各省庁の対応状況
- ・ 平成 17 年度の主任研究者数の目標と大学院大学開学の目途
- ・ ボード・オブ・ガバナーズの意思を尊重した大学運営の必要性
- ・ 独立行政法人評価委員会の評価の在り方

○ 審査結果

可決 (附帯決議)

② 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第 19 号)

○ 要旨

国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化に伴い、沖縄の置かれた特殊な諸事情を踏まえ、国が交付する交付金額の算定に係る特例

を定めるとともに沖縄に対する特別の交付金制度の創設等の措置を講じようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 高率補助による公共事業主体の沖縄振興策から優遇税制措置主体の振興策への転換の必要性
- ・ 特別自由貿易地域の現状と今後の見通し

○ 審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果		
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案（内閣提出第18号）	17. 2. 8		3. 14	3. 15 3. 17	3. 17 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民） （附）	3. 18 可決	沖縄北方特 3. 30 可決 （附）	3. 31 可決	17. 4. 1 法26号
沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	17. 2. 8		3. 14	3. 15 3. 17	3. 17 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）	3. 18 可決	沖縄北方特 3. 25 可決	3. 30 可決	17. 3. 31 法14号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 北方領土周辺における安全なサケ・マス操業の保障
- ・ 北方領土に関する啓発事業、国民教育等の充実の必要性
- ・ 地元の意向を踏まえた四島交流用船舶の建造構想検討の必要性
- ・ 日ロ（ソ）両国間における北方領土問題に関する法的拘束力を有する国際協定及び条約の締結状況
- ・ 沖縄周辺海域における外国船の領海侵犯等への懸念
- ・ 普天間飛行場の危険性の除去による県民の不安の解消の必要性
- ・ 国際情勢の変化に対応した在沖米軍の兵力構成についての米国との協議状況
- ・ S A C Oの着実な実施の必要性と米軍基地負担軽減の現状
- ・ 新嘉手納爆音訴訟の判決に対する外務大臣の見解及びS A C O最終報告における騒音軽減イニシアティブの実施状況

【第163回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	川内 博史君	民主			
理事	井上 信治君	自民	理事	石崎 岳君	自民
理事	嘉数 知賢君	自民	理事	仲村 正治君	自民
理事	西銘 恒三郎君	自民	理事	金田 誠一君	民主
理事	仲野 博子君	民主	理事	江田 康幸君	公明
	安次富 修君	自民		飯島 夕雁君	自民
	小淵 優子君	自民		後藤 茂之君	自民
	清水 清一郎君	自民		武部 勤君	自民
	玉沢 徳一郎君	自民		とかしきなおみ君	自民
	西野 あきら君	自民		山口 泰明君	自民
	吉川 貴盛君	自民		高木 義明君	民主
	三井 辨雄君	民主		丸谷 佳織君	公明
	赤嶺 政賢君	共産		照屋 寛徳君	社民

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

(閉会中審査)

- ・ 普天間飛行場の代替基地建設場所を辺野古沿岸に決定した理由とその実現可能性
- ・ 日米地位協定を改定する必要性
- ・ 米海兵隊司令部の移転経費負担のための特別立法の必要性の有無
- ・ 沖縄県内の公共事業の入札要件に地元企業の参加を加えることの可否
- ・ 北方領土返還運動を持続させるための政府支援の必要性
- ・ 北方領土問題の現実的解決に向けた外務大臣の決意

(5) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院沖縄及び北方領土問題調査議員団	(閉会中) 平成17.12.4 ～12.10	アメリカ、ロシア、 ドイツ	沖縄問題に関する調査及び我が国の北方領土問題について理解を求めため	5人

21 青少年問題に関する特別委員会

【第162回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	藤村	修君	民主				
理事	江崎	鐵磨君	自民	理事	上川	陽子君	自民
理事	小泉	龍司君	自民	理事	河野	太郎君	自民
理事	大島	敦君	民主	理事	古賀	一成君	民主
理事	水島	広子君	民主	理事	池坊	保子君	公明
	岡本	芳郎君	自民		加藤	勝信君	自民
	北川	知克君	自民		佐藤	錬君	自民
	谷川	弥一君	自民		葉梨	康弘君	自民
	萩生田	光一君	自民		山際	大志郎君	自民
	山下	貴史君	自民		石田	勝之君	民主
	梶原	康弘君	民主		小宮山	泰子君	民主
	小宮山	洋子君	民主		西村	智奈美君	民主
	高木	美智代君	公明		石井	郁子君	共産

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 青少年行政専任大臣を設置する必要性
- ・ 非行少年の更生の在り方についての政府の基本的認識
- ・ 児童ポルノコミック等を児童買春・児童ポルノ法の規制対象とする必要性
- ・ 少年非行対策のための少年警察ボランティアや保護司等民間協力者の人材確保策
- ・ 「ひきこもり」に対する政府の取組状況
- ・ チャイルドラインの活動の意義及び拡充のための課題
- ・ 被虐待児や非行少年等への支援の在り方
- ・ ニート問題解決のために必要な我が国の社会システムの改善策

(5) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 7.26	社会福祉法人世田谷ボランティア協会名誉理事長 NPO法人チャイルドライン支援センター代表理事	牟田 悌三君	青少年問題に関する件
	NPO法人カリヨン子どもセンター理事長 弁護士	坪井 節子君	
	東京都立工業高等専門学校校長 東京都立科学技術大学名誉教授	藤田 安彦君	
	横浜市立大学教授	中西 新太郎君	

【第 163 回国会】

(1) 委員名簿 (25 人)

委員長	近藤	昭一君	民主				
理事	上川	陽子君	自民	理事	河野	太郎君	自民
理事	佐藤	錬君	自民	理事	谷川	弥一君	自民
理事	やまぎわ	大志郎君	自民	理事	小宮山	洋子君	民主
理事	田嶋	要君	民主	理事	池坊	保子君	公明
	井脇	ノブ子君	自民		岡本	芳郎君	自民
	加藤	勝信君	自民		岸田	文雄君	自民
	北川	知克君	自民		土屋	正忠君	自民
	葉梨	康弘君	自民		萩生田	光一君	自民
	福岡	資麿君	自民		山内	康一君	自民
	泉	健太君	民主		郡	和子君	民主
	横山	北斗君	民主		高木	美智代君	公明
	石井	郁子君	共産		保坂	展人君	社民

(平成 17. 10. 31 現在)

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を全国の小学校区に設置する必要性
- ・ 放課後児童クラブと全児童対策事業を明確に区分して実施する必要性
- ・ 余裕教室活用による放課後児童クラブの推進の必要性
- ・ 放課後児童クラブの設置に関する国のガイドラインを設ける必要性
- ・ 放課後児童クラブの設置目標値の妥当性及び予算措置充実の必要性

(閉会中審査)

- ・ 子どもの安全対策のために有償ボランティア制度を創設する必要性
- ・ 学習塾における子どもの安全確保について国が積極的に関与する必要性
- ・ スクールバスによる子どもの安全確保の必要性とその運行に対する国庫補助拡充の必要性
- ・ 性犯罪の温床となっている児童ポルノ・有害図書氾濫の現状及び取締り強化の必要性
- ・ 学校教育における自然体験活動等の拡充の必要性

(5) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 10. 20	全国学童保育連絡協議会事務局次長	真田 祐君	青少年問題に関する件（放課後児童健全育成事業について）

(6) 視察

視察年月日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成17. 10. 25	東京都（板橋区）	青少年問題（放課後児童健全育成事業）に関する実情調査	14人

22 武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会

【第162回国会】

(1) 委員名簿 (50人)

委員長	玉沢 徳一郎君	自民			
理事	石破 茂君	自民	理事	自見 庄三郎君	自民
理事	西田 猛君	自民	理事	宮腰 光寛君	自民
理事	加藤 公一君	民主	理事	前原 誠司君	民主
理事	松本 剛明君	民主	理事	河合 正智君	公明
	岩屋 毅君	自民		江崎 洋一郎君	自民
	大村 秀章君	自民		金子 一義君	自民
	城内 実君	自民		佐藤 錬君	自民
	柴山 昌彦君	自民		菅 義偉君	自民
	菅原 一秀君	自民		谷 公一君	自民
	津島 恭一君	自民		中川 秀直君	自民
	中谷 元君	自民		仲村 正治君	自民
	根本 匠君	自民		萩山 教嚴君	自民
	鳩山 邦夫君	自民		浜田 靖一君	自民
	松宮 勲君	自民		茂木 敏充君	自民
	渡辺 博道君	自民		泉 健太君	民主
	大島 章宏君	民主		城井 崇君	民主
	楠田 大蔵君	民主		近藤 洋介君	民主
	田嶋 要君	民主		土肥 隆一君	民主
	中塚 一宏君	民主		中野 譲君	民主
	長島 昭久君	民主		平岡 秀夫君	民主
	細野 豪志君	民主		室井 邦彦君	民主
	横路 孝弘君	民主		若井 康彦君	民主
	江田 康幸君	公明		遠藤 乙彦君	公明
	谷口 隆義君	公明		赤嶺 政賢君	共産
	山本 喜代宏君	社民			

(2) 設置の目的

武力攻撃事態等への対処に関する諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 大規模テロ等の緊急事態への対応を予め定めておく必要性
- ・ 国民の保護における高齢者等への配慮に関する政府の取組
- ・ 緊急事態基本法の今国会成立に向けた政府の取組姿勢
- ・ 国民保護に対する地方自治体の体制整備の現状
- ・ 武力攻撃事態等における国と地方の役割分担の在り方
- ・ 都道府県の国民保護計画におけるボランティア組織の位置づけ

(5) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 5.11	鳥取県知事	片山 善博君	武力攻撃事態等への対処に関する件
	敦賀市長	河瀬 一治君	

23 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会

【第162回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	船田	元君	自民				
理事	石崎	岳君	自民	理事	中谷	元君	自民
理事	三原	朝彦君	自民	理事	渡辺	具能君	自民
理事	小泉	俊明君	民主	理事	末松	義規君	民主
理事	藤田	幸久君	民主	理事	佐藤	茂樹君	公明
	宇野	治君	自民		大島	理森君	自民
	嘉数	知賢君	自民		川上	義博君	自民
	岸田	文雄君	自民		斉藤	斗志二君	自民
	桜井	郁三君	自民		竹下	亘君	自民
	竹本	直一君	自民		武田	良太君	自民
	谷本	龍哉君	自民		寺田	稔君	自民
	西村	康稔君	自民		馳	浩君	自民
	浜田	靖一君	自民		平沢	勝栄君	自民
	宮澤	洋一君	自民		山口	泰明君	自民
	市村	浩一郎君	民主		稲見	哲男君	民主
	大石	尚子君	民主		大出	彰君	民主
	岡島	一正君	民主		吉良	州司君	民主
	篠原	孝君	民主		島田	久君	民主
	神風	英男君	民主		首藤	信彦君	民主
	鈴木	康友君	民主		長妻	昭君	民主
	本多	平直君	民主		牧	義夫君	民主
	赤松	正雄君	公明		丸谷	佳織君	公明
	赤嶺	政賢君	共産		照屋	寛徳君	社民

(2) 設置の目的

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ イラク民主化プロセスにおいて、我が国が積極的に支援・貢献する必要性
- ・ イラクに派遣されている自衛隊による安全確保支援活動の終了要件
- ・ 自衛隊のイラクへの派遣期間延長を判断する時期
- ・ テロ対策特措法に基づく自衛隊の活動の成果及び終了条件
- ・ 我が国の国内テロ対策の現状
- ・ テロ対策のため外務省の情報収集経費を増額する必要性

(5) 視察

視察年月日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成17. 4. 20	東京都（新宿区）	イラクにおける人道復興支援活動等実情調査	17人

【第163回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	船田	元君	自民				
理事	石崎	岳君	自民	理事	岩屋	毅君	自民
理事	中谷	元君	自民	理事	三原	朝彦君	自民
理事	渡辺	具能君	自民	理事	末松	義規君	民主
理事	伴野	豊君	民主	理事	佐藤	茂樹君	公明
	猪口	邦子君	自民		宇野	治君	自民
	大島	理森君	自民		木村	太郎君	自民
	岸田	文雄君	自民		斉藤	斗志二君	自民
	桜井	郁三君	自民		清水	鴻一郎君	自民
	鈴木	馨祐君	自民		谷本	龍哉君	自民
	玉沢	徳一郎君	自民		寺田	稔君	自民
	富岡	勉君	自民		中川	秀直君	自民
	西村	康稔君	自民		松浪	健四郎君	自民
	松本	洋平君	自民		御法川	信英君	自民
	宮澤	洋一君	自民		山内	康一君	自民
	山口	泰明君	自民		山中	燦子君	自民
	後藤	斎君	民主		神風	英男君	民主
	田島	一成君	民主		武正	公一君	民主
	達増	拓也君	民主		長島	昭久君	民主
	古本	伸一郎君	民主		細野	豪志君	民主
	山井	和則君	民主		赤松	正雄君	公明
	丸谷	佳織君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	阿部	知子君	社民		野呂田	芳成君	国民

(平成 17. 10. 30 現在)

※ 11 月 1 日 (会期終了日)、委員長船田元君の委員長辞任が許可され、三原朝彦君が委員長に選任された。

(2) 設置の目的

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案 1 件及び議員提出法律案 1 件で、審査の概況は次のとおりである。

① 平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）

○ 要旨

9.11同時多発テロ事件に対応して行われる米国等の活動を支援すること等を目的とするテロ対策特別措置法の期限を1年間延長するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 治安が悪化するアフガニスタン情勢のもとテロ対策特別措置法を延長することの是非
- ・ テロ対策特別措置法の延長を1年間とする意味
- ・ 海上阻止活動から難民支援等に軸足を移すタイミング
- ・ 自衛隊の海外活動の本来任務化と恒久法制定の必要性

○ 審査結果

可決

② イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案（末松義規君外3名提出、衆法第3号）

○ 要旨

イラクにおける最近の情勢等にかんがみ、自衛隊の部隊等による対応措置を終了させる等のため、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止しようとするもの

○ 審査結果

審査未了

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	17.10.4	10.11	10.11	10.17 10.18	10.18 可決(多) (賛自民・公明) (反民主・共産・社民) (欠国民)	10.18 可決	外交防衛 10.25 可決	10.26 可決	17.10.31 法103号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案（末松義規君外3名提出、衆法第3号）	17.10.6	10.25		(審査未了)				
		10.27						

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ イラクにおける自衛隊の出口戦略（撤退に関する判断基準及びその時期）
- ・ イラクに対する無償資金協力の現状（決定手続き、資金運用の範囲、供与先等）
- ・ 我が国のイラクに対する経済支援を外交上有利に活用する必要性
- ・ 我が国が望むイラク国家の未来像

(閉会中審査)

- ・ これまでのイラク人道復興支援活動に対する評価
- ・ イラクに対する円借款供与の検討状況
- ・ 自衛隊の撤退時期の判断にあたり、英豪軍のサマーワ撤収が及ぼす影響

(5) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成17.12.14 ～12.15	福岡県、長崎県	イラクにおける人道復興支援活動等実情調査	13人

24 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

【第162回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	赤城	徳彦君	自民				
理事	近藤	基彦君	自民	理事	佐藤	剛男君	自民
理事	宮路	和明君	自民	理事	渡辺	博道君	自民
理事	長島	昭久君	民主	理事	松原	仁君	民主
理事	渡辺	周君	民主	理事	池坊	保子君	公明
	小野寺	五典君	自民		笹川	堯君	自民
	西銘	恒三郎君	自民		根本	匠君	自民
	平沢	勝栄君	自民		福井	照君	自民
	水野	賢一君	自民		宮下	一郎君	自民
	菊田	まきこ君	民主		田中	慶秋君	民主
	中井	洽君	民主		中川	正春君	民主
	西村	真悟君	民主		笠	浩史君	民主
	漆原	良夫君	公明		赤嶺	政賢君	共産

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 北朝鮮に対する圧力を強め、経済制裁を発動する必要性
- ・ 北朝鮮船舶の船主責任保険加入状況
- ・ 拉致問題解決に向けた省庁横断的組織創設の必要性
- ・ 北朝鮮外務省声明（平17.2.10発表）を受けた我が国の対応
- ・ 特定失踪者問題への取組状況
- ・ 第4回六者協議における我が国の目標及び戦略
- ・ 朝鮮総連関連施設に対する固定資産税等の減免措置を廃止する必要性
- ・ 北朝鮮による拉致はテロ行為であることの認識
- ・ 第4回六者協議における日朝間協議開催の見通し
- ・ 韓国による北朝鮮へのエネルギー支援提案に対する日本政府の評価

(5) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 7. 28	北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会 (救う会) 常任副会長	西岡 力君	北朝鮮による拉致問題等に関する件
	元北朝鮮工作員	安 明進君	

【第 163 回国会】

(1) 委員名簿 (25 人)

委員長	赤城	徳彦君	自民				
理事	近藤	基彦君	自民	理事	平沢	勝栄君	自民
理事	水野	賢一君	自民	理事	宮路	和明君	自民
理事	渡辺	博道君	自民	理事	松木	謙公君	民主
理事	松原	仁君	民主	理事	池坊	保子君	公明
	猪口	邦子君	自民		小野寺	五典君	自民
	鍵田	忠兵衛君	自民		笹川	堯君	自民
	藺浦	健太郎君	自民		高木	毅君	自民
	根本	匠君	自民		福井	照君	自民
	松浪	健太君	自民		渡部	篤君	自民
	荒井	聰君	民主		北橋	健治君	民主
	西村	真悟君	民主		西村	智奈美君	民主
	漆原	良夫君	公明		赤嶺	政賢君	共産

(平成 17. 10. 30 現在)

※ 11 月 1 日 (会期終了日)、委員長赤城徳彦君の委員長辞任が許可され、平沢勝栄君が委員長に選任された。

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 北朝鮮に対する圧力を強め、経済制裁を発動する必要性
- ・ 諸外国に対北朝鮮経済支援の停止を求める必要性
- ・ 朝鮮半島エネルギー開発機構 (KEDO) の今後の在り方
- ・ 日朝間貿易の現状及び今後の見通し
- ・ 第 4 回 6 者協議の合意に関して日本が果たした役割
- ・ 北朝鮮が死亡したとする 8 名の拉致被害者の安否
- ・ 北朝鮮の弾道ミサイルに対する日本の対処能力の現状

(閉会中審査)

- ・ 拉致問題の解決に向けた今後の日朝交渉の進め方
- ・ 拉致問題解決に向けた国際世論形成のため広報戦略を練る必要性
- ・ 6 者協議の今後の在り方

25 郵政民営化に関する特別委員会

【第162回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	二階	俊博君	自民				
理事	石破	茂君	自民	理事	松岡	利勝君	自民
理事	柳澤	伯夫君	自民	理事	山崎	拓君	自民
理事	中井	洽君	民主	理事	原口	一博君	民主
理事	松野	頼久君	民主	理事	榊屋	敬悟君	公明
	大野	松茂君	自民		大前	繁雄君	自民
	奥野	信亮君	自民		北川	知克君	自民
	小杉	隆君	自民		河野	太郎君	自民
	桜井	郁三君	自民		櫻田	義孝君	自民
	柴山	昌彦君	自民		園田	博之君	自民
	中山	泰秀君	自民		葉梨	康弘君	自民
	萩山	教嚴君	自民		馳	浩君	自民
	松本	純君	自民		三原	朝彦君	自民
	山口	泰明君	自民		山本	拓君	自民
	五十嵐	文彦君	民主		伊藤	忠治君	民主
	一川	保夫君	民主		岩國	哲人君	民主
	小沢	鋭仁君	民主		大出	彰君	民主
	川内	博史君	民主		古賀	一成君	民主
	中塚	一宏君	民主		中村	哲治君	民主
	西村	智奈美君	民主		古本	伸一郎君	民主
	馬淵	澄夫君	民主		山花	郁夫君	民主
	石井	啓一君	公明		谷口	隆義君	公明
	塩川	鉄也君	共産		横光	克彦君	社民

(2) 設置の目的

郵政民営化に関連する諸法案を審査するため

(3) 議案審査

付託された議案は内閣提出法律案6件で、審査の概況は次のとおりである。

① 郵政民営化法案 (内閣提出第84号)

○ 要旨

郵政民営化について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、平成19年4月1日における郵政公社の解散及び新組織（日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構）の設立、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、移行期間中の業務に関する特例、日本郵政公社の業務の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施

に必要となる事項を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 中央省庁等改革基本法第33条第1項第6号（「民営化等の見直しは行わない」）の解釈についての政府統一見解
- ・ 公社化の成果が明らかでない現状で民営化に踏み切る理由
- ・ 郵政公社が「官業の特典」を享受しているとの見解に対する疑問
- ・ 郵政公社の享受する「見えない国民負担」の内容
- ・ 民営化による民間への資金還流の効果
- ・ 政府の「骨格経営試算」や「採算性に関する試算」の信頼性
- ・ 四分社化による公社資産の切り分け及び職員の配置の在り方
- ・ 民営化過程における民間事業者との公正な競争条件の確保の方策
- ・ 職員の身分や待遇を安定的なものとする必要性
- ・ 郵政民営化委員会において民営化の「見直し」まで検討する必要性
- ・ 暫定的な情報システムのまま民営化に踏み切ることの是非
- ・ 郵政公社が保有する個人情報等の民営化に伴う取扱い
- ・ 郵便事業会社・郵便局会社に対して政府の関与を残す理由
- ・ 郵便貯金事業及び簡易保険事業を地域分割する必要性
- ・ 郵便局会社との安定的代理店契約の義務付けが郵便貯金銀行・郵便保険会社の経営の自由度を奪う懸念
- ・ 郵便貯金の預入限度額を撤廃する時期
- ・ 郵便貯金銀行が新規金融業務に進出する体制整備及び人材確保の必要性
- ・ 郵便貯金銀行が地域金融機関の経営を圧迫する懸念

○ 参考人からの意見聴取

○ 委員派遣及び意見陳述人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正

<修正内容>

郵便貯金銀行及び郵便保険会社全株式の処分後における民営化会社間のグループ経営を可能とするために、日本郵政株式会社による郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の連続的保有を可能とする措置を講じる等

② 日本郵政株式会社法案（内閣提出第85号）

○ 要旨

郵便事業会社及び郵便局会社が発行する全株式を保有し、これらの株式会社の経営管理及び業務支援を行うことを目的とする日本郵政株式会社を設立するほか、政府が、常時、当該会社の発行済株式総数の3分の1超を保有するとともに、当該会社が当初保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社株式を平成29年3月31日まで（移行期間）に全て処分すること等を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の全株式処分の在り方
- ・ 民営化移行期間終了後におけるグループ経営確保の必要性
- ・ 民営化移行期間終了後における郵便貯金銀行及び郵便保険会社と郵便局会社との代理店契約等を継続する必要性

- ・ 社会・地域貢献基金の最低積立額積算根拠及び積立完了時期
- ・ 社会・地域貢献資金の交付によって郵便事業会社及び郵便保険会社がモラル・ハザードを起こす懸念
- ・ 民営化会社における敵対的買収に対する防衛策

- 参考人からの意見聴取
- 委員派遣及び意見陳述人からの意見の聴取
- 審査結果
修正

<修正内容>

当該会社が郵便事業会社の社会貢献業務及び郵便局会社の地域貢献業務に対して交付する資金の財源である社会・地域貢献基金について、法定額（1兆円）を超えて積み立てることを妨げない等

③ 郵便事業株式会社法案（内閣提出第86号）

- 要旨
郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むことを目的とする郵便事業株式会社を設立するほか、当該会社が社会貢献業務（第三種・第四種郵便等公共性の高い郵便業務）を日本郵政株式会社から社会貢献資金の交付を受けて実施すること等を定めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 民営化後の郵便料金の見通し
 - ・ 物流分野における民間業者との対等な競争条件の確保
 - ・ 国際物流事業への進出の具体的方法
- 参考人からの意見聴取
- 委員派遣及び意見陳述人からの意見の聴取
- 審査結果
可決

④ 郵便局株式会社法案（内閣提出第87号）

- 要旨
郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務（金融サービス等）を営むことを目的とする郵便局株式会社を設立するほか、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならないこととするとともに、当該会社が地域貢献業務（当該会社や当該会社以外の者による実施が困難な金融等のサービス）を日本郵政株式会社から地域貢献資金の交付を受けて実施すること等を定めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 過疎地及び都市部それぞれにおける郵便局の設置基準の考え方
 - ・ 地域貢献業務への社会・地域貢献基金からの資金交付の要件
 - ・ 小口・個人向け金融サービス提供の在り方についての諸外国の動向
 - ・ 郵便局のコンビニ化が成功する見通し
 - ・ ワンストップ行政サービス等の自治体からの受託業務の実施を確保する必要性
 - ・ 高齢者や障害者に配慮した窓口サービスの提供が行われなくなる懸念

- 参考人からの意見聴取
- 委員派遣及び意見陳述人からの意見の聴取
- 審査結果

修正

<修正内容>

当該会社の業務範囲に係る規定において、「郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務」として銀行業及び生命保険業の代理業務を例示する

⑤ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（内閣提出第 88 号）

- 要旨

日本郵政公社から承継した政府保証の付いた郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、債務を確実に履行することを目的とする独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を設立すること等を定めるもの

- 主な質疑内容

- ・ 移行期間中における定期性貯金管理の仕組み
- ・ 管理業務委託先を特定しない理由

- 参考人からの意見聴取
- 委員派遣及び意見陳述人からの意見の聴取
- 審査結果

可決

⑥ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第 89 号）

- 要旨

郵政民営化法、日本郵政株式会社法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の施行に伴い、郵便貯金法、簡易生命保険法、日本郵政公社法等 13 法律の廃止その他 158 の関係法律の規定の整備等を行うもの

- 主な質疑内容

- ・ 郵便認証司の役割及びみなし公務員との関係
- ・ 集配業務を担当する職員にも公的資格を付与する必要性
- ・ 郵便事業会社に小包のユニバーサル・サービス義務を課す必要性

- 参考人からの意見聴取
- 委員派遣及び意見陳述人からの意見の聴取
- 審査結果

修正

<修正内容>

地方公営企業法について日本郵政公社の廃止に伴う所要の手当てを講じる

《議案審査一覽》
閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
郵政民営化法案 (内閣提出第84号)	17. 4. 27	5. 26	5. 26	5. 27 5. 30 5. 31 6. 3 6. 6 (連日) 6. 10 6. 13 (連日) 6. 16 6. 21 6. 23 5. 26 6. 28 (地公) 6. 29 (連日) 7. 1 7. 4	7. 4 修正(多) (賛自民・公明) (反民主・共産・ 社民)	7. 5 修正	郵政特 8. 5 可決 附	8. 8 否決	
日本郵政株式会社法案 (内閣提出第85号)	17. 4. 27	5. 26	5. 26	5. 27 5. 30 5. 31 6. 3 6. 6 (連日) 6. 10 6. 13 (連日) 6. 16 6. 21 6. 23 5. 26 6. 28 (地公) 6. 29 (連日) 7. 1 7. 4	7. 4 修正(多) (賛自民・公明) (反民主・共産・ 社民)	7. 5 修正	郵政特 8. 5 可決 附	8. 8 否決	
郵便事業株式会社法案 (内閣提出第86号)	17. 4. 27	5. 26	5. 26	5. 27 5. 30 5. 31 6. 3 6. 6 (連日) 6. 10 6. 13 (連日) 6. 16 6. 21 6. 23 5. 26 6. 28 (地公) 6. 29 (連日) 7. 1 7. 4	7. 4 可決(多) (賛自民・公明) (反民主・共産・ 社民)	7. 5 可決	郵政特 8. 5 可決 附	8. 8 否決	

郵便局株式会社法案（内閣提出第87号）	17. 4. 27	5. 26	5. 26	5. 27 5. 30 5. 31 6. 3 6. 6 （連日） 6. 10 6. 13 （連日） 6. 16 6. 21 6. 23 6. 28（地公） 6. 29 （連日） 7. 1 7. 4	7. 4 修正（多） （賛・自民・公明） （反・民主・共産・社民）	7. 5 修正	郵政特 8. 5 可決 （附）	8. 8 否決	
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（内閣提出第88号）	17. 4. 27	5. 26	5. 26	5. 27 5. 30 5. 31 6. 3 6. 6 （連日） 6. 10 6. 13 （連日） 6. 16 6. 21 6. 23 6. 28（地公） 6. 29 （連日） 7. 1 7. 4	7. 4 可決（多） （賛・自民・公明） （反・民主・共産・社民）	7. 5 可決	郵政特 8. 5 可決 （附）	8. 8 否決	
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第89号）	17. 4. 27	5. 26	5. 26	5. 27 5. 30 5. 31 6. 3 6. 6 （連日） 6. 10 6. 13 （連日） 6. 16 6. 21 6. 23 6. 28（地公） 6. 29 （連日） 7. 1 7. 4	7. 4 修正（多） （賛・自民・公明） （反・民主・共産・社民）	7. 5 修正	郵政特 8. 5 可決 （附）	8. 8 否決	

(4) 参考人・意見陳述者

① 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 5. 27	日本郵政公社総裁	生田 正治君	郵政民営化法案（内閣提出） 日本郵政株式会社法案（内閣提出） 郵便事業株式会社法案（内閣提出） 郵便局株式会社法案（内閣提出） 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（内閣提出） 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）
平成17. 5. 30	日本郵政公社総裁	生田 正治君	
	日本郵政公社理事	岡田 克行君	
平成17. 5. 31	日本郵政公社理事	山下 泉君	
	日本郵政公社理事	斎尾 親徳君	
平成17. 6. 3	日本郵政公社総裁	生田 正治君	
平成17. 6. 6	日本郵政公社総裁	生田 正治君	
	日本郵政公社理事	斎尾 親徳君	
平成17. 6. 7	千葉商科大学学長	加藤 寛君	
	早稲田大学社会科学部教授	田村 正勝君	
	日本総合研究所主席研究員	翁 百合君	
	シンクタンク山崎養世事務所代表 前ゴールドマン・サックス投信株式会社社長	山崎 養世君	
	日本郵政公社総裁	生田 正治君	
	日本郵政公社理事	山下 泉君	
平成17. 6. 8	日本郵政公社総裁	生田 正治君	
平成17. 6. 9	日本郵政公社総裁	生田 正治君	
	日本郵政公社理事	山下 泉君	
平成17. 6. 10	日本郵政公社総裁	生田 正治君	
	日本郵政公社理事	山下 泉君	
	日本郵政公社理事	藤本 栄助君	
平成17. 6. 13	日本郵政公社総裁	生田 正治君	
平成17. 6. 14	日本郵政公社総裁	生田 正治君	
	日本郵政公社理事	本保 芳明君	
	日本郵政公社理事	岡田 克行君	

平成17. 6. 15	日本郵政公社総裁	生田 正治君	郵政民営化法案（内閣提出） 日本郵政株式会社法案（内閣提出） 郵便事業株式会社法案（内閣提出） 郵便局株式会社法案（内閣提出） 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（内閣提出） 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）
	日本銀行理事	稲葉 延雄君	
平成17. 6. 16	21世紀政策研究所理事長	田中 直毅君	
	東京国際大学経済学部長	田尻 嗣夫君	
	社団法人経済同友会代表幹事	北城 恪太郎君	
	日本郵政公社労働組合 中央執行委員長	菰田 義憲君	
平成17. 6. 21	日本郵政公社総裁	生田 正治君	
	日本郵政公社理事	広瀬 俊一郎君	
	日本郵政公社理事	斎尾 親徳君	
	日本郵政公社理事	伊藤 高夫君	
	預金保険機構理事長	永田 俊一君	
	全国銀行協会常務理事	斉藤 哲君	
平成17. 6. 23	社団法人全国地方銀行協会会長	瀬谷 俊雄君	
	株式会社日通総合研究所専務 取締役・研究本部長	塩畑 英成君	
	社団法人生命保険協会副会長	瀧島 義光君	
	日本郵政公社総裁	生田 正治君	
平成17. 6. 29	日本郵政公社総裁	生田 正治君	
平成17. 6. 30	日本郵政公社総裁	生田 正治君	
	日本郵政公社理事	山下 泉君	
	日本郵政公社理事	斎尾 親徳君	
平成17. 7. 1	日本郵政公社総裁	生田 正治君	
	全国銀行協会会長	前田 晃伸君	
	エコノミスト	紺谷 典子君	
	東洋大学経済学部教授	松原 聡君	
	郵政産業労働組合中央執行委 員長	山崎 清君	

平成17. 7. 4	社団法人全国地方銀行協会副会長・専務理事	福田 誠君	郵政民営化法案（内閣提出） 日本郵政株式会社法案（内閣提出） 郵便事業株式会社法案（内閣提出） 郵便局株式会社法案（内閣提出） 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（内閣提出） 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）
	作新学院大学総合政策学部教授	石井 晴夫君	
	慶應義塾大学商学部教授	跡田 直澄君	
	ジャーナリスト	安田 浩一君	
	日本郵政公社総裁	生田 正治君	

② 意見陳述者

期 日	職 業	氏 名	意見を聴取した問題
平成17. 6. 28	新潟経済同友会専務理事事務局長	水間 秀一君	郵政民営化法案（内閣提出）、日本郵政株式会社法案（内閣提出）、郵便事業株式会社法案（内閣提出）、郵便局株式会社法案（内閣提出）、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（内閣提出）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）について
	小千谷郵便局貯金保険課主任	佐藤 康二君	
	前守門村村長	野村 学君	
	社団法人北海道未来総合研究所理事長	原 勲君	
	渚滑郵便局総務主任	村上 一夫君	
	障害者の生活と権利を守る北海道連絡協議会会長	片石 松蔵君	
	九州大学大学院経済学研究院教授	堀江 康熙君	
	佐賀県立女性センター・生涯学習センター顧問	稲田 繁生君	
	深川製磁株式会社代表取締役社長	深川 一太君	
	福岡市漁業協同組合玄界島支所運営委員	細江 四男美君	

(5) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平17. 6. 27 ～ 6. 28	北海道	郵政民営化法案（内閣提出）、日本郵政株式会社法案（内閣提出第）、郵便事業株式会社法案（内閣提出）、郵便局株式会社法案（内閣提出）、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（内閣提出）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）の審査	13人
平17. 6. 28	新潟県		11人
平17. 6. 27 ～ 6. 28	佐賀県		14人

【第 163 回国会】

(1) 委員名簿 (45 人)

委員長	二階	俊博君	自民				
理事	石破	茂君	自民	理事	園田	博之君	自民
理事	松岡	利勝君	自民	理事	柳澤	伯夫君	自民
理事	山崎	拓君	自民	理事	原口	一博君	民主
理事	馬淵	澄夫君	民主	理事	榎屋	敬悟君	公明
	赤澤	亮正君	自民		井澤	京子君	自民
	井上	信治君	自民		上野	賢一郎君	自民
	越智	隆雄君	自民		大前	繁雄君	自民
	奥野	信亮君	自民		片山	さつき君	自民
	北川	知克君	自民		小杉	隆君	自民
	佐藤	ゆかり君	自民		篠田	陽介君	自民
	新藤	義孝君	自民		関	芳弘君	自民
	高市	早苗君	自民		長崎	幸太郎君	自民
	橋本	岳君	自民		馳	浩君	自民
	平口	洋君	自民		牧原	秀樹君	自民
	宮下	一郎君	自民		矢野	隆司君	自民
	石関	貴史君	民主		大串	博志君	民主
	古賀	一成君	民主		中井	洽君	民主
	永田	寿康君	民主		長妻	昭君	民主
	松野	頼久君	民主		三谷	光男君	民主
	笠	浩史君	民主		石井	啓一君	公明
	田端	正広君	公明		塩川	鉄也君	共産
	重野	安正君	社民		滝	実君	国民

(平成 17. 10. 30 現在)

(2) 設置の目的

郵政民営化に関する諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案は内閣提出法律案 6 件及び議員提出法律案 1 件で、審査の概況は次のとおりである。

① 郵政民営化法案 (内閣提出第 1 号)

○ 要旨

郵政民営化について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、平成 19 年 10 月 1 日における郵政公社の解散及び新組織 (日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構) の設立、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、移行期間中

の業務に関する特例、日本郵政公社の業務の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要となる事項を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 郵政公社が担ってきたユニバーサル・サービスが維持されなくなる懸念
- ・ 国民の安全・安心の確保や国民経済の発展についての民営化の意義
- ・ 移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社が金融秩序に与える影響
- ・ 郵便局と農協や地方自治体との提携・協力への影響
- ・ 民営化会社の新規業務参入によって地域の中小企業等の経営が圧迫される懸念
- ・ 郵政民営化委員会の役割及び政府・国会との関係
- ・ 民営化によって民間に還流する資金に対する民間の需要

○ 審査結果

可決

② 日本郵政株式会社法案（内閣提出第2号）

○ 要旨

郵便事業会社及び郵便局会社が発行する全株式を保有し、これらの株式会社の経営管理及び業務支援を行うことを目的とする日本郵政株式会社を設立するほか、政府が、常時、当該会社の発行済株式総数の3分の1超を保有するとともに、当該会社が当初保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社株式を平成29年9月30日まで（移行期間）に全て処分すること等を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 大量の国債を保有する郵便貯金銀行が投資集団等に支配される懸念

○ 審査結果

可決

③ 郵便事業株式会社法案（内閣提出第3号）

○ 要旨

郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むことを目的とする郵便事業株式会社を設立するほか、当該会社が社会貢献業務（第三種・第四種郵便等公共性の高い郵便業務）を日本郵政株式会社から地域貢献資金の交付を受けて実施すること等を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 郵政民営化が利用者利便に与える影響及び社会貢献業務の範囲

○ 審査結果

可決

④ 郵便局株式会社法案（内閣提出第4号）

○ 要旨

郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務（金融サービス等）を営むことを目的とする郵便局株式会社を設立するほか、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならないこととするとともに、当該会社が地域貢献業務（当該会社や当該会社以外の者による実施が困難な金融等のサービス）を日本郵政株式会社から地域貢献資金の交付を受けて実施すること等を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 「金融社会権」の確立及び「金融排除」の防止の必要性
- ・ 金融業務のユニバーサル・サービスを義務づける必要性

○ 審査結果

可決

⑤ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（内閣提出第5号）

○ 要旨

郵政公社から承継した政府保証の付いた郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、債務を確実に履行することを目的とする独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を設立するもの

○ 審査結果

可決

⑥ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第6号）

○ 要旨

郵政民営化法、日本郵政株式会社法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の施行に伴い、郵便貯金法、簡易生命保険法、日本郵政公社法等 13 法律の廃止その他 160 の関係法律の規定の整備等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 郵便貯金法の廃止が口座手数料等に与える影響

○ 審査結果

可決

⑦ 郵政改革法案（松本剛明君外7名提出、衆法第1号）

○ 要旨

郵政事業の改革に関し、郵便業務の郵政公社における実施、郵便貯金等業務の郵政公社子会社（郵便保険会社）における実施、簡易保険業務の民営化（複数の郵政保険会社の設立）のほか、定額貯金の廃止、預入限度額の段階的引下げ、郵政公社等による財投債等の購入の禁止、郵政公社関連会社等への天下りの規制等の措置について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 「官から民」への資金還流効果
- ・ 郵政公社・郵便貯金会社の経営悪化の際の税金投入の是非
- ・ 預入限度額引下げの影響

○ 審査結果

否決

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
郵政民営化法案（内閣提出第1号）	17. 9.26	10. 6	10. 6 10. 6	10. 7 10. 11	10. 11 可決(多) (賛・自民・公明) (反・民主・共産・ 社民・国民)	10. 11 可決	郵政特 10. 14 可決 (附)	10. 14 可決	17. 10. 21 法97号
日本郵政株式会社法案（内閣提出第2号）	17. 9.26	10. 6	10. 6 10. 6	10. 7 10. 11	10. 11 可決(多) (賛・自民・公明) (反・民主・共産・ 社民・国民)	10. 11 可決	郵政特 10. 14 可決 (附)	10. 14 可決	17. 10. 21 法98号
郵便事業株式会社法案（内閣提出第3号）	17. 9.26	10. 6	10. 6 10. 6	10. 7 10. 11	10. 11 可決(多) (賛・自民・公明) (反・民主・共産・ 社民・国民)	10. 11 可決	郵政特 10. 14 可決 (附)	10. 14 可決	17. 10. 21 法99号
郵便局株式会社法案（内閣提出第4号）	17. 9.26	10. 6	10. 6 10. 6	10. 7 10. 11	10. 11 可決(多) (賛・自民・公明) (反・民主・共産・ 社民・国民)	10. 11 可決	郵政特 10. 14 可決 (附)	10. 14 可決	17. 10. 21 法100号
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（内閣提出第5号）	17. 9.26	10. 6	10. 6 10. 6	10. 7 10. 11	10. 11 可決(多) (賛・自民・公明) (反・民主・共産・ 社民・国民)	10. 11 可決	郵政特 10. 14 可決 (附)	10. 14 可決	17. 10. 21 法101号
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第6号）	17. 9.26	10. 6	10. 6 10. 6	10. 7 10. 11	10. 11 可決(多) (賛・自民・公明) (反・民主・共産・ 社民・国民)	10. 11 可決	郵政特 10. 14 可決 (附)	10. 14 可決	17. 10. 21 法102号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
郵政改革法案(松本剛明君外 7名提出、衆法第1号)	17.10.3	10.6	10.6 10.6	10.7 10.11	10.11 否決(少) (賛民) (反-自民・公明・ 共産・社民・ 国民)	10.11 否決			

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審 査 ・ 調 査 案 件
平成17.10.7	日本郵政公社総裁	生田 正治君	郵政民営化法案(内閣提出) 日本郵政株式会社法案(内閣提出) 郵便事業株式会社法案(内閣提出) 郵便局株式会社法案(内閣提出) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案(内閣提出)
平成17.10.11	日本郵政公社理事	斎尾 親徳君	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出) 郵政改革法案(松本剛明君外7名提出)

26 日本国憲法に関する調査特別委員会

【第163回国会】

(1) 委員名簿 (50人)

委員長	中山	太郎君	自民				
理事	愛知	和男君	自民	理事	近藤	基彦君	自民
理事	福田	康夫君	自民	理事	三原	朝彦君	自民
理事	保岡	興治君	自民	理事	枝野	幸男君	民主
理事	古川	元久君	民主	理事	赤松	正雄君	公明
	井上	喜一君	自民		伊藤	公介君	自民
	石破	茂君	自民		遠藤	武彦君	自民
	大村	秀章君	自民		加藤	勝信君	自民
	河野	太郎君	自民		佐藤	錬君	自民
	坂本	剛二君	自民		柴山	昌彦君	自民
	高市	早苗君	自民		渡海	紀三朗君	自民
	中谷	元君	自民		野田	毅君	自民
	葉梨	康弘君	自民		早川	忠孝君	自民
	林	潤君	自民		平井	たくや君	自民
	二田	孝治君	自民		船田	元君	自民
	松野	博一君	自民		森山	眞弓君	自民
	山崎	拓君	自民		吉田	六左エ門君	自民
	渡辺	博道君	自民		岩國	哲人君	民主
	小川	淳也君	民主		逢坂	誠二君	民主
	北神	圭朗君	民主		鈴木	克昌君	民主
	仙谷	由人君	民主		園田	康博君	民主
	田中	眞紀子君	民主		筒井	信隆君	民主
	平岡	秀夫君	民主		太田	昭宏君	公明
	高木	陽介君	公明		福島	豊君	公明
	笠井	亮君	共産		辻元	清美君	社民
	滝	実君	国民				

(平成17.10.31現在)

(2) 設置の目的

日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査等及び日本国憲法の広範かつ総合的な調査（国会法第102条の6の調査をいう。）を行うため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、委員間の自由討議及び質疑が行われた。討議及び質疑の主な内容は、次のとおりである。

○ 討議及び質疑の主な内容

憲法改正国民投票制度について

- ・ 投票権者の範囲（年齢要件、受刑中の者など公民権を停止されている者の取扱い等）
- ・ 国民投票の方式（全改正条項を「一括」して投票に付すか、各改正条項を「個別」に投票に付すか等）
- ・ 発議後の周知期間及び憲法改正案の周知・広報の在り方
- ・ 国民投票運動の規制の在り方（運動規制の対象及びその程度、マスコミ規制の是非等）
- ・ 国民投票の「過半数」の意味
- ・ 国民投票と国政選挙の同時実施の是非
- ・ 国民投票無効訴訟制度の問題点
- ・ 憲法改正国民投票制度と憲法改正案との一体的議論の必要性
- ・ 憲法改正のための国民投票と一般的な国民投票との関係

(5) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成17. 10. 13	上智大学大学院法学研究科教授	高見 勝利君	日本国憲法改正国民投票制度及び日本国憲法に関する件
	香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授	高橋 正俊君	
平成17. 10. 20	ジャーナリスト 真つ当な国民投票のルールを作る会事務局長	今井 一君	
	作家	吉岡 忍君	
平成17. 10. 27	成蹊大学法学部講師	福井 康佐君	

(6) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国国民投票制度調査議員団	(閉会中) 平成17. 11. 7 ～11. 19	オーストリア、スロバキア、スイス、スペイン、フランス	欧州各国国民投票制度に関する実情調査	8人

第4

憲法調査会

第4 憲法調査会

【第162回国会】

1 委員名簿（50人）

会長	中山	太郎君	自民					
幹事	近藤	基彦君	自民	幹事	福田	康夫君	自民	
幹事	船田	元君	自民	幹事	古屋	圭司君	自民	
幹事	保岡	興治君	自民	※幹事	枝野	幸男君	民主	
幹事	中川	正春君	民主	幹事	山花	郁夫君	民主	
幹事	赤松	正雄君	公明		伊藤	公介君	自民	
	大村	秀章君	自民		加藤	勝信君	自民	
	河野	太郎君	自民		坂本	剛二君	自民	
	柴山	昌彦君	自民		渡海	紀三朗君	自民	
	中谷	元君	自民		西川	京子君	自民	
	野田	毅君	自民		葉梨	康弘君	自民	
	早川	忠孝君	自民		平井	卓也君	自民	
	平沼	赳夫君	自民		二田	孝治君	自民	
	松野	博一君	自民		松宮	勲君	自民	
	三原	朝彦君	自民		森山	眞弓君	自民	
	渡辺	博道君	自民		青木	愛君	民主	
	稲見	哲男君	民主		大出	彰君	民主	
	鹿野	道彦君	民主		鈴木	克昌君	民主	
	園田	康博君	民主		田中	眞紀子君	民主	
	辻	恵君	民主		中根	康浩君	民主	
	計屋	圭宏君	民主		古川	元久君	民主	
	馬淵	澄夫君	民主		笠	浩史君	民主	
	和田	隆志君	民主		渡部	恒三君	民主	
	太田	昭宏君	公明		高木	陽介君	公明	
	福島	豊君	公明		山口	富男君	共産	
	土井	たか子君	社民					

（平成17. 8. 8 現在）

※は、会長代理（平成11年7月6日の議院運営委員会理事会における申合せにより、会長が野党第一党の幹事の中から指名）

2 調査の経過

報告書をまとめるにあたり、平成17年2月3日、10日、17日及び24日の憲法調査会において、これまで議論されてきた論点について分野別に締め括りの自由討議が行われた。

その一方、2月3日の幹事会において中山会長、枝野会長代理及び船田筆頭幹事の協議によりまとめられた報告書の編集方針案が提案された。その内容は、時系列的又は外形的な記録部分については中間報告書のスタイルを踏襲し、憲法調査会委員の議論の中身の部分については、①調査会にあらわれた委員の憲法に関する様々な意見をそれぞれ記載する、②個々の委員の発言をその発言者名とともに要約摘示するという中間報告書の方式ではなく、テーマ毎に委員の様々な意見を類型化する形で摘示する、③5年間の調査を通じて「多く」述べられた委員の意見についてはその旨を記すというものであった。協議の結果、この編集方針により報告書素案を作成することとなった。この方針は、第3編第3章「憲法調査会における議論」の冒頭に「はじめに」として記載されている。

3月29日の幹事懇談会において、まとめられた「報告書素案」が提示され、4月5日、6日、8日の幹事懇談会及び12日の幹事会において「報告書素案」をもとに協議が重ねられ、報告書素案が作成された。

4月15日の調査会において、作成された報告書案について、会長からその趣旨の説明を聴取し、各会派から順次発言を行った後、採決を行い、賛成多数（賛成一自民、民主、公明 反対一共産、社民）で議決された。報告書は、同日、会長から議長に提出された。また、4月26日の本会議において、会長から報告書提出の経緯及び概要についての報告があった。

報告書は、第1編「憲法調査会の設置の経緯」、第2編「憲法調査会の設置の趣旨とその組織及び運営」、第3編「憲法調査会の調査の経過及びその内容」及び第4編「資料」の4編で構成されている。調査の内容をまとめた第3編第3章がその中核的な内容をなしている。

3 調査会の議論の内容

憲法調査会において取り上げられた特定の憲法上の論点を中心に、その概要を紹介すれば、おおよそ以下のとおりである。

(1) 天皇制（憲法調査会：2月3日午前）

○ 自由討議における主な発言内容

- ・ 天皇を元首と理解し、憲法上明記することの是非
- ・ 象徴天皇制の在り方
- ・ 象徴天皇制と国民主権等憲法の基本原則との関係
- ・ 女性・女系による皇位継承の是非
- ・ 国事行為の在り方

(2) 安全保障・国際協力・非常事態（憲法調査会：2月3日午後）

○ 自由討議における主な発言内容

- ・ 平和主義の原則に対する評価
- ・ 現在の国際情勢の下における安全保障の在り方
- ・ 国連・地域における安全保障の枠組み
- ・ 自衛隊の海外での武力行使の是非
- ・ 我が国の国際貢献の在り方、9条の解釈・運用の在り方
- ・ 個別的・集団的自衛権の行使の明文化の是非
- ・ 自衛隊の憲法上の位置づけ、非常事態法制の在り方

(3) 国民の権利及び義務（憲法調査会：2月10日午前）

○ 自由討議における主な発言内容

- ・ 基本的人権相互の調整原理の在り方
- ・ 国際人権法の尊重の必要性
- ・ 平和的生存権の重要性
- ・ 環境権、プライバシー権、知る権利等の新しい人権の憲法上の明記の要否
- ・ 生命倫理に関する規定の憲法上の明記の要否
- ・ 平等権の在り方
- ・ 定住外国人の地方参政権を認めることの是非
- ・ 生存権の在り方
- ・ 教育を受ける権利・教育を受けさせる義務の在り方
- ・ 犯罪被害者の権利の在り方、義務規定の強化の是非
- ・ 家族や共同体等の尊重の規定の創設の要否

(4) 国会・内閣等（憲法調査会：2月10日午後）

○ 自由討議における主な発言内容

- ・ 二院制と一院制の比較
- ・ 衆参両院の権限・選挙制度の在り方
- ・ 国会審議の在り方
- ・ 国会の補佐機構の在り方
- ・ 政党規定の憲法上の明記の要否
- ・ 内閣総理大臣のリーダーシップの強化等議院内閣制の運用の在り方
- ・ 首相公選制の導入の是非

(5) 財政・地方自治（憲法調査会：2月17日午前）

○ 自由討議における主な発言内容

- ・ 予算単年度主義と複数年度予算の導入の是非
- ・ 継続費制度の合憲性
- ・ 財政規律の維持の方策
- ・ 私学助成と89条の関係
- ・ 会計検査院の機能強化・組織の在り方
- ・ 地方自治の本旨の明確化の要否
- ・ 中央と地方の権限配分の在り方
- ・ 道州制の導入の是非
- ・ 課税自主権・自主財政権の憲法上の明記の要否
- ・ 地方の財政調整機能の確保の方策
- ・ 住民投票制度の導入の是非
- ・ コミュニティの重要性

(6) 司法・改正・最高法規等（憲法調査会：2月17日午後）

○ 自由討議における主な発言内容

- ・ 違憲審査権の運用の在り方
- ・ 憲法裁判所の導入の是非
- ・ 国民の司法参加の在り方

- ・ 最高裁判所裁判官の国民審査の在り方
- ・ 憲法解釈の在り方
- ・ 憲法改正国民投票法の整備の要否
- ・ 憲法改正手続の改正の要否
- ・ 憲法尊重擁護義務の在り方

(7) 前文・その他（憲法調査会：2月24日午前）

○ 自由討議における主な発言内容

- ・ 前文の必要性
- ・ 前文に憲法の基本三原則、我が国の歴史、伝統、国家目標、生命・人間の尊厳、権利と義務の関係、共生・相互扶助の理念、家族・地域コミュニティの重要性、環境の保全等について規定することの要否
- ・ 前文の分かりやすさ
- ・ 日本国憲法の制定過程

(8) 全体を通しての締め括り（憲法調査会：2月24日午後）

○ 自由討議における主な発言内容

- ・ 憲法の役割
- ・ 今後の憲法論議や憲法論議の場の在り方
- ・ 憲法改正国民投票制度の在り方
- ・ 憲法調査会の在り方
- ・ 最終報告書の在り方

(9) 報告書に関する件（憲法調査会：4月15日）

中山会長より報告書案の趣旨説明を聴取し、各会派から発言がなされた後、採決を行い、賛成多数（賛成一自民、民主、公明 反対一共産、社民）で議決された。

○ 田元委員（自民）による意見陳述の要点

- ・ 報告書案は、過去5年間の調査会における議論を丁寧に記述するとともに、それぞれのテーマごとに、一定の基準に基づいて意見の多寡をも記載することによって、憲法に対する所属委員の考え方をあらまし把握することを可能とし、さらには今後の国民の憲法論議の参考に資するという点でも、大いに評価すべきものと考えている。

○ 枝野幸男委員（民主）による意見陳述の要点

- ・ 報告書案は、調査の成果を客観的にあらわしたものであり、調査会は何らかの集約を予定してスタートしたものではないから、その議論も報告書も特定の結論を示しておらず、報告書に示されたいわゆる多数意見も、たまたま多くの委員が意見を表明した論点について、たまたまある特定の意見が多数であったことを示すにすぎない。

○ 赤松正雄委員（公明）による意見陳述の要点

- ・ 報告書案において意見の数の大小の差が2倍以上あったものについては、多かつたとの表記で反映させていることについては、公明党にも異論なしとはしないが、数多い意見を羅列するだけでは、最終報告書の名に値せず、その際に一定の基準をもって整理をしてまとめることはやむを得ず、おおむね穏当なものではないか。

○ 山口富男委員（共産）による意見陳述の要点

- ・ 報告書案は、国連憲章に基づく平和のルールの実現とともに、戦争のない世界を目指

す憲法9条が世界の平和にとってかけがえのない生命力を持っていること等が示された調査の経過と結果を反映したものではなく、憲法調査会規程を逸脱した、憲法改正に向けた論点整理の報告書となっており、調査会の報告書たり得ない。

○ 土井たか子委員（社民）による意見陳述の要点

- ・ 報告書案は、さまざまな問題意識やニュアンスの違いといった多様性を捨象し、多数意見をつくらんがための恣意的な基準で類型化され、改憲の方向性を示すものとなっており、憲法を生かす立場からの記述も極めて不十分であり、このような方向と内容で最終報告書が作成されたことに断じて反対である。

（参考） 衆議院憲法調査会報告書（抄）～憲法調査会における議論

○はじめに

本章は、憲法調査会における概ね5年間の憲法に関する議論の全貌を公平に、かつ、分かりやすく提示することを旨として、次の三つの方針に基づいて編集した。

- 1 憲法調査会にあらわれた委員の多様な意見を偏ることなく公平に記載すること。
- 2 膨大な量に達する調査の全貌を分かりやすく示すため、委員の意見を論点ごとに類型化して摘示すること。
- 3 概ね5年間の調査を通じて多く述べられた意見については、その旨を記すこと。なお、これは、憲法調査会の意思決定による多数を意味するものではないこと。

なお、参考として、各項目の末尾に、参考人、公述人、意見陳述者等（以下「参考人等」という。）の発言を、その趣旨を損なわないように要約して掲載した。

○あらまし

一 日本国憲法の制定経緯

日本国憲法制定の意義について、主権在民、基本的人権の尊重、平和主義等の諸原則を定めた点を高く評価する意見が述べられた。これに対し、日本国憲法の制定は、日本の伝統・文化等を軽視ないし否定した側面があるのではないかとする意見も述べられた。

日本国憲法の制定経緯については、GHQ民政局が作成した草案を日本側に提示し、それを基に日本国憲法の草案を起草するよう指示したことを端緒とする、日本国憲法の制定に対する一連のGHQの関与等について議論が行われた。この点については、日本国憲法の制定に対する一連のGHQの関与を「押しつけ」と捉えて問題視する意見もあったが、その点ばかりを強調すべきではないとする意見が多く述べられた。

その他、日本国憲法の各項目の制定経緯等についても議論が行われた。

二 日本国憲法の各条章に関する意見

1 総論的事項

(1) 日本国憲法に対する全般的な評価

国民主権、平和主義及び基本的人権の尊重という日本国憲法の基本的な原理を今後とも維持すべきであるとする意見が多く述べられた。

(2) 憲法の役割

憲法の役割について、次のような意見が述べられた。

一つは、憲法の役割について、近代立憲主義の理念に基づき、公権力の行使を制限する役割を重視する意見である。もう一つは、憲法の役割について、国家目標の設定や国民の行為規範としての役割をも重視する意見である。このような重点の置き方の違いは、憲法事項の内容、例えば、前文に我が国固有の価値を規定すべきか否か、国民の義務規定を増やすべきか否か、憲法尊重擁護義務の名宛人に国民を追加すべきか否か等について、意見が分かれる基因となっている。

(3) 憲法と現実との乖離

自衛隊の存在や海外におけるその活動と、9条に定める戦争の放棄、戦力の不保持及び交戦権の否認との関係、選挙における一票の価値の格差の問題と、14条に定める法の下での平等との関係をはじめとして、いくつかの事項が憲法と現実との乖離として取り上げられた。

憲法と現実との乖離として取り上げられた事項を憲法解釈により説明付けることについては、憲法の空洞化・形骸化を招き、ひいては憲法規範の軽視や憲法本来の安定性を毀損するのではないかという懸念等が指摘された。

そこで、当該乖離をいかなる方法で解消すべきかについては、意見が分かれた。

一方は現実に合わせて憲法を改正すべきであるとする意見であり、他方は現実を憲法に合わせて是正していくべきであるとする意見である。この意見の違いは、主として、9条と現実との乖離をどう解消するかにおいて現れた。

(4) 憲法制定後の状況の変化と憲法の関係

憲法を取り巻く状況は、制定以来、著しく変容している。

その事例として取り上げられたものとしては、①我が国に対する国際貢献の期待の高まり、②科学技術の進歩、③環境問題の発生等があった。

これらの状況の変化を踏まえ、憲法の条項にこれを反映させることの要否が憲法のいくつかの分野において議論された。そこでは、これらの状況の変化に対応して憲法に規定を設けるべきであるとする意見と、憲法の理念を踏まえ法律等で対応することが重要であり、憲法改正は必要ないとする意見が述べられた。

2 各論的事項

(1) 前文

A 内容

前文に関しては、主として前文の必要性の有無、前文と各条文との関係、前文の規範性、前文の内容及び前文の文章・表現について議論が行われた。

前文と各条文との関係については、前文は各条文との間に密接な関係を有しているとする意見が述べられた。

前文の内容に関する主な議論は、前文に規定すべき事項についてである。この点については、我が国固有の歴史・伝統・文化等を前文に明記することの是非に関する議論が行われたが、意見が分かれた。

歴史・伝統・文化等は多様性を持っており、特定の価値観を規定することは慎むべきであるとする意見もあったが、前文に我が国固有の歴史・伝統・文化等を明記すべきであるとする意

見が多く述べられた。

また、憲法の基本三原則や地球環境に対する我が国の対応を前文に規定することについて議論が行われた。

B 文章・表現

前文の文章・表現については、前文の文章は国民の間に定着しており、変える必要はないとする意見もあったが、英語の文章構造に基づく、いわゆる翻訳調のものであることから、日本人の発想に基づいた、分かりやすい日本語で書かれたものに改めるべきであるとする意見や、シンプルなものに改めるべきであるとする意見が多く述べられた。

C 前文と憲法の各項目に対応した発言

前文と憲法の各項目との関連で議論が行われた。その主なものは、平和主義や平和的生存権に関するものであった。平和主義については、その趣旨を評価する意見と、批判的な意見とが述べられた。また、平和的生存権については、平和的生存権を評価する意見と平和的生存権をより明確に提示すべきであるとする意見が述べられた。

(2) 天皇

A 象徴天皇制に対する評価

現行の象徴天皇制については、国民から支持され定着していること、歴史的にみても本来の天皇制のあり方に適ったものであること等を理由として、今後とも維持されるべきものであるとする意見が多く述べられ、その存廃を当面の憲法問題とする意見はなかった。

また、国民主権の下における天皇制の位置付けについても議論が行われた。

B 天皇の地位

天皇の地位については、元首の問題が取り上げられた。天皇を元首と認識すべきか否かについては、意見が分かれた。また、憲法に天皇が元首である旨の規定を置くべきか否かについても両論があったが、元首である旨を明記する必要はないとする意見が多く述べられた。

天皇が元首である旨を明記する必要はないとする意見は、その論拠として、①国政に関する一切の権能を有しないという天皇の現在の地位からするとその旨の規定は困難であること、②国民の大半が現在の象徴天皇制に異議を述べていないこと、③元首と明記しないことが象徴天皇制にふさわしいこと等を挙げている。これに対し、天皇を元首と明記すべきであるとする意見は、天皇は現に元首であると認識し得るから、これを明確にすべきであるとするものである。

C 皇位継承

皇位継承については、主として皇室典範の問題として議論が行われた。その主な議論は、女性による皇位継承の是非に関するものである。この点については、女性による皇位継承を認めることに慎重な意見もあったが、これを認めるべきであるとする意見が多く述べられた。

女性による皇位継承を認めるべきであるとする意見は、①憲法が皇位継承権を男性に限定していないこと、②男性による継承に限定したままでは皇統が断絶する懸念があること、③女性の天皇を容認する国民世論の動向、④これを認めることが男女平等や男女共同参画社会の形成という現在の潮流にも適うものであること等を論拠としている。これに対し、慎重論は、男系男子による継承が我が国の伝統であること等を論拠としている。

D 天皇の行為

天皇の行為については、国事行為のあり方及び運用、国事行為及び私的行為以外の天皇の行為類型を容認するか否か等に関する議論が行われた。

(3) 安全保障・国際協力

A 安全保障

a 9条に対する評価

安全保障については、9条がこれまで我が国の平和や繁栄に果たしてきた役割を評価する意見が多く述べられた。また、少なくとも同条1項の戦争放棄の理念を堅持し、平和主義を今後も維持すべきであるとする意見が多く述べられた。

9条に対する評価として、①現行の憲法は優れた憲法であり、戦後の日本の平和と安定・発展に大きく寄与してきたとする意見、②9条は単なる理念ではなく、軍事大国に進まない歯止めとなっているとする意見、③9条と前文に基づく平和主義と徹底した平和主義への国民の努力が、我が国の平和に大きな貢献をしてきたことは、アジア各国からの平和主義への支持と積極的な評価からも明らかであるとする意見、④憲法は、軍事的手段による安全保障を否定し、徹底して人間の安全保障を希求しているとする意見が述べられた。これに対し、9条があることにより、日本が紛争を起こさず、他国にも侵略されていないとする議論があるが、日米安全保障条約及び自衛隊の存在があったからこそ、我が国は、平和と経済的繁栄を享受してきたとする意見等が述べられた。

b 自衛権及び自衛隊

自衛権の行使として武力の行使が認められるか否かについては、自衛権の行使としてであっても武力の行使は認められないとする意見もあったが、自衛権の行使として必要最小限度の武力の行使を認める意見が多く述べられた。

(i) 自衛権及び自衛隊と憲法規定との関係

上記のとおり、自衛権の行使として必要最小限度の武力の行使を認めるとする意見が多く述べられたが、この意見は、自衛権及び自衛隊と憲法規定との関係に関しては、(a)自衛権及び自衛隊の憲法上の根拠を明らかにするための措置をとるべきであるとする意見、(b)自衛権の行使や自衛隊の法的統制に関する規定を憲法に設けるべきであるとする意見、(c)自衛のための必要最小限度の武力の行使を認めつつ、9条を堅持すべきであるとする意見に大別することができる。なお、(c)の意見の中には、自衛隊に関する規定を憲法に追加すべきか否かについては、今後の議論の対象であるとする意見を含んでいる。

また、(d)自衛権の行使としての武力の行使及び自衛隊に否定的な意見が述べられた。

上記のように意見は分かれているが、自衛権及び自衛隊について何らかの憲法上の措置をとることを否定しない意見が多く述べられた。

(a)の立場が、自衛権及び自衛隊についての憲法上の位置付けを明確にすることに重点を置くのに対し、(b)の立場は、強力な公権力行使である自衛権の行使について、これを制限的・抑制的なものにするため、その発動要件と限界、自衛隊の行動原則等を規定して法的統制を図ることに重点を置くものである。また、(c)の立場は、個別的自衛権の担保として存在する自衛隊は、9条2項の戦力に当たらないと解することができるという考え方に基づくものである。

一方、(d)の立場からは、9条を堅持すべきであるとし、我が国は同条の理念の下で、紛争の未然防止及び紛争が生じた場合の平和的解決に向けての努力を行うべきであるとする意見が述べられた。また、自衛隊については、これを否定的に評価し、災害対策のための別組織への改組や、その段階的な解消を行うべきであるなどとしている。

(ii) 集団的自衛権

集団的自衛権の行使の是非については、これを認めるべきであるとしつつその行使の限度に言及しない意見、これを認めるべきであるとしつつその行使に限度を設けるべきであるとする意見及びこれを認めるべきではないとする意見に、ほぼ三分された。

集団的自衛権の行使を認めるべきであるとする意見は、論拠として、①米国と共同して行う

我が国の防衛及び我が国周辺における国際協力をより円滑・効果的に行うため、あるいは、米国との対等な同盟関係を構築するためにこれを認めるべきであること、②集団的自衛権は主権国家が持つ自然権であり、国連憲章上も認められていることから、我が国においてもその行使は認められること等を挙げている。

集団的自衛権の行使の限度については、限度を付すことにより他国と共同して行う活動に支障を来す場合も想定されるため、憲法にあらかじめ限度を設けるべきではなく、状況に応じて随時、政策判断をなすべきであるとする意見と、集団的自衛権は、抑制的・限定的に行使すべきであり、①同盟国間に限定する、②東アジア地域に限定する、あるいは、③我が国の死活的利益に重大な影響がある場合に限定するなどの限度を設けるべきであるとする意見等が述べられた。

集団的自衛権の行使を認めるべきではないとする意見は、その論拠として、①集団的自衛権は国連憲章上例外的かつ暫定的なものとされ、現実には軍事同盟の根拠とされていること、②その行使を認めることは、地球的規模で行われる米国の戦争に自衛隊が制約なく参加できるようにするものであること、③集団的自衛権の行使を認めることはアジア諸国に対して不信感と脅威を与える結果となること等を挙げている。

集団的自衛権の行使を認めるべきであるとする立場から、その法的根拠について、憲法解釈の変更により認められるとする意見もあったが、憲法改正によるべきであるとする意見が多く述べられた。

憲法改正によるべきであるとする意見は、上記(i)の(a)及び(b)に記したところと同様である。

集団的自衛権の行使について憲法解釈の変更により認められるとする意見は、国家は、その固有の権利として、個別的・集団的を問わず自衛権を有し、行使できるのであり、集団的自衛権の行使を認めることを憲法に明記する必要はないとするものである。

c 日米安全保障条約

日米安全保障条約については、その存続を前提とする意見と同条約に否定的な意見が述べられた。

日米安全保障条約の存続を前提とする意見も一様ではない。一方には、核の脅威等に我が国一国で対応することは、アジア地域に緊張を持ち込むことになり、日米同盟は非常に現実的な安全保障政策であるとする意見等があり、他方には、我が国の安全保障は、現実には日米同盟を前提に考えざるを得ないが、我が国の自立のためにも、国連中心主義を重視すべきであるとする意見等があった。

これに対し、日米安全保障条約に否定的な立場からは、9条の精神に沿って、これと矛盾する日米安全保障条約を解消すべきであるとする意見等が述べられた。

d 在日米軍基地問題

在日米軍基地に関しては、基地問題の現状と今後のあり方、基地問題と憲法との関係等について議論が行われ、祖国復帰から今日に至るまでの沖縄は、膨大な米軍基地や日米地位協定が存在するため憲法の理念に反する状況に置かれているが、憲法の精神、理念の実現が求められているとする意見等が述べられた。

e 核兵器の廃絶等

核兵器の廃絶等については、①核兵器の廃絶や非核三原則を憲法に明記すべきであるとする意見、②核抑止論から脱却しない限り核兵器拡散の危険性は続き、核兵器の廃絶と矛盾する核抑止論は認められないとする意見、③米国の核抑止力に依存しなければ、必要最小限度とされる自衛権の行使だけでは我が国の安全は確保できないとする意見等が述べられた。

B 国際協力

a 国際協力の推進

我が国が今後も積極的に国際協力を行うべきであるとすることについては、概ね共通の理解

があったが、我が国がどのような国際協力を行うべきであるのかについては、多様な意見が述べられた。

b 国際協力の推進と憲法との関係

憲法に国際協力に関する規定を置くことの是非については、規定を置くべきであるとする意見と、新たに憲法に規定する必要はないとする意見が述べられた。

憲法に国際協力に関する規定を置くべきであるとする立場からは、①国際協力活動の根拠規定を置くべきであるとする意見、②自衛隊の海外派遣についての根拠規定を置くべきであるとする意見、③軍事力の行使による国際協力が不可避である場合にこれを可能とする規定を置くべきであるとする意見等が述べられた。

これに対し、新たに憲法に規定する必要はないとする立場からは、我が国は9条の下で非軍事的な分野における支援活動を行うべきであるから、憲法を改正する必要はないとする意見等が述べられた。

c 国連の集団安全保障活動への参加

国際協力の一類型である国連の集団安全保障活動への参加の是非については、参加は非軍事の分野に限るべきであるとする意見もあったが、非軍事の分野に限らず国連の集団安全保障活動に参加すべきであるとする意見が多く述べられた。

非軍事の分野に限らず国連の集団安全保障活動に参加すべきであるとする意見は、その論拠として、①国際の平和と安全から大きな恩恵を享受する我が国は、国際協力に関し、経済大国にふさわしい役割を果たすべきであること、②一国平和主義から脱却して他国とリスクを共有すべきであること等を挙げている。この立場から、その法的根拠について、現行憲法の下でも参加が可能であるとする意見もあったが、その法的根拠を憲法に明記すべきであるとする意見が多く述べられた。法的根拠を憲法に明記すべきであるとする意見は、その論拠として、①国連軍や多国籍軍を含め積極的に参加することを憲法上可能とする必要があること、②当該参加に係る武力行使を限定的なものとするための規定を設ける必要があること等を挙げている。また、現行憲法の下でも当該参加が可能であるとする立場からは、集団安全保障活動は9条が禁ずる国権の発動としての武力の行使ではなく、前文の国際協調主義に基づくものであり、自衛のための必要最小限度の武力の行使とは別枠で認められていると解釈することが可能であるとする意見等が述べられた。

これに対し、参加は非軍事の分野に限るべきであるとする意見は、その論拠として、①国連の集団安全保障活動であっても、これに参加して武力を行使することは憲法に違反すること、②我が国が軍事的強制措置に参加することは、アジア諸国に対し不信感と脅威を与えるおそれがあること等を挙げている。

d 自衛隊の国際協力活動

自衛隊の国際協力活動の是非については、自衛隊を活用すべきであるとする立場からの意見と、これを活用することは適当ではないとする立場からの意見があった。

自衛隊を活用すべきであるとする立場からは、①我が国は世界から人的貢献を含む国際協力を行うことが期待されているところ、その都度自衛隊を派遣するのに必要となる法律を制定することは限界にきているので、憲法に自衛隊の国際協力に関する明文規定を置くべきであるとする意見、②自衛隊の海外派遣について一般的に定める恒久法を制定すべきであるとする意見等が述べられた。

これに対し、自衛隊を活用することは適当ではないとする立場からは、①自衛隊の海外派遣は憲法上認められないとする意見、②NGOなど自衛隊以外の人的貢献のあり方について検討すべきであるとする意見等が述べられた。

e 地域安全保障

地域安全保障に関しては、アジアにおける地域安全保障の枠組みの構築等について議論が行われ、何らかの枠組みが必要であるとする意見が多く述べられた。その主なものとしては、①国際的なテロへの共同対処の必要性や北東アジアの地域情勢を考慮すると、アジア諸国が日常的な外交、協議、信頼醸成等を積み重ねることにより安全保障を確保することが重要であり、そのための地域安全保障の枠組みを構築すべきであるとする意見、②我が国の安全保障のあり方として、日米安全保障体制を維持・発展させるべきであるが、これに依存するだけでなく、他の外交的選択肢として、アジアにおける集団安全保障機構の創設を検討すべきであるとする意見等があった。

ただ、その枠組みのあり方については、武力の行使を含む枠組みを構想するものと、非軍事的な安全保障対話の枠組みを構築すべきであるとするものに分かれている。

このほか、経済の自由化と地域安全保障との関係に関する議論が行われた。

C その他

その他、国連に関する諸事項、国家主権の移譲等に関する議論が行われた。

(4) 国民の権利及び義務

A 国民の権利及び義務総論

a 近代立憲主義とその展開

国民の権利及び義務に関する憲法のあり方という基本問題に関し、憲法は国家権力の濫用から国民の基本的人権を守ることをその目的とするとし、国家からの自由を基本に据える近代立憲主義の考え方を重視すべきであるとする意見と、近代立憲主義を踏まえつつも、基本的人権の保障についての国家の積極的役割をも重視すべきであるとする意見が述べられた。

近代立憲主義の考え方を重視する前者の意見は、憲法の公権力行使の制限規範としての要素を重視するものである。

これに対し、国家の積極的役割をも重視すべきであるとする後者の意見は、環境問題、人権間の調整、科学技術の進展等、国家からの自由のみでは説明及び解決が難しい事態が生じているのではないかとし、人権保障等に関する国家の積極的な役割を求めるものである。

b 基本的人権の調整

基本的人権の調整に関し、公共の福祉の問題等が取り上げられたが、その主な論点は、人権の調整又は制約の目的・手段の合理性をどのように担保するかにあった。この点については、①権利の類型等に応じて、公共の福祉の内容を具体的に憲法に規定すべきであるとする意見、②人権の調整又は制約の目的・手段の合理性の判断は、主に、議会の定める法律の形式で行われるべきであるとする意見等が述べられた。②の意見は、当該合理性の判断という国家の本質的事項について議会が安易に行政権に立法委任することを戒める趣旨を持つものである。ただし、①と②は、二律背反的なものではなく、議会が当該判断を的確に行うための指針を示すために、①のような憲法規定が必要であるとする意見もあった。

c 外国人の人権

人権享有主体の問題に関し、外国人の人権が取り上げられ、様々な角度から議論が行われた。その中でも、定住外国人に地方参政権を付与すべきか否かの問題については、住民自治の観点等からこれに積極的な意見と参政権は国民にのみ与えられるべき権利である等の理由からこれに慎重な意見が述べられた。

d いわゆる「新しい人権」

いわゆる「新しい人権」に関しては、これを積極的に認めるということが共通の認識であった。その上で、これを憲法に明記することの要否について議論が行われた。

新しい人権を憲法に明記すべきであるとする意見は、その論拠として、①憲法制定当時には想定されていなかった権利が、その後認められるようになったこと、②その憲法への明記が国民の人権の保障に有益であること、③憲法への明記が立法や裁判の基準となること、④憲法が抽象度の高い規範であるとしても、新しい人権が13条の幸福追求権等に含まれるという考え方には限界があること等を挙げている。

これに対し、新しい人権を憲法に明記することを要しないとする意見は、例えばプライバシーの権利は13条によって、知る権利は21条によって既に解釈上認められるに至っている等、憲法の人権規定は現在の新しい人権のみならず、将来生起し得る新しい人権にも対応できる懐が深いものであるとするものである。そして、必要なことは、憲法に規定を置くことではなく、憲法の精神を具体化する立法措置をとることである等としている。

新しい人権として規定すべき旨の主張がされたものの代表は、環境権である。憲法に明記する必要はないとする意見もあったが、環境権とするか国家の環境保全義務と構成するかは別として、憲法に環境に関する条項を置くべきであるとする意見が多く述べられた。

また、知る権利・アクセス権や、プライバシー権を憲法に規定すべきであるとする意見も多く述べられた。

e 国民の義務

国民の義務規定を増やすことの是非については、意見が分かれた。

義務規定を増やすべきであるとする意見は、その論拠として、①戦後、日本の社会の各方面において、権利の裏にある義務に対する認識が非常に希薄になり、国家、社会、家族・家庭への責任や義務が軽視され、権利主張のみが横行して他者の権利を侵害し、あるいは、社会の混乱を引き起こすという弊害が生じていること、②権利の行使には義務の履行が伴うこと等を挙げている。この意見の中には、近代立憲主義を克服し、憲法を、国家と国民の協働を規定するものとして再構築することを志向するものがあった。また、義務規定を増やすべきであるとする意見は、国防の義務、環境保全の義務、投票の義務等を義務規定として追加することを提案している。

これに対し、義務規定を増やすべきではないとする意見は、近代立憲主義の憲法観を前提として、憲法の規範の名宛人は公権力であり、国民に対して義務や責任を多く課すべきものではないことを主たる論拠とし、これに加え、憲法に義務規定を増やしても問題の解決にはならないことをも論拠としている。

f 生命倫理と憲法

生命倫理に関する条項を憲法に設けるべきか否かについては、意見が分かれた。

生命倫理に関する条項を憲法に設けるべきであるとする意見は、日本人の倫理観とバランス感覚に方向性を与え、個人の尊厳と学問の自由の調和を図るために、個人の尊厳の上位概念としての人間の尊厳又は生命の尊厳の理念を憲法に明記すべきであるとするものである。

これに対し、生命倫理に関する条項を憲法に設けることに慎重な意見は、生命倫理の分野においても憲法は十分に対応することができるとするものである。

B 国民の権利及び義務各論

国民の権利及び義務の各条項については、その解釈に当たっては、その制定経緯や歴史的背景を重視しなければならないが、また、各条項に一定の評価を行いつつも、新しい人権を明記する等必要な憲法改正を行うことを主張する意見と、憲法の人権規定は、学説や判例の展開とともに、その内容も豊かなものとなってきたものであり、憲法改正の必要はなく、その実現こそが求められているとする意見等が述べられた。

a 法の下での平等

14条の法の下での平等が要求する平等は、個人をその事実上の違いにかかわらず一律に同等に

扱うべきことを求める形式的平等であるのか、又は社会的弱者をより優位に扱うことにより結果を平等なものに近づけようとする実質的平等であるのかに関する議論が行われ、実質的平等を図る方策の一つである積極的差別是正措置について意見が述べられた。

その他、非嫡出子の法定相続分に関する民法規定や、選挙人の投票価値の格差の憲法適合性について議論が行われた。

b 信教の自由・政教分離

憲法が信教の自由を保障するほか、政教分離原則を規定していることに関し、同原則の下で許される国家行為の限界について議論が行われた。重点的に議論が行われたのは、内閣総理大臣等の靖国神社への参拝の合憲・違憲の解釈問題である。この点、参拝の目的は戦没者の追悼にあり、効果においても特定の宗教を助長するものではない等として合憲であるとする意見が述べられた一方、政教分離原則を国家と宗教の厳格分離の意に解し、特定の宗教施設へ繰り返される参拝について、その目的・効果からすると政教分離原則に反するとする意見が述べられた。

憲法改正問題としても、内閣総理大臣等が社会的儀礼あるいは習俗的行事へ参加し、公費を支出することが許容されるよう憲法を改正すべきであるとする意見と、国家と宗教の厳格分離を図るため、判断基準を憲法に規定すべきであるとする意見が述べられた。

c 表現の自由

表現の自由については、現代社会においては知る権利という観点を加味して再構成しなければならないとする意見が述べられた。

また、報道機関によるプライバシーの侵害等の人権侵害がみられる状況を踏まえ、報道の自由とプライバシー権の合理的な調整はいかにあるべきかについても議論が行われた。

d 財産権

財産権の保障については、現在の日本では財産権が絶対的なものという認識が強く、その規制が難しくなっているとする意見や、財産権が責任や義務を伴うことを憲法に明記すべきであるとする意見が述べられた。

これに対し、日本国憲法において、財産権は既に社会国家化の流れの中で、社会的拘束を負うものとなっているとする意見も述べられた。

e 家族・家庭に関する事項

家族・家庭に関しては、選択的夫婦別氏制の導入の是非について議論が行われ、女性の働く権利に資する等のために、選択的夫婦別氏制の導入に賛成する意見と、家族の崩壊を誘発するおそれがあること等から、これに反対する意見が述べられた。

また、家族・家庭や共同体の尊重のような規定を憲法に設けることの是非について議論が行われ、この点については、意見が分かれた。

家族・家庭や共同体の尊重のような規定を憲法に設けるべきであるとする意見は、その論拠として、①24条が行きすぎた個人主義の風潮を生んでいる側面は否定できないこと、②顕在化している社会問題を解決するために、社会の基礎としての家族・家庭の重要性を再認識し、家族における相互扶助、家庭教育等の家族・家庭が果たしてきた機能を再構築する必要があること等を挙げている。

家族・家庭や共同体の尊重のような規定を憲法に設けるべきではないとする意見は、その論拠として、①利己主義と24条は関係がなく、同条を否定的にみる必要はないこと、②家庭崩壊等の社会問題の解決は憲法に規定を置くよりも家庭生活を守るための具体的な政策に待つべきものであること、③家族・家庭の尊重のような価値の法制化に危惧を覚えること、④家族条項の規定が戦前の家制度への回帰につながることへの懸念等を挙げている。

f その他

その他、国民の権利及び義務に関する各論的事項として、生命・自由・幸福追求権、思想・

良心の自由、生存権、教育を受ける権利、労働基本権、刑事手続上の権利、犯罪被害者の権利等に関する議論が行われた。

(5) 政治部門

A 国会

国会に関する主な議論は、二院制を維持すべきか一院制を採用すべきかに関する問題及び二院制を前提とした両院の権限・選挙制度等の改革に関する問題についてであった。

a 二院制の問題

二院制を維持すべきか一院制を採用すべきかについては、一院制を採用すべきであるとする意見もあったが、二院制を維持すべきであるとする意見が多く述べられた。

二院制を維持すべきであるとする意見は、その論拠として、①有権者の多様な意思を反映し、少数者の意思表示の機会を確保するためには二院が必要であること、②二院を持ち、法律案等を重ねて審議することにより慎重審議を行うべきであること等を挙げている。

これに対し、一院制を採用すべきであるとする意見は、その論拠として、①實際上両院で同じ議論をしており、国家としての迅速な意思決定を阻害していること、②両院の構成等が異なる場合に国政が停滞すること等を挙げている。

b 二院制を前提とした改革論

二院制を前提として、その改革の方途について議論が行われたが、その議論は、(i)両院の役割分担の明確化、(ii)各議院の議員の選挙制度及び(iii)参議院の権限縮小・権限行使の自主的抑制に分類される。

(i) 両院の役割分担の明確化

両院の役割分担については、その明確化を主張する意見が多く述べられた。その具体的な提案として、①国会の決算審査機能を強化するため、衆議院が予算審査を中心に行い、参議院が決算審査を中心に行うべきであるとする意見、②参議院の行政監視機能や長期的視野に立った調査機能を強化すべきであるとする意見等が述べられた。

(ii) 各議院の議員の選挙制度

国会議員の選挙制度については、各議院の議員の選挙制度に違いを持たせ、異なる代表機能を発揮させるべきであるとする意見が多く述べられた。これは、現在、各議院の議員の選挙制度が似通いすぎ、二院制の意味を損ねているという問題意識に基づくものであり、いくつかの提案がなされた。

(iii) 参議院の権限縮小・権限行使の自主的抑制

衆議院が可決した重要法案を参議院が否決した場合に国政が停滞することや、内閣不信任の権限を持たない参議院が国务大臣に対する問責決議により事実上の不信任をなし得ることへの懸念から、①59条2項の衆議院の再議決要件を緩和すべきであるとする意見、②参議院は問責決議を自主的に抑制する慣行を確立すべきであるとする意見等が述べられた。

これに対し、①二院制の意義は国民の意思の多元的反映にあり、両院におけるダブルチェックを通じて法律案の修正や廃案が行われることは有意義であるとして参議院の役割の軽視を戒める意見、②参議院も国民代表であって権限行使の自主的抑制を求めることは困難であるとする意見等が述べられた。

B 政党

政党に関しては、政党に関する規定を憲法に明記することの是非について議論が行われた。

政党に関する規定を憲法に明記すべきであるとする意見は、その論拠として、①政党は、議会制民主主義の根幹であり、民意を政治に反映する重要な地位・役割を有しているのであって、政党に憲法上の地位を与えるべきであること、②政党の公正さと透明性を確保する仕組みを確

立することが重要であること等を挙げている。

これに対し、政党に関する規定を憲法に明記することを要しないとする意見は、その論拠として、①21条が政党の結社の自由を保障していること、②政党に関する諸問題は、単に憲法に規定を設けることによって解決されるものではないこと、③政党に関する規定を設けることによって、政党活動の自由、ひいては結社の自由を阻害することとなるおそれがあること等を挙げている。

C 議院内閣制

議院内閣制に関しては、主に内閣総理大臣のリーダーシップの強化や、国会の行政監視機能の強化等について議論が行われた。

a 内閣総理大臣のリーダーシップの強化

我が国の民主主義をより一層成熟させるためには、官僚主導から政治主導への転換を図る必要があるため、そのためには、内閣総理大臣のリーダーシップの強化が必要であるとする意見が多く述べられた。その具体策としては、①内閣総理大臣を意思決定部門である執政権の主体として、執行機関である行政と峻別した上で、与党幹部が内閣に入ることにより政策決定を一元化し、閣僚以外の議員の行政への関与を厳しく制限し、行政のコントロールに関する内閣の主導性を確保すべきであるとするものや、②国民が選挙を通じて、政策プログラムとその実行主体である内閣総理大臣を一体のものとして事実上直接に選ぶ、議院内閣制の直接民主制的な運用形態である「国民内閣制」を志向すべきであるとするものがあつた。

b 国会の行政監視機能の強化

国会の行政監視機能を強化すべきであるとする意見が、多く述べられた。その理由としては、①内閣総理大臣のリーダーシップの強化の裏返しとして行政監視機能の強化が必要であるとする意見や、②行政国家化現象の下で行政権が肥大化したにもかかわらず、司法によるチェックが十分機能していないこと等から、立法機関によるチェック機能の強化が必要であるとする意見が述べられた。

D 首相公選制

内閣総理大臣のリーダーシップの強化を図る方途として、内閣総理大臣を直接公選するいわゆる首相公選制の導入の是非について議論が行われた。この点については、導入すべきであるとする意見も述べられたが、導入すべきではないとする意見が多く述べられた。

首相公選制を導入すべきではないとする意見は、その論拠として、①議会の多数派を基盤としない首相を認めることは政党政治の否定につながることで、②立法府と行政府の不一致といういわゆる分割政府の問題を生じさせること、③衆愚政治や首相の独裁のおそれがあること等を挙げている。

これに対し、首相公選制を導入すべきであるとする意見は、その論拠として、①首相が直接公選されることにより、リーダーシップの発揮及び迅速な意思決定が可能となること、②国民が首相を直接に選挙・決定する仕組みを設けることによって、国民の意思を政治に直接反映させることができること等を挙げている。

E オンブズマン制度

オンブズマン制度については、主としてその導入の是非について議論が行われた。その導入の是非については、導入することに慎重な意見もあつたが、導入すべきであるとする意見が多く述べられた。

オンブズマン制度を導入すべきであるとする意見は、その論拠として、①行政が肥大化している現状の下で、行政機関から独立して国民の権利救済、行政統制又は行政監視を行い、行政の公平性・透明性を図り、法の支配及び民主主義を確立するために必要な制度であること、②行政監視に関する既存の制度を補完する必要があること、③EU諸国において普及し、種々の

役割を果たしている実態があること等を挙げている。

これに対し、オンブズマン制度を導入することに慎重な意見は、その論拠として、①行政監視に関する既存の制度との重複を生ずること、②諸外国にみられるような強力な権限・中立性・独立性を有するオンブズマンが、我が国において機能するか疑問であること、③この制度の導入が公務員に萎縮効果を及ぼすおそれがあること、④請願権や国政調査権の実質化こそ先決であること等を挙げている。

なお、オンブズマン制度を導入する場合に、これを憲法上位置付けるべきか否かについても議論が行われたが、この点については、意見が分かれた。

F 政治部門における憲法解釈

政治部門における憲法解釈が政府の一部門である内閣法制局に事実上委ねられていることは不当であるとする意見が多く述べられたが、内閣法制局が憲法解釈をするのは当然であり、むしろ、国会がその解釈を鵜呑みにしていることが問題であるとする意見や、内閣法制局による法案提出前の厳格な事前審査は、99条の憲法尊重擁護義務に基づくものであるとする意見もあった。

この現状を踏まえ、憲法裁判所の設置や、国会自らが憲法判断を行うための常設の委員会の設置等に関する議論が行われた。

G その他

その他、選挙制度、政策評価等に関する議論が行われた。

(6) 司法制度

A 違憲審査制

違憲審査制については、違憲審査権の行使の現状及び憲法裁判所による憲法保障を中心に議論が行われた。

a 違憲審査権の行使の現状

違憲審査権の行使については、最高裁判所の法令違憲判決が少ないなど、司法が憲法判断に消極的であり、司法に委ねられた憲法保障に係る役割を十分に果たしていないとする意見が多く述べられた。

これに対し、統治行為について司法が関与することは限定的であるべきであるとする意見もあった。

b 憲法裁判所の設置その他の違憲審査制の改善策

上記の違憲審査権の行使の現状を踏まえ、憲法裁判所の設置の是非について議論が行われた。この点については、設置すべきではないとする意見もあったが、設置すべきであるとする意見が多く述べられた。

憲法裁判所を設置すべきであるとする意見は、その論拠として、①現在の付随的違憲審査制の下では、最高裁判所に憲法の番人としての積極的な役割を期待できないこと、②内閣法制局が事実上憲法の有権解釈を担っていることは問題であること、③抽象的規範統制を行う裁判の仕組みが必要であること等を挙げている。

これに対し、憲法裁判所を設置すべきではないとする意見は、その論拠として、①政治上の争いが裁判所に持ち込まれる「裁判の政治化」や憲法裁判所の判例を念頭に立法過程が営まれる「政治の裁判化」を招くおそれがあること、②具体的な事件から離れる結果、抽象論・観念論に終始するおそれがあること、③抽象的違憲審査は国権の最高機関である国会の地位・権能に重大な制約を加えるおそれがあること、④政府の政策等に対する合憲性付与機関になりかねないこと等を挙げている。

憲法裁判所の設置以外の違憲審査制の改善策として、最高裁判所に憲法問題のみを所管する憲法部を設置するという構想や、高等裁判所と最高裁判所の間に、上告審としての機能を担う

とともに、憲法問題の選別を行う特別高等裁判所を設置する構想等について議論が行われた。

なお、憲法裁判所に関する議論に関連して、国会に法律案等の憲法適合性の事前審査を行う憲法委員会を設けることを提案する意見もあった。

B 最高裁判所裁判官の国民審査制度

最高裁判所裁判官の国民審査制度については、同制度は形骸化しており、廃止すべきであるとする意見が述べられた。この意見の中には、①国民の意思が明確となる他の方法によるべきであるとするものや、②最高裁判所裁判官の任命を国会の承認人事とすべきであるとするもの等、別の適格性審査の仕組みを模索しようとするものがあった。

これに対して、現行の国民審査制度は最高裁判所が違憲審査権を行使する終審裁判所であることから導入されたこと等を踏まえ、国民審査制度の見直しに慎重な意見もあった。

C その他

その他、国民の司法参加、行政裁判所等の新しい裁判所、裁判官の任命・身分保障等、裁判官の報酬の減額禁止措置等に関する議論が行われた。

(7) 財政

A 財政民主主義

財政民主主義に関しては、その実質化のための方策について議論が行われた。この点については、①国民の現在負担及び将来負担を含めた財政情報を国民に分かりやすく提供すべきであるとする意見、②公会計を透明性の高いルールの下に置くべきであるとする意見、③内閣総理大臣の予算決算に関する説明責任を憲法に明記すべきであるとする意見、④国会による決算審査の結果を予算編成に効果的に反映できるような仕組みを設けるべきであるとする意見、⑤国会の財政統制機能を強化するため国会に会計検査院を附置し、又は行政監視院等の附属機関を設置すべきであるとする意見等が述べられた。

B 健全財政主義

健全財政主義に関しては、財政の肥大化を抑制し、現在世代が将来世代に対して財政運営上の責任を負っているとの観点から、これを憲法に規定することが必要であるとする意見が述べられた。この意見の中には、短期的な財政均衡を規定すると機動的な景気対策を行えない等の問題があるため、中長期的な財政の健全化を謳うプログラム規定として規定すべきであるとするものがあった。

これに対し、健全財政主義を憲法上規定すべきであるとする主張は、これまでの政権の財政運営を省みないもので、無責任であるとする意見が述べられた。

C 私学助成の憲法問題

現に行われている私学助成は、89条の規定上、憲法違反の疑義を惹起している等の理由から、同条の改正が必要であるとする意見が多く述べられた。

これに対し、26条の教育を受ける権利にかんがみ、現行の規定の下で私学助成の合憲性は明らかであるとして、89条の改正は必要ないとする意見もあった。

D その他

その他、複数年度予算制の採用の是非や、継続費、会計検査院の機能強化・独立性の強化等に関する議論が行われた。

(8) 地方自治

A 地方自治の章に関する総括的な議論

地方自治の章については、その総括的な評価に関する議論が行われた。この点については、同章を積極的に評価する意見もあったが、その不備を指摘し、現行規定を充実させるべきであ

るとする意見が多く述べられた。主として地方自治の章の不備を指摘する立場からは、地方自治に関し憲法に規定すべき事項として、①国と地方公共団体の基本的な権限のあり方、②中央政府と地方政府が対等の立場に立つこと、③公的部門が担うべき責務は、原則として、最も市民に身近な公共団体が優先的に執行するといういわゆる補完性の原則、④地方公共団体の課税自主権等が挙げられた。

B 地方分権の必要性及びその課題

地方分権の必要性については、①住民に身近な問題は地方自らが決定することによって民主主義が発展するのであり、民主主義の発展を図る上で必要であるとする意見、②中央による支配を排し、中央・地方の権力の分立を確立するために必要であるとする意見等が述べられた。

また、地方分権の課題については、①地方に権限及び財源を大幅に移し、国の役割を限定し、地方のことは地方が決めることとすべきであるとする意見、②地方分権の推進に伴い地方公共団体の財政力格差が顕著に表れ、国土全体の均衡ある発展や教育の機会均等に悪影響を及ぼすのではないかとする意見等が述べられた。

C 地方公共団体のあり方

地方公共団体のあり方に関する主な議論は、道州制の導入の是非に関するものであった。この点については、道州制を導入することに慎重な意見もあったが、導入すべきであるとする意見が多く述べられた。

導入すべきであるとする意見は、その論拠として、①市町村合併を推進して基礎的自治体に権限と税財源を移譲した後においては、国と基礎的自治体との中間的な存在である都道府県を整理して、効率的な国の統治構造を作るべきであること、②国から地方への権限移譲の受け皿として道州制が必要であること、③適正規模を超えた我が国の中央政府の権限を道州に移譲し、道州に事実上の主権を担わせることによって、大胆な行政改革が可能となること等を挙げている。

これに対し、導入することに慎重な意見は、その論拠として、地方公共団体の規模の拡大によって住民の声が反映されにくくなること、換言すれば住民自治の希薄化が懸念されること等を挙げている。

D その他

その他、条例制定権、地方財政、市町村合併の推進、住民投票の制度化の是非、地方自治特別法等に関する議論が行われた。

(9) 憲法改正

96条の改正手続の要件に関しては、主として、その要件を緩和することの是非について議論が行われ、この点については、意見が分かれた。

これを緩和すべきであるとする意見は、その論拠として、①時代の変遷に応じて憲法の見直しを図っていく必要があること、②国民が憲法の中身を吟味する機会を増加させる必要があること等を挙げている。

これに対し、要件を緩和すべきではないとする意見は、その論拠として、①各議院の総議員の3分の2以上という要件部分は、憲法を幅広い合意の下における公権力行使のルールとする上でふさわしいものであること、②国民投票の手続は、国民に憲法制定権があることに基づくものであって、改正権の行使によってこれを廃止することは背理であること等を挙げている。

(10) 最高法規

最高法規の章に関しては、憲法の最高法規性の意義・根拠、憲法と条約の効力関係等及び憲法尊重擁護義務について議論が行われた。

このうち、公務員を規範の名宛人とする99条の憲法尊重擁護義務に関しては、国民を名宛人

として追加すべきか否かについて議論が行われ、憲法には国民のあるべき姿を規定する必要があるとして、憲法尊重擁護義務を国民にも課すべきであるとする意見と、憲法は国家権力が濫用されないようにこれを制限する規範であることを強調する立場から、憲法尊重擁護義務を国民に課すべきではないとする意見が述べられた。

(11) 直接民主制

直接民主制に関しては、特定の問題については是非を問う国民投票制度の導入について議論が行われた。この点については、意見が分かれた。

導入すべきであるとする意見は、その論拠として、議会政治を補完して、様々なニーズや意見を反映させる途を設けるべきであること等を挙げている。

これに対し、導入することに慎重な意見は、その論拠として、①民主主義の本質は討議の過程にあるのに、政策の是非を判断する手段を必ずしも有しない国民に対し、直接その意思を問うことは危険であること、②議会制民主主義を健全に機能させていくことが重要であること等を挙げている。

(12) 非常事態

現行憲法に非常事態に関する規定が存在しないことに対する評価について議論が行われ、憲法が当該規定を持たないことの意義を踏まえるべきであるとする意見と、憲法に規定が存在しないことの問題点を指摘する意見が述べられた。その上で、非常事態に関する事項を憲法に規定すべきか否か、すなわち、平常時の憲法秩序の例外規定を憲法に置く必要があるか否かという議論が行われた。この点については、憲法に規定すべきではないとする意見もあったが、これを規定すべきであるとする意見が多く述べられた。

憲法に規定すべきであるとする意見は、その論拠として、①非常事態においては、内閣総理大臣に対し権限を集中し一元的に事態を処理し、人権を平常時よりも制約することが必要となる場合があり、そのような措置を発動し得る要件、手続及び効果は、憲法事項であること、②地域紛争、地球環境の劣化、グローバリズムの進展等による相互影響関係、テロリズムの蔓延等、現代社会は、多様な危険を内包しているが、それにもかかわらず、非常事態への対処規定が設けられていないのは、憲法の欠陥であること、③非常事態への対処に当たっては、為政者に超法規的措置の発動を誘発することが多いので、憲法保障の観点から、それを防止するために規定が必要であること等を挙げている。

これに対し、憲法に規定すべきではないとする立場からは、現行憲法が非常事態への対処について明文規定を持たないことの意義、すなわち非常事態を生じさせないよう努力すべきことが規範としてある等の意見が述べられた。

三 今後の憲法論議等

1 憲法問題を取り扱う国会の常設機関について

報告書の提出後も引き続き憲法問題を取り扱う国会の常設機関を設置すべきか否かについて議論が行われた。この点については、設置すべきではないとする意見もあったが、設置すべきであるとする意見が多く述べられた。

設置すべきであるとする立場からは、①憲法調査会の5年間の議論を踏まえ、更に調査を継続させていくとともに、憲法改正手続法案（国民投票法案）の付託委員会としての役割を担わせるべきであるとする意見、②当該機関に憲法改正案、憲法改正手続法案など憲法に係る法律

案の付託委員会としての役割を担わせるべきであるとする意見、③当該機関に国会として憲法の一次的な有権解釈を行う役割を担わせるべきであるとする意見及び④当該機関をこれらの役割を含め、憲法問題全般を取り扱う機関とすべきであるとする意見が述べられた。

これに対し、設置すべきではないとする立場からは、国会における憲法論議は各常任委員会等において所管法律の審議等を通して行うべきであるとする意見が述べられた。

2 憲法改正手続法について

96条（改正）に関し、憲法改正手続法の整備について議論が行われた。この点については、整備を急ぐ必要はないとする意見もあったが、早急に整備すべきであるとする意見が多く述べられた。

早急に整備すべきであるとする意見は、その論拠として、憲法が予定する基本的な附属法である憲法改正手続法が未整備であることは立法の不備であること等を挙げている。

これに対し、整備を急ぐ必要はないとする意見は、その論拠として、憲法改正について国民に合意がなく、憲法改正手続法の整備は重要な課題ではないこと等を挙げている。

なお、上記1の「憲法問題を取り扱う国会の常設機関について」及び同2の「憲法改正手続法について」に関しては、調査会において多く述べられた意見を踏まえて幹事会等において協議した。その結果、現在の衆議院憲法調査会の基本的な枠組みを維持しつつ、これに憲法改正手続法（日本国憲法96条1項に定める国民投票等の手続に関する法律案）の起草及び審査権限を付与することが望ましいとする意見が多く述べられた。



衆議院憲法調査会報告書の提出

第5

年金制度をはじめとする社会保障
制度改革に関する両院合同会議

第5 年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議

【両院合同会議の設置の経緯】

平成16年の第159回国会においては、近年の少子高齢化の一層の進展や厳しい経済・雇用情勢などを踏まえ、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ、保険料を段階的に引き上げて将来の保険料水準を固定した上で、給付水準を自動調整する仕組の導入、在職高齢年金制度の見直し、離婚時等における年金分割制度の導入等、年金制度全般にわたる改正が行われた。

この年金制度改革関連法案の審議においては、年金制度に対する国民の不信などを背景とする国民年金の空洞化問題や国民年金と被用者年金との一元化など年金制度の抜本改革をめぐる議論が大きな論点となり、与野党の対立は激化していったが、衆議院での採決に際して、平成16年5月6日、自由民主党、民主党、公明党の3党間で、年金の一元化問題を含めた社会保障制度全般の一体的見直しを行う場として、衆・参の厚生労働委員会の小委員会、与野党の協議会の設置などを内容とする合意文書が交わされた。

この「三党合意」を受け、5月11日の衆議院本会議において、「政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行う」こと、「公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行う」ことの規定を法律案附則に追加することを内容とする修正が行われた。その後、参議院で審議が行われ、年金制度改革

関連法案は6月5日に成立した。

年金制度改革関連法案は成立したものの、同年7月の参議院通常選挙では年金制度改革の在り方が争点の一つになり、選挙の結果、民主党が大幅に議席を増やした。これを受け、第160回国会では、民主党から、成立した年金制度改革関連法を廃止して、年金制度の一元化に向けた必要な整備を行うこと等を内容とする法案が、議員立法として提出されたが、与党の反対多数により否決され、年金制度の一元化に向けた与野党の考え方の違いが浮き彫りになっていた。

その後も、年金を含めた社会保障制度全体の一体的見直しの議論を求める与党と公的年金制度の一元化を求める民主との話し合いがつかず、与野党の協議機関の設置も含め年金制度改革の議論が進まない状況が続いていたが、平成17年に入って、衆議院予算委員会での小泉内閣総理大臣の年金制度改革を先行して議論していく旨の答弁を機に、3党間で協議機関設置に向けた協議が進展し、国会内に協議の場を設けることを合意するに至った。

こうした状況を受け、第162回国会の平成17年4月1日、衆議院・参議院それぞれの本会議において、**年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議案**（次頁参照）が可決（賛成－自民、民主、公明、社民 反対－共産）され、「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議」が設置されることとなった。なお、同日の衆・参本会議において「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議要綱」が了承された。

年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議

本格的な少子高齢社会の進展の中で社会保障制度は深刻な状況にあり、年金をはじめとする社会保障制度に対する国民の不安・不信は根強いものがある。この事態をわが国社会の将来を左右する重大なことと受け止め、国民の信頼と安心を確保するための改革を実現することが政治の責任である。

この改革は一刻の猶予も許されないものである。出生率、経済財政情勢、産業構造、雇用構造など時代の大きな変化に適確に対応すべく、過去の経緯などにとらわれず、議論に必要な論点を国民に提示し、あらゆる観点からの議論を尽くし、社会保障制度改革なканずく年金制度改革について、その実現のため全力を傾注しなければならない。

本院は、右の認識・決意にたって、国民の負託にこたえ国会の責任を果たすべく、新たに全会派参加による「両院合同会議」を設けることとする。そこでの議論は、議員間の論議を中心に各党の利害を超えて真摯に行い、すべて国民に公開するものとする。また、集中的・効率的に議論し、まず年金制度改革に関して各党が論点・目指すべき姿・施策について提起して議論を進め、今秋までに改革の方向付けを行い骨格の成案を得ることを目指すこととする。

政府は、この議論が円滑、効率的に行われるよう協力するとともに、この議論を尊重すべきである。

本院は、この議論を通じ、年金・社会保障制度改革の実現に最大限の努力を行う決意であることを全国民に表明する。

右決議する。

【第 162 回国会】

1 名簿（35 人）（平成 17. 4. 8）

会 長	与謝野	馨君	自民	衆議院議員
会長代理	仙谷	由人君	民主	衆議院議員
幹 事	長勢	甚遠君	自民	衆議院議員
幹 事	丹羽	雄哉君	自民	衆議院議員
幹 事	柳澤	伯夫君	自民	衆議院議員
幹 事	武見	敬三君	自民	参議院議員
幹 事	枝野	幸男君	民主	衆議院議員
幹 事	城島	正光君	民主	衆議院議員
幹 事	小川	敏夫君	民主	参議院議員
幹 事	坂口	力君	公明	衆議院議員
	伊吹	文明君	自民	衆議院議員
	鴨下	一郎君	自民	衆議院議員
	鈴木	俊一君	自民	衆議院議員
	武部	勤君	自民	衆議院議員
	津島	雄二君	自民	衆議院議員
	片山	虎之助君	自民	参議院議員
	田浦	直君	自民	参議院議員
	中島	真人君	自民	参議院議員
	小宮山	洋子君	民主	衆議院議員
	五島	正規君	民主	衆議院議員
	中塚	一宏君	民主	衆議院議員
	古川	元久君	民主	衆議院議員
	横路	孝弘君	民主	衆議院議員
	朝日	俊弘君	民主	参議院議員
	峰崎	直樹君	民主	参議院議員
	山本	孝史君	民主	参議院議員
	井上	義久君	公明	衆議院議員
	福島	豊君	公明	衆議院議員
	冬柴	鐵三君	公明	衆議院議員
	遠山	清彦君	公明	参議院議員
	山口	那津男君	公明	参議院議員
幹事会オブサーバー	佐々木	憲昭君	共産	衆議院議員
	小池	晃君	共産	参議院議員
幹事会オブサーバー	阿部	知子君	社民	衆議院議員
	近藤	正道君	社民	参議院議員

2 合同会議の議論の概要

(1) 経過

年 月 日	経 過
平成 17. 4. 8 (第 1 回)	会長及び会長代理からの挨拶等
平成 17. 4. 14 (第 2 回)	各党から意見を聴取した後、自由討議
平成 17. 4. 22 (第 3 回)	自由討議
平成 17. 6. 6 (第 4 回)	テーマ「年金制度の現状認識及び将来の見通し」 各党から意見を聴取した後、自由討議
平成 17. 6. 30 (第 5 回)	テーマ「公的年金制度の必要性」 各党から意見を聴取した後、自由討議
平成 17. 7. 8 (第 6 回)	テーマ「国民年金の位置付け」 各党から意見を聴取した後、自由討議
平成 17. 7. 22 (第 7 回)	テーマ「国民皆年金の意義」 各党から意見を聴取した後、自由討議
平成 17. 7. 29 (第 8 回)	テーマ「国民年金と生活保護の関係」 各党から意見を聴取した後、自由討議

*平成 17. 8. 8 衆議院解散

(2) 主な発言内容

① 平成 17 年 4 月 14 日 (第 2 回)

- ・ 本合同会議の議論及び年金制度改革についての今後の進め方
- ・ 公的年金制度の一元化を行う場合の問題点及び一元化の実現可能性
- ・ 現行の年金制度に対する国民不信、空洞化などの現状認識の共有化の必要性
- ・ 社会保険方式及び税方式についてのメリット・デメリット
- ・ 基礎年金を税方式化（最低保障年金の導入）する場合の財源の在り方及び税財源の調達方法
- ・ 納税者番号制の導入による自営業者等の所得捕捉の実現可能性
- ・ ライフスタイルや就業構造の変化に対応できる年金制度の構築の必要性
- ・ 国民年金の安定性の確保に向けた方策についての議論及びその方向性の明示の必要性
- ・ 国民年金保険料の未納者数についての現状認識及び定額保険料の問題点

② 平成 17 年 4 月 22 日 (第 3 回)

- ・ 基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げに要する財源の確保策
- ・ 国民年金における空洞化の現状と国民皆年金の理念との関係

- ・ 年金制度の個人単位化、第3号被保険者問題の解決策における負担増の可能性
- ・ 男女の賃金格差から不公平が生じる遺族年金を見直す必要性
- ・ 低所得者にとって保険料負担が重く、低年金者が生ずるという国民年金の問題点を議論する必要性
- ・ 公的年金の一元化で解決できる問題点と解決できない問題点を整理する必要性
- ・ 公的年金を一元化する場合の事業主負担の在り方
- ・ パート労働者への厚生年金の適用拡大についての進め方
- ・ 自営業者等の所得捕捉が困難な場合の消費税の活用方策及び消費税における逆進性等の問題点

③ 平成17年6月6日（第4回）

- ・ 保険料未納・未加入問題と少子・高齢化による年金財政への影響とを整理する必要性
- ・ 所得比例年金をみなし拠出建ての仕組みにして年金制度の信頼回復を図る必要性
- ・ ライフスタイルや就業構造が変化する中での年金制度における公平性の捉え方
- ・ 医療・介護など社会保障制度全体の中で消費税の問題を議論する必要性
- ・ 基礎年金の国庫負担割合引上げと全額税財源による最低保障年金の導入との考え方の相違点・類似点
- ・ 国民皆年金における保険料免除者の位置づけと低年金者対策の考え方
- ・ 社会保障制度における企業の社会的責任と負担の在り方

④ 平成17年6月30日（第5回）

- ・ 社会的扶養である公的年金制度の必要性と存在意義
- ・ 公的年金制度における国民皆年金と公平性確保の重要性
- ・ 年金制度に対する信頼回復のために無年金者をなくす制度改革を行う必要性
- ・ 国民年金の定額保険料と低い給付水準という問題点を議論する必要性
- ・ 税財源による最低保障年金と生活保護制度との関係及びモラルハザードの問題
- ・ 社会的扶養である公的年金制度における社会保険方式と税方式との考え方の整理の必要性
- ・ 社会保障の各制度に共通する社会保障番号制の導入を検討する必要性

⑤ 平成17年7月8日（第6回）

- ・ 全国民共通の世代間扶養である基礎年金の重要性及び意義
- ・ 無年金・低年金者対策としての最低保障年金導入の妥当性
- ・ 国民年金制度の安定化に向けた負担の公平化の必要性
- ・ パート労働者への厚生年金の適用拡大における企業負担の在り方
- ・ 消費税の目的税化を議論する前に法人税や高額所得者の所得税を見直す必要性
- ・ 最低保障年金における給付と負担の関係の考え方及び無所得者の取扱い
- ・ 社会保障制度における働けない者と働かない者の取扱いについての考え方
- ・ 第3号被保険者問題の解決に向けた個人単位化の流れにおける負担増の問題点

⑥ 平成 17 年 7 月 22 日（第 7 回）

- ・ 国民皆年金における税方式と社会保険方式についての理念の違い
- ・ 給付財源としての税又は社会保険料の財源調達方法の選択と日本の社会の在り方
- ・ 財政再建の道筋を明確にして社会保障制度に対する将来不安を払拭する必要性
- ・ 無所得者に対する税財源による保険料負担の方策を検討する必要性
- ・ 税方式によるすべての高齢者の老後生活の安定が社会全体の安定に及ぼす影響
- ・ 基礎年金国庫負担割合の 4 分の 3 への引上げと最低保障年金の導入との相違点・類似点
- ・ 社会保障制度における無年金・低年金者対策としての国民年金の改革の在り方
- ・ 納付者から不公平感が生じる保険料未納問題の解決を図る必要性
- ・ 最低保障年金における保険料未納者の取扱い

⑦ 平成 17 年 7 月 29 日（第 8 回）

- ・ 生活保護と基礎年金との機能の違い及び両制度の組合せの在り方
- ・ 生活保護世帯の近年の動向と無年金・低年金者が生じる現行の年金制度の問題点
- ・ 最低保障年金の財源として消費税を活用した場合の企業負担、国民負担の考え方
- ・ 社会保障制度全体について効率化を図るための所得捕捉の必要性
- ・ 医療などを含めて社会保障制度全体の中で低所得者対策を議論する必要性
- ・ 高齢者の生活保護受給を減らしていく年金制度を構築する必要性
- ・ 雇用形態の多様化に伴い年金制度改革と併せて税制改革を議論する必要性
- ・ 最低保障年金における無所得者のゼロ円抛出の考え方と所得捕捉の実現可能性
- ・ 社会保障制度における公助と共助の考え方と北欧諸国の年金制度の考え方

第6

衆議院改革の動き

第6 衆議院改革の動き

1 議会制度協議会

衆議院改革に係る諸問題については、衆議院議会制度に関する協議会（以下「議会制度協議会」という。）を中心に検討が進められている。

議会制度協議会は、第51回国会昭和41年3月10日の議院運営委員会の決定により設置された。同協議会は、議長の諮問機関として、議院運営委員会の委員長、理事等で構成され、議長及び副議長出席のもと、構成員相互の間で、その時の当面の問題ばかりでなく、議会制度全般の問題について、時には党派の立場を離れて大所高所の観点から率直な意見の交換を行っている。

議会制度協議会においては、これまでに、「国会法の改正問題」、「議院の運営上の問題」、

「政治倫理の問題」、「国会の制度改革の問題」等議会制度に関わる各般の問題について幅広く協議されてきた。

最近では、河野議長から、「秘書問題」、「議員互助年金問題」について検討するよう諮問された。「秘書問題」については、公設秘書制度の見直しについて、議長に答申した。また、「議員互助年金問題」については、衆・参両院議長のもとに設置された「国会議員の互助年金等に関する調査会」の答申について説明を聴取し、各党からその検討状況について報告を受け、協議を行った。平成17年9月の総選挙後においては、再選された河野議長から改めて「議員互助年金問題」について諮問され、各党間で協議が進められている。

2 国会議員の互助年金等に関する問題

議員互助年金問題に関しては、平成16年2月13日の議会制度協議会において、河野議長から諮問された。その後各党間において検討され、4月9日に各党の国会対策委員長から河野衆議院議長、倉田参議院議長の両議長に対し、国会議員互助年金問題について、両院議長のもとに諮問機関を設置してほしい旨の要請があり、両院議長が協議した結果、学識経験者6人で組織される国会議員の互助年金等に関する調査会が設置され、6月16日に初会合を開いた。

平成17年1月20日には、調査会から両院議長に対し、大幅な給付削減と議員負担の増加により国庫負担率を50パーセント程度にすること等を内容とする答申がなされた。

議会制度協議会において、2月8日に調査会から答申について説明を聴取し、各党で検

討することとなった。6月10日に各党から検討状況について中間報告があり、各党の案が提示され、平成18年度予算編成までに現行制度を何らかの形で直すべきという認識で一致したが、8月に衆議院解散となった。

9月の総選挙後の議会制度協議会において、改めて各党の協議が進められた。10月26日に各党は、互助年金制度を直ちに廃止することで合意し、平成18年4月1日以降は現行の国会議員互助年金法は機能しない認識で一致した。また、次の通常国会の早期に法制化するようできるだけ速やかに各党で努力することで合意した。12月8日に与党及び民主党から、それぞれ廃止の在り方についての案が提示され、各党間で協議が進められている。なお、通常国会の冒頭に、議院運営委員会で協議することになった。

第7

請願等

第7 請願等

1 請願審議の概況等

【第162回国会】

第162回国会に提出された請願は、3,563件(246種類)であり、このうち件数の多かったものは、「小規模作業所等成人期障害者施策の拡充に関する請願」374件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」215件、「総合的難病対策の早期確立に関する請願」162件、「治安維持法の犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願」111件、「公共事業を防災・環境・生活優先に転換することに関する請願」107件などであった。

請願者の総数は、1,948万7,352人であった。

各委員会に付託された請願3,562件(245種類)は、解散のため審査未了となった。

また、第162回国会に受領し、各委員会に送付した陳情書は271件、意見書は10,968件であった。

委員会名	請 願						陳情書 参考送付	意見書 参考送付
	委 員 会					本会議 採択		
	付託	採択	議決不要	未了	取下			
内閣	141	0	0	141	0	0	13	87
総務	50	0	0	50	0	0	22	4,312
法務	346	0	0	346	0	0	26	362
外務	83	0	0	83	0	0	11	183
財務金融	138	0	0	138	0	0	11	371
文部科学	266	0	0	266	0	0	12	501
厚生労働	1,758	0	0	1,758	0	0	48	1,887
農林水産	50	0	0	50	0	0	24	748
経済産業	31	0	0	31	0	0	13	90
国土交通	310	0	0	310	0	0	37	740
環境	131	0	0	131	0	0	8	301
安全保障	67	0	0	67	0	0	3	32
議院運営	16	0	0	16	0	0	4	2
災害対策特	27	0	0	27	0	0	12	394
倫理選挙特	1	0	0	1	0	0	4	16
沖縄北方特	2	0	0	2	0	0	9	74
青少年特	0	0	0	0	0	0	2	19
事態対処特	1	0	0	1	0	0	0	0
イラク支援特	66	0	0	66	0	0	3	29
拉致問題特	0	0	0	0	0	0	4	226
郵政特	78	0	0	78	0	0	5	594
計	3,562	0	0	3,562	0	0	271	10,968

(注1) 「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。

(注2) 請願には、上記以外に付託前の取下が1件ある。

(注3) 付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

【第 163 回国会】

第 163 回国会に提出された請願は、404 件（64 種類）であり、このうち件数の多かったものは、「中小自営業の家族従業者等に対する社会保障制度等の充実に関する請願」47 件、「中小自営業の女性起業家・家族従業者に対する支援の充実等に関する請願」47 件、「中小自営業の家族従業者等のための所得税法の改正等に関する請願」46 件などであった。

請願者の総数は、355 万 338 人であった。

平成 17 年 10 月 28 日、31 日及び 11 月 1 日、各委員会において請願の審査が行われ、委員会において 18 件（5 種類）の請願が採択の上内閣に送付すべきものと議決された。次いで、11 月 1 日の本会議において「全国戦災犠牲者の平和慰霊碑建立に関する請願」外 17 件が採択され、即日これを内閣に送付した。

また、第 163 回国会に受領し、各委員会に送付した陳情書は 68 件、意見書は 1,724 件であった。

委員会名	請 願						陳情書 参考送付	意見書 参考送付
	委 員 会					本会議 採択		
	付託	採択	議決不要	未了	取下			
内 閣	46	9	0	37	0	9	4	14
総 務	0	0	0	0	0	0	6	559
法 務	51	0	0	51	0	0	6	20
外 務	51	0	0	51	0	0	3	5
財 務 金 融	64	0	0	64	0	0	6	70
文 部 科 学	14	0	0	14	0	0	3	246
厚 生 労 働	124	9	0	115	0	9	11	307
農 林 水 産	0	0	0	0	0	0	5	104
経 済 産 業	47	0	0	47	0	0	2	18
国 土 交 通	1	0	0	1	0	0	8	361
環 境	0	0	0	0	0	0	3	4
安 全 保 障	0	0	0	0	0	0	1	0
議 院 運 営	2	0	0	2	0	0	0	0
災 害 対 策 特	0	0	0	0	0	0	3	5
倫 理 選 挙 特	0	0	0	0	0	0	2	3
沖 縄 北 方 特	0	0	0	0	0	0	1	1
青 少 年 特	0	0	0	0	0	0	1	1
イ ラ ク 支 援 特	3	0	0	3	0	0	2	1
拉 致 問 題 特	0	0	0	0	0	0	0	1
郵 政 特	0	0	0	0	0	0	0	4
憲 法 特	1	0	0	1	0	0	1	0
計	404	18	0	386	0	18	68	1,724

(注 1) 「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。

(注 2) 付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

2 採択された請願の概要

【第 162 回国会】

採択された請願はなかった。

【第 163 回国会】

◇内閣委員会

○全国戦災犠牲者の平和慰霊碑建立に関する請願（9件）

全国戦災犠牲者の平和慰霊碑を国の費用で建立すること

◇厚生労働委員会

○医療等の制度改革に関する請願（6件）

- 1 年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられる中で、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨にのっとり、65歳までの雇用（再雇用）の確保について、特段の配慮をすること
- 2 医療保険制度の改正に当たっては、高齢者である加入者の保険料負担や患者一部負担金等について、その生活実態に十分配慮すること

○保育制度の改善と充実に関する請願（1件）

- 1 民間保育所運営費国庫負担制度を維持すること
- 2 保育所整備を推進すること
- 3 保育料基準を改善すること
- 4 保育所職員の人材確保対策を推進すること

○緊急の保育課題への対応と、認可保育制度の充実に関する請願（1件）

- 1 保育制度を拡充し民間保育所運営費等を一般財源化しないこと
- 2 子育て家庭の経済的負担を軽減すること
- 3 待機児童解消のための緊急特別施策を強化すること
- 4 保育内容の向上のために最低基準の改善を図ること
- 5 保育所機能の改善・強化を図ること
- 6 行動計画を推進し子供・子育て応援プランを完全実施すること
- 7 子育て中の働く親の働き方を見直すこと
- 8 過疎地域保育所の振興策を図ること

○人工内耳に関する請願（1件）

- 1 人工内耳の健康保険の適用に関して見直しを検討すること
- 2 基準外交付の趣旨を地方公共団体に周知すること
- 3 リハビリテーション施設整備に配慮するよう地方公共団体に周知すること
- 4 人工内耳用機器の承認審査を早めること

第8

予備的調查

第8 予備的調査

1 予備的調査制度の概要

「予備的調査」とは、衆議院の委員会が行う審査又は調査のために、委員会がいわゆる下調査として衆議院調査局長又は衆議院法制局長に調査を命じて行わせるものである。

2 実施された予備的調査

平成17年に実施された予備的調査の概要は、次のとおりである。

(1) 知的財産権保護に関する施策と教育現場における著作権保護に関する予備的調査（額賀福志郎君外41名提出、平成17年衆予調第1号）（解散のため消滅）

調査事項は、(3)の衆予調第3号と同内容。

(2) 独立行政法人の組織等に関する予備的調査（武正公一君外53名提出、平成17年衆予調第2号）

（調査事項）

109の独立行政法人につき、

- ア 移行前後の組織及び役職員数等の推移
- イ 役員の氏名、経歴、報酬総額及び退職金支給総額等
- ウ 各省の独立行政法人評価委員の総数及び審議会等委員の経歴等
- エ 移行前後の予算・決算ベースでの予算額、事業・経常経費等の推移
- オ 収入、支出別の主要上位10位までの取引先の名称、取引概要等
- カ 他の独立行政法人等との財務上の関与、人事交流状況等
- キ 中期計画の数値目標及び達成状況等

(3) 知的財産権保護に関する施策と教育現場における著作権保護に関する予備的調査（前田雄 君外44名提出、平成17年衆予調第3号）

（調査事項）

- ア 教育を目的とした著作物の利用状況
- イ 試験問題としての複製等の使用及び著作権処理等の実態
- ウ 教育現場で使用される学校直販教材の取扱い
- エ 知的財産権侵害による損害賠償請求に関する法律の運用状況

(4) 中央省庁の事務事業の精査に関する予備的調査（松本剛明君外45名提出、平成17年衆予調第4号）

（調査事項）

- ア 中央省庁の組織令等に基づく「課等」所属の国家公務員数並びに年間予算及び年間総人件費等
- イ 補助金の審査等事務に係わる職員数

- ウ 個別事務の根拠法令、事業の年間予算額及び予算上の費目
- エ 当該事務に係わる職員数及び「国の直接事務」等の事務区分
- オ 地方公共団体等に対する国庫補助負担金等の交付額及び採択数等

(5) 公益法人等における国家公務員の再就職状況及び中央政府からの補助金等交付状況に関する予備的調査（松本剛明君外 45 名提出、平成 17 年衆予調第 5 号）
（調査事項）

- ア 公益法人、独立行政法人等へ再就職した国家公務員退職者の数
- イ 各法人の役員総数並びに再就職者の役職名及び職歴等
- ウ 各法人に対する補助金、委託金等の交付状況

[参考] 予備的調査一覧

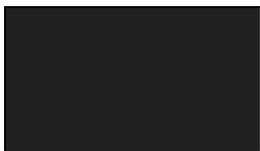
1 委員会の議決に基づく予備的調査

	件名	委員会	議決日	命令日	報告書提出日
1	事務・事業の評価・監視システム導入に関する予備的調査	決算行政監視	平成 10. 6. 17	6. 17	8. 28
2	国会等の移転の規模及び形態等の見直しに関する予備的調査	国会等移転特	平成 14. 7. 30	7. 30	10. 16

2 40 人以上の議員からの要請に基づく予備的調査

	件名	要請者	提出日	送付日 (送付委員会)	命令日	報告書提出日
1	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案策定過程に関する予備的調査	山本孝史君 外 62 名	平成 10. 3. 24	3. 25 (厚生)	3. 30	4. 30
2	国鉄長期債務関連法案に関する予備的調査	佐藤敬夫君 外 54 名	平成 10. 4. 13	4. 23 (運輸)	4. 24	5. 22
3	中華人民共和国ベチューン医科大学病院に対する政府開発援助に関する予備的調査	中村鋭一君 外 39 名	平成 10. 6. 18	6. 18 (外務)	8. 7	10. 6
4	公益法人の運営実態に関する予備的調査	仙谷由人君 外 40 名	平成 11. 5. 20	5. 21 (内閣)	5. 21	6. 9
5	特定公益増進法人の認定及び寄附の実態に関する予備的調査	山本孝史君 外 41 名	平成 11. 8. 11	8. 12 (内閣)	8. 13	11. 5
6	公共事業の個別事業内容・実施状況等に関する予備的調査	前原誠司君 外 40 名	平成 11. 12. 9	12. 10 (建設)	12. 15	12. 3. 16
7	銀行、生保など金融機関の行き過ぎた営業活動による個人債務者、契約者の被害に関する予備的調査	小沢辰男君 外 43 名	平成 11. 12. 13	12. 14 (大蔵)	12. 14	12. 3. 16

8	神奈川県警の警察官不祥事発生の対応に関する予備的調査	坂上富男君 外 49 名	平成 11. 12. 14	12. 15 (地方行政)	12. 15	12. 2. 15
9	医原性クロイツフェルト・ヤコブ病に関する予備的調査	中川智子君 外 53 名	平成 12. 2. 28	2. 29 (厚生)	4. 21	解散により消滅 (6. 2)
10	医原性クロイツフェルト・ヤコブ病に関する予備的調査	中川智子君 外 65 名	平成 12. 8. 1	8. 3 (厚生)	8. 4	9. 12
11	新潟県刈羽村生涯学習施設等建設における電源立地促進対策交付金の使途に関する予備的調査	佐藤謙一郎君 外 52 名	平成 12. 11. 29	11. 30 (商工)	12. 1	13. 2. 5 (経済産業)
12	原子力発電所の発電単価の計算根拠に関する予備的調査	鮫島宗明君 外 42 名	平成 14. 2. 13	2. 14 (経済産業)	2. 20	3. 28
13	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	野田佳彦君 外 45 名	平成 14. 6. 13	6. 17 (総務)	7. 11	7. 30
14	東海地震の強震動予測に基づく主要施設の耐震安全性に関する予備的調査	細野豪志君 外 44 名	平成 14. 7. 22	7. 23 (災害対策特)	7. 25	10. 17
15	年金福祉施設の建設と運営に関する予備的調査	海江田万里君 外 44 名	平成 16. 3. 1	3. 3 (厚生労働)	3. 11	4. 8
16	「官製資格ビジネス」に関する予備的調査	鈴木克昌君 外 40 名	平成 16. 3. 12	3. 16 (総務)	3. 23	4. 27
17	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	武正公一君 外 40 名	平成 16. 6. 10	6. 11 (総務)	6. 16	8. 3
18	金融機関等からの借入の連帯保証の実態に関する予備的調査	中津川博郷君 外 87 名	平成 16. 6. 14	6. 15 (財務金融)	6. 16	10. 13
19	知的財産権保護に関する施策と教育現場における著作権保護に関する予備的調査	額賀福志郎君 外 41 名	平成 17. 8. 8	8. 8 (文部科学)		解散により消滅 (8. 8)
20	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	武正公一君 外 53 名	平成 17. 10. 13	10. 14 (総務)	10. 18	
21	知的財産権保護に関する施策と教育現場における著作権保護に関する予備的調査	前田雄吉君 外 44 名	平成 17. 10. 27	10. 28 (文部科学)	11. 1	
22	中央省庁の事務事業の精査に関する予備的調査	松本剛明君 外 45 名	平成 17. 10. 28	10. 28 (決算行政監視)	11. 1	
23	公益法人等における国家公務員の再就職状況及び中央政府からの補助金等交付状況に関する予備的調査	松本剛明君 外 45 名	平成 17. 10. 28	10. 28 (内閣)	11. 1	



国会関係資料

1 各会派所属議員数及び役員一覧

(1) 各会派所属議員数及び会派の動き（召集日現在）

会派名	所属議員数	
	第162回国会	第163回国会
自由民主党	249	296
民主党・無所属クラブ	177	114
公明党	34	31
日本共産党	9	9
社会民主党・市民連合	6	7
国民新党・日本・無所属の会	—	6
無所属	3	17
欠員	2	—
合計	480	480

（備考）平成17.9.21 議長、副議長 会派離脱

第161回国会 召集日 平成16.10.12		第162回国会 召集日 平成17.1.21		第163回国会 召集日 平成17.9.21		
会派名	議員数	会派名	議員数	会派名	議員数	
自由民主党	249	自由民主党	249	自由民主党 届出(17.9.14)	自由民主党	296
民主党・無所属クラブ	178	民主党・無所属クラブ	177	民主党・無所属クラブ 届出(17.9.20)	民主党・無所属クラブ	114
公明党	34	公明党	34	公明党 届出(17.9.13)	公明党	31
日本共産党	9	日本共産党	9	日本共産党 届出(17.9.13)	日本共産党	9
社会民主党・市民連合	6	社会民主党・市民連合	6	社会民主党・市民連合 届出(17.9.13)	社会民主党・市民連合	7
無所属	3	無所属	3	国民新党・日本・無所属の会 届出(17.9.20)	国民新党・日本・無所属の会	6
欠員	1	欠員	2		無所属	17
計	480	計	480		計	480

17.8.8 17.9.11
衆議院 第四十四回衆議院議員総選挙
解散

(2) 衆議院役員等一覧
【第162回国会】

役 職 名	氏 名 (会派)	備 考	
議 長	河 野 洋 平 君		
副 議 長	中 野 寛 成 君		
常 任 委 員 長	内 閣 委 員 長	松 下 忠 洋 君 (自民)	
	総 務 委 員 長	実 川 幸 夫 君 (自民)	
	法 務 委 員 長	塩 崎 恭 久 君 (自民)	
	外 務 委 員 長	赤 松 広 隆 君 (民主)	
	財 務 金 融 委 員 長	金 田 英 行 君 (自民)	
	文 部 科 学 委 員 長	斉 藤 鉄 夫 君 (公明)	
	厚 生 労 働 委 員 長	鴨 下 一 郎 君 (自民)	
	農 林 水 産 委 員 長	山 岡 賢 次 君 (民主)	
	経 済 産 業 委 員 長	河 上 覃 雄 君 (公明)	
	国 土 交 通 委 員 長	橘 康 太 郎 君 (自民)	
	環 境 委 員 長	小 沢 鋭 仁 君 (民主)	
	安 全 保 障 委 員 長	小 林 興 起 君 (自民)	
	国 家 基 本 政 策 委 員 長	丹 羽 雄 哉 君 (自民)	
	予 算 委 員 長	甘 利 明 君 (自民)	
	決 算 行 政 監 視 委 員 長	細 川 律 夫 君 (民主)	
	議 院 運 営 委 員 長	川 崎 二 郎 君 (自民)	
	懲 罰 委 員 長	伊 藤 忠 治 君 (民主)	
特 別 委 員 長	災 害 対 策 特 別 委 員 長	西 村 真 悟 君 (民主)	平成 17. 1. 21 設置
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	遠 藤 武 彦 君 (自民)	同 上
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	荒 井 聰 君 (民主)	同 上
	青少年問題に関する特別委員長	藤 村 修 君 (民主)	同 上
	武力攻撃事態等への対処に関する特別委員長	玉 沢 徳 一 郎 君 (自民)	同 上
	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長	船 田 元 君 (自民)	同 上
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	赤 城 徳 彦 君 (自民)	同 上
	郵政民営化に関する特別委員長	二 階 俊 博 君 (自民)	平成 17. 5. 20 設置 平成 17. 5. 23 就任
憲 法 調 査 会 会 長	中 山 太 郎 君 (自民)		
政 治 倫 理 審 査 会 会 長	小 里 貞 利 君 (自民)		
事 務 総 長	駒 崎 義 弘 君		

【第163回国会】

役 職 名	氏 名 (会派)	備 考	
議 長	河 野 洋 平 君		
副 議 長	横 路 孝 弘 君		
常 任 委 員 長	内 閣 委 員 長	佐 藤 剛 男 君 (自民)	
	総 務 委 員 長	実 川 幸 夫 君 (自民)	平成 17. 11. 1 辞任
		中 谷 元 君 (自民)	同 日 就任
	法 務 委 員 長	塩 崎 恭 久 君 (自民)	平成 17. 11. 1 辞任
		石 原 伸 晃 君 (自民)	同 日 就任
	外 務 委 員 長	原 田 義 昭 君 (自民)	
	財 務 金 融 委 員 長	小 野 晋 也 君 (自民)	
	文 部 科 学 委 員 長	斉 藤 鉄 夫 君 (公明)	
	厚 生 労 働 委 員 長	鴨 下 一 郎 君 (自民)	平成 17. 11. 1 辞任
		岸 田 文 雄 君 (自民)	同 日 就任
	農 林 水 産 委 員 長	稲 葉 大 和 君 (自民)	
	経 済 産 業 委 員 長	谷 口 隆 義 君 (公明)	
	国 土 交 通 委 員 長	林 幹 雄 君 (自民)	
	環 境 委 員 長	木 村 隆 秀 君 (自民)	
	安 全 保 障 委 員 長	浜 田 靖 一 君 (自民)	
	国 家 基 本 政 策 委 員 長	丹 羽 雄 哉 君 (自民)	平成 17. 11. 1 辞任
		深 谷 隆 司 君 (自民)	同 日 就任
予 算 委 員 長	甘 利 明 君 (自民)	平成 17. 11. 1 辞任	
	大 島 理 森 君 (自民)	同 日 就任	
決 算 行 政 監 視 委 員 長	筒 井 信 隆 君 (民主)		
議 院 運 営 委 員 長	川 崎 二 郎 君 (自民)	平成 17. 10. 31 辞任	
	佐 田 玄 一 郎 君 (自民)	平成 17. 11. 1 就任	
懲 罰 委 員 長	岩 國 哲 人 君 (民主)		
特 別	災 害 対 策 特 別 委 員 長	大 野 松 茂 君 (自民)	平成 17. 9. 22 設置
	政 治 倫 理 の 確 立 及 び 公 職 選 挙 法 改 正 に 関 する 特 別 委 員 長	遠 藤 武 彦 君 (自民)	平成 17. 9. 22 設置
		鈴 木 恒 夫 君 (自民)	平成 17. 11. 1 辞任 同 日 就任
	沖 縄 及 び 北 方 問 題 に 関 する 特 別 委 員 長	川 内 博 史 君 (民主)	平成 17. 9. 22 設置
青 少 年 問 題 に 関 する 特 別 委 員 長	近 藤 昭 一 君 (民主)	同 上	

委 員 長	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長	船 田 元 君 (自民) 三 原 朝 彦 君 (自民)	平成 17. 9.22 設置 平成 17.11. 1 辞任 同 日 就任
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	赤 城 徳 彦 君 (自民) 平 沢 勝 栄 君 (自民)	平成 17. 9.22 設置 平成 17.11. 1 辞任 同 日 就任
	郵政民営化に関する特別委員長	二 階 俊 博 君 (自民)	平成 17. 9.22 設置
	日本国憲法に関する調査特別委員長	中 山 太 郎 君 (自民)	同 上
	政治倫理審査会会長	瓦 力 君 (自民)	
	事務総長	駒 崎 義 弘 君	

2 内閣閣僚一覧

第2次小泉内閣 改造内閣 (平成16. 9. 27～平成17. 9. 21)		備 考
内閣総理大臣	小泉純一郎君(自民)	
総務大臣	麻生太郎君(自民)	
法務大臣	南野千恵子君(自民)	
外務大臣	町村信孝君(自民)	
財務大臣	谷垣禎一君(自民)	
文部科学大臣	中山成彬君(自民)	
厚生労働大臣	尾辻秀久君(自民)	
農林水産大臣	島村宜伸君(自民) 岩永峯一君(自民)	平成17. 8. 8 罷免 平成17. 8. 11 就任
経済産業大臣	中川昭一君(自民)	
国土交通大臣	北側一雄君(公明)	
環境大臣	小池百合子君(自民)	
内閣官房長官	細田博之君(自民)	
国家公安委員会委員長	村田吉隆君(自民)	
防衛庁長官	大野功統君(自民)	
沖縄及び北方対策担当大臣	小池百合子君(自民)	
金融担当大臣	伊藤達也君(自民)	
経済財政政策担当大臣	竹中平蔵君(自民)	
規制改革担当大臣	村上誠一郎君(自民)	
産業再生機構担当大臣	村上誠一郎君(自民)	
科学技術政策担当大臣	棚橋泰文君(自民)	
防災担当大臣	村田吉隆君(自民)	
男女共同参画担当大臣	細田博之君(自民)	
青少年育成及び 少子化対策担当大臣	南野千恵子君(自民)	
食品安全担当大臣	棚橋泰文君(自民)	
食育担当大臣	棚橋泰文君(自民)	平成17. 7. 15 就任
国立国会図書館 連絡調整委員会委員	中山成彬君(自民)	

第3次小泉内閣 (平成17. 9.21~10.31)		備考
内閣総理大臣	小泉純一郎君(自民)	
総務大臣	麻生太郎君(自民)	
法務大臣	南野千恵子君(自民)	
外務大臣	町村信孝君(自民)	
財務大臣	谷垣禎一君(自民)	
文部科学大臣	中山成彬君(自民)	
厚生労働大臣	尾辻秀久君(自民)	
農林水産大臣	岩永峯一君(自民)	
経済産業大臣	中川昭一君(自民)	
国土交通大臣	北側一雄君(公明)	
環境大臣	小池百合子君(自民)	
内閣官房長官	細田博之君(自民)	
国家公安委員会委員長	村田吉隆君(自民)	
防衛庁長官	大野功統君(自民)	
沖縄及び北方対策担当大臣	小池百合子君(自民)	
金融担当大臣	伊藤達也君(自民)	
経済財政政策担当大臣	竹中平蔵君(自民)	
規制改革担当大臣	村上誠一郎君(自民)	
産業再生機構担当大臣	村上誠一郎君(自民)	
科学技術政策担当大臣	棚橋泰文君(自民)	
防災担当大臣	村田吉隆君(自民)	
男女共同参画担当大臣	細田博之君(自民)	
青少年育成及び 少子化対策担当大臣	南野千恵子君(自民)	
食品安全担当大臣	棚橋泰文君(自民)	
食育担当大臣	棚橋泰文君(自民)	
国立国会図書館 連絡調整委員会委員	中山成彬君(自民)	

第3次小泉内閣 改造内閣 (平成17.10.31～)		備考
内閣総理大臣	小泉純一郎君(自民)	
総務大臣	竹中平蔵君(自民)	
法務大臣	杉浦正健君(自民)	
外務大臣	麻生太郎君(自民)	
財務大臣	谷垣禎一君(自民)	
文部科学大臣	小坂憲次君(自民)	
厚生労働大臣	川崎二郎君(自民)	
農林水産大臣	中川昭一君(自民)	
経済産業大臣	二階俊博君(自民)	
国土交通大臣	北側一雄君(公明)	
環境大臣	小池百合子君(自民)	
内閣官房長官	安倍晋三君(自民)	
国家公安委員会委員長	沓掛哲男君(自民)	
防衛庁長官	額賀福志郎君(自民)	
沖縄及び北方対策担当大臣	小池百合子君(自民)	
金融担当大臣	与謝野馨君(自民)	
経済財政政策担当大臣	与謝野馨君(自民)	
規制改革担当大臣	中馬弘毅君(自民)	
科学技術政策担当大臣	松田岩夫君(自民)	
防災担当大臣	沓掛哲男君(自民)	
食品安全担当大臣	松田岩夫君(自民)	
少子化・男女共同参画担当大臣	猪口邦子君(自民)	
国立国会図書館 連絡調整委員会委員	小坂憲次君(自民)	

3 議案経過一覧

【第162回国会】

衆議院における議案件数は、予算6件（両院通過6件）、条約9件（両院通過9件）、内閣提出法律案91件（成立76件、衆議院未了13件、参議院未了2件）、衆議院議員提出法律案61件（成立19件、衆議院未了37件、否決3件、撤回2件）、参議院議員提出法律案10件（成立1件、衆議院未了1件、参議院未了8件）、承諾12件（両院通過6件、衆議院未了6件）、承認3件（両院通過3件）、決算等6件（委員長報告のとおり議決したもの3件、衆議院未了3件）、決議案7件（可決5件、否決1件、未了1件）であった。

	提出 件数	両院 通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
予算	6	6							
条約	9	9							
閣法	89 継続2	75 継続1						6 参議院 返付6 継続1	2
衆法	39 継続22	17 継続2				2 継続1	継続2	20 継続17	
参法	10	1						1	8
承諾	6 継続6	継続6						6	
承認	3	3							
決算等	1 継続5	(本院議了) 継続3						1 継続2	
決議案	7				5	1		1	
計	205	120 (本院議了) 3			5	4	2	61	10

【第 163 回国会】

衆議院における議案件数は、条約 2 件（両院通過 2 件）、内閣提出法律案 24 件（成立 21 件、衆議院継続 3 件）、衆議院議員提出法律案 25 件（成立 6 件、衆議院継続 11 件、衆議院否決 4 件、衆議院未了 4 件）、参議院議員提出法律案 3 件（成立 1 件、参議院未了 2 件）、承諾 3 件（衆議院継続 3 件）、決算等 3 件（委員長報告のとおり議決したもの 3 件）であった。

	提出 件数	両院 通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
条約	2	2							
閣法	24	21	3						
衆法	25	6	11			4		4	
参法	3	1							2
承諾	3		3						
決算等	継続 3	(本院議了) 継続 3							
計	60	30 (本院議了) 3	17			4		4	2

4 委員会に付託されるに至らなかった議案一覧

※ 本議案一覧は、衆議院又は参議院に提出された議案のうち、各会期中、本院の委員会に付託されるに至らなかった議案の一覧である。

【第162回国会】

衆法

提出日	議案名	備考
平成17. 1. 21	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（仙谷由人君外4名提出、衆法第1号）	衆議院未了
平成17. 2. 25	北朝鮮に係る人権侵害の救済に関する法律案（鳩山由紀夫君外4名提出、衆法第4号）	衆議院未了
平成17. 3. 7	道路交通法の一部を改正する法律案（山花郁夫君外4名提出、衆法第5号）	衆議院未了
平成17. 3. 18	特定大規模災害が発生した地域における被災者支援活動の促進のための税法上の特例に関する法律案（野田佳彦君外5名提出、衆法第8号）	衆議院未了
平成17. 4. 7	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（鉢呂吉雄君外6名提出、衆法第16号）	衆議院未了
平成17. 5. 12	刑事訴訟法の一部を改正する法律案（山内おさむ君外2名提出、衆法第19号）	衆議院未了
平成17. 6. 8	離島振興法等の一部を改正する法律案（菅直人君外4名提出、衆法第21号）	衆議院未了
平成17. 6. 10	住民基本台帳法の一部を改正する法律案（山花郁夫君外2名提出、衆法第22号）	衆議院未了
平成17. 7. 20	日本道路公団等民営化関係法施行法の一部を改正する法律案（菅直人君外16名提出、衆法第26号）	衆議院未了
平成17. 7. 22	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（金田誠一君外5名提出、衆法第27号）	衆議院未了
平成17. 7. 22	戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（長妻昭君外8名提出、衆法第28号）	衆議院未了
平成17. 7. 22	独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案（長妻昭君外8名提出、衆法第29号）	衆議院未了
平成17. 7. 28	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（本多平直君外5名提出、衆法第31号）	衆議院未了

平成 17. 7. 29	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案 (山井和則君外 6 名提出、衆法第 32 号)	衆議院 未了
平成 17. 8. 1	人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案 (仙谷由人君 外 6 名提出、衆法第 33 号)	衆議院 未了
平成 17. 8. 4	独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関 する法律案 (宮路和明君外 5 名提出、衆法第 35 号)	衆議院 未了
平成 17. 8. 5	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案 (馳浩君外 6 名提出、衆法第 36 号)	衆議院 未了
平成 17. 8. 5	探偵業の業務の適正化に関する法律案 (山本拓君外 3 名提出、衆法 第 37 号)	衆議院 未了
平成 17. 8. 8	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案 (中山太郎君外 3 名提出、衆法第 38 号)	衆議院 未了
平成 17. 8. 8	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案 (斉藤鉄夫君外 3 名提出、衆法第 39 号)	衆議院 未了

参 法

提 出 日	議 案 名	備 考
平成 17. 2. 28	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案 (岡崎トミ子 君外 8 名提出、参法第 1 号) (予備審査)	参議院 未了
平成 17. 3. 30	民法の一部を改正する法律案 (千葉景子君外 7 名提出、参法第 2 号) (予備審査)	参議院 未了
平成 17. 7. 26	戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案 (谷博之 君外 7 名提出、参法第 4 号) (予備審査)	参議院 未了
平成 17. 7. 26	独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法 律案 (谷博之君外 7 名提出、参法第 5 号) (予備審査)	参議院 未了
平成 17. 7. 29	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律 案 (山本孝史君外 4 名提出、参法第 6 号) (予備審査)	参議院 未了
平成 17. 8. 3	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 (円より子君外 7 名 提出、参法第 8 号) (予備審査)	参議院 未了
平成 17. 8. 4	特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律 案 (松井孝治君外 6 名提出、参法第 9 号) (予備審査)	参議院 未了
平成 17. 8. 4	労働安全衛生法の一部を改正する法律案 (浅尾慶一郎君外 4 名提 出、参法第 10 号) (予備審査)	参議院 未了

承 諾

提 出 日	議 案 名	備 考
平成 17. 3. 18	平成 16 年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その 1) (承諾を求めるの件)	衆議院 未 了
平成 17. 3. 18	平成 16 年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その 1) (承諾を求めるの件)	衆議院 未 了
平成 17. 3. 18	平成 16 年度特別会計予算総則第 14 条に基づく経費増額総調書及び 各省各庁所管経費増額調書 (その 1) (承諾を求めるの件)	衆議院 未 了
平成 17. 5. 20	平成 16 年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その 2) (承諾を求めるの件)	衆議院 未 了
平成 17. 5. 20	平成 16 年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その 2) (承諾を求めるの件)	衆議院 未 了
平成 17. 5. 20	平成 16 年度特別会計予算総則第 14 条に基づく経費増額総調書及び 各省各庁所管経費増額調書 (その 2) (承諾を求めるの件)	衆議院 未 了

決算等

提 出 日	議 案 名	備 考
平成 17. 2. 15	日本放送協会平成 15 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	未 了

【第 163 回国会】

参 法

提 出 日	議 案 名	備 考
平成 17. 10. 5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律 案 (山本孝史君外 6 名提出、参法第 1 号) (予備審査)	参議院 未 了
平成 17. 10. 12	労働安全衛生法の一部を改正する法律案 (浅尾慶一郎君外 4 名提 出、参法第 2 号) (予備審査)	参議院 未 了

5 質問主意書一覧

【第 162 回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、115 件である。

番号	件名
1	障害児教育に関する質問主意書
2	障害者福祉に関する質問主意書
3	触法精神障害者の入院施設に関する質問主意書
4	小規模作業所に関する質問主意書
5	幼保一元化に関する質問主意書
6	施設、学校等における障害者（児）虐待防止に関する質問主意書
7	社会保険庁の事務費に関する質問主意書
8	社会保険庁業務の「市場化テスト」に関する質問主意書
9	介護保険制度見直しに関する質問主意書
10	社会保険庁改革に関する質問主意書
11	大規模災害時等の際の身元確認業務及び死因究明に関する質問主意書
12	平成 17 年度 税制改正に関する質問主意書
13	柔道整復師の業務に関わる健康保険請求の取り扱いに関する質問主意書
14	改正薬事法における医療機器販売業規制に係わるコンタクトレンズに関する質問主意書
15	個別労働紛争解決促進法における「あっせん」に関し、社会保険労務士のあっせん代理制度運用に関する質問主意書
16	所沢社会保険事務所で生じた基礎年金の繰り下げ請求書に関する質問主意書
17	文化審議会に関する質問主意書
18	牛の月齢判別に関する質問主意書
19	司法試験委員会の権限に関する質問主意書
20	介護保険制度改革に関する質問主意書
21	海上自衛隊横須賀基地の護衛艦「たちかぜ」における暴行事件等に関する質問主意書
22	北海道警察における国費及び北海道費の不正経理に関する質問主意書
23	東武鉄道、東急電鉄の運賃（定期券運賃）値上げに関する質問主意書
24	スーパーダイエーの閉鎖と沖縄の雇用問題に関する質問主意書
25	食の安全・安心に関する質問主意書
26	沖縄県における待機児童解消の諸施策と認可外保育施設の対策に関する質問主意書
27	戸籍法施行規則改正に関する質問主意書
28	証券取引所における時間外取引の実態に関する質問主意書

番号	件名
29	海上自衛隊沖縄基地隊所属三等海曹の処分に関する質問主意書
30	長崎県大瀬戸町西泊海岸のボタ山撤去等に関する質問主意書
31	日本放送協会の受信料未納問題等に関する質問主意書
32	証券市場をめぐる諸問題に関する質問主意書
33	司法試験委員会の権限に関する再質問主意書
34	文部科学省が公立小中学校に配布した副教材である「心のノート」に関する質問主意書
35	マニフェストに基づいた政策評価に関する質問主意書
36	情報通信分野における個人情報の保護に関する質問主意書
37	関西電力美浜原発3号機事故の労働災害等に関する質問主意書
38	大型量販店の火災対策に関する質問主意書
39	社会保険庁の監修料返納等に関する質問主意書
40	日本放送協会の受信料未納問題等に関する再質問主意書
41	政府ならびに政府関連諸法人の教育研修施設に関する質問主意書
42	2005年3月20日発生 of 福岡県西方沖地震に関する質問主意書
43	マニフェストで掲げられた社会保障改革への取り組みに関する質問主意書
44	高齢者及び障害者の自己決定の支援に関する質問主意書
45	介護保険制度見直しに関する質問主意書
46	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」における特定外来生物(オオクチバス)指定に関する質問主意書
47	遺棄化学兵器処理事業に関する質問主意書
48	郵政民営化関連法案提出に関する質問主意書
49	日本放送協会の受信料未納問題等に関する第3回質問主意書
50	在外被爆者保健医療助成事業に関する質問主意書
51	水俣病問題における被害者救済に関する質問主意書
52	日中関係の現状認識及び今後の展望に関する質問主意書
53	国務大臣・竹中平蔵君の海外渡航に関する質問主意書
54	旧鉄道共済年金の被保険者の厚生年金保険料率に関する質問主意書
55	領有権問題の地域における戸籍・住民票登録等に関する質問主意書
56	旧日本軍の防空壕の再調査と安全対策に関する質問主意書
57	日米安全保障条約と地位協定に関する質問主意書
58	住宅金融公庫の任意繰上償還に関する質問主意書
59	トヨタ自動車株式会社のフィリピンでの労使紛争に関する質問主意書
60	対日投資の促進に関する質問主意書

番号	件名
61	介護保険に関する質問主意書
62	介護保険制度等に関する質問主意書
63	都道府県におけるペイオフ解禁への対応状況に関する質問主意書
64	大牟田労災病院の再編等に関する質問主意書
65	総合教育に関する質問主意書
66	迷惑メール対策と通信の秘密保護に関する質問主意書
67	諫早湾干拓事業に関する質問主意書
68	裁量行政の排除に関する質問主意書
69	米軍の各国への駐留に関する質問主意書
70	喫煙あるいは飲酒が国家財政に与える影響に関する質問主意書
71	外国人犯罪の防止対策に関する質問主意書
72	東京国際空港（羽田）国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業実施に関する質問主意書
73	家庭用治療器製造承認（認証）及び機器分類のクラス分けに関する質問主意書
74	介護保険制度等に関する再質問主意書
75	大分県湯布院厚生年金病院並びに湯布院厚生年金保養ホームの存続及び充実に関する質問主意書
76	靖国神社参拝に関する質問主意書
77	嘉手納ラブコンの返還に関する質問主意書
78	長崎県佐世保市で発生した米軍人による業務上過失傷害被疑事件に関する質問主意書
79	被爆体験者精神影響等調査研究事業の医療給付制度の改定に関する質問主意書
80	旧陸軍軍医学校跡地で発見された人骨に関する質問主意書
81	高齢者及び障害者の自己決定の支援に関する再質問主意書
82	政府が保有する重要情報の管理体制に関する質問主意書
83	介護保険制度に関する質問主意書
84	監修料受領図書等の予算と決算に関する質問主意書
85	国民年金未納者数等に関する質問主意書
86	雇用促進住宅への国家公務員の入居に関する質問主意書
87	会計基準の国際化に関する質問主意書
88	未成年者喫煙防止のためのたばこ自動販売機に関する質問主意書
89	税制「適格退職年金制度」廃止に伴う他の企業年金制度への移行に関する質問主意書
90	交通トラブル対策に関する質問主意書
91	放置自動車対策に関する質問主意書

番号	件名
92	社会福祉制度悪用への対策に関する質問主意書
93	長崎県佐世保市で発生した米軍人による業務上過失傷害事件に関する質問主意書
94	諫早湾干拓事業の開門調査と調整池の水質改善対策に関する質問主意書
95	懲戒処分の非公開に関する質問主意書
96	いわゆる諭旨免職に関する質問主意書
97	衆議院が議決送付した法案を参議院が否決した場合における衆議院の解散の可否に関する質問主意書
98	公立小中学校施設の耐震化の促進に関する質問主意書
99	高速道路利用料金に関する質問主意書
100	中国電力株式会社島根原子力発電所原子炉設置変更許可処分（島根原発3号機増設許可）に関する質問主意書
101	保護観察制度の見直しに関する質問主意書
102	「全国学力テスト」に関する質問主意書
103	行政サービスのあり方に関する質問主意書
104	中央省庁の公務員による株取引等に関する質問主意書
105	ふるさと銀河線に関する質問主意書
106	炭化炉（熱分解装置）と焼却炉、及びその設置許可に関する質問主意書
107	わが国のエネルギー政策における「脱石油」に関する質問主意書
108	地上デジタル放送の開始に伴い現行のアナログ放送との混信対策のために行われる作業いわゆる「アナアナ変換」に関する質問主意書
109	諫早湾干拓事業に関する再質問主意書
110	諫早湾干拓事業の開門調査と調整池の水質改善対策に関する再質問主意書
111	少子化社会における少年非行に関する質問主意書
112	在日米国大使館敷地等の賃貸料に関する質問主意書
113	朝鮮半島出身者の旧軍人・軍属及び旧民間徴用者の遺骨に関する質問主意書
114	大分県大分市の舟平産業廃棄物処分場に関する質問主意書
115	アスベスト（石綿）対策に関する質問主意書

【第 163 回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、72 件である。

番号	件名
1	アスベスト（石綿）対策に関する質問主意書
2	在日米国大使館敷地等の賃貸料に関する質問主意書
3	大分県大分市の舟平産業廃棄物処分場に関する質問主意書
4	米海兵隊員の沖縄自動車道における訓練に関する質問主意書
5	国民年金納付の扱いに関する質問主意書
6	対イラク未回収民間債権に対する日本政府の対応状況に関する質問主意書
7	アイヌ民族の先住権に関する質問主意書
8	カルテ・レセプト等診療情報開示の徹底に関する質問主意書
9	前四軍調整官の判決批判と米兵の身柄「拘束」問題に関する質問主意書
10	外務省在外職員の住居手当に係る非課税問題などに関する質問主意書
11	長崎県佐世保市の陸上自衛隊相浦駐屯地での対戦車ヘリコプター AH-1 S（コブラ）の墜落事故等に関する質問主意書
12	コンタクトレンズ購入時等における眼科検診に関する質問主意書
13	ペットボトルのリサイクル等に関する質問主意書
14	在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問主意書
15	外務省文書の秘密指定区分に関する質問主意書
16	外務省作成冊子『われらの北方領土—2004 年版—』における重要事項の削除に関する質問主意書
17	長崎県佐世保市の米海軍佐世保弾薬補給所の返還に関する質問主意書
18	在外公館が行っている便宜供与に関する質問主意書
19	在日米国大使館敷地等の賃貸料に関する再質問主意書
20	福岡県北九州市小倉南区曾根の陸上自衛隊の都市型戦闘訓練施設における訓練内容等に関する質問主意書
21	「戦犯」に対する認識と内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する質問主意書
22	小泉純一郎内閣総理大臣の 2005 年 10 月 17 日における靖国神社参拝に関する質問主意書
23	外務省在外職員の住居手当に係る非課税問題などに関する再質問主意書
24	在日米軍基地の駐留軍労働者のアスベスト（石綿）による健康被害実態調査等に関する質問主意書
25	外務省在外職員の飲酒対人交通事故などに関する質問主意書
26	外務省大臣官房会計課審査室の業務内容に関する質問主意書

番号	件名
27	在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する再質問主意書
28	外務省作成冊子『われらの北方領土—2004年版—』における重要事項の削除に関する再質問主意書
29	テロ対策特措法に関する質問主意書
30	サロベツ地域の農業振興に関する質問主意書
31	政府作成文書「対ロシア外交の新しい『対処方針』」に関する質問主意書
32	改正薬事法に関する質問主意書
33	イラク特措法に基づく陸上自衛隊の活動等に関する質問主意書
34	国立国会図書館近代デジタルライブラリー等のアーカイブ事業に関する質問主意書
35	私的録音録画補償金制度の改正論議に関する質問主意書
36	無資格マッサージ等の対策と視覚障害者の雇用確保に関する質問主意書
37	普天間飛行場の移設先をキャンプ・シュワブ「沿岸案」とする日米両政府の合意等に関する質問主意書
38	田中・ブレジネフ会談に関する質問主意書
39	南樺太、千島列島の国際法的地位などに関する質問主意書
40	経済・政治活動への女性の進出を高める政府の取り組みに関する質問主意書
41	アスベスト（石綿）対策に関する再質問主意書
42	悪性中皮腫の早期発見のための検査方法と治療方法の研究開発に関する質問主意書
43	BSE問題に関する質問主意書
44	情報収集衛星の運用実態に関する質問主意書
45	外務省在外職員の住居手当に係る非課税問題などに関する第3回質問主意書
46	外務省在外職員の在勤基本手当に関する質問主意書
47	外務省在外職員の配偶者手当に関する質問主意書
48	外務省在外職員の帰国休暇に関する質問主意書
49	外務省在外職員の健康管理休暇に関する質問主意書
50	外務省在外職員の家事補助者に対する公費支出に関する質問主意書
51	外務省在外職員の在勤手当の非課税問題に関する質問主意書
52	外務省作成文書に関する質問主意書
53	北方四島に対する管轄権などに関する質問主意書
54	「千島」の表記に関する質問主意書
55	イラン大統領によるイスラエル抹消発言などに関する質問主意書

番号	件名
56	外務省におけるワインの購入に関する質問主意書
57	アイヌ民族の先住権に関する再質問主意書
58	平成17年5月16日から3日間行われた大使会議に関する質問主意書
59	公益法人への財政負担縮減及び入札の公開・透明性に関する質問主意書
60	辺野古におけるボーリング調査に関する質問主意書
61	青森市と浪岡町の合併に係る合併協議事項（議員定数・議員在任特例・地域自治区の設置）の告示に関する質問主意書
62	学校におけるアスベスト対策に関する質問主意書
63	死刑執行に関する質問主意書
64	外務省の「国会議員への対応マニュアル」に関する質問主意書
65	介護保険制度等に関する質問主意書
66	中学校使用の地図帳及び外務省ホームページにおける台湾の取り扱いに関する質問主意書
67	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に関する質問主意書
68	雑豆資金等に関する質問主意書
69	道路公団民営化に関する質問主意書
70	共謀罪に関する質問主意書
71	新石垣空港建設整備事業に関する質問主意書
72	原発の危険から国民の安全を守ることにに関する質問主意書

6 議員海外派遣一覧

【第161回国会閉会中】

渡航（派遣） 期 間	国 名	派 遣 の 目 的	派 遣 議 員 名
平 17. 1. 9 ～ 1.14	ベトナム (ハノイ・ハロン)	第 13 回アジア・太平洋議員 フォーラム（A P P F）総会 に出席	亀井 静香君、柳本 卓治君、 西村 真悟君、枝野 幸男君
平 17. 1.10 ～ 1.18	英国 エジプト	英国及びエジプト・アラブ共 和国親善訪問並びに政治経 済事情等視察	河野 洋平議長
平 17. 1.10 ～ 1.15	英国	英国議会議員との会議、交流 促進及び政治経済事情調査	大島 理森君、藤井 孝男君、 河村 建夫君、山岡 賢次君、 小沢 鋭仁君、河合 正智君

【第162回国会開会中】

渡航（派遣） 期 間	国 名	派 遣 の 目 的	派 遣 議 員 名
平 17. 3.30 ～ 4. 9	フィリピン (マニラ)	第 112 回 I P U 会議に出席	瓦 力君、井上 喜一君、 河村たかし君、石毛 鏡子君、 嘉数 知賢君、福井 照君、 小宮山泰子君
平 17. 4.20 ～ 4.24	スイス (ジュネーブ)	W T O に関する議員会議・第 9 回運営委員会に出席	松岡 利勝君、小平 忠正君
平 17. 6.20 ～ 6.27	米国	米国における牛肉処理等・食 の安全の実情調査	山岡 賢次君、二田 孝治君、 今村 雅弘君、山田 正彦君、 白保 台一君、高橋千鶴子君

【第163回国会開会中】

渡航（派遣） 期 間	国 名	派 遣 の 目 的	派 遣 議 員 名
平 17.10.13 ～10.21	スイス (ジュネーブ)	第 113 回 I P U 会議に出席	谷津 義男君、玉沢徳一郎君、 松島みどり君、松原 仁君、 高木美智代君
平 17.10.30 ～11. 4	米国 (ニューヨーク)	第 60 回国連総会の際の I P U 議会人会合に出席	福井 照君、小宮山洋子君

【第163回国会閉会中】

渡航（派遣） 期 間	国 名	派 遣 の 目 的	派 遣 議 員 名
平 17.11. 4 ～11.12	トルコ ウクライナ キルギス ロシア	C I S 各国等における外交 政治経済事情調査	原田 義昭君、中谷 元君、 谷本 龍哉君、小野寺五典君、 篠原 孝君、吉良 州司君

平 17. 11. 7 ～11. 19	オーストリア スロバキア スイス スペイン フランス	欧州各国の国民投票制度に 関する実情調査	中山 太郎君、保岡 興治君、 葉梨 康弘君、枝野 幸男君、 古川 元久君、高木 陽介君、 笠井 亮君、辻元 清美君
平 17. 11. 8 ～11. 16	ベルギー イタリア フランス	欧州各国における議会制度 等調査	佐田玄一郎君、山本 有二君、 田野瀬良太郎君、水野 賢一君、 梶山 弘志君、中川 正春君、 三井 辨雄君、遠藤 乙彦君
平 17. 11. 14 ～11. 22	フィンランド デンマーク スウェーデン	フィンランド共和国親善訪 問及び北欧諸国の政治経済 事情等視察	横路 孝弘副議長、 御法川信英君、鉢呂 吉雄君
平 17. 11. 19 ～11. 24	タイ (パタヤ)	第 6 回アジア国会平和連合 (AAPP) 総会に出席	谷 公一君、長妻 昭君
平 17. 11. 23 ～11. 30	英国 スペイン	欧州各国における医療等社 会保障制度及び労働事情等 調査	岸田 文雄君、井上 信治君、 仙谷 由人君、山井 和則君、 糸川 正晃君
平 17. 11. 24 ～12. 4	南アフリカ ザンビア エチオピア イタリア	アフリカ各国における財政 金融経済事情等調査	小野 晋也君、宮下 一郎君、 永田 寿康君、後藤 斎君
平 17. 11. 28 ～12. 6	チュニジア モロッコ スペイン	北アフリカ及び欧州各国に おける政治経済事情等の調 査	金子 一義君、渡海紀三朗君、 茂木 敏充君、細川 律夫君、 松野 頼久君、田端 正広君
平 17. 11. 28 ～12. 5	イタリア フランス	フランス及びイタリアの教 育、科学技術及び文化芸術に 関する調査	斉藤 鉄夫君、小島 敏男君、 松浪健四郎君、西村 明宏君、 牧 義夫君、奥村 展三君、 石井 郁子君、保坂 展人君
平 17. 11. 28 ～12. 3	シンガポール マレーシア	シンガポール及びマレーシ アにおける決算行政監視等 実情調査	筒井 信隆君、柴山 昌彦君、 前田 雄吉君
平 17. 11. 28 ～12. 7	フランス ブルガリア チェコ ハンガリー	欧州各国における選挙制度 等の実情調査	井上 喜一君、遠藤 武彦君、 近江屋信広君、加藤 公一君、 笹木 竜三君、滝 実君
平 17. 11. 29 ～12. 6	オーストラリア ニュージーランド	オーストラリア・ニュージ ーランドにおける環境保全状 況等調査	木村 隆秀君、宇野 治君、 根本 匠君、山本 公一君、 田島 一成君、長浜 博行君
平 17. 12. 4 ～12. 10	米国 ロシア ドイツ	沖縄問題に関する調査及び 我が国の北方領土問題につ いて理解を求めるため	川内 博史君、仲村 正治君、 石崎 岳君、仲野 博子君、 赤嶺 政賢君
平 17. 12. 9 ～12. 13	ベトナム	ベトナム国会との交流促進 及び政治経済事情調査	武部 勤君、村田 吉隆君、 岸田 文雄君、富岡 勉君、 篠田 陽介君、原口 一博君、 松原 仁君
平 17. 12. 11 ～12. 19	中国 (香港)	WTOに関する議員会議・香 港会合に出席	谷津 義男君、松岡 利勝君 三日月大造君、佐藤 茂樹君

- (注) 1. 渡航期間・国名については原則として各班の団長の日程による。
2. 国際会議については国名の欄に会議開催地のみを示した。また、会議期間については別掲「7 国際会議及び出席議員一覧」を参照。

7 国際会議及び出席議員一覧

【第161回国会閉会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平 17. 1. 9 ～ 1.13	ベトナム (ハノイ・ハロン)	第13回アジア・太平洋議員 フォーラム (A P P F) 総会	亀井 静香君、柳本 卓治君、 西村 真悟君、枝野 幸男君

【第162回国会開会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平 17. 4. 3 ～ 4. 8	フィリピン (マニラ)	第112回 I P U 会議	瓦 力君、井上 喜一君、 河村たかし君、石毛 鏡子君、 嘉数 知賢君、福井 照君、 小宮山泰子君
平 17. 4.18 ～ 4.23	日本 (東京)	I P U 「ASEAN+3」 東京会議	瓦 力君、井上 喜一君、 谷津 義男君、茂木 敏充君、 嘉数 知賢君、上川 陽子君、 福井 照君、西銘恒三郎君、 葉梨 康弘君、土肥 隆一君、 河村たかし君、海江田万里君、 石毛 鏡子君、生方 幸夫君、 小宮山泰子君、丸谷 佳織君 〔オブザーバー〕 吉井 英勝君、東門美津子君
平 17. 4.22 ～ 4.23	スイス (ジュネーブ)	W T O に関する議員会議・ 第9回運営委員会	松岡 利勝君、小平 忠正君
平 17. 5.16 ～ 5.18	日本 (東京)	第26回日本・E U 議員会議	中山 太郎君、羽田 孜君、 津島 雄二君、保利 耕輔君、 高村 正彦君、森山 眞弓君、 柳澤 伯夫君、小杉 隆君、 植竹 繁雄君、小坂 憲次君、 山口 俊一君、原田 義昭君、 平井 卓也君、後藤田正純君、 鳩山由紀夫君、佐々木秀典君、 大島 章宏君、田中 慶秋君、 池田 元久君、一川 保夫君、 中川 正春君、伴野 豊君、 赤松 正雄君、谷口 隆義君、 〔オブザーバー〕 吉井 英勝君、東門美津子君

【第 162 回国会閉会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平 17. 9. 7 ～ 9. 9	米国 (ニューヨーク)	第 2 回世界議長会議	解散のため欠席 (参議院議長が出席)

【第 163 回国会開会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平 17. 9. 16 ～ 9. 18	英国 (グラスゴー)	第 4 回 G 8 下院議長会議	解散のため欠席
平 17. 9. 22 ～ 9. 23	スイス (ジュネーブ)	WTO に関する議員会議・ 第 10 回運営委員会	欠席 (個人参加：松岡 利勝君)
平 17. 10. 4 ～ 10. 5	フランス (ストラスブール)	欧州評議会議員会議第 14 回 OECD 活動拡大討議	欠席
平 17. 10. 17 ～ 10. 19	スイス (ジュネーブ)	第 113 回 I P U 会議	谷津 義男君、玉沢徳一郎君、 松島みどり君、松原 仁君、 高木美智代君
平 17. 10. 31 ～ 11. 2	米国 (ニューヨーク)	第 60 回国連総会の際の I P U 議会人会合	福井 照君、小宮山洋子君

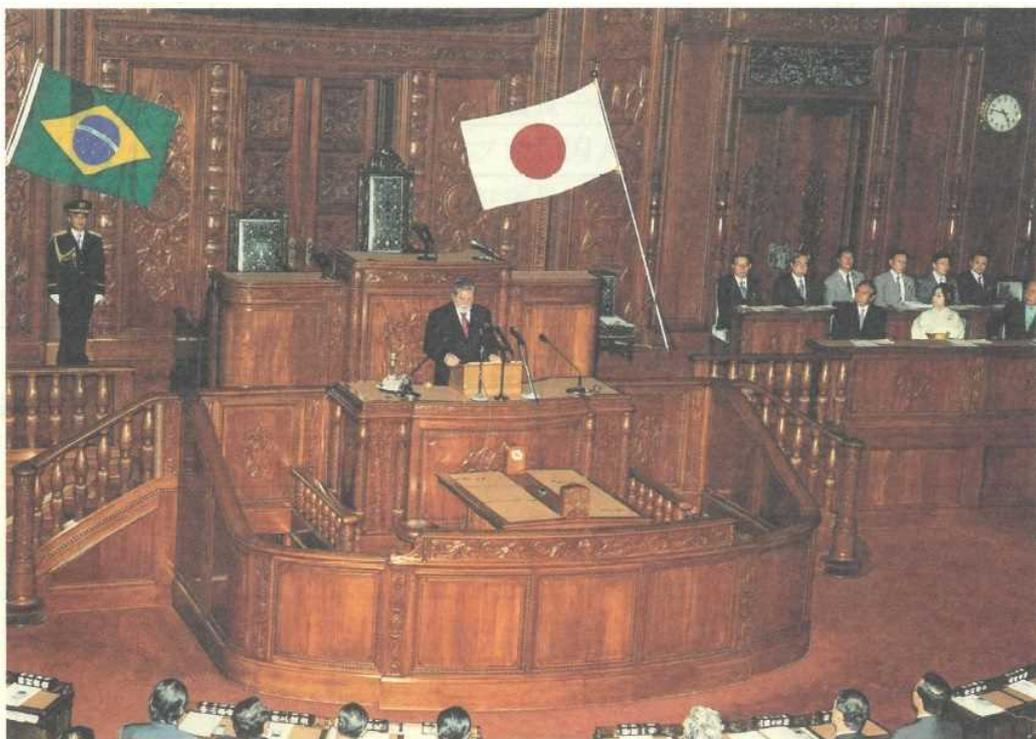
【第 163 回国会閉会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平 17. 11. 19 ～ 11. 24	タイ (パタヤ)	第 6 回アジア国会平和連合 (A A P P) 総会	谷 公一君、長妻 昭君
平 17. 12. 12 ～ 12. 15	中国 (香港)	WTO に関する議員会議・ 香港会合	谷津 義男君、松岡 利勝君、 三日月大造君、佐藤 茂樹君 (個人参加：高橋千鶴子君)

8 国賓・公賓等の国会訪問及び行事

国会回次	来訪日	国公賓等別	賓客	行事
第161回 (閉会中)	平16.12.7	公式実務 訪問賓客	アブデラズィズ・ブーテフリカ アルジェリア民主人民共和国 大統領	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
	平16.12.14	政府招待	アブドッラー・ビン・アル・ フセイン ヨルダン・ハシェミット王国国王	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
	平16.12.14	政府招待	シメオン・サクスコブルク ブルガリア共和国首相	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
	平17.1.19	公式実務 訪問賓客	レヴィー・パトリック・ムワナワサ ザンビア共和国大統領	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
	平17.1.20	政府招待	マルク・フォルネ・モルネ アンドラ公国首相	衆議院議長表敬
第162回	平17.2.16	公式実務 訪問賓客	マイケル・トーマス・ソマレ パプアニューギニア独立国首相	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
	平17.3.7	国賓	サイド・シラジュディン・サイド・ プートラ マレーシア国王	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
	平17.4.4	博覧会賓客	セイフ・アルイスラム・ ムアンマル・アル・カッザーフィ 大リビア・アラブ社会主義人民ジャ マーヒリーヤ国 国際慈善基金総裁	衆議院議長表敬
	平17.4.11	政府招待	アルバロ・ウリベ・ベレス コロンビア共和国大統領	衆議院議長表敬
	平17.5.13	博覧会賓客	マッティ・タネリ・ヴァンハネン フィンランド共和国首相	衆議院議長表敬
	平17.5.16	政府招待	マハムード・アッバース パレスチナ暫定自治政府大統領	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
	平17.5.16	博覧会賓客	アンゲル・マーリン ブルガリア共和国副大統領	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
	平17.5.18	博覧会賓客	ヨルゴス・アロゴスクフィス ギリシャ共和国経済・財務大臣	衆議院議長表敬
	平17.5.23	博覧会賓客	呉儀 中華人民共和国国务院副総理	衆議院議長表敬
	平17.5.26	公式実務 訪問賓客	ルイース・イナシオ・ルーラ・ダ・ シルヴァ ブラジル連邦共和国大統領	衆議院議場演説

	平 17. 6. 1	政府招待	スシロ・バンバン・ユドヨノ インドネシア共和国大統領	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
	平 17. 6. 2	博覧会賓客	トライアン・バセスク ルーマニア大統領	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
	平 17. 6. 9	公式実務 訪問賓客	シェイク・ハマド・ビン・ ハリーフア・アール・サーニ カタール国首長	衆議院議長表敬
	平 17. 6. 21	博覧会賓客	モハメッド・ガンヌーシ チュニジア共和国首相	衆議院議長表敬
第 163 回	平 17. 10. 17	外務省賓客	ローレンス・ヤン・ブリンクホルスト オランダ王国副首相兼経済大臣	衆議院議長表敬
	平 17. 11. 1	公式実務 訪問賓客	ニカノル・ドゥアルテ・フルートス パラグアイ共和国大統領	衆議院議長表敬
(閉会中)	平 17. 11. 7	政府招待	アリー・アブドゥラー・サーレハ イエメン共和国大統領	衆議院議長表敬
	平 17. 11. 11	政府招待	コスタス・カラマンリス ギリシャ共和国首相	衆議院議長表敬
	平 17. 11. 29	国 賓	モハメッド 6 世 モロッコ王国国王	衆議院議長表敬 参議院議長表敬



ブラジル連邦共和国大統領の国会演説

9 正式招待による訪日外国国会議員団

国会回次	議員団名	団長名及び招待人数	滞在期間	招待者
第162回	ドイツ連邦共和国 連邦議会議長一行	ヴォルフガング・ティールゼ 連邦議会議長 外6名	平 17. 3. 4 ～ 3. 8	衆議院議長
	キューバ共和国 人民権力全国議会副議長一行	ハイメ・クロムベット・ エルナンデス＝バケロ 人民権力全国議会副議長 外2名	平 17. 3.26 ～ 3.31	衆議院議長
	インドネシア共和国 国会議長一行	アグン・ラクソノ 国会議長 外9名	平 17. 4. 9 ～ 4.14	衆議院議長
	イタリア共和国 下院議員団	ジョヴァンナ・ビアンキ・ クレリチ 下院議員・伊日友好議連会長 外8名	平 17. 5.16 ～ 5.22	衆議院
	ラオス人民民主共和国 国民議会議長一行	サマーン・ヴィニャケート 国民議会議長 外6名	平 17. 5.23 ～ 5.26	衆議院議長
	ギリシャ共和国 国会議長一行	アンナ・プサルーダ・ベナキ 国会議長 外5名	平 17. 5.29 ～ 6. 3	衆議院議長

第1回日中議会交流委員会東京会合

国会回次	議員団名	団長名及び招待人数	滞在期間	招待者
第162回	第1回日中議会交流委員会東京会合全人代表団一行	路甬祥 全国人民代表大会常務委員会副委員長 外14名	平 17. 4.13 ～ 4.18	衆議院議長

10 各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談

国会回次	来訪日	来訪者	懇談者
第161回 (閉会中)	平16.12.14	モンゴル国家大会議議員団一行	議院運営委員長
	平16.12.27	ベトナム社会主義共和国国会経済予算委員会副委員長一行	予算委員長
	平17.1.17	韓国国会財政経済委員会一行	財務金融委員長
第162回	平17.3.1	ロシア連邦国家院議員団一行	外務委員会
	平17.3.7	駐北朝鮮英国大使	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
	平17.3.15	アイルランド国会芸術・スポーツ・観光・地域社会・農村開発・アイルランド語委員長一行	文部科学委員会
	平17.3.16	韓国国会議員	安全保障委員長
	平17.3.23	イタリア共和国下院外務委員長一行	外務委員長
	平17.4.8	オランダ王国外務大臣一行	外務委員長
	平17.4.8	フィンランド共和国国会教育文化委員会一行	文部科学委員会
	平17.4.28	ドイツ連邦共和国環境・自然保護・原子力安全大臣一行	環境委員会
	平17.5.11	韓国国会国防委員長一行	安全保障委員会
	平17.5.23	ドイツ連邦共和国連邦議会観光委員長一行	国土交通委員会
	平17.5.24	ドイツ連邦共和国連邦議会文化・メディア委員長一行	文部科学委員会
	平17.5.30	ノルウェー王国教育科学大臣	文部科学委員会
	平17.6.21	ベトナム社会主義共和国国会科学・技術・環境委員会副委員長一行	環境委員会
	平17.6.21	駐日シリア・アラブ共和国大使	経済産業委員長
	平17.6.21	モンゴル・日本友好議員連盟会長一行	議院運営委員長
	平17.6.27	ハンガリー共和国国会外交委員長一行	外務委員長
	平17.7.22	ベトナム社会主義共和国国会経済予算委員会副委員長一行	財務金融委員長
	平17.8.3	タイ王国下院天然資源・環境委員長一行	環境委員会
第163回	平17.10.12	クロアチア・日本友好議員連盟会長一行	外務委員会
	平17.10.13	クロアチア・日本友好議員連盟会長一行	経済産業委員会
	平17.10.26	イラク共和国都市・公共事業大臣	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長
(閉会中)	平17.11.29	ルーマニア外務大臣一行	外務委員会
	平17.12.13	韓国国会言論発展研究会一行	総務委員会

(注) 懇談者欄の「○○委員会」は、委員長、理事及び委員、「○○委員長」は委員長のみの懇談を表わすものである。

11 本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等

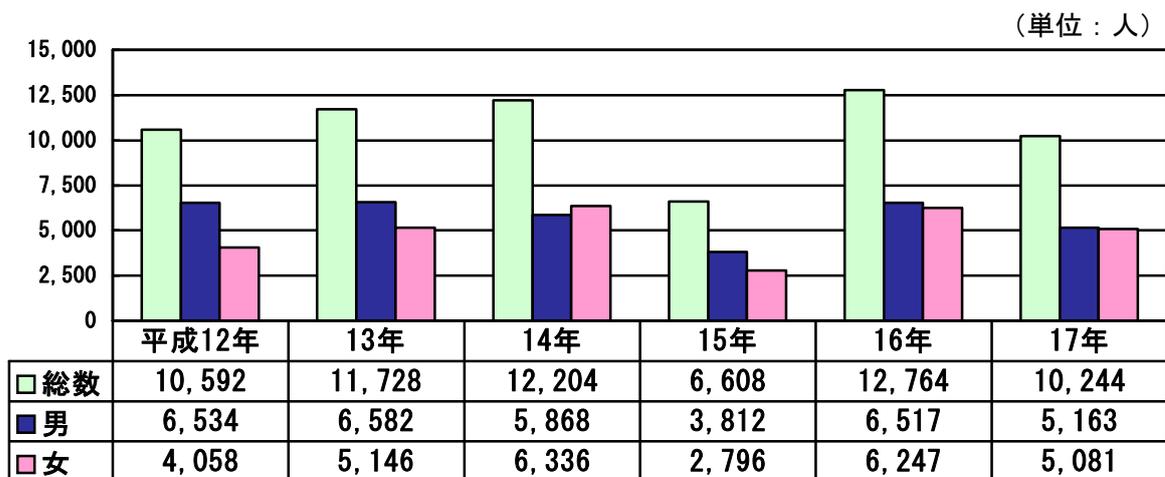
国会回次 区分	第162回国会（常会）				第163回国会（特別会）			
	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人
本会議	39				13			
(常任委員会)								
内閣	13			7	6			5
総務	20			16	8			13
法務	27			16	10			6
外務	15				5			2
財務金融	26			20	5			6
文部科学	16			2	3			1
厚生労働	37 [1]	[5]		43	9			7
農林水産	23			21	3			1
経済産業	23			18	4			4
国土交通	28			30	12		4	12
環境	15			8	4			
安全保障	11			3	5			
国家基本	1				1			
予算	22 {2}	12		24	4			2
決算行政	7			2	3			1
議院運営	40 (6)				13 (4)			
懲罰					1			
(特別委員会)								
災害対策	8				3			
倫理選挙	4				3			
沖縄北方	5				4			
青少年	5			4	4			1
事態対処	4			2				
テロ防止 イラク支援	7				8			
拉致問題	4			2	4			
郵政	23 [3]	[10]		54	5			2
憲法					6			5

国会回次 区分	第 162 回国会（常会）				第 163 回国会（特別会）			
	開 会 回 数	公 述 人	証 人	参 考 人	開 会 回 数	公 述 人	証 人	参 考 人
（審査会等）								
政 倫 審					1			
憲法調査会	5				—			
分 科 会 （予算委） （決算行政監視委）	24 { 8分科 2日間 4分科 2日間}			8 8				
連 合 審 査 会	1 （法務・財 務金融・経 済産業）							
合 同 審 査 会	3 （国家基本）				2 （国家基本）			
両院協議会								
社会保障 両院合同会議	8							
常任委員長会議	1							
計	465 (6) {2} [4]	12 [15]		288	149 (4)		4	68

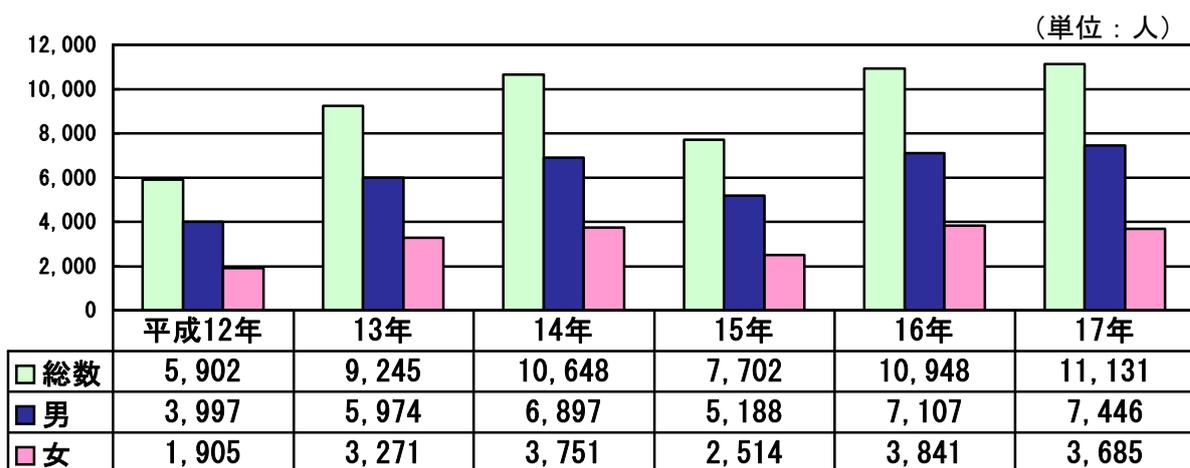
- (注) 1. 開会回数欄の、()内の数は小委員会、{ }内の数は公聴会、[]内の数は委員派遣による地方公聴会の開会回数で、いずれも外数である。
2. 開会回数には閉会中審査を含む。
3. 公述人欄の []内の数は、委員派遣による地方公聴会の意見陳述者数で外数である。

12 傍聴人数

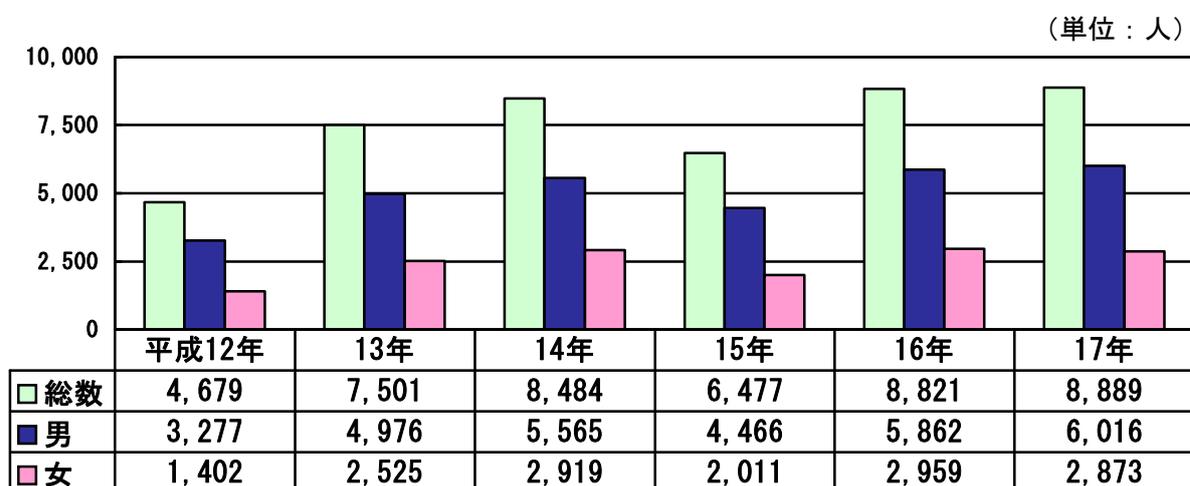
本会議



委員会（常任委員会・特別委員会（憲法調査会を含む）・小委員会合計）

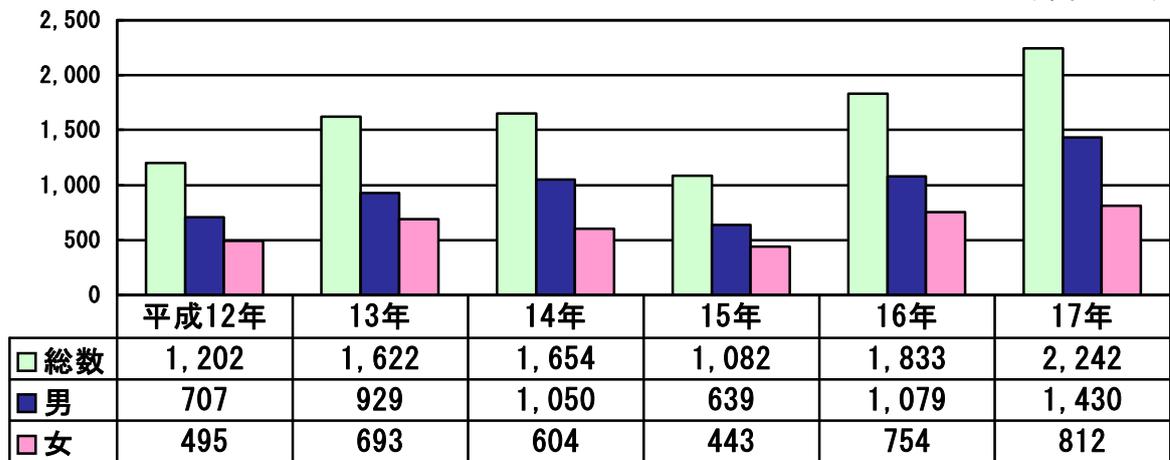


常任委員会



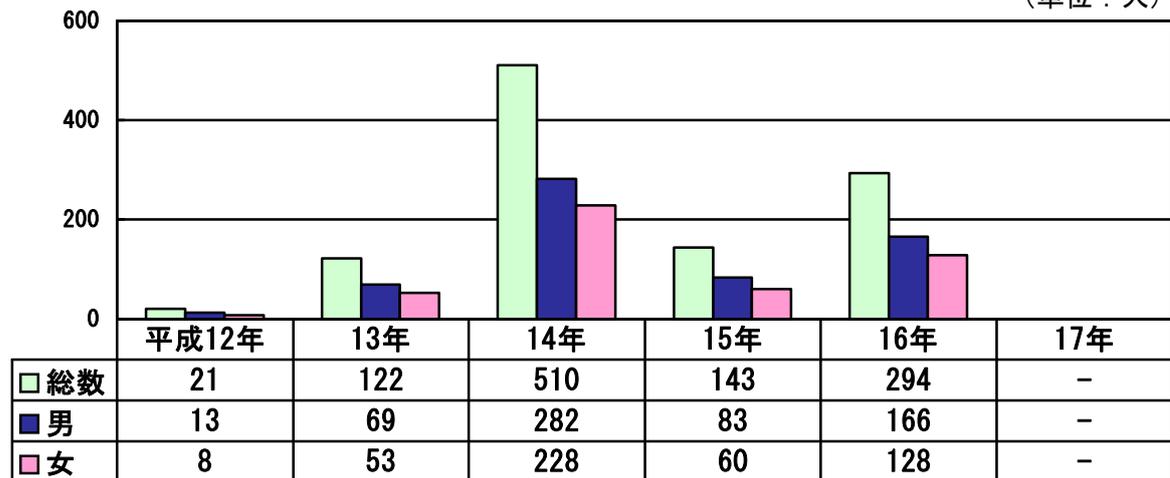
特別委員会（憲法調査会を含む）

（単位：人）



小委員会（憲法調査会小委員会を含む）

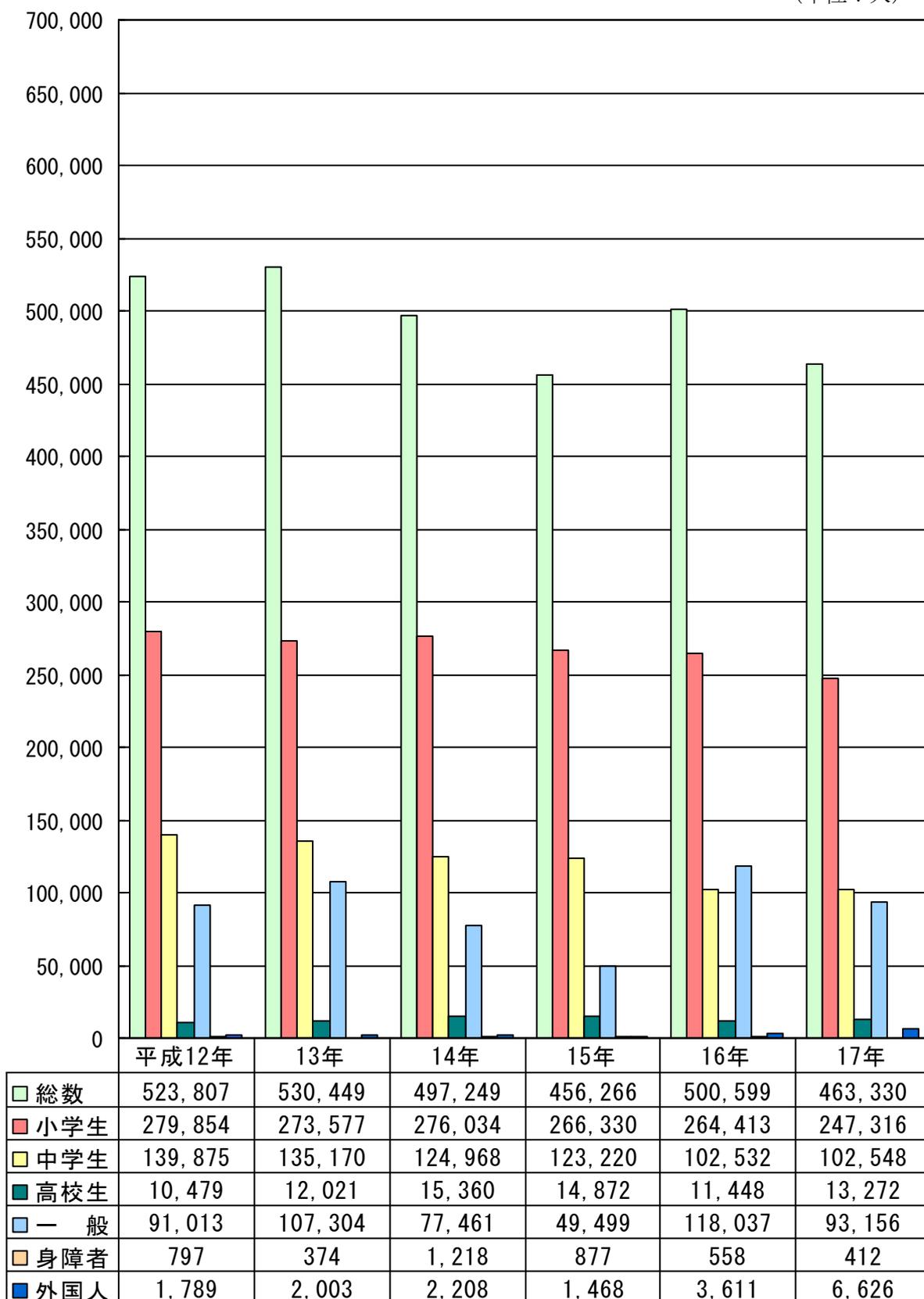
（単位：人）



13 参観者数

(1) 参観者数の推移

(単位：人)



(2) 参観者内訳

(単位：人)

区 分		年					
		平成 12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年
小学生	総数	279,854	273,577	276,034	266,330	264,413	247,316
	男	140,088	137,336	141,133	134,715	134,351	126,536
	女	139,766	136,241	134,901	131,615	130,062	120,780
中学生	総数	139,875	135,170	124,968	123,220	102,532	102,548
	男	72,354	69,881	64,357	63,453	53,284	52,690
	女	67,521	65,289	60,611	59,767	49,248	49,858
高校生	総数	10,479	12,021	15,360	14,872	11,448	13,272
	男	4,906	4,972	7,119	6,599	5,243	6,176
	女	5,573	7,049	8,241	8,273	6,205	7,096
一 般	総数	91,013	107,304	77,461	49,499	118,037	93,156
	男	43,357	47,763	34,179	22,433	57,391	46,878
	女	47,656	59,541	43,282	27,066	60,646	46,278
身障者	総数	797	374	1,218	877	558	412
	男	381	195	644	443	294	221
	女	416	179	574	434	264	191
外国人	総数	1,789	2,003	2,208	1,468	3,611	6,626
	男	1,020	949	1,238	779	2,100	4,453
	女	769	1,054	970	689	1,511	2,173
計	総数	523,807	530,449	497,249	456,266	500,599	463,330
	男	262,106	261,096	248,670	228,422	252,663	236,954
	女	261,701	269,353	248,579	227,844	247,936	226,376

〔参考〕

1 国会議員定数の変遷

(1) 衆議院議員

総選挙期日(回次)等	定数	増減	備 考
昭和 21. 4. 10(第22回)	468 (466)		沖縄県(定数2)は米国占領下にあり、選挙は事実上の定数466で実施
22. 4. 25(第23回)	466	- 2	沖縄県を除く
29. 4. 30	467	+ 1	奄美群島区(定数1)で実施
42. 1. 29(第31回)	486	+ 19	大都市の人口増加に伴う定数是正
45. 11. 15	491	+ 5	沖縄県(定数5)で実施
51. 12. 5(第34回)	511	+ 20	選挙区別人口による定数是正
61. 7. 6(第38回)	512	+ 1	選挙区別人口による定数是正
平成 5. 7. 18(第40回)	511	- 1	選挙区別人口による定数是正
8. 10. 20(第41回)	500	- 11	平成6年公選法改正後初の総選挙
12. 6. 25(第42回)	480	- 20	比を20削減(小300 比180)

(注) 平成6年公選法改正により「小選挙区比例代表並立制」を導入
定数500(小選挙区300、比例代表200)
小…小選挙区、比…比例代表(11ブロックにおいて実施)

(2) 参議院議員

通常選挙期日(回次)等	改選議席数	定数	増減	備 考
昭和 22. 4. 20(第1回)	全100 地150	250		半数は任期3年 第2回以降半数改選
45. 11. 15	沖縄県定数2	252	+ 2	1名次期選挙で改選
58. 6. 26(第13回)	比50 選76	252	0	全国区改め比例代表
平成 13. 7. 29(第19回)	比48 選73	247	- 5	比を2、選を3削減
16. 7. 29(第20回)	比48 選73	242	- 5	比を2、選を3削減

(注) 1 全…全国区、地…地方区
2 昭和57年公選法改正により「拘束名簿式比例代表制」を導入
定数252(比例代表100、選挙区152)
比…比例代表、選…選挙区
3 平成12年公選法改正により「非拘束名簿式比例代表制」を導入
定数を10削減して、242(比例代表96、選挙区146)とする。
ただし、平成16年7月25日までの間の定数は、247(比例代表98、選挙区149)とする。

2 国会議員会派別議員数の推移（召集日ベース）

(1) 衆議院

国会 回次(召集日)	会 派	自 民	民 主	公 明	共 産	社 民	国 民	自 由	保 守	保 守 新	21 ク	フ ロ ン	改 革	無 所 属	欠 員
平成 148(特) (12. 7. 4)		233	129	31	20	19		22	7					19	
149(臨) (12. 7. 28)		232	130	31	20	19		22	7		10			9	
150(臨) (12. 9. 21)		232	129	31	20	19		22	7		10			9	1
151(常) (13. 1. 31)		239	129	31	20	19		22	7		4			9	
152(臨) (13. 8. 7)		238	126	31	20	19		22	7		4			12	1
153(臨) (13. 9. 27)		239	126	31	20	19		22	7		3			11	2
154(常) (14. 1. 21)		243	126	31	20	19		22	7					12	
155(臨) (14. 10. 18)		239	124	31	20	18		22	7					13	6
156(常) (15. 1. 20)		243	118	31	20	18		22		10				16	2
157(臨) (15. 9. 26)		244	138	31	20	18				10		2		12	5
158(特) (15. 11. 19)		245	180	34	9	6							5	1	
159(常) (16. 1. 19)		244	179	34	9	6							4	4	
160(臨) (16. 7. 30)		249	178	34	9	6								4	
161(臨) (16. 10. 12)		249	178	34	9	6								3	1
162(常) (17. 1. 21)		249	177	34	9	6								3	2
163(特) (17. 9. 21)		296	114	31	9	7	6							17	

(備考)

自民は、「自由民主党」
 民主は、「民主党・無所属クラブ」
 公明は、「公明党」
 共産は、「日本共産党」
 社民は、「社会民主党・市民連合」
 国民は、「国民新党・日本・無所属の会」
 自由は、「自由党」
 保守は、「保守党」
 保守新は、「保守新党」
 21クは、「21世紀クラブ」
 フロンは、「フロンティア」
 改革は、「グループ改革」

(2) 参議院

国会 回次(召集日)	会 派	自 民	民 主	公 明	共 産	社 民	国 日	無 会	み ど り	国 連	自 由	二 連	参 ク	い属各 議し派 員なに	欠 員
148(特)	平成 (12. 7. 4)	112	58	24	23	13					5	4	7	5	1
149(臨)	(12. 7. 28)	112	58	24	23	13		7			5	4		5	1
150(臨)	(12. 9. 21)	112	58	24	23	13		7			5	4		5	1
151(常)	(13. 1. 31)	112	58	24	23	13		7			5	4		5	1
152(臨)	(13. 8. 7)	116	60	24	20	8		6			8			5	
153(臨)	(13. 9. 27)	115	60	24	20	8		6			8			5	1
154(常)	(14. 1. 21)	116	60	24	20	7				15				4	1
155(臨)	(14. 10. 18)	113	60	24	20	6				15				6	3
156(常)	(15. 1. 20)	115	60	24	20	5				14				8	1
157(臨)	(15. 19. 26)	116	69	23	20	6		6	2					4	1
158(特)	(15. 11. 19)	115	69	23	20	6		6	2					4	2
159(常)	(16. 1. 19)	116	71	23	20	5		4	2					4	2
160(臨)	(16. 7. 30)	114	83	24	9	5								7	
161(臨)	(16. 10. 12)	114	84	24	9	5								6	
162(常)	(17. 1. 21)	114	84	24	9	6								5	
163(特)	(17. 9. 21)	112	82	24	9	6	3							5	1

(備考)

自民は、148～155 国会は「自由民主党・保守党」、156, 157 国会は「自由民主党・保守新党」、
158 国会以後は「自由民主党」

民主は、「民主党・新緑風会」

公明は、148 国会は「公明党・改革クラブ」、149 国会以後は「公明党」

共産は、「日本共産党」

社民は、「社会民主党・護憲連合」

国日は、「国民新党・新党日本の会」

無会は、「無所属の会」

みどりは、「みどりの会議」

国連は、「国会改革連絡会」(自由党・無所属の会)

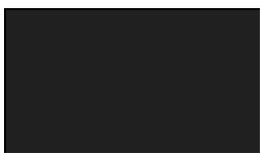
自由は、「自由党」

二連は、「二院クラブ・自由連合」

参クは、「参議院クラブ」

3 会期等

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会期 上段：当初会期 下段：延長
第148回（特別会）	平成 12. 7. 4	平成 12. 7. 6	平成 12. 7. 6	3
第149回（臨時会）	12. 7. 28	12. 7. 28	12. 8. 9	13
第150回（臨時会）	12. 9. 21	12. 9. 21	12. 12. 1	72
第151回（常会）	13. 1. 31	13. 1. 31	13. 6. 29	150
第152回（臨時会）	13. 8. 7	13. 8. 8	13. 8. 10	4
第153回（臨時会）	13. 9. 27	13. 9. 27	13. 12. 7	72
第154回（常会）	14. 1. 21	14. 1. 21	14. 7. 31	150 42
第155回（臨時会）	14. 10. 18	14. 10. 18	14. 12. 13	57
第156回（常会）	15. 1. 20	15. 1. 20	15. 7. 28	150 40
第157回（臨時会）	15. 9. 26	15. 9. 26	15. 10. 10 （解散）	36 （15日目に解散）
第158回（特別会）	15. 11. 19	15. 11. 21	15. 11. 27	9
第159回（常会）	16. 1. 19	16. 1. 19	16. 6. 16	150
第160回（臨時会）	16. 7. 30	16. 7. 30	16. 8. 6	8
第161回（臨時会）	16. 10. 12	16. 10. 12	16. 12. 3	53
第162回（常会）	17. 1. 21	17. 1. 21	17. 8. 8 （解散）	150 55 （200日目に解散）
第163回（特別会）	17. 9. 21	17. 9. 26	17. 11. 1	42



国会案内

国会案内

○ 広報・広聴

平成 17 年 4 月、衆議院の広報・広聴等に関する事項の一元的な対応を図ることを目的として広報課を設置いたしました。これは、国民に国会審議の情報を速やかに提供し、国会の機能及び仕組みを広報することにより、国会活動の現況について国民の理解を深めると同時に、国民からの問合せ等に迅速かつ的確に応えていくことによって、開かれた国会を目指そうとするものであります。

広報課では、衆議院ホームページ、テレビ及びインターネットによる国会審議中継、参観者ホールにおける映像情報システム等により、衆議院及び国会に関する情報を提供しております。また、衆議院に関する一般的な案内、衆議院の構成、本会議・委員会等の会議に関する基本情報、議案等に関する基本情報、衆議院及び衆議院事務局に対する各種手続に関する問合せ等にお答えするとともに、国民からのご意見、ご要望等にも対応しております。

衆議院への問い合わせ先

衆議院事務局庶務部広報課

住 所 〒100-8960 東京都千代田区永田町 1-7-1

受 付 平日 9:00~17:30 (土、日、休日及び年末年始を除く。)

電 話 03 (3581) 5111 内線 2344

03 (3581) 5151 (直通)

F A X 03 (3581) 5399

・ 衆議院ホームページ

衆議院では、インターネット上に、衆議院ホームページを開設し、本会議及び委員会関係、議案関係並びに請願関係等の国会活動にかかわる基本的な情報のほか、国会案内等の一般広報情報を提供しています。

衆議院ホームページアドレス <http://www.shugiin.go.jp>

衆議院 The House of Representatives

サイトマップ | 会期一覧 | ヘルプ | English

サイト内検索 検索 詳細な検索

ユニバーサルデザインに配慮し、読み上げ、文字拡大、配色変換ができるツールを提供しています。 [衆議院ホームページ閲覧支援ツール](#)

■ 議長挨拶

立法情報 新着情報

- 衆議院の構成
- 日本国憲法に関する調査特別委員会・憲法調査会
- 議案
- 質問答弁
- 衆議院公報
- 本会議・委員会等
- 会議録
- 議題
- 制定法律

■ 提供情報配信サービス

衆議院の案内 お知らせ

- 国会について
- 行政に関する苦情受付窓口
- 衆議院入札・契約情報
- 各種手続(議題・陳情等)
- 採用案内
- 新議員会館整備等事業

トピックス

- 憲政記念館にて『衆議院赤坂議員宿舎の地中の秘密』企画展開催中
- 新着情報をメールで配信するサービスを提供しております。

■ 国会会議録検索システム ■ 衆議院審議中継 ■ 国会関係

衆議院 The House of Representatives
郵便番号 100-0014
東京都千代田区永田町一丁目7番1号
電話番号(代表)03-3581-5111 案内図

● ホームページ作成の考え方
当サイトは、Web技術の標準化と推進を目的とした国際団体であるW3Cに準拠しております。

● 著作権・リンクについて

W3C WAI-A WCAG 1.0

● このホームページに関するお問い合わせは webmaster@shugiin.go.jpまで

Copyright(c) 2003 Shugiin All Rights Reserved.

・ 国会審議中継

1 テレビ中継

衆議院は、国会の情報公開の一環として国会における審議を公開することにより、審議を活性化し国民に開かれた国会とするため、本院の本会議や委員会等の国会審議を国会内、各省庁及び政党本部に有線テレビジョンで中継放送するとともに、報道機関等を通じて国会審議を国民に公開するため、放送局や通信社等にも配信を行っております。

2 インターネット中継

インターネット上に国会審議中継専用のホームページを開設し、本院の本会議や委員会等の審議を国内外に中継しております。

このインターネット審議中継はライブ中継とともに、録画中継（「ビデオライブラリ」）も行っています。（ただし、録画中継は1年間となっております。）

国会審議中継ホームページアドレス <http://www.shugiintv.go.jp>



・ 参観者ホールでの情報提供

衆議院参観者ホールにおいては、大型映像装置、パソコン及び各種パネル等により、国会に関する情報の提供を行っております。

1 ハイビジョンプロジェクター

「法律ができるまで」など国会の立法活動の紹介や「白亜の殿堂 国会議事堂」などの施設案内その他本院制作ビデオソフト（7番組）の放映

2 マルチビジョンプロジェクター

本院の本会議や委員会など国会審議のライブ中継

3 パソコン情報検索コーナー

「国会チャレンジイズ」、「模擬議会SHOW」など本院制作コンテンツ（3番組）の閲覧、インターネットを利用した衆議院、参議院、国立国会図書館及び中央省庁のホームページの検索・閲覧並びに本院の国会審議のライブ及び録画中継の視聴

4 各種パネル

議長・副議長の顔写真、「衆議院議員の都道府県別（小選挙区）及びブロック別（比例代表）の議員数」、「衆議院内会派別所属議員数一覧」及び「国会豆知識」などのパネルの展示

5 衆議院刊行物紹介コーナー

本院の本会議や委員会等の会議録及び「衆議院の動き」などの各種刊行物の展示と紹介

・ 会議録等刊行物の閲覧及び購入

1 刊行物の種類

衆議院においては次の刊行物を発行しております。

(1) 会議録

- ・ 衆議院本会議録
- ・ 衆議院委員会議録
- ・ 衆議院憲法調査会議録

(2) 議案類等

- ・ 法律案
 - 内閣提出法律案（閣法）
 - 議員及び委員会提出法律案（衆法）
- ・ 質問主意書・答弁書（議員が内閣に質問する場合の簡明な主意書及びそれに対する答弁書）
- ・ 衆議院公報（本会議及び委員会の開会日程その他を掲載したもの）
- ・ 予算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の予算）
- ・ 決算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の決算）

(3) その他の刊行物

- ・ 衆議院先例集（議院の会議運営に関する先例を収録）
- ・ 衆議院委員会先例集（委員会運営に関する先例を収録）
- ・ 衆議院の動き（法律案の審議状況等を各国会毎にまとめたもの）
- ・ 帝国議会衆議院秘密会議事速記録集
- ・ 議会制度百年史（全12巻）及び目で見える議会政治百年史
- ・ 目で見える議会政治百年史 追録（百十年史CD-ROM添付）
- ・ 衆議院要覧（乙）

2 刊行物の閲覧案内

1に掲載した刊行物は、衆議院刊行物展示コーナー（会議録は原則として直近のもののみ展示）または国立国会図書館において閲覧できます。

なお、会議録については都道府県議会図書室（各都道府県庁内）及び各政令指定都市議会図書室（各市役所内）へ送付しておりますので、閲覧等については各議会事務局へお問い合わせください。

- ・ 衆議院刊行物展示コーナー

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-6-3 衆議院第二別館
電話 03(3581)5111 内線 2693、2694

- ・ 国立国会図書館

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話 03(3581)2331

3 刊行物の購入案内

1に掲載した刊行物は、衆栄会において販売（委員会議録、議案類等については予約販売）しております。文書、FAXまたは電話にてお申し込みください。なお、品切れ等の場合がありますので、詳細は衆栄会へお問い合わせください。

- ・ 衆栄会（衆議院第二別館）

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-6-3
電話 03(3581)5111 内線 2682
FAX 03(3580)4889

なお、衆議院本会議録、予算書及び決算書は、全国の政府刊行物サービス・センター及び官報販売所において注文販売しております。

○ 国会会議録検索システム

衆参両院の本会議及び全委員会の会議録（第1回国会から）をインターネットで公開しています。会議録のうち、いわゆる質疑応答などの議事部分がテキストで表示されます。

会議録（冊子）も画像で閲覧ができますので、会議録末尾に掲載されている法律案等の資料はこちらでご覧ください。

また、よく寄せられる質問（FAQ）では、データの内容や検索方法その他についてお知らせしていますので、参考にしてください。

衆議院ホームページの「国会会議録検索システム」、または国立国会図書館ホームページの「国会会議録」からアクセスできます。

国会会議録ホームページアドレス <http://kokkai.ndl.go.jp>



このホームページは Netscape Communicator 4.5 または Internet Explorer 5.01 (SP2) 以上でご覧ください。

○ 国会参観（衆議院）の手続

1 参観の申込み

参観は、平日のほか、土曜、日曜及び休日も行っておりますが、平成 13 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ事件以降、警備上の理由からやむを得ず、衆議院議員の紹介を得ての申込みに限らせていただいております。

他方、議員紹介を希望しない団体（機関）につきましては、参観の日時、目的、団体名（機関名）、住所、人数（男女別）及び責任者の連絡先を記載した書面を衆議院事務局警務部警務課長宛てに提出していただき、後日参観できるか否かについて返答を差し上げることにしております。

2 参観時間

平日 9 時～17 時（16 時までに受付を終了してください。）

土曜日、日曜日及び休日 午前、午後それぞれ 3 回

午前 9 時 30 分、10 時 30 分、11 時 30 分

午後 1 時、2 時、3 時

なお、本会議開会前 1 時間及び本会議開会中は、参観はできません。

また、特別な行事等があるときは、参観コースの変更若しくは参観ができないこともあります。

3 最寄りの駅

地下鉄丸ノ内線及び千代田線の国会議事堂前駅下車（徒歩 3 分）

地下鉄有楽町線、半蔵門線及び南北線の永田町駅下車（徒歩 5 分）

地下鉄南北線及び銀座線の溜池山王駅下車（徒歩 8 分）

なお、駐車場は、バス専用となっております。

4 問い合わせ先

衆議院事務局警務部参観係

住所 〒100-8960 東京都千代田区永田町 1 - 7 - 1

電話 03 (3581) 5111 内線 2463、2464

○ 本会議・委員会の傍聴

傍聴には本会議の傍聴と委員会の傍聴があります。いずれも傍聴をするには傍聴券が必要となります。

本会議の傍聴券は警務部で、委員会の傍聴券は委員部でそれぞれ所定の手続により交付を受けることができます。

本会議の傍聴は、憲法第 57 条により公開が原則となっており、一般の方も傍聴できます。

傍聴券には議員紹介券と一般傍聴券の 2 種類があります。議員紹介券は本会議開会当日議員 1 人につき 1 枚交付され、一般傍聴券は議員面会所受付において申込み順に交付を受けることができます。ただし、傍聴設備の関係及び議場の秩序保持の上から人数の制限や傍聴規則（昭和 22 年 7 月 11 日制定）の遵守が要求されます（注）。

委員会の傍聴は、国会法第 52 条で「委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。」と規定しており、衆議院議員の紹介で委員長の許可を得れば一般の方も傍聴することができます。

具体的な手続は、議員秘書が委員会傍聴許可申請用紙に必要事項を記入し、委員部（日本国憲法に関する調査特別委員会の傍聴については、憲法調査特別委員会及び憲法調査会事務局）を通して委員長の許可を得ることになっています。

傍聴に際しては、委員室内の傍聴設備及び秩序保持のうえから本会議同様に人数の制限及び傍聴規則の遵守を求められます。

問い合わせ先

・ 本会議の傍聴は「警務部傍聴券係」
電話 03 (3581) 5111 内線 2404

・ 委員会の傍聴は「委員部総務課」
電話 03 (3581) 5104

ただし、日本国憲法に関する調査特別委員会の傍聴については「憲法調査特別委員会及び憲法調査会事務局」
電話 03 (3581) 5563

（注）

一般傍聴券については、当分の間、次のように変更となっております。

平成 13 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ事件以降、議院運営委員会院内の警察及び秩序に関する小委員会において、傍聴については「衆議院議員の紹介がなければならない。」ことに決定されました。したがって、議員紹介のない一般傍聴券の発行は現在中止となっております。

○ 請願の手續

1 国会における請願の取扱い

国民が国政に対する要望を直接国会に述べることのできる請願は、憲法第 16 条で国民の権利として保障されております。国籍・年齢の制限はありません。したがって、日本国内に在住の外国人の方及び未成年の方も請願することができます。

衆議院、参議院は、請願についてそれぞれ別個に受け付け、互いに干渉しないこととされています。

2 衆議院における請願の手續

請願書は、議員の紹介により提出しなければなりません。したがって、提出に関する具体的な手續は、議員ないし議員秘書が行います。請願は、国会が開会されますと、召集日から受け付けますが、議院運営委員会の決定により、概ね会期終了日の 5 日ないし 7 日前に締め切るのが例となっています。ただし、ごく短期間の国会の場合には、請願を扱わないことがあります。

請願を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に、請願者の住所・氏名を明記しなければなりません。請願者の氏名は自署によることが原則ですが、ワープロなどで印刷された文字を使った場合は押印が必要です。また、外国語による請願書の場合には、訳文の添付が必要です。

なお、同じ請願者が、同一会期内に同一趣旨の請願書を重複して提出することはできません。これは紹介議員が異なっても同様です。

3 請願文書表の作成・配付

請願書が提出されますと、請願文書表が作成・印刷され、各議員に配付されます。請願文書表には、その内容が周知されるよう、請願者の住所氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名及び受理の年月日などが記載されます。

4 請願の審査

請願は請願文書表の配付と同時に、請願事項に基づいて適當の常任委員会又は特別委員会に付託されます。

委員会では、審査の結果に従い、採択すべきものとする請願と、不採択とすべきものとする請願に区別をし、さらに採択すべきものについては内閣に送付するを要するものと、要しないものに区別をして議院に報告することになっています。

本会議では、委員会において採択すべきもの又は不採択とすべきものと決した請願を議題とし、その採決は採択又は不採択とすることについて諮ることとしていま

す。

なお、採択された請願のうち、内閣において措置することが適当とされたものは、議長から内閣総理大臣に送付されます。内閣からは、毎年2回、その処理経過が議院に報告されます。

○ 陳情の手続

陳情は請願と違い、議員の紹介を必要としません。陳情を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に住所・氏名を明記し、郵送等で議長宛てに提出します。その中で、議長が必要と認めたものは、適當の委員会に参考のため送付されますが、請願と違い文書表は作成されません。

なお、氏名は自署によることが原則ですが、ワープロなどで印刷された文字による場合は押印が必要です。

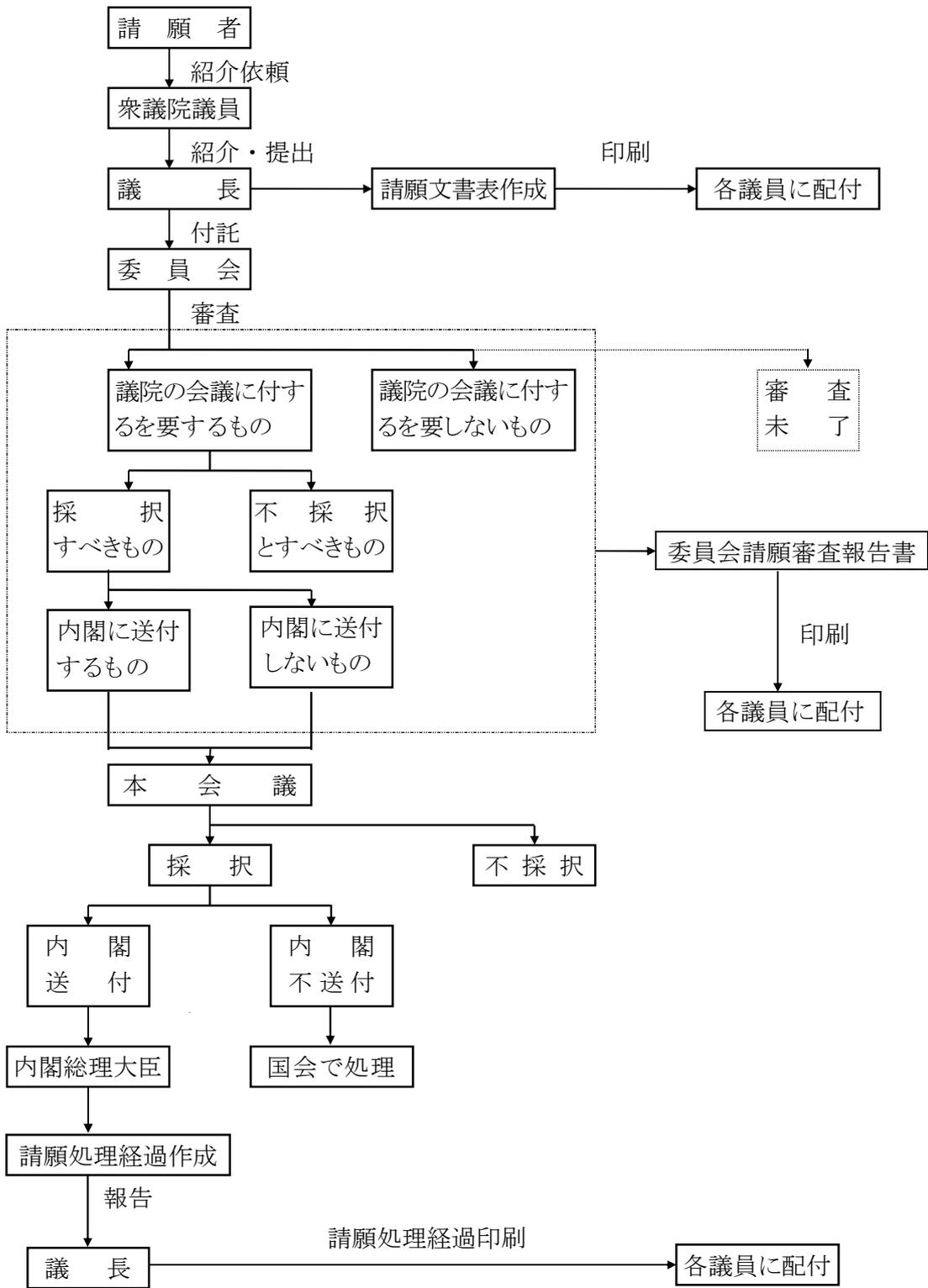
○ 地方議会からの意見書の手続

地方自治法第99条により、地方公共団体の議会から国会に意見書が提出されています。

衆議院への意見書は、議長宛てに、表題を「〇〇〇意見書」とし、当該議会名及び議長名を記載し公印を押印の上、地方自治法第99条に基づく意見書であることを明記して、郵送等で提出されています。

なお、提出された意見書は、議長において受理した後、適當の委員会に参考のため送付されます。

○衆議院における請願処理の概要図



なお、国会閉会后、請願を紹介した議員には、その審査結果が通知されます。

○ 行政に関する苦情受付窓口

決算行政監視委員会では、広く国民から行政に関する苦情を受け付けております。

この苦情制度は、本委員会が行政監視活動を行うための基礎的な資料・情報源のひとつとして活用しようとするものです。苦情の内容は、行政制度・施策の改善、具体的不利益の救済及び不平等に関するものを対象としております。

なお、裁判中のもの、具体性がない意見等については参考的な扱いとなります。(個人の意に沿うような行政救済を目的とする制度ではありません。)

苦情の受付は次のとおりです。

【苦情宛先】

- ・郵便による受付 〒100-8960 (東京都千代田区永田町1-7-1)
衆議院決算行政監視委員会「行政に関する苦情」係
(注) 郵便番号を明記すれば、住所は必要ありません。
- ・FAXによる受付 03 (3581) 7731
- ・電子メールによる受付 kujo@shugiinjk.go.jp
(注) 内容が詳細かつ大量のものについては郵便等でお願ひします。

いずれの苦情についても、提出者の住所、氏名、電話番号、FAX 番号を必ず明記してください。

○ 意見窓口 「憲法のひろば」

日本国憲法に関する調査特別委員会は、憲法について広く国民の声を聴くための意見窓口「憲法のひろば」を設けております。いただいたご意見は、委員長、理事等に配付し、当委員会の調査に資することとしております。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

- ・郵便による受付 〒100-8960 (東京都千代田区永田町1-7-1)
衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会「憲法のひろば」係
(注) 郵便番号を明記すれば、住所は必要ありません。
- ・FAXによる受付 03 (3581) 5875
- ・電子メールによる受付 kenpou@shugiinjk.go.jp

いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

○ 憲政記念館

憲政記念館は、昭和 45 年に我が国が議会開設 80 年を迎えたのを記念して、議会制民主主義についての一般の認識を深めることを目的として設立され、昭和 47 年 3 月に開館しました。

この記念館のある高台は、室町時代に太田道灌が「わが庵は松原つづき海ちかくふじの高根を軒端にぞ見る」とよんだ松原の一角に連なっていた景勝の地で、江戸時代の初めには加藤清正が屋敷を建て、その後彦根藩の上屋敷となり、幕末には大老井伊直弼もここに住んでいましたが、明治になってからは参謀本部・陸軍省がおかれていました。

昭和 27 年にこの土地は衆議院の所管となり、昭和 35 年には、憲政の功労者である尾崎行雄を記念して、尾崎記念会館が建設されましたが、その後これを吸収して現在の憲政記念館が完成しました。

憲政記念館は、国会の組織や運営などを資料や映像によってわかりやすく紹介するとともに、憲政の歴史や憲政功労者に関係のある資料を収集して常時展示するほか、特別展などを催しています。

1 憲政史シアター

ソフト「憲政の歩み」を 100 インチのハイビジョン映像で見ることができます。

2 憲政史映像選択コーナー

3 台の 21 インチ画面で、「議事堂ものがたり」などのソフト 9 本を見ることができます。

3 憲政の歩みコーナー

憲政の歩みを、関係資料・写真などで見ることができます。

4 映像検索コーナー

3 台のパソコンで、「憲政史上の人々」、「歴代の衆議院議長」、「歴代の内閣総理大臣」、「錦絵紹介」を検索できます。

5 立体ビジョンコーナー

帝国議会第 1 次仮議事堂に初登院する議員たちのありさまや、初めての議会における衆議院議場での議長選挙の模様などを立体映像で見ることができます。

6 議場体験コーナー

開会ベルが鳴ると演壇後方の画面に、議長発言や内閣総理大臣演説の映像が写し出されます。参観者はこれを議席に座って見ることができます。

7 国会の仕組みコーナー

パソコンで、国会の仕組みや世界の議会をわかりやすく紹介するほか、Q&Aを楽しむことができます。

8 情報検索コーナー

10台のパソコンで、さまざまな博物館などのホームページを検索できます。

9 尾崎メモリアルホール

尾崎行雄の足跡をしのんで、遺品・著作・書跡・写真などを展示しています。

入館料 無 料

開館時間 9時30分～17時（入館は16時30分まで）

休館日 毎月の末日及び12月28日から翌年1月4日

衆議院事務局憲政記念館

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-1-1

電話 03(3581)5111（大代表）

03(3581)1651

FAX 03(3581)7962

ホームページアドレス <http://www.shugiin.go.jp>



憲政記念館

○ 国会議員政策担当秘書資格試験

国会議員政策担当秘書資格試験の日程等については、例年4月下旬から受験案内を配付しています。

ここでは、平成17年度の例を掲載します。

1 試験の名称

平成17年度国会議員政策担当秘書資格試験

2 受験資格

(1) 昭和15年9月13日以降生まれの者（最終合格者発表日現在において65歳未満の者）で、かつ、次のいずれかに該当する者

- ① 大学を卒業した者及び平成18年3月までに大学卒業見込みの者
- ② 国会議員政策担当秘書資格試験委員会が①に掲げる者と同等以上の学力があると認める者

(2) 次のいずれかに該当する者は、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第7条の規定により、受験することができない。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から2年を経過しない者

3 試験

(1) 第1次試験

- ① 試験日 平成17年7月2日（土）
- ② 試験場 東京大学本郷校舎（東京都文京区本郷7-3-1）
- ③ 試験方法 多枝選択式（教養問題）及び論文式（総合問題）
- ④ 第1次試験合格者発表 平成17年8月15日（月）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、合格者に郵送で通知する。

(2) 第2次試験

- ① 試験日 平成17年8月25日（木）
- ② 試験場 衆議院又は参議院（東京都千代田区永田町1-7-1）
- ③ 試験方法 口述式

4 最終合格者発表

平成17年9月12日（月）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、合否については各人に郵送で通知する。

5 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は衆議院事務局庶務部議員課（〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1 電話 03-3581-5165）及び参議院事務局庶務部議員課（〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1 電話 03-5521-7485）において平成17年4月11日（月）から5月20日（金）までの間交付する。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は交付業務は行わない。

なお、交付時間は午前9時30分から午後5時30分までとする。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「政策請求」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角形2号・A4判が入る大きさ）を必ず同封すること（5月18日（水）必着）。

(2) 受験の申込み

試験を受けようとする者は、受験申込用紙に所要事項を記入の上、写真2枚（最近6か月以内に撮影した、上半身、無帽、正面向きのもの）を貼って、衆議院事務局庶務部議員課あてに配達記録郵便により郵送すること。

(3) 提出書類

受験申込書（第1次試験合格者については、大学の卒業（見込）証明書及び戸籍抄本（いずれも平成17年4月1日以降発行のもの）を第2次試験の際に提出のこと。）

(4) 受験申込受付期間

平成17年5月6日（金）から5月20日（金）まで。

ただし、平成17年5月20日までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 合格者の採用方法

最終合格者は、国会議員政策担当秘書資格試験合格者登録簿に記載され、衆議院議員又は参議院議員が、当該登録簿に記載された者の中から採用する。

7 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、衆議院事務局庶務部議員課又は参議院事務局庶務部議員課に行うこと。
- (2) 本試験はあくまでも資格試験であり、合格により採用が担保されているわけではなく、採用・解職については国会議員が決定することになるので、その旨十分留意すること。

衆議院事務局庶務部議員課

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話 03-3581-5165

ホームページアドレス <http://www.shugiin.go.jp>

参議院事務局庶務部議員課

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話 03-5521-7485

ホームページアドレス <http://www.sangiin.go.jp>

○ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧

「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」に基づき、衆議院議員の

- ・ 資産等報告書
- ・ 資産等補充報告書
- ・ 所得等報告書
- ・ 関連会社等報告書

を、次の要領で閲覧できます。

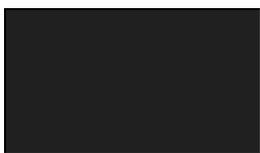
なお、閲覧できる報告書は、過去7年分のものになります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 閲覧場所
東京都千代田区永田町1-6-3
衆議院第二別館8階 資産等報告書等閲覧室
交 通：地下鉄千代田線及び丸ノ内線国会議事堂前駅下車（4番出口）・ 閲覧日時
閲覧日：原則として、1月4日～12月28日までの毎日。
ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日に当たる日は
閲覧できません。
時 間：9時30分～12時、13時～17時・ その他
詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03-3581-5111 内線2638、
2631）までお問い合わせください。 |
|---|

○ 衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧

「国会議員の秘書の給与等に関する法律」に基づき、衆議院議員の秘書の兼職に係る文書を次の要領で閲覧できます。

- | | |
|--|-----------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 閲覧場所・ 閲覧日時 | } 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧に同じ |
| <ul style="list-style-type: none">・ その他
詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03-3581-5111 内線2634、
2636）までお問い合わせください。 | |



国会年表

○国会年表

〔平成16年12月16日から平成17年12月31日までの政治等の主な動きについて国会を中心に作成したものである。〕

年 月 日	事 項
平成16 (2004)	
12. 16	<p>衆院 ・厚生労働委 平成16年新潟県中越地震被災地の医療施設等の実情調査のため、新潟県に委員派遣</p> <p>参院 ・拉致問題特委 北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため、新潟県に委員派遣（2日間）</p> <p>○政府・与党、整備新幹線建設計画を決定（2005年新規着工の3線3区間の開業時期等）</p>
17	<p>○盧武鉉韓国大統領来日（小泉総理と指宿にて日韓首脳会談 12.18離日）</p> <p>○北京・日本人学校に北朝鮮脱出住民7人駆け込み（韓国行きを要求、身柄を大使館に保護）</p>
18	○高松宮妃喜久子殿下薨去（92歳）（12.20両院弔詞奉呈）
19	○民主党定期大会（12.20まで）
20	政府 ・「平成17年度予算における一般会計公債発行額について」を閣議決定
21	○最高裁、平成15年11月の衆院選で公選法違反（利害誘導罪）に問われた被告（宮城1区今野東、同2区鎌田さゆり両議員派）の上告棄却決定
	政府 ・台湾李登輝前総統にビザ（査証）を発給
24	○衆議院宮城県第2区選出議員鎌田さゆり君（民主）辞職
	<p>両院 ・「新議員会館整備等事業実施方針の一部変更について」を公表</p> <p>政府 ・「三位一体の改革について」を閣議決定</p> <p>・「今後の行政改革の方針」を閣議決定（国家公務員の定員を来年度から5年間で10%以上削減、公共事業関係経費を昨年度から5年間で15%削減）</p> <p>・「平成17年度一般会計歳入歳出概算について」を閣議決定</p> <p>・第3回日朝実務者協議で北朝鮮から提供された安否不明の拉致被害者10人に関する物証と証言の精査結果について、「『8人死亡、2人未入国』との北朝鮮の説明を裏づけるものは皆無」とする分析結果を公表</p> <p>○少子化社会対策会議（本部長小泉総理）、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を決定</p> <p>○規制改革・民間開放推進会議、「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」を公表</p> <p>○東京地裁、政治資金規正法違反（虚偽記載）及び秘書給与詐取事件で詐欺罪に問われた坂井隆憲前衆議院議員に実刑判決（同日控訴 17.2.16控訴取下げ、実刑判決確定）</p>
25	政府 ・北朝鮮が提供した拉致被害者10人に関する情報に対する調査分析結果を同国に伝え抗議
26	○インドネシア・スマトラ島沖でM9.0の巨大地震発生、インド洋周辺諸国に大津波（邦人を含む死者・行方不明者多数）
27	○総務省、「平成16年9月2日（定時登録日）現在における選挙人名簿登録者数の概要」を発表（1票の格差、衆議院小選挙区2.17倍、参議院選挙区5.16倍）

年 月 日	事 項
12. 28	政府 ・「規制改革・民間開放推進会議の『規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申』に関する対処方針について」を閣議決定 ○大野防衛庁長官、スマトラ沖大地震及びインド洋津波による被害の緊急援助のため、自衛艦隊司令官に対して派遣命令を発出 ○上越新幹線、66日ぶり復旧（新潟県中越地震で不通）
30	○宮内庁、清子内親王殿下と東京都職員黒田慶樹さんのご婚約内定を正式発表
平成17（2005）	
1. 4	参院 ・第20回通常選挙当選議員の資産等報告書公表
5	○小泉内閣総理大臣、インドネシア訪問に出発（1.6帰国）
6	○ASEAN主催緊急首脳会議、スマトラ沖大地震とインド洋津波による被災国への緊急支援策を協議するためインドネシアで開催（小泉総理、5億ドルの無償資金供与を表明 「2004年12月26日の地震及び津波被害後の緊急支援、復旧、復興及び予防を強化するための行動に関する宣言」を採択して閉幕） ○イラク暫定政府、2004年11月7日に発令した非常事態宣言を30日間延長
9	○パレスチナ自治政府議長選挙（1.10アッバスPLO議長当選 1.15就任）
10	○河野衆議院議長、英国及びエジプト親善訪問並びに政治経済事情等視察のため出発（1.18帰国）
11	○第162回国会（常会）召集詔書公布 ○イラクの陸上自衛隊宿営地内にロケット弾が着弾
17	参院 ・社民、近藤正道君の入会届を提出 政府 ・「ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更について」を閣議決定 ・「平成17年度税制改正の要綱について」を閣議決定 ○阪神・淡路大震災から10年、天皇皇后両陛下が兵庫県主催追悼式典にご出席 ○趙紫陽元中国共産党総書記死去（85歳）
18	○自由民主党定期大会 ○国連防災世界会議、神戸市で開催（1.20インド洋津波早期警戒システムの早期設立の重要性をうたった「共通声明」を発表 1.22「兵庫行動枠組」と「兵庫宣言」を採択して閉幕）
19	○国連、スマトラ沖大地震とインド洋津波による死者を16万5,493人と発表 ○警視庁、衆議院事務局の電話工事発注に絡む汚職事件で、前電気施設課長を収賄容疑で逮捕（2.9受託収賄罪で起訴） ○国連総会、インド洋大津波の被災国継続支援等を盛り込んだ決議案採択
20	○国会議員の互助年金等に関する調査会（座長中島忠能前人事院総裁）、衆参両院議長に答申（国会議員互助年金法を廃止し、大幅な負担増、給付減により、国庫負担率を原則として50%程度とする議員年金制度を提案） ○ブッシュ米大統領就任式（第2期政権スタート）
21	第162回国会（常会）召集 （会期150日間 延長1回55日間 8.8衆議院解散会期実数200日間） 衆院会派別議員数（自民249 民主177 公明34 共産9 社民6 無3 欠員2） 参院会派別議員数（自民114 民主84 公明24 共産9 社民6 無5） 開会式

年 月 日	事 項
	<p>両院 ・施政方針・外交・財政・経済演説</p> <p>衆院 ・特別委員会設置（災害対策 倫理選挙 沖縄北方 青少年 事態対処 イラク支援 拉致問題）</p> <p>・スマトラ沖大地震・大津波災害に際し国際的支援活動において我が国が果たすべき役割に関する決議案（自民・民主・公明・共産・社民共同）提出（同日可決）</p> <p>・平成16年度補正予算提出（2.1成立）</p> <p>・平成17年度予算提出（3.23成立）</p> <p>・平成17年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法）提出（3.30成立）</p> <p>参院 ・特別委員会設置（災害対策 沖縄北方 倫理選挙 イラク・事態 拉致問題）</p> <p>・スマトラ沖大地震・大津波被害に際し国際的支援活動において我が国が果たすべき役割に関する決議案（自民・民主・公明共同）提出（同日可決）</p> <p>政府 ・「構造改革と経済財政の中期展望－2004年度改定について」を閣議決定</p> <p>・「平成17年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について」を閣議決定</p>
1. 24	<p>衆院 ・施政方針演説等に対する質疑（2日間） 岡田克也君（民主）の再質問に対する小泉内閣総理大臣の答弁を巡り紛糾、民主、社民両党議員が議場を一時退席</p> <p>○北京・日本人学校に北朝鮮脱出住民8人駆け込み（韓国への亡命を要求）</p>
25	<p>参院 ・施政方針演説等に対する質疑（2日間）</p> <p>○「皇室典範に関する有識者会議」（小泉総理の私的諮問機関）初会合（座長吉川弘之産業技術総合研究所理事長・元東京大学総長）</p> <p>○最高裁、ストックオプションを行使して得た利益が所得税法第28条第1項規定の給与所得に当たるという最高裁としての初判断</p>
26	<p>○最高裁、東京都が日本の国籍を有することを管理職昇任の資格要件としたことは、労働基準法第3条、憲法第14条第1項に違反しないと判決</p> <p>○北朝鮮、日本政府に対し、横田めぐみさんの「遺骨」に関する日本側鑑定結果に関する考え方を伝達、骨片の返還を要求</p>
28	<p>衆院 ・平成16年度補正予算可決</p> <p>○名古屋高裁、秘書給与詐取事件で詐欺罪に問われた佐藤観樹元自治大臣・前衆議院議員の控訴を棄却（同日弁護側及び検察側上告放棄、実刑判決確定）</p>
30	<p>○イラク暫定国民議会選挙（3.16召集）</p>
2. 1	<p>衆院 ・民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（4.20成立）</p>
	<p>参院 ・平成16年度補正予算可決・成立</p> <p>○東京都三宅村、全島避難から4年5か月ぶりに避難指示を解除</p>
4	<p>衆院 ・地域再生法案（閣法）提出（3.31成立）</p> <p>・国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.31成立）</p> <p>・国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案（閣法）提出（3.30成立）</p>

年 月 日	事 項
	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.30成立） ・介護保険法施行法の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.31成立） ・中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案（閣法）提出（4.6成立） ・有限責任事業組合契約に関する法律案（閣法）提出（4.27成立）
2. 8	<p>○厚生労働省、平成16年12月死亡の男性が国内初の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病症例として確定されたと発表</p> <p>衆院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算委 政治資金等について、集中審議 ・地方税法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.18成立） ・地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.30成立） ・国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.31成立） ・介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（5.10修正議決 6.22成立） ・公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.22成立） ・地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案（閣法）提出（6.22成立） ・独立行政法人住宅金融支援機構法案（閣法）提出（6.29成立） <p>○ライブドア、ニッポン放送株の29.6%を取得、同放送が筆頭株主となっているフジテレビジョン（東証一部上場）を中核とするフジサンケイグループと資本・業務両面での提携をめざす方針を表明（4.18資本・業務提携することで基本合意成立）</p> <p>○イスラエル・パレスチナ自治政府首脳会談（シャロン首相・アッバス議長）、エジプト・シャルムエルシェイクで開催（相互に停戦を宣言）</p>
9	<p>衆院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算委 委員長職権で開会したこと及び自民党旧橋本派の献金事件の証人喚問を巡り、野党欠席のまま審議（2.14正常化）
10	<p>政府</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県魚釣島に政治団体が建てた灯台の所有権を国に移す手続き完了 <p>衆院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法案（閣法）提出（7.15修正議決 解散により参院で審査未了） ・障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.10修正議決 6.29成立） <p>政府</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拉致被害者の横田めぐみさんの遺骨は別人のものとする日本側の鑑定結果を北朝鮮が捏造と回答したことに対し、反論文書を伝達 <p>○北朝鮮外務省、六者会合への参加を無期限中断、自衛のために核兵器を製造との声明を発表</p>
12	<p>○スチョン・タイ上院議長来日（参議院議長招待 2.18離日）</p>
14	<p>衆院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算委 外交・経済について、集中審議
15	<p>衆院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.3成立） ・防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.14修正議決 7.22成立） <p>○地域再生本部（本部長小泉総理）、「地域再生推進のためのプログラム2005」を決定</p>
16	<p>参院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算委 平成17年度総予算の審査に資するため、静岡県・愛知県に委

年 月 日	事 項
	員派遣（3日間）
2. 17	○地球温暖化防止のための京都議定書発効
18	○中部国際空港（愛称セントレア）、愛知県常滑市沖に開港 衆院 ・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.3成立）
19	○日米安保協議委員会（2プラス2）、日米の共通の戦略目標、今後の日米の安全保障・防衛協力の強化を確認し、共同声明を発表
21	衆院 ・日露修好150周年に当たり、日露関係の飛躍的発展に関する決議案（自民・民主・公明・共産・社民共同）提出（2.22可決） ・予算委 社会保障について、集中審議 参院 ・憲法調査会公聴会 今後の日本と憲法について、公述人から意見聴取
	○尾辻厚生労働大臣、国民年金保険料未納者数約440万人（2003年度末）と発表（2年間で120万人増加）
23	○イラン南東部でM6.4の地震が発生（死傷者多数） 衆院 ・予算委公聴会 平成17年度予算について、公述人から意見聴取（2日間）（同参院 3.15意見聴取） 両院 ・国家基本委合同審査会 国家の基本政策について討議（同4.6、4.20討議）
24	参院 ・参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）、初会合 ○IT戦略本部（本部長小泉総理）、「IT政策パッケージ2005－世界最先端のIT国家の実現に向けて－」を決定 ○北朝鮮、日本人拉致問題について北朝鮮が1月26日に伝達した「備忘録」に関する2月10日の日本政府の反論文書に対し、日本政府とは議論しないと回答
25	○中央防災会議首都直下地震対策専門調査会、首都直下地震での被害想定等について討議
26	○2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会、長野県で開催（86か国・地域参加 3.5閉会） ○運輸多目的衛星新1号（ひまわり6号）、H-IIAロケット7号機で打上げに成功
3. 1	衆院 ・予算委 三位一体その他内政問題について集中審議 ・少年法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（審査未了） ・総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案（閣法）提出（7.22成立） ○改正油濁損害賠償保障法施行（船主責任保険未加入船舶の入港禁止） ○ハンセン病問題に関する検証会議（座長金平輝子元東京都副知事）、最終報告書を尾辻厚生労働大臣に提出
2	衆院 ・平成17年度予算可決 ・所得税法等一部改正案可決 ・地方交付税法等一部改正案可決
3	○広島地裁、学生無年金障害者訴訟で、20歳以上の学生が障害基礎年金を受給できない規定を存続したことは憲法第14条に反するとして、国の立法不作為を認め賠償を命令、不支給決定取消し
4	衆院 ・労働安全衛生法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（審査未了） ○ティールゼ・ドイツ連邦共和国連邦議会議長来日（衆議院議長招待 3.8離

年 月 日	事 項
	日)
3. 7	○イラク・サマーワ周辺の治安維持業務を英軍に引き継ぎ、オランダ軍イラク撤退
8	衆院 ・京都議定書発効に伴う地球温暖化対策推進の強化に関する決議案（自民・民主・公明・共産・社民共同）提出（3.10可決） ・地方税法等一部改正案可決 参院 ・日露修好150周年に当たり日露関係の飛躍的発展に関する決議案（自民・民主・公明共同）提出（3.9可決） ・京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議案（自民・民主・公明共同）提出（3.9可決）
9	参院 ・憲法調査会二院・参院小委 小委員会調査報告書をまとめ、憲法調査会に報告 ○自民・民主・公明の3党幹事長・国対委員長会談、年金、医療、介護の社会保障制度の一体的見直しに関する与野党協議を早期に開始することで合意 ○日米首脳電話会談（ブッシュ大統領から小泉内閣総理大臣に米国産牛肉の早期輸入再開を要請） ○名古屋高裁、平成15年7月に行われた岐阜県可児市議選の電子投票を巡るトラブルで、選挙無効の判決 ○北京・日本人学校に北朝鮮脱出住民8人駆け込み（韓国への亡命を希望）
10	○警視庁、中西一善衆議院議員を強制わいせつの現行犯で逮捕 衆院 ・自民、中西一善君の会派離脱届を提出（3.15党除名） 参院 ・予算委 税制・景気、年金・社会保障に関する集中審議
11	衆院 ・証券取引法の一部を改正する法律案（閣法）提出（4.26修正議決 6.22成立）
13	○中国全国人民代表大会、国家中央軍事委員会主席に胡錦濤国家主席を選出（党・国家・軍の三権を継承）
14	衆院 ・刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（閣法）提出（4.14修正議決 5.18成立） ○マラッカ海峡で日本船籍のタグボートが海賊に襲われ、乗組員3人が拉致される（3.20解放）
15	○衆議院東京都第4区選出議員中西一善君（無）辞職（4月の補選は選挙無効訴訟係属のため実施できず） 衆院 ・大野防衛庁長官「新防衛計画大綱」及び「新中期防衛力整備計画」に関する報告（同参院 3.18） ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（衆法 民主 第161回国会提出）否決 ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法 第161回国会提出）修正議決（4.20成立） ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.10成立） ・エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（8.3成立） ・総務委 NHK予算審議において、NHK受信料不払いが平成17年3月末までに70万件程度となることが明らかに

年 月 日	事 項
3. 16	参院 ・参議院改革協議会専門委員会（議員年金）、初会合 ○島根県議会、「竹島の日」（2. 22）を定める条例案可決
17	衆院 ・厚生労働委 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案について参考人から意見聴取
	参院 ・予算委 外交・防衛等に関する集中審議
18	参院 ・地方税法等一部改正案可決・成立
20	○福岡県西方沖を震源とするM7. 0の地震発生（平成17年（2005年）福岡県西方沖地震）（死者1人、負傷者1, 087人）
21	○アナン国連事務総長、「より大きな自由へ」と題した国連改革に関する勧告を国連総会に提出
22	衆院 ・会社法案（閣法）提出（5. 17修正議決 6. 29成立） ・会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法）提出（5. 17修正議決 6. 29成立）
	参院 ・予算委 証券・金融・規制緩和について参考人から意見聴取、集中審議 ・財政金融委 所得税法等の一部を改正する法律案について、参考人から意見聴取
	○仙台高裁、公職選挙法違反事件で鎌田さゆり前衆議院議員に連座制を適用、同一選挙区から5年間立候補禁止の判決
23	参院 ・予算委 政治・政治資金に関する集中審議 ・平成17年度予算可決・成立
25	衆院 ・無権限預貯金等取引からの預金者等の保護等に関する法律案（衆法民主）提出（7. 26否決）
	両院 ・自民・民主・公明・共産・社民の幹事長・書記局長会談（年金一元化を含む社会保障制度の見直しを協議する機関として両院合同会議の設置で合意）（3. 28 両院議長に報告）
	政府 ・「国民の保護に関する基本指針」を閣議決定 ・「食料・農業・農村基本計画の変更について」を閣議決定 ・「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）について」を閣議決定
	○東京高裁、学生無年金障害者訴訟で原告側逆転敗訴の判決（学生時代に障害を負いながら任意加入の国民年金に無加入だったため障害基礎年金を受給できなかった原告の損害賠償請求に対して、不支給は国会の裁量の範囲内と、東京地裁判決を取り消し、請求棄却）
	○財務省、平成16年12月末現在の国債、借入金などの政府債務残高が751兆1, 065億円と発表
	○「2005年日本国際博覧会」（愛・地球博）愛知県で開幕（9. 25まで）
26	○小泉内閣総理大臣、福岡県西方沖地震で被災した玄界島などを視察 ○クロムベツト・キューバ共和国人民権力全国議会副議長来日（衆議院議長招請 3. 31離日） ○シラク仏大統領来日（3. 27愛知万博視察 同日小泉総理と会談 3. 28離日）
28	○インドネシア・スマトラ島沖でM8. 7の地震発生（3. 29気象庁は周辺11か国・地域に地震情報をFAXで伝達）
29	衆院 ・国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長）提出（同日可決 4. 6参院修正議決 4. 7衆院同意成立） ・国会職員法の一部を改正する法律案（議院運営委員長）提出（4. 6成

年 月 日	事 項
	立)
3. 30	○地球温暖化対策推進本部、産業、運輸、家庭など部門ごとのCO ₂ 追加削減策「京都議定書目標達成計画案」を決定 衆院 ・災害対策特委 福岡県西方沖を震源とする地震による被害状況調査のため福岡県に委員派遣 参院 ・所得税法等一部改正案可決・成立 ・地方交付税法等一部改正案可決・成立 ・厚生労働委 国民健康保険法等の一部を改正する法律案外1法案について、参考人から意見聴取 ・参議院規則の一部を改正する規則案（常任委員会の所管の改正）可決 ○中央防災会議、東海地震と東南海・南海地震について「減災」の数値目標を明示し、今後10年間で半減させる「地震防災戦略」決定
4. 1	衆院 ・年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議案（自民・民主・公明・社民共同）提出（同日可決） ・川崎議院運営委員長、年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議要綱について報告、賛成多数で了承 ・参観者用パンフレット（国会案内）を大幅改訂 参院 ・年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議案（自民・民主・公明共同）提出（同日可決） ・溝手議院運営委員長、年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議要綱について報告、賛成多数で了承 政府 ・東シナ海天然ガス田は日中中間線をまたいで日本側ガス田とつながっているとする調査結果発表 ○個人情報保護法全面施行 ○ペイオフ凍結全面解禁 ○知的財産高等裁判所発足 ○38市と6町誕生（「平成の大合併」で全国19道府県の170市町村再編 4.1現在の全国市町村数2,395） ○静岡市、政令指定都市に移行
2	○ローマ法王ヨハネ・パウロ2世死去（84歳）（4.19 後継にベネディクトゥス16世選出）
5	衆院 ・国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆法 自民 第159回国会提出）修正議決（5.13成立）（4月29日を「昭和の日」、5月4日を「みどりの日」） ・総務委 竹中国務大臣（郵政民営化担当）が欠席、実川委員長が遺憾の意を表明し散会（4.12細田官房長官が議院運営委理事会で陳謝）
8	両院 ・年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議初会合（両院35名で構成 自民13 民主12 公明6 共産2 社民2 会長与謝野馨君） 政府 ・「消費者基本計画」について閣議決定（消費者トラブルへの対応、リコール制度の強化等）
9	○アグン・インドネシア共和国国会議長来日（衆議院議長招請 4.14離日） ○中国・北京で1万人規模の反日デモ（日本大使館に投石等）
11	○総理大臣新公邸完成披露
12	衆院 ・厚生労働委 介護保険法等の一部を改正する法律案について、参考人

年 月 日	事 項
	から意見聴取
4. 13	参院 ・経済産業委 関西電力株式会社美浜発電所3号機蒸気噴出事故に関する件について、参考人から意見聴取 政府 ・東シナ海ガス田開発について、民間事業者への試掘権付与の手續開始 ○路甬祥・中国全国人民代表大会常務委員会副委員長来日（衆議院議長招請 4.18離日）
14	衆院 ・有限責任事業組合契約法案可決 ○国連人権委員会、日本人拉致被害者の早期帰国実現を求める決議を可決
15	衆院 ・憲法調査会 衆議院憲法調査会報告書を議決、議長に提出
16	○中国・上海で数万人規模の反日デモ（日本総領事館等に被害）
18	衆院 ・厚生労働委 介護保険法等の一部を改正する法律案審査のため、高知県に委員派遣（地方公聴会）
20	衆院 ・法務・財務金融・経済産業委連合審査会 会社法案外関連1法案について質疑 参院 ・憲法調査会 日本国憲法に関する調査報告書を議決、議長に提出
21	○小泉内閣総理大臣、アジア・アフリカ首脳会議（バンドン会議50周年記念行事）出席のためインドネシアに出発（4.22 さきの大戦をめぐる反省とおおびを表明 4.23 日中首脳会談において日中友好維持で一致 4.24 帰国）
22	政府 ・「地域再生基本方針」を閣議決定
24	○衆議院宮城県第2区選出議員補欠選挙（秋葉賢也君（自民）当選 4.26当選報告書受領） ○衆議院福岡県第2区選出議員補欠選挙（山崎拓君（自民）当選 4.26当選報告書受領）
25	参院 ・災害対策特委 福岡県西方沖を震源とする地震による被害状況及び復旧状況等の実情調査のため、福岡県に委員派遣 ○兵庫県尼崎市でJ R福知山線の快速電車が尼崎一塚口駅間で脱線事故（死者107人 負傷者約550人）
26	衆院 ・中山憲法調査会会長、本会議において憲法調査会報告書について発言 ・自民、秋葉賢也君、山崎拓君の議員所属届提出
27	衆院 ・郵政民営化法案（閣法）提出（7.5修正議決 8.8参院否決） ・日本郵政株式会社法案（閣法）提出（7.5修正議決 8.8参院否決） ・郵便事業株式会社法案（閣法）提出（7.5可決 8.8参院否決） ・郵便局株式会社法案（閣法）提出（7.5修正議決 8.8参院否決） ・独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法）提出（7.5可決 8.8参院否決） ・郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法）提出（7.5修正議決 8.8参院否決）
	参院 ・有限責任事業組合契約法案可決・成立 ・北側国土交通大臣、西日本旅客鉄道株式会社福知山線列車事故について報告 ・関谷憲法調査会会長、日本国憲法に関する調査の報告
	○仙台高裁、公職選挙法違反事件で今野東衆議院議員に連座制を適用、当選無効、同一選挙区5年間立候補禁止の判決
28	○衆議院宮城県第1区選出議員今野東君（民主）辞職 衆院 ・国土交通委 国土交通行政に関する実情調査（J R西日本福知山線列

年 月 日	事 項
	車脱線事故)のため、兵庫県に委員派遣 政府 ・「京都議定書目標達成計画について」を閣議決定 ○小泉内閣総理大臣、インド、パキスタン、ルクセンブルグ及びオランダ訪問 に出発(5.3帰国)
4. 29	○国共首脳会談(台湾最大野党の国民党・連戦主席と中国共産党・胡錦濤総書記、60年ぶりにトップ会談)
5. 7	○天皇皇后両陛下、ノルウェー訪問にご出発(5.14ご帰国)
8	○小泉内閣総理大臣、第2次世界大戦終了60周年記念式典出席のためロシアへ 出発(5.9式典、日独・日露首脳会談 5.10帰国)
9	○イラク武装勢力、邦人1名拘束をウェブサイト上に掲載(5.28死亡の声明公表)
10	衆院 ・介護保険法等一部改正案修正議決
12	衆院 ・地球温暖化対策推進法一部改正案可決
13	衆院 ・国土交通委 JR西日本福知山線列車脱線事故について、参考人質疑 (参院は5.17) ○ウズベク反政府暴動発生
16	衆院 ・予算委 外交等について集中審議 参院 ・国土交通委 JR西日本福知山線における列車事故に関する実情調査 のため、兵庫県尼崎市の事故現場を視察 ○法務省、難民審査参与員制度発足 ○日・パレスチナ首脳会談(小泉総理、総額1億ドル程度の支援実施を表明)
17	衆院 ・会社法案外1案修正議決 ○米財務省、議会に為替政策報告書を提出(事実上固定されている人民元について10月までに中国政府が改革に乗り出すよう警告)
18	○東京高裁、参議院議員定数訴訟(平成16.7.11参院選の最大格差5.13倍)で 請求棄却の合憲判決
19	○ヘイズ・カナダ上院議長来日(参議院議長招請 5.24離日)
20	衆院 ・特別委員会設置(郵政)(民主、社民欠席…委員候補者名簿提出せず) 参院 ・予算委 外交等に関する集中審議
23	衆院 ・郵政特委 自民・公明・共産委員で委員長互選(6.1民主委員選任まで、 自民・公明・共産委員で開会) ○公正取引委員会、国の発注した鋼鉄製橋梁工事を巡る入札談合事件で、受注 調整をした談合組織の幹事社8社を独占禁止法違反容疑で告発 ○サマーン・ラオス人民民主共和国国民議会議長来日(衆議院議長招請 5.28 離日) ○呉儀中国副総理、小泉内閣総理大臣との会談を中止して急遽帰国(5.17来 日、愛知万博等に出席)
26	○ルーラ・ブラジル連邦共和国大統領来日(同日衆院議場で演説 5.28離日)
27	○パリで開催された国際獣疫事務局総会で、牛海綿状脳症(BSE)に関する 国際安全基準の改正を承認
29	○フランス、欧州連合(EU)憲法の是非について国民投票実施、即日開票の 結果、賛成45%、反対55%で否決 ○ベナキ・ギリシャ共和国国会議長来日(衆議院議長招請 6.3離日)
30	○最高裁、高速増殖炉「もんじゅ」設置許可無効確認訴訟上告を棄却、国側の

年 月 日	事 項
	逆転勝訴確定
5. 31	両院 ・議院運営委理事会 院内の服装等について申合せ（6月から9月の間、本会議場以外でのノーネクタイ、ノー上着の軽装を認める） ○与野党国対委員長会談、衆院予算委での集中審議開催等で合意（6.1国会正常化）
6. 1	○河野衆議院議長、小泉内閣総理大臣の靖国神社参拝問題などで歴代総理と会談（6.7会談内容を小泉総理に伝える） 政府 ・地球温暖化防止対策として、クールビズ（夏のビジネス軽装）始動 ・牛海綿状脳症（BSE）対策で献血制限措置実施開始（1980年から1996年に英国に1日以上滞在した者の献血禁止）
2	衆院 ・予算委 経済・外交・郵政について、集中審議 参院 ・厚生労働委 介護保険法等の一部を改正する法律案について、参考人から意見聴取
7	衆院 ・郵政特委 郵政民営化関連6法案について、参考人から意見聴取 参院 ・決算委 各府省所管特別会計等9事項について、国会法第105条に基づき会計検査院へ検査要請
8	○G4、国連安保理改革決議案について、新常任理事国の拒否権行使を15年凍結する修正案をまとめる
9	参院 ・法務・財政金融・経済産業委連合審査 会社法案外関連1法案について質疑
10	参院 ・地球温暖化対策推進法一部改正案可決・成立
13	参院 ・政策評価制度の見直しに関する決議案（自民・民主・公明・共産・社民共同）提出（6.22可決）
16	○米国、国連改革案発表、国連安保理の常任理事国2か国、非常任理事国2～3か国増案、日本の常任理事国入り支持
17	衆院 ・議院運営委員長川崎二郎君解任決議案（民主・社民共同）提出（同日否決） ・会期延長を議決（55日間 6.20～8.13 参院議決に至らず） ・衆院本会議への酒気帯び出席を巡り紛糾
19	○小泉内閣総理大臣、硫黄島における政府主催の戦没者追悼式に出席 ○JR西日本福知山線の宝塚－尼崎間の運転を55日ぶりに再開
20	衆院 ・米国における牛肉処理等・食の安全の実情調査のため、米国に議員派遣（6.27帰国） ○小泉内閣総理大臣、韓国訪問に出発（同日首脳会談 6.21帰国） ○国際捕鯨委員会年次総会、韓国において開会（6.21商業捕鯨再開案否決）
21	政府 ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」を閣議決定（「骨太の方針」 小さくて効率的な政府をつくる等）
22	参院 ・介護保険法等の一部改正案可決・成立
23	○イラク・サマーワで爆発事故、陸上自衛隊の車両に被害
26	○農林水産省、茨城県水海道市の採卵養鶏場で高病原性鳥インフルエンザH5N2亜型ウイルスを検出したことを発表
27	○天皇皇后両陛下、米国自治領北マリアナ諸島サイパン島訪問にご出発（戦没者慰霊 6.28ご帰国） 衆院 ・郵政特委 郵政民営化関連6法案審査のため、北海道、佐賀県に委員派遣（2日間 6.28地方公聴会）

年 月 日	事 項
6. 28	衆院 ・郵政特委 郵政民営化関連 6 法案審査のため、新潟県に委員派遣（地方公聴会）
29	参院 ・会社法案外 1 案可決・成立 ○クボタ（大手機械メーカー）、アスベストによる健康被害について公表
30	衆院 ・平成15年度決算議決
7. 5	衆院 ・郵政民営化関連 6 法案議決（4 件修正議決 2 件可決 5 票差の議決）
6	○小泉内閣総理大臣、第31回主要国首脳会議（グレーンイーグルズ・サミット）に出席のため英国に出発（7.8テロ対策強化等を含む12の特別声明採択 7.9帰国） ○G 4、国連安保理改革に関する枠組み決議案を国連事務局に提出
7	○英国・ロンドンで同時多発テロ発生（死者50人以上、負傷者約700人）
10	○エックス線天文学観測用衛星「すざく」、M-V ロケット 6 号機で打上げに成功
11	参院 ・特別委員会設置（郵政） ・小泉内閣総理大臣、第31回主要国首脳会議出席に関する報告（衆院 7.26）
12	○東京高検、日本道路公団発注の橋梁工事談合事件で元公団理事らを独禁法違反容疑で逮捕
14	○国連教育・科学・文化機関（ユネスコ）の第29回世界遺産委員会（南アフリカ・ダーバンで開催）、北海道・知床の世界自然遺産への登録決定
15	衆院 ・エネルギー使用合理化法一部改正案可決 ・議院運営委理事会 議院の品位の確保に関する申合せ（審議の場に酒気を帯びての入場及び品位を乱す行為の禁止） ○食育担当大臣に棚橋泰文君任命 ○経済産業省、企業のアスベストによる健康被害の実態調査の結果を公表（中皮腫、じん肺等により、死者27社374人、療養中12社88人等）
20	衆院 ・厚生労働委 アスベスト問題について質疑
21	○中国人民銀行、人民元為替レートの切上げを決定、為替制度を「ドル・ペッグ制」から通貨バスケット制を参考とした「管理フロート制」に移行
23	○千葉県北西部でM6.0の地震発生（都内で震度 5 強） ○エジプトで同時爆破テロ（死傷者多数）
25	○東京地検、日本道路公団発注の橋梁工事談合事件で、独占禁止法違反ほう助及び背任容疑で日本道路公団副総裁を逮捕（8.15起訴）
26	衆院 ・小泉内閣総理大臣、第31回主要国首脳会議出席に関する報告 参院 ・郵政特委 郵政民営化関連 6 法案について、参考人から意見聴取 ○中央防災会議（会長小泉総理）、「防災基本計画」を修正（減災の視点を盛り込む。） ○北朝鮮の核問題を巡る第 4 回六者会合第 1 次会合開催（8.7閉幕） ○米国、スペースシャトル「ディスカバリー」打上げ成功（日本人宇宙飛行士野口聡一さん搭乗 8.9帰還）
27	参院 ・郵政特委 郵政民営化に関する諸問題について地方における実情調査及び郵政民営化関連 6 法案審査のため、東京都・大阪府・京都府・岩手県に委員派遣（2 日間 7.28京都府・岩手県で地方公聴会）
28	衆院 ・拉致問題特委 北朝鮮による拉致問題等に関する件について、参考人質疑（元北朝鮮工作員等）

年 月 日	事 項
7. 29	政府 ・アスベスト問題に関する関係閣僚会合 「当面の対応」取りまとめ (被害の拡大防止、国民の不安への対応)
8. 1	○衆議院茨城県第7区選出議員永岡洋治君(自民)死去(54歳) ○サウジアラビアのファハド国王死去(82歳)
2	衆院 ・国連創設及びわが国の終戦・被爆60周年に当たり、更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案(自民・民主・公明共同)提出(同日可決)
3	参院 ・エネルギー使用合理化法一部改正案可決・成立 ・郵政特委 金融を中心とした郵政事業について集中審議
4	参院 ・郵政特委 郵便事業を中心とした郵政事業について集中審議
8	参院 ・郵政民営化関連6法案否決(賛成108 反対125) 衆院 ・小泉内閣不信任決議案(民主)提出(未了、議題宣告後解散) ○農林水産大臣島村宜伸君罷免(解散詔書への署名拒否)、小泉内閣総理大臣兼任 衆議院解散
11	○農林水産大臣岩永峯一君任命(小泉総理、兼任の農林水産大臣辞任) 政府 ・「平成18年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を閣議決定
15	両院 ・人事院勧告(国家公務員の月例給平均0.36%引下げ等)受領 ○全国戦没者追悼式(戦後60年終戦記念日、小泉内閣総理大臣式辞) ○小泉内閣総理大臣、戦後60年に当たり、さきの大戦への反省やおわび、アジア諸国との未来志向の協力関係を構築していく決意等の談話発表
16	○宮城県南部でM7.2の地震発生(負傷者多数)
17	○国民新党結成(代表綿貫民輔君)
21	○新党日本結成(代表田中康夫君)
24	○つくばエクスプレス開業(秋葉原―つくば間)
29	○6党党首公開討論会(日本記者クラブ主催)、自民・小泉、民主・岡田、公明・神崎、共産・志位、社民・福島、国民・綿貫の各党首出席 ○米国で過去最大級の大型ハリケーン「カトリーナ」が南部地帯に上陸、死傷者が多数に上る甚大な被害となる(9.6日本政府は総額100万ドルの支援を表明)
30	○第44回衆議院議員総選挙施行公示 ○参議院神奈川県選挙区選出議員齋藤勁君(民主)退職(公職選挙法第90条による) ○総務省、衆院選公示前日現在の選挙人名簿登録者数(有権者数)を発表(1億327万4,195人(9.6訂正) 小選挙区での1票の格差は最大で2.18倍)
9. 6	○台風14号長崎県に上陸、九州・四国・中国地方中心に豪雨(死者・行方不明者29人)
7	参院 ・扇議長、第2回世界議長会議出席のため米国に出発(9.9帰国)
11	第44回衆議院議員総選挙 投票率(小選挙区選67.51% 比例選67.46%) (定数480 小選挙区300(自民219 民主52 公明8 国民2 社民1 無18) 比例代表180(自民77 民主61 公明23 共産9 社民6 国民2 日本1 諸1))
9. 12	○2党党首会談(自民・小泉総理、公明・神崎党首、連立政権継続で合意)

年 月 日	事 項
13	○イスラエル軍ガザ地区から撤退完了、38年間のガザ地区占領に終止符 ○北朝鮮の核問題を巡る第4回六者会合第2次会合開催（9.19閉幕、将来軽水炉の提供も議論することを条件に日・米・韓・中・露・朝で初の共同声明発表）
14	○第2次小泉内閣 改造内閣、資産公開（新任閣僚分） ○最高裁、在外邦人の選挙権を制限した公職選挙法を違憲とし、国の立法不作為を認める初めての判決
15	○国連総会特別首脳会議開会（9.14～16 創設60周年を記念し、史上最多の首脳参加 成果文書に安保理改革の期限示されず） ○小泉内閣総理大臣、国連総会特別首脳会合出席のため米国に出発（9.16帰国）
16	参院 ・国民新党・新党日本の会、会派結成（代表田村秀昭君 3名）
17	○第163回国会（特別会）召集詔書公布 ○民主党代表選挙（立候補者 菅直人君、前原誠司君） 両院議員総会における選挙で前原誠司君が当選
18	○愛知県警・警視庁、小林憲司前衆議院議員を覚せい剤取締法違反（所持）容疑で逮捕（12.16懲役2年、執行猶予3年の判決）
19	○元副総理・元衆議院議員後藤田正晴君死去（91歳）
21	第163回国会（特別会）召集 （会期42日間 11.1まで） 衆院会派別議員数（自民296 民主114 公明31 共産9 社民7 国民6 無所属17） 参院会派別議員数（自民112 民主82 公明24 共産9 社民6 国日3 無所属5 欠員1） 第2次小泉内閣 改造内閣総辞職 衆院 ・議長選挙 河野洋平君（自民）当選 ・副議長選挙 横路孝弘君（民主）当選 ・常任委員長選任（議院運営—自民） ・河野議長・横路副議長党籍離脱 参院 ・常任委員長選任（予算—自民） ・特別委員会設置（災害対策 沖縄・北方 倫理選挙 イラク・事態 拉致問題 郵政） 両院 ・内閣総理大臣に小泉純一郎君（自民）指名 第3次小泉内閣成立 （自公連立政権 全閣僚再任）
22	衆院 ・常任委員長選挙（内閣外15 自民12 民主2 公明2） ・政治倫理審査会委員選任（10.4 会長 瓦力君） ・特別委員会設置（災害対策 倫理選挙 沖縄北方 青少年 イラク支援 拉致問題 郵政 憲法）
25	○愛知万博閉幕（当初の目標を50%近く上回る2,205万人が入場）
26	開会式 両院 ・所信表明演説 衆院 ・郵政民営化法案（閣法）提出（10.14成立） ・日本郵政株式会社法案（閣法）提出（10.14成立） ・郵便事業株式会社法案（閣法）提出（10.14成立） ・郵便局株式会社法案（閣法）提出（10.14成立）

年 月 日	事 項
9. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法）提出（10.14成立） ・郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法）提出（10.14成立） 参院 ・ 常任委員長選任（内閣外5—民主） 衆院 ・ 所信表明演説に対する質疑 政府 ・ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」を閣議決定 ○最高裁、裁判官会議において最高裁裁判官の退職金を3分の1に減額及び全国の裁判官報酬を減額の上「地域手当」を導入することを決定
29	<ul style="list-style-type: none"> 参院 ・ 所信表明演説に対する質疑
30	<ul style="list-style-type: none"> 衆院 ・ 労働安全衛生法等の一部を改正する法律案（内閣）提出（10.26成立） 参院 ・ 障害者自立支援法案（閣法）提出（10.31成立） ○大阪高裁、小泉内閣総理大臣の靖国神社参拝について憲法が禁じた宗教的活動にあたと違憲判決（国家賠償請求事件としては控訴棄却）
10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○32市と18町誕生（「平成の大合併」で全国28道県の147市町村再編の全国市町村数2,216） ○平成17年国勢調査実施 ○道路関係4公団、6社に分割民営化 ○マシュラング・南アフリカ共和国全国州評議会議長来日（参議院議長招待10.6離日） ○インドネシア・バリ島で同時爆弾テロ（邦人1人を含む23人死亡）
3	<ul style="list-style-type: none"> 衆院 ・ 郵政改革法案（衆法 民主）提出（10.11否決） ○厚生労働省、国内初の西ナイル熱患者輸入感染症例を発表
4	<ul style="list-style-type: none"> 衆院 ・ 平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法）提出（10.26成立）（1年延長） ・ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法）提出（10.28成立） 政府 ・ 「平成18年度以降の定員管理について」を閣議決定（国家公務員合理化計画）
7	<ul style="list-style-type: none"> 参院 ・ 厚生労働委 障害者自立支援法案審査のため大阪府に委員派遣（地方公聴会）
8	<ul style="list-style-type: none"> ○パキスタン北部でM7.6の大規模地震発生（死者7万人超 日本から緊急援助隊派遣 最大2,000万ドルの無償支援等）
11	<ul style="list-style-type: none"> 衆院 ・ 郵政改革法案（衆法 民主）否決 ・ 郵政民営化関連6法案（閣法）可決 ・ 政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆法 自民・公明）提出（10.26成立）（政党及び政治資金団体を除く政治団体間における寄附を、同一の政治団体に対しては年間5,000万円以内に制限）
12	<ul style="list-style-type: none"> 衆院 ・ 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（衆法 民主）提出（10.18否決） 参院 ・ 常任委員長選任（農林水産外1—自民） ・ 細田国務大臣、パキスタン等における大地震について報告

年 月 日	事 項
10. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働委 障害者自立支援法案について参考人質疑 ○中国、2機目の有人宇宙船「神舟6号」の打上げ成功（10.17 内モンゴル自治区に着陸） 衆院 ・憲法特委 日本国憲法改正国民投票制度及び日本国憲法について、参考人から意見聴取 ○楽天、TBSに経営統合を提案（TBS株の15.46%を取得、共同持ち株会社方式を提案 11.30楽天が統合提案取下げ、両者は提携協議入りの覚書に調印）
14	<ul style="list-style-type: none"> 衆院 ・政治資金規正法の一部を改正する法律案（倫選特委員長）提出（10.26成立）（政治団体の本部も支部に代わって解散の届出が可能に） 参院 ・郵政民営化関連6法案（閣法）可決・成立 政府 ・「原子力委員会の『原子力政策大綱』に関する対処方針について」を閣議決定
17	<ul style="list-style-type: none"> ○最高裁、労働基準監督署の労災事故報告書の民事裁判使用目的について、国に提出義務があると判決
17	<ul style="list-style-type: none"> ○小泉内閣総理大臣、靖国神社参拝（就任以来5回目）
19	<ul style="list-style-type: none"> 両院 ・国家基本委合同審査会 国家の基本政策について討議（同10.26討議）
21	<ul style="list-style-type: none"> ○三村青森県知事、東京電力が青森県むつ市に計画中の日本初の使用済み核燃料中間貯蔵施設設置に同意 ○米国家運輸安全委員会、2001年ハワイ沖の「えひめ丸」沈没事故についての調査報告書を提出（米原潜乗務員の意思疎通が不十分だったことが事故の要因と断定） ○国連教育・科学・文化機関（ユネスコ）総会、「生命倫理と人権に関する世界宣言」を満場一致で採択 ○フセイン・元イラク大統領、イラク特別法廷で初公判
21	<ul style="list-style-type: none"> ○第3次小泉内閣資産公開（閣僚、副大臣、政務官 家族名義資産も公開） ○環境省、アスベストが原因の中皮腫による1970年以降の死亡者は最大9,993人と推計
23	<ul style="list-style-type: none"> ○参議院神奈川県選挙区選出議員補欠選挙（川口順子君（自民）当選 10.25 当選通知書受領）
24	<ul style="list-style-type: none"> ○内閣府・食品安全委員会、政府諮問の米国・カナダ産牛肉の輸入について、生後20か月以下の牛に限って再開を容認する答申案を提示
25	<ul style="list-style-type: none"> 参院 ・自民、川口順子君の入会届を提出 ○神奈川県警、計屋圭宏前衆議院議員を逮捕（公職選挙法違反（買収）容疑） ○東京地裁、ハンセン病補償法の補償対象についての2訴訟に判決（療養所への台湾人入所者は勝訴、韓国人入所者は敗訴） ○イラク、新憲法草案の賛否についての国民投票（10.15）の最終開票結果発表（78.59%賛成で承認）
26	<ul style="list-style-type: none"> 衆院 ・高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律案（厚生労働委員長）提出（11.1成立）
26	<ul style="list-style-type: none"> 参院 ・憲法調査会 EUにおける国民投票制度について、参考人から意見聴取
26	<ul style="list-style-type: none"> 両院 ・衆議院議会制度協議会及び参議院改革協議会、国会議員互助年金制度の廃止について合意（平成18年3月末で廃止）

年 月 日	事 項
10. 27	○フランス、差別、貧困への不満から若者の暴動発生（11.17仏当局、沈静化発表）
28	政府 ・「テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について」を閣議決定 ・「指定行政機関（内閣府外27行政機関）の国民の保護に関する計画」を閣議決定
29	○日米安全保障協議委員会（2プラス2）において、在日米軍再編に関する中間報告を発表
31	第3次小泉内閣 改造内閣成立 （自公連立政権）
11. 1	衆院 ・ 常任委員長選任（議運外5－自民） 参院 ・ 常任委員長選任（総務外6－自民5 公明2） 第163回国会閉会
	衆院 ・ 臨時国会召集要求書（安住淳君外127名）提出 参院 ・ 臨時国会召集要求書（江田五月君外96名）提出
3	○日朝政府間協議（審議官級）開催（北京市）（～11.4）
6	○フジモリ元ペルー大統領、日本からチリ・サンチャゴに到着（11.7ペルー政府、身柄引渡要求）
8	○国連安保理、イラクに展開する多国籍軍の駐留期限延長決議案を採択（2005年末から2006年末まで延長）
9	○北朝鮮の核問題を巡る第5回六者会合第1次会合開催（11.11休会、議長声明発表）
14	○経済財政諮問会議、「総人件費改革基本指針」を決定（国家公務員定員を2006年度から5年間で5%以上純減）
15	○清子内親王殿下、東京都職員黒田慶樹さんとご結婚、皇籍を離れる（同日両院議長祝詞申上げ） ○ブッシュ米大統領来日（11.16京都迎賓館において日米首脳会談 同日離日）
16	○中国衛生省、鳥インフルエンザの人への感染例発表
17	衆院 ・ 拉致問題特委 日朝政府間協議及び第5回六者会合について、麻生外務大臣から説明聴取及び質疑 ○国土交通省、マンション・ホテルの耐震強度に関する構造計算書偽装問題を発表（震度5強で倒壊の危険判明のマンション20棟、ホテル1棟について）
18	○内閣府、政府の審議会などにおける女性委員の割合が9月末日で30.9%に達したと発表（2000年に定めた「2005年末までに30%」の目標達成） ○文化審議会、文化財保護法により新設した「重要文化的景観」の第1号に「近江八幡の水郷」（滋賀県近江八幡市）を選定するよう答申 ○小泉内閣総理大臣、アジア太平洋経済協力会議（APEC）出席のため韓国に出発（釜山で日韓首脳会談 11.19宣言を採択、首脳会議閉幕 同日帰国）
20	○プーチンロシア大統領来日（11.21首相官邸で日露首脳会談 11.22天皇陛下に会見 同日離日）
22	○自由民主党立党50年記念党大会、「新憲法草案」「理念」「綱領」「立党50年大会宣言」を発表 ○ドイツ連邦議会、キリスト教民主・社会同盟アンゲラ・メルケル党首を首相

年 月 日	事 項
	に選出（ドイツ初の女性で旧東独出身の首相誕生）
11. 23	○西アフリカ・リベリア共和国の大統領選挙（11. 8決選投票）で、アフリカ初の女性大統領選出（エレンサーリフ氏）
24	○皇室典範に関する有識者会議（総理の私的諮問機関、座長一吉川弘之元東大総長）、皇位継承資格を女子や女系の皇族に拡大することが必要であるとの報告書提出
25	○国連教育・科学・文化機関（ユネスコ）、「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」43件追加選定（能楽、文楽に続いて歌舞伎が世界無形文化遺産となる）
26	○宇宙航空研究開発機構の探査機「はやぶさ」、小惑星「イトカワ」に着陸、岩石採取装置作動（11. 20初着陸）
28	○大阪地検・大阪府警、西村真悟衆議院議員を弁護士法違反容疑（非弁護士との提携禁止）で逮捕（12. 18組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で再逮捕 12. 28追起訴）
	○第1回京都議定書締約国会議、カナダ・モントリオールで開催（11. 30京都メカニズム（二酸化炭素の森林吸収源算定方法、排出権取引など）の細目等運用ルール案を正式採択）
29	衆院 ・民主、西村真悟君の会派離脱届を提出（同日党除名） ・国土交通委（午前）建築物の構造計算書偽装問題について現地調査（午後）建築物の構造計算書偽装問題について参考人質疑
	○経済財政諮問会議、「政策金融改革の基本方針」を決定
30	○政府・与党、三位一体改革に関する協議会において合意文書を決定（補助金削減6, 540億円に伴う地方自治体への税源移譲6, 100億等）
12. 1	○政府・与党、医療改革協議会において「医療制度改革大綱」を決定（新高齢者医療保険創設等）
	○高速道路関連社会貢献協議会、旧日本道路公団ファミリー企業73社の剰余金（3月末現在985億円）の初年度還元策決定
	○東京株式市場の日経平均株価の終値が5年ぶりに15, 000円台回復
2	○社民党党首選挙 福島みずほ君再任
4	○イラク・サマーワ近郊ルメイサで陸上自衛隊車列をデモ隊が包囲（投石などで装甲機動車のミラーなどが破損）
6	政府 ・「平成18年度予算編成の基本方針」を閣議決定 ○外務省、新設の「人権担当大使」に齋賀富美子・駐ノルウェー大使兼アイスランド大使を任命 ○文部科学省、「登下校時の幼児児童生徒の安全確保について」を発出（小学生女児殺害連続発生に関連して）
7	衆院 ・国土交通委 建築物の構造計算書偽装問題について参考人質疑
8	政府 ・「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について」を閣議決定（17. 12. 14までの自衛隊のイラクへの派遣を1年延長、昨年に続き2度目） ○東京証券取引所において、みずほ証券が誤って大量の売り注文。日経平均株価が300円以上急落、市場混乱（12. 13日本クリアリング機構は強制現金決済実施）
9	○第28次地方制度調査会（総理の諮問機関）、「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」を提出（①出納長・収入役の廃止②教育

年 月 日	事 項
	<p>委員会設置の選択制の導入など)</p> <p>○政府・与党、「道路特定財源の見直しに関する基本方針」を決定（道路特定財源の一般財源化の方針を決定 2006年度具体案取りまとめ、2007年度予算から反映）</p> <p>○第3次小泉内閣 改造内閣資産公開（閣僚、副大臣、政務官の家族名義資産も公開）</p> <p>○日米両政府、在日米軍駐留経費の日本側負担（思いやり予算）の一部を定めた特別協定について合意（現在の負担の枠組みを維持した上で、5年間の協定期間を2年に短縮）</p> <p>12. 11 ○小泉内閣総理大臣、ASEAN首脳会議等出席のためマレーシアへ出発（11.14帰国）</p> <p>12 政府 ・米国・カナダ産牛肉（牛海綿状脳症（BSE）で2003年から輸入禁止）の輸入再開決定</p> <p>○東南アジア諸国連合・日中韓（ASEANプラス3）首脳会議、東アジア共同体を長期的目標とする「クアラルンプール宣言」を採択</p> <p>13 ○衆議院比例四国ブロック選出議員五島正規君（民主）辞職</p> <p>14 衆院 ・国土交通委 建築物の構造計画書偽装問題について証人喚問（姉齒秀次元1級建築士、木村盛好元木村建設社長、篠塚明元木村建設東京支店長、内河健総合経営研究所長）</p> <p>○自民党行政改革推進本部、「特別会計整理合理化計画骨子」決定（31の特別会計の統廃合、5年間で20兆円減）</p> <p>○内閣府、医療制度改革（1997、2002、2003年の患者負担率引上げ）について評価報告を公表（総医療費抑制にほとんど効果を発揮していない）</p> <p>○第1回東アジア首脳会議（サミット）、マレーシア・クアラルンプールで開会</p> <p>15 ○自民・公明両党、2006年度与党税制改正大綱を決定（定率減税の2007年の全廃、たばこや第3のビールの税率アップ等、全体で2兆円規模の増税）</p> <p>○イラク国民議会選挙</p> <p>16 衆院 ・青少年特委 子どもの安全対策について質疑</p> <p>・議会制度協議会 国会議員互助年金制度廃止案について協議（2006年4月廃止を確認）</p> <p>○民主党定期大会（12.17まで）</p> <p>○国連総会本会議、外国人拉致を含む北朝鮮の人権状況を非難し「深刻な懸念」を表明する決議を初採択</p> <p>18 ○世界貿易機関（WTO 149か国・地域）第6回閣僚会議（香港において開会 多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）の貿易自由化ルールの大枠について2006年4月までに合意を目指す閣僚宣言を採択して閉会）</p> <p>19 衆院 ・イラク支援特委 イラク特措法に基づく基本計画の変更等について質疑</p> <p>20 ○衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区繰上補充（高井美穂君（民主）当選人決定 12.21当選報告書受領）</p> <p>政府 ・「平成18年度予算における一般会計公債発行額について」を閣議決定</p> <p>○警視庁・神奈川県警・千葉県警の耐震強度偽装事件合同捜査本部は、姉齒元1級建築士の建築基準法違反容疑で、関係先10数社の計117か所を一斉捜索</p> <p>21 衆院 ・国土交通委 建築物の構造計算書偽装問題について質疑</p>

年 月 日	事 項
12. 22	<ul style="list-style-type: none"> ○内閣制度創始120周年記念式典挙行（総理官邸） ○厚生労働省、2005年の人口動態統計の年間推計で、日本の人口が自然減に転ずる見通しを発表（1899年（明治32年）の統計開始以来初めて1万人減） ○国土交通省、耐震強度偽装の発見された建築物は85件と発表 ○日本海側を中心に大雪、暴風の影響で大規模停電（新潟県最大65万戸、関西2府3県約68万戸）
23	○国連、半年間の暫定予算採択（2年間の通常予算採択できず）
24	<p>政府 ・「平成18年度一般会計歳入歳出概算について」を閣議決定</p> <p>・「行政改革の重要方針」を閣議決定（10項目にわたり、数値目標、日程等を明記）</p> <p>○日朝政府間協議、在中国日本大使館で開会（12. 25 2006年1月末にも第三国で、2002年10月以来絶えていた日朝国交正常化交渉再開、拉致問題、安全保障問題の並行協議を開始することを決定して閉会）</p>
25	○JR羽越線砂越－北余目駅間で特急電車「いなほ14号」脱線・転覆事故（死者5人、負傷者32人）
27	<p>政府 ・「男女共同参画基本計画の変更について」を閣議決定</p> <p>・「犯罪被害者等基本計画について」を閣議決定（2010年度末までの約5年間を対象 被害者の実名発表は警察判断等 258項目の支援策）</p> <p>○総務省、国勢調査（10月1日実施）速報値発表（日本の総人口 2005年10月1日時点で1億2,775万6,815人で1年前より1万9,000人減）</p> <p>○総務省、国勢調査の速報値に基づく、衆院300小選挙区ごとの議員1人当たりの人口格差を発表（1票の格差は最大で2.203倍、2倍を超える選挙区は48選挙区 参院選挙区の格差は最大で5.178倍）</p>
28	<p>○政府・与党、12月の寒波・雪害に対する9分野26項目の対策決定（「地方公共団体への支援」「生活支援」等）</p> <p>○厚生労働省人口動態統計の年間推計の分析により、2005年の合計特殊出生率が1.26前後まで落ち込み、過去最低となることが判明</p>

衆議院の動き 第13号

平成18年2月

編集・発行 衆議院事務局
